

京田辺市歴史資料調査報告書第一集

平成二六・二七年度京都府立大学地域貢献型特別研究成果報告書

京田辺市所蔵近世近代文書調査報告書一

京田辺市教育委員会

京都府立大学文学部歴史学科

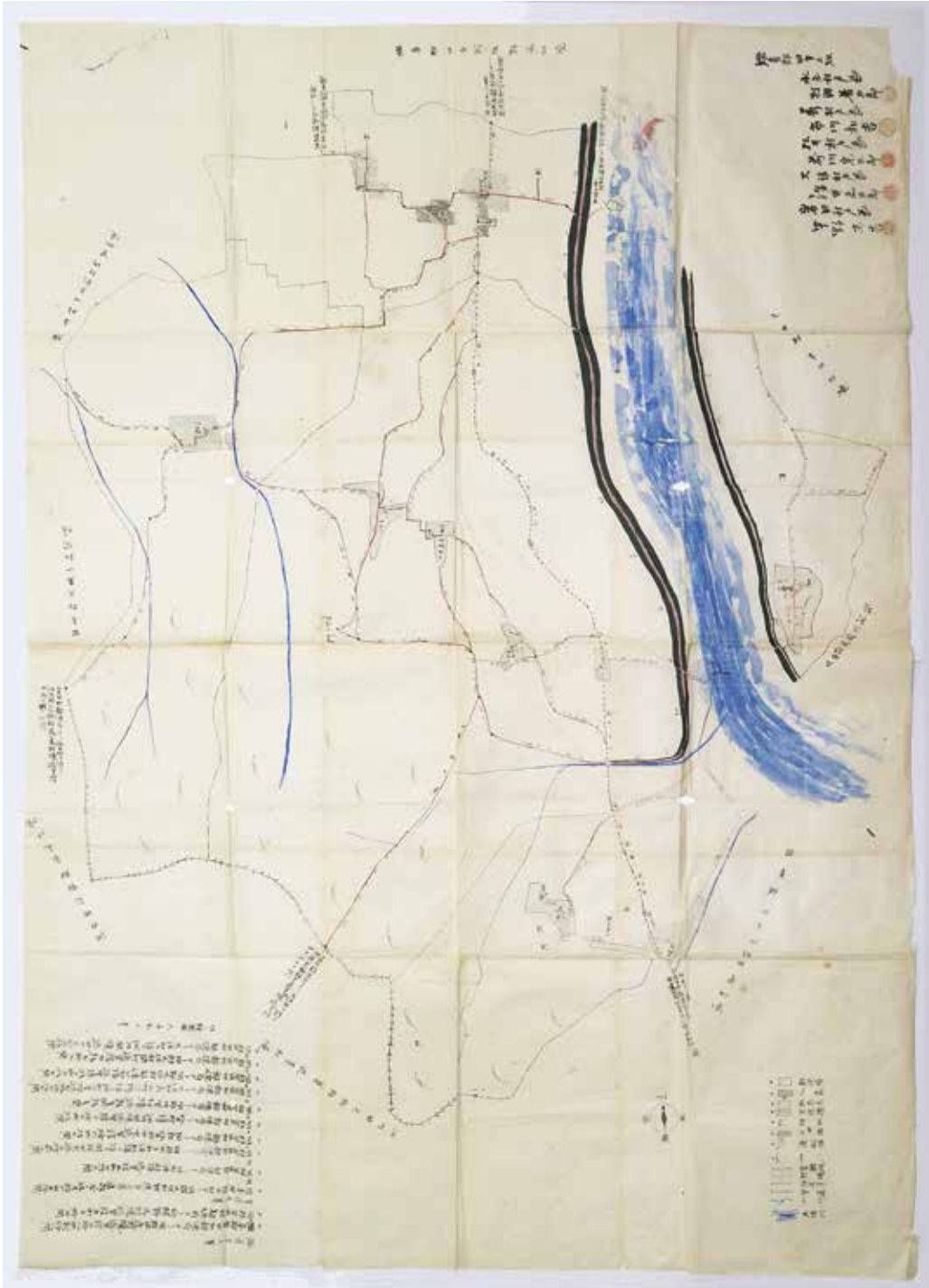
京田辺市所蔵近世近代文書調査報告書一

山城国綴喜郡江津村檢地帳（写）（三山木村井氏旧蔵歴史資料）



質物請状之事（薪村小山家文書）





〔綴喜郡旧第三組絵図（六〇〇〇分の一）〕（田边中筋家旧蔵歴史資料）

発刊にあたって

京田辺市は京都府南部にあり、西側は生駒山系に連なる甘南備丘陵、東側は伊賀山中に源を發する木津川によって形成された沖積平野が南北に広がり、南山城の中心として、首都（奈良・京都）周辺地域として、古くから独自の文化を形成し、多くの歴史資料が残されています。

京田辺市教育委員会は平成二六年度から平成二八年度まで京都府立大学と共同で、市が所蔵している歴史資料やその関連歴史資料等を調査・整理し、その成果を公開する事業に取り組みました。平成二九年度から開始した京田辺市史編さん事業の準備作業に位置づけられる本事業につきましては、平成二六・二七年度に東昇准教授を研究代表者とする京都府立大学地域貢献型特別研究に採択していただきました。また、歴史資料の調査にあたり、「京田辺市歴史資料整理ボランティア」を組織し、たくさんの市民の方々にも参加いただきました。

先人達の努力によって現在まで受け継がれ、遠い昔の京田辺の歴史を私達に伝えてくれる貴重な歴史資料を、大学・市民・行政の三者が共同して調査・整理することは大変意義深く、毎日新聞（平成二六年九月一〇日号）、京都新聞（同日号）、洛南タイムス（同年八月一七日号、九月一〇日号）、ケーブルテレビKICKCAT（平成二七年六月一七日放送）にも取り上げられるなど、たいへん注目を集めました。

今回、調査の成果を本書を通して広く公開することで、歴史資料の保存と活用の機運が高まり、地域文化の発展に寄与することができれば幸いです。また、本書を京田辺市史編さん事業の基本資料として活用し、ふるさとへの誇りや愛着を育む礎となる京田辺市史につなげていきたいと考えております。

結びになりましたが、本事業の実施にあたりまして、研究代表者の東昇准教授、研究協力者の竹中友里代特任講師、調査に参加いただいた京都府立大学の学生・院生のみなさん、京田辺市歴史資料整理ボランティアのみなさん、貴重な歴史資料を寄贈いただいた方々、その他関係された多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成三〇年三月

例言

資料共同調査報告会の概要については、第七章を参照されたい。

一 本書は京田辺市教育委員会と京都府立大学文学部歴史学科が平成二六（二〇一四）～二八（二〇一六）年度に実施した京田辺市歴史資料共同調査の報告書である。

二 本書は『田辺町近代誌』の編さん時（昭和五八～六二年）等に、京田辺市に寄贈いただいた近世近代文書を調査した報告書である。なお、平成二九年度以降に確認・入手した近世近代文書については、共同調査の対象外のため、本書には掲載していない。

三 本事業は平成二六・二七年度京都府立大学地域貢献型特別研究「京都歴史資料の調査・活用・公開―舞鶴幼稚園と京田辺市―」に採択された。

研究代表者 東昇（京都府立大学准教授）

研究協力者 竹中友里代（京都府立大学特任講師）

研究協力者 松本勇介（京田辺市教育委員会）

四 共同調査の概要については、第一章を参照されたい。

五 共同調査の成果を市民の方々に報告した京田辺市歴史

六 共同調査と並行して行った京田辺市歴史資料整理ボランティアの概要については、第八章を参照されたい。

七 本事業の実施にあたっては、京都府立京都学・歴史館、京田辺市郷土史会、そして地域の方々等の協力を得た。

八 歴史資料群の名称については、以下の方針で名付けた。
・ 一部を除き田辺町に合併する前の地域名（大住・田辺・草内・三山木・普賢寺）を付した。

・ その家に伝えられてきた可能性が高い資料群については「家」を、コレクションの可能性が高いものについては「氏」を用いた。

・ 当時の所蔵者名及び「文書」表記を用いる方がふさわしいと考えられるものについては、それぞれ薪村小山家文書、淀藩松原家文書と名付けた。

九 本書の編集は東昇、松本勇介が行った。

目次

発刊にあたって

例言

目次

第一章 歴史共同調査概要

第一節	平成二六年度共同調査概要	1
第二節	平成二七年度共同調査概要	3
第三節	平成二八年度共同調査概要	5

第二章 目録

第一節	平成二六年度調査分目録	10
(一)	三山木村井氏旧蔵歴史資料(資料群一)	10
(二)	三山木山田家旧蔵歴史資料(資料群二)	16
第二節	平成二七年度調査分目録	24
(一)	薪村小山村家文書(資料群三)	24
第三節	平成二八年度調査分目録	70
(一)	田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)	70

第三章 翻刻

(二)	草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)	89
(三)	草内古川氏旧蔵歴史資料(資料群六)	95
(四)	大住吉田氏旧蔵歴史資料(資料群七)	96
(五)	松井区旧蔵歴史資料(資料群八)	97
(六)	田辺西村家旧蔵歴史資料(資料群九)	98
(七)	市外森田氏旧蔵歴史資料(資料群一〇)	101
(八)	草内吉川家旧蔵歴史資料(資料群一一)	102
(九)	淀藩松原家文書(資料群一二)	103

第一節 平成二六年度調査分翻刻

(一)	三山木村井氏旧蔵歴史資料(資料群一)	110
第二節	平成二七年度調査分翻刻	140
(一)	薪村小山村家文書(資料群三)	140
第三節	平成二八年度調査分翻刻	142
(一)	松井区旧蔵歴史資料(資料群八)	142
(二)	田辺西村家旧蔵歴史資料(資料群九)	150
(三)	淀藩松原家文書(資料群一二)	154

第四章 解題

第一節	平成二六年度調査分解題(資料群一、二)	189
第二節	平成二七年度調査分解題(資料群三)	189
	東昇	189

第三節	平成二八年度調査分解題（資料群四〇一二）	東昇	……………	192
		東昇・豊田祥子	……………	199

第五章 関連図表

第一節	平成二六年度調査分関連図表	……………	206
(一)	延宝七年江津村検地帳詳細表	……………	206
(二)	延宝七年江津村検地帳詳細表	……………	225
(三)	安政六年田畑立毛内見小前帳詳細表	……………	235

第六章 関連論考

第一節	平成二六年度調査分関連論考	……………	241
(一)	江津村検地帳と地名・耕地	東昇	……………
(二)	佐牙神社の銘文資料から	竹中友里代	……………
(三)	佐牙神社現地銘文調査報告	竹中友里代	……………
(四)	佐牙神社の祭りと南山城の諸社	竹中友里代	……………
(五)	京田辺市所在旧佐太来迎寺末五ヶ寺の歴史	松本勇介	……………
第二節	平成二七年度調査分関連論考	……………	259

(一)	小山捨松の京都府巡查試験と教習	東昇	……………	279
(二)	薪の小山捨松家と近代京田辺市の養蚕	竹中友里代	……………	283
(三)	田辺中筋家旧蔵歴史資料の絵図から	竹中友里代	……………	287

第三節 平成二八年度調査分関連論考

(一)	近世後期淀藩士松原家の家督相続と職務	東昇	……………	291
-----	--------------------	----	-------	-----

第七章 歴史共同調査報告会概要

第一節	平成二七年度調査報告会概要	……………	299
第二節	平成二八年度調査報告会概要	……………	303

第八章 歴史資料整理ボランティア概要

第一節	平成二六年度ボランティア概要	……………	305
第二節	平成二七年度ボランティア概要	……………	306
第三節	平成二八年度ボランティア概要	……………	307

第一章 歷史資料共同調查概要

第一章 歴史資料共同調査概要

京田辺市教育委員会と京都府立大学との歴史資料共同調査は平成二六年度から二八年度までの三ヶ年実施し、本市所蔵の歴史資料やその関連歴史資料等を調査した。

第一節 平成二六年度歴史資料共同調査概要

平成二六年度の京田辺市教育委員会と京都府立大学との歴史資料共同調査は後述の通り京田辺市内で四回の本調査と一回の関連調査を行った。なお、当該調査は五月に、京都府立大学地域貢献型特別研究「京都歴史資料の調査・活用・公開 ―舞鶴幼稚園と京田辺市―」に採択された。

調査の参加者は、府立大学からは東昇氏、竹中友里代氏の教員二名、池田由里奈氏、井口真実氏、稲穂将士氏、岩永紘和氏、小島貴帆氏、原田直実氏、樋口隼氏、松村祥志氏、山崎祐紀子氏の学生・院生九名、そして教育委員会からは松本勇介一名、合計一二名であった。なお、五回の調査の述べ人数は、二七名であった。

調査対象の歴史資料は、三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）と三山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）の二資料群

であった。

・第一回共同調査…平成二六年六月二〇日（金）に市立中部住民センターで三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）を調査。調査人数は三名。

・第二回共同調査…同年九月九日（火）に市立中央図書館で三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）と三山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）を調査。調査人数は一二名。

・関連調査…同年一〇月一二日（日）に佐牙神社山本御旅所（三山木地区）で市指定無形民俗文化財の「山本の百味と湯立」を調査。調査人数は二名。

・第三回共同調査…同年一二月一五日（月）に市役所で三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）と三山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）を調査。また、佐牙神社（三山木地区）で所蔵歴史資料を調査。加えて、江津（三山木地区）で耕地や用水に関するヒアリング調査を実施。調査人数は三名。

・第四回共同調査…平成二七年一月一六日（金）に市立中央図書館で三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）と三

山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）を調査。調査人数は七名。



第二節 平成二七年度歴史資料共同調査概要

平成二七年度の京田辺市教育委員会と京都府立大学との歴史資料共同調査は後述の通り京田辺市内で一回の本調査を行った。なお、当該調査は前年度と同様に五月に、京都府立大学地域貢献型特別研究「京都歴史資料の調査・活用・公開 ―舞鶴幼稚園と京田辺市―」に採択された。

調査の参加者は、府立大学からは東昇氏、竹中友里代氏の教員二名、安藤智美氏、稲穂将士氏、井上真美氏、藤垣朝一氏、迎田幸志郎氏、棟田成紹氏、百瀬ちどり氏の学生・院生七名、そして教育委員会からは松本勇介一名、合計一〇名であった。なお、一回の調査の述べ人数は、四二名であった。調査対象の歴史資料は、旧薪村小山家文書（資料群三）であった。

・ 第一回共同調査…平成二七年六月一五日（月）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は一〇名。

・ 第二回共同調査…同年八月二〇日（月）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。

・ 第三回共同調査…同年九月一〇日（木）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。

・ 第四回共同調査…同年九月一八日（金）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は五名。

・ 第五回共同調査…同年十一月三日（金）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は四名。

・ 第六回共同調査…同年十一月一六日（月）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。

・ 第七回共同調査…同年十二月四日（金）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。

・ 第八回共同調査…同年十二月二八日（月）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。

・ 第九回共同調査…平成二八年一月二一日（木）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。

- ・第一〇回共同調査…同年二月一五日（月）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は三名。
- ・第一一回共同調査…同年三月八日（火）に市役所で旧薪村小山家文書（資料群三）を調査。調査人数は二名。



第三節 平成二八年度歴史資料共同調査概要

平成二八年度の京田辺市教育委員会と京都府立大学との歴史資料共同調査は後述の通り京田辺市で一九回の本調査を行った。

調査の参加者は、府立大学からは東昇氏、竹中友里代氏の教員二名、棟田成紹氏、豊田祥子氏、水野拓也氏、齊籐久子氏の学生・院生四名、そして教育委員会からは松本勇介一名、合計七名であった。なお、一九回の調査の延べ人数は、五九名であった。

調査対象の歴史資料は、田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)、草内古川氏旧蔵歴史資料(資料群六)、大住吉田氏旧蔵歴史資料(資料群七)、松井区旧蔵歴史資料(資料群八)、田辺西村家旧蔵歴史資料(資料群九)、市外森田氏旧蔵歴史資料(資料群一〇)、草内吉川家旧蔵歴史資料(資料群一一)、淀藩松原家文書(資料群一二)の九資料群であった。

・第一回共同調査…平成二八年七月二五日(月)に市役所で田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)を調査。調査人数は五名。

・第二回共同調査…同年八月二日(火)に市役所で市内所

在歴史資料リストを作成。調査人数は三名。

・第三回共同調査…同年八月九日(火)に市役所で市内所
在歴史資料リストを作成。調査人数は三名。

・第四回共同調査…同年八月一六日(火)に市役所で田辺
中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)を調査。調査人数は三
名。

・第五回共同調査…同年八月二三日(火)に市役所で市内
所在歴史資料リストを作成。調査人数は三名。

・第六回共同調査…同年八月二五日(火)に市役所で田辺
中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、草内古川氏旧蔵歴史
資料(資料群六)、大住吉田氏旧蔵歴史資料(資料群七)、
松井区旧蔵歴史資料(資料群八)、田辺西村家旧蔵歴史
資料(資料群九)、市外森田氏旧蔵歴史資料(資料群一
〇)、草内吉川家旧蔵歴史資料(資料群一一)を調査。
調査人数は三名。

・第七回共同調査…同年九月一日(木)に市役所で田辺中
筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、松井区旧蔵歴史資料(資
料群八)を調査。調査人数は三名。

・第八回共同調査…同年九月六日(火)に市役所で市内所在歴史資料リストを作成。調査人数は三名。

・第九回共同調査…同年九月八日(木)に市役所で淀藩松原家文書(資料群一二)を調査。調査人数は三名。

・第一〇回共同調査…同年九月二〇日(火)に市役所で市内所在歴史資料リストを作成。調査人数は三名。

・第一一回共同調査…同年九月二七日(火)に市役所で市内所在歴史資料リストを作成。調査人数は三名。

・第一二回共同調査…同年九月二九日(木)に市役所で淀藩松原家文書(資料群一二)を調査。調査人数は三名。

・第一三回共同調査…同年一月二五日(金)に市役所で田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)、淀藩松原家文書(資料群一二)を調査。調査人数は三名。

・第一四回共同調査…同年一二月一六日(金)に市役所で田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)、淀藩松原家文書(資料群一二)

を調査。調査人数は三名。

・第一五回共同調査…平成二九年一月二〇日(金)に市役所で田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)、草内古川氏旧蔵歴史資料(資料群六)、大住吉田氏旧蔵歴史資料(資料群七)、松井区旧蔵歴史資料(資料群八)、田辺西村家旧蔵歴史資料(資料群九)、市外森田氏旧蔵歴史資料(資料群一〇)、草内吉川家旧蔵歴史資料(資料群一一)、淀藩松原家文書(資料群一二)を調査。調査人数は三名。

・第一六回共同調査…同年一月二三日(月)に市立中央公民館で草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)を調査。調査人数は三名。

・第一七回共同調査…同年一月三〇日(月)に市立中央公民館で田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)、草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)を調査。調査人数は三名。

・第一八回共同調査…同年三月九日(木)に市立中央公民館で田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)を調査。調査人数は四名。

・第一九回共同調査：同年三月一七日（金）に市立中央公民館で田辺中筋家旧蔵歴史資料（資料群四）、草内采野氏旧蔵歴史資料（資料群五）を調査。調査人数は二名。



第二章 目錄

第二章 目録

各年度調査分の目録を作成した。作成は京都府立大学文学部歴史学科の学生・院生が行った。なお、田辺中筋家旧蔵歴史資料（資料群四）と草内采野氏旧蔵歴史資料（資料群五）については、歴史資料整理ボランティア（第八章参照）も作成に携わった。

第一節 平成二六年度調査分目録

【凡例】

- (1) 本目録は、京田辺市が所蔵する三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）及び三山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）の目録である。
- (2) 資料は、すでに整理された配列・状態を基準に整理した。
- (3) 本報告書には、目録に加え、翻刻、解題及び関連論考を掲載した。
- (4) 資料名は、原題を採用したが、原題のないものは□、内容補足は○で表した。
- (5) 作成年は、和暦・西暦・月日に分割して記している。月日は、正月は一月、極月は一二月に置き換えた。

- (6) 差出人・宛名は、各資料の作成者・受取者、出版社などを記し、住所・肩書きがある場合にはできる限り採用している。連名の場合は「」で区切り、封書などに情報が多い場合にはそちらを採用した。
- (7) 形態、点数、寸法・丁数は、各資料にあわせて記している。
- (8) 翻刻の判断が難しい部分は「(カ)」、判読不能な場合は「□」、虫損等は「(ハ)」で表記した。

(1) 三山木村井氏旧蔵歴史資料 (資料群 1)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	寸法・丁数	ジャンル	内容等
1	1	山城国綴喜郡江津村 検地帳 (写)	文化 10年	1813	1		石川主殿頭内検地惣奉行石川伊織印、検地本ノ伴九郎左衛門印、同加藤善太夫印、検地奉行加藤武兵衛印、同生田兵左衛門印 江津村庄屋次兵衛印、同村案内者平三郎印、同九左衛門印、江津村案内者久右衛門印		竪帳	1	27.5×21.3、 96丁	江津	字名、古検・新検の面積、田の等級、分米高、所有者を549筆記す。奥書あり。奥書の後、除地として寺社境内や墓地などを記す。文化10年正月に庄屋所持の延宝7年「御検地本紙帳」を今中源十郎42歳が写す。付箋はがれ多数あり。
1	2	山城国綴喜郡江津村 検地帳 (写)	寛政 4年	1792	1	吉	石川主殿頭内検地惣奉行石川伊織・検地本ノ伴九郎左衛門・同加藤善太夫・検地奉行加藤武兵衛・山脇八太夫江津村庄屋嘉左衛門・同茂兵衛 (案) 内者藤右衛門・同茂兵衛・同仁左衛門		竪帳	1	27.2×19.1、 49丁	江津	寛政4年正月吉日、今中源重郎21歳が延宝7年検地帳を写す。267筆を記録する。表紙の端に「御蔵」と記す。
1	3	田畑立毛内見小前帳	安政 6年	1859	10		蔡裏様御料新検地城州綴喜郡江津村、江津村庄屋栄次郎・年寄文次郎・百姓代熊次郎	小堀勝 大郎様 御役所	竪帳	1	25.0×17.3、 33丁	江津	庄屋・年寄・百姓代・地主が立会、上・中・下田の歩列を行って役所に報告。
1	4	加定書							竪帳	1	25.0×17.5、 6丁	江津	極月立合勘定に先庄屋病気のため算用、株田上納分など帳面と合わず、庄屋新三郎・肝煎忠兵衛・百姓惣代治兵衛が、肝煎金次郎を相手取訴訟願。
1	5	正福寺入院二付諸書 留帳	文政 6年	1823	9	19	江津村当時寺元今中源十郎		竪帳	1	25.0×17.5、 6丁	江津	正福寺新住入院に関する記録。
1	6	正福寺病死二付佐太 御本山江無住届ノ案 紙御願留帳	文政 6年	1823	9		今中源十郎		竪帳	1	24.3×16.5、 6丁	江津	正福寺が無住になり、新住が必要との本山への報告。
1	7	被仰出候口上書	文化 11年	1814					竪帳	1	24.3×16.5、 3丁	江津	大念仏宗佐方派の本末和合など。
1	8	太々講仕法帳	文化 14年	1817			講元世話方・両替方永原屋休兵衛・近江屋義右衛門		竪帳	1	24.8×17.2、 4丁	講	太々講のために積銀請人数120人から、3月・9月に銀100目を集め、配当者を振替で30回決定。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	寸法・丁数	ジャンル	内容等
1	9	相続講仕法帳	文化14年	1817	1		出垣内村講本嘉左衛門、世話人嘉次郎、同卯兵衛、同権十郎、多々羅同又七		竪帳	1	24×17、6丁	講	嘉左衛門不勝手につき相続講催、18回。
1	10	仕様帳	文化15年	1818	1		多々羅村講本株中、多々羅村庄屋・年寄五兵衛、同利兵衛、株惣代同村主税、同村〃又七、世話人藤二郎、彦七、嘉吉、南興戸村式右衛門、川原村儀兵衛		竪帳	1	25.0×17.3、33丁	講	当株近年庄屋引請のところ、庄屋丑年借財不足、百姓共立株方算用したが借財重なり、株相続のための講、18回。
	11	借用帳	文政4年	1821	2		借用主僧坊村角左衛門、銀預り方南稻八妻村伊右衛門、門、祝園村九郎兵衛、玉水村酒屋新右衛門、勘定方僧坊村庄屋新兵衛、同下狛村同武兵衛、同谷村庄屋栄治郎、同僧坊村利兵衛、同江津村庄屋源十郎、世話方僧坊村長治郎。		竪帳	1	23.5×16.2、5丁	講	角左衛門不如意につき借銀講、20回。
1	12	助力講仕法	文政7年	1824	1		宮ノ口村講本利兵衛・世話人引請喜右衛門・治三郎・政七・又右衛門		竪帳	1	25.0×17.2、3丁	講	近年不仕合、一家相続のための講、13回。
1	13	頼母子記録帳	文政12年	1829	11		淀株庄屋新三郎写		竪帳	1	25.0×17.3、2丁	講	文政12年11月、文政13年11月、天保2年11月の会の記録。表紙はずれ。
1	14	取立講仕法帳	天保2年	1831	12		宮ノ口村講元喜兵衛(印)、引請又右衛門(印)、世話人作右衛門(印)、政七(印)、喜右衛門(印)		竪帳	1	25×17.5、10丁	講	近来不仕合につき百姓相続出来難く、人数16人、当年より次の卯年まで。
1	15	[頼母子帳写]	天保4年	1833	5		かり主嘉兵衛、世話方江津村太右衛門、水取村庄兵衛、高木村利助、水取宇兵衛、村源次郎、同平次郎、南興戸村武右衛門、同銀預り方宮ノ口村喜右衛門、天神森長重郎、権平、卯兵衛、嘉三郎		竪帳	1	25.0×17.0、4丁	講	近来私義困窮につき、人数60人、毎年2月・11月、25回。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	寸法・丁数	ジャンル	内容等
1	16	相続講仕法帳	天保4年	1833	3		講元組中庄屋元右衛門(印)、年寄又右衛門(印)、同弥右衛門(印)、惣代喜左衛門(印)、銀預り宮ノ口村喜右衛門(印)、同又右衛門(印)、出垣内村宇兵衛(印)、江津村政右衛門(印)、同源重良		縦帳	1	24.5×16.5、4丁	講	組方近年困窮につき相続講組上申、人数30人、毎年2月・11月10年間。
1	17	御借用仕様帳	天保4年	1833	2		借用主善八(印)、引請人利兵衛(印)、同断栄治郎(印)、添入利助、多羅尾村同断安兵衛、江津村同断茂三郎(印)		縦帳	1	24.9×17.7	講	近来相続講が困難につき銀を借用、12年賦で元金銀100貫・利子を毎年11月晦日に返済。
1	18	取退講仕法帳	天保13年	1842	2		宮ノ口村講元株中、庄屋喜左衛門、年寄徳右衛門、惣代長次良、引請世話方政七、又三郎、武兵衛、利介、由兵衛、金預り方善賢寺上村田宮喜平次、宮口村木元又右衛門、僧坊村安光新兵衛		縦帳	1	24×16.5、8丁	講	近年困窮につき相続出来難く、人数30人、2月・11月の2回。
1	19	取続講仕法帳	天保15年	1844	10		江津村講本株方、庄屋久右衛門(印)、肝煎季平治(印)、同武右衛門(印)、惣代伊右衛門(印)、引請世話方同村政右衛門(印)、元右衛門、弥右衛門、忠兵衛、金預り田辺村西川長重郎(印)、宮口村木本又右衛門、飯岡村河瀬善兵衛、草内村長嶋弥次郎(印)		縦帳	1	24.5×17.4、5丁	講	近来株方困窮につき取続難く、人数30人。
1	20	取続講仕法帳	弘化2年	1845	10		山本村講元弥次郎(印)、銀預り岩田村東加次郎(印)、稲刈八妻村大崎官治郎(印)、田辺村西川長十郎(印)、草内村岡嶋弥次良(印)、世話方北興戸村藤田武右衛門(印)、南奥戸村藤田武右衛門(印)、源当所世話方源兵衛(印)、源十郎(印)、安兵衛(印)		縦帳	1	24.8×17.3、5丁	講	私困窮につき取続難く、人数30人、20回開催。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	寸法・丁数	ジャンル	内容等
1	21	仕様帳	文政11年	1828	10		江津村淀領庄屋新三郎、肝煎金次郎、同作右衛門、惣代久右衛門、世話人宮口村喜右衛門、源重郎、文右衛門、弥右衛門		縦帳	1	25.0×17.0、7丁	講	当株中一統近年因窮、組借財嵩み相続困難、12年間毎年11月開催。
1	22	拝借帳					借主小頭角左衛門		縦帳	1	24.3×17.5、7丁	講	亡父存命中、数口借財のため相続難く、人数60人、毎年2月・10月30回。
1	23	[講仕替願]					本人善八(印)、世話人惣代善升(印)		縦帳	1	25.2×17.2	講	世話人相談の上、講の仕法変更、加入の願。
1	24	敵高小前帳	明治5年	1872	8	吉	今中源十郎		縦帳	1	25.5×17.3、12丁	江津	明治5年8月吉日に今中源十郎が写。田の字・等級・面積・分米書上。接込文書2通。「古淀領」[古御蔵方]の記述。
1	25	学校相続仕法帳	明治7年	1874	8		第3区江津村、引請世話人数札川嶋政右衛門(印)、同森文次郎(印)、同森熊三郎(印)、木原忠三郎(印)、木元又平(印)		縦帳	1	25×17.5	講	小学校の永続のため仕法御頼母子設置、全15回。
1	26	相続講仕法簿	明治15年	1882	3		宮津村講元林市治郎(印)、同村親族引請今村宗七(印)、世話人同村川島平右衛門(印)、河島政三郎(印)、木原忠治郎(印)、林佐七(印)		縦帳	1	23×15.5、6丁	講	近年不仕含のための相続講。人数15人、2ヶ年に3度、当年4月～未1月・7月。
1	27	相続講仕法帳	文政12年	1829	4		僧坊村、講本株中庄屋理兵衛、年寄藤十郎、組頭兵右衛門、株惣代吉左衛門、銀預り新兵衛、同九兵衛		縦帳	1	25.3×17.5、4丁	講	近年私共組方大借難法のための相続講、24回。
1	28	相続講仕法帳	弘化2年	1845	3		講元伊右衛門、世話方久右衛門、孫右衛門、政右衛門、植田村久右衛門		縦帳	1		講	近年大借難法のための相続講、15回。
1	29	相続引立講仕法帳	嘉永5年	1852	12		講本ひし田村源右衛門、敷札同村高田源治郎他4名、世話人菱田村高田太郎兵衛他4名、銀預り吐師村武田喜右衛門他3名。		縦帳	1	25.5×17.8、6丁	講	源右衛門跡目となり、分限不相応の大借のための相続講、26回。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	寸法・丁数	ジャンル	内容等
1	30	古川堤御普請二付従 村々人足留帳	明治 3年	1870	4		大久保庄立会、藤田村		横帳	1	12×33.5、 16丁		梶、東、菱田、金田、北村の人 足書上。
1	31	仕法并名前帳	明治 10年	1877	3		講元中井三郎右衛門、引請世 話方北浦嘉兵衛(印)、喜多平 七(印)、林田彦四郎(印)		聖帳	1		講	相続のための仕法講開催、加入 金1人5円支払、全15枚。
1	32	笠置山之城元弘戦全 図并四方手配堅固図 (写)							絵図	1	151.18×11.5	山城	「熊谷蔵」、応永14年5月16日 画、康暦2年8月2日再画。彩色 絵図、包紙「笠置行在所之図」。
1	33	木津川堤外絵図							絵図	1	48.7×120.2	山城	木津川南岸木津付近の絵図。千 童子、小寺、南川、大路村、御 公儀御藪、大山崎八幡宮領、山 田川、ろく川、井関川、釜ヶ 川の記載。彩色絵図。
1	34	模範新大東京全図	昭和 15年	1940			九段書房		地図	1	79.0×109.3		彩色、印刷、昭和7年、訂正56 版、4万分1。
1	35	南北相法 一	天明 8年	1788			水野南北著、文政堂		版本	1	22.5×15.4	相学	相学に関する書籍、前編天明8 年、後編は享和2年に初版。
1	36	南北相法 二	天明 8年	1788					版本	1		相学	
1	37	南北相法 三	天明 8年	1788					版本	1		相学	
1	38	南北相法 四	天明 8年	1788					版本	1		相学	
1	39	南北相法 五	天明 8年	1788					版本	1		相学	
1	40	南北相法後篇 一	享和 2年	1802			水野南北著、文政堂		版本	1		相学	
1	41	南北相法後篇 二	享和 2年	1802					版本	1		相学	
1	42	南北相法後篇 三	享和 2年	1802					版本	1		相学	
1	43	南北相法後篇 四	享和 2年	1802					版本	1		相学	
1	44	南北相法後篇 五	享和 2年	1802					版本	1		相学	

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	寸法・丁数	ジャンル	内容等
1	45	神相全編正義 上	明治				石孝安著、石龍子誤訂、出版 文林堂		版本	1	24.8×17.6	相学	裏表紙の墨書「栗田實生堂蔵」。跋文に文化2年7月。人相、手相の「神相全編」を改訂、注釈した書籍。
1	46	神相全編正義 中	明治						版本	1		相学	裏表紙の墨書「栗田實生堂蔵」。
1	47	神相全編正義 下	明治						版本	1		相学	裏表紙の墨書「栗田實生堂蔵」。
1	48	周易本筮指南 上	近代				谷川順祐著、出版宮崎一三堂		版本	1	25.8×18.4	相学	周易の本筮について中州眞勢の遺意を記している。
1	49	周易本筮指南 下	近代						版本	1		相学	広告が記載されている頁に「昭和二十一年 村井博」の書き込み。
1	50	家相秘伝集 上	天保11年	1840			松浦琴鶴著、出版群風堂河内 屋岡田藤兵衛		版本	1	25.0×17.4	相学	家相学。観瀧閣蔵板。見返し「昭和二十一年八月十八日 村井博」の書き込み。
1	51	家相秘伝集 下	天保11年	1840					版本	1		相学	
1	52	方鑑大成 上	明治21年	1887	7	10	尾島碩聞著、出版樂川堂		版本	1	22.9×15.6	相学	方位鑑定。
1	53	方鑑大成 中	明治21年	1887	7	10			版本	1		相学	
1	54	方鑑大成 下	明治21年	1887	7	10			版本	1		相学	

(2) 三木山田家旧蔵歴史資料 (資料群2)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	1	西岡流写算盤稽古帳	明治9年	1876	12	吉	山田氏國松持也		豎帳	1	銀・米・円などの金額や単位の計算の稽古帳。
2	2	西岡流写算術	明治10年	1877	1	吉	山田國松		豎帳	1	大數位、小數など。
2	3	西岡流写算法金銀田地はや除	明治11年	1878	2	吉	山田氏國松		豎帳	1	内表紙「西岡流写算法金銀開平割術」。
2	4	農業筆記帳	明治35年	1902	10	6	綴喜郡三木村字宮津山田利一郎		豎帳	1	漁獵業・農業・商業などの生業の心得について。後欠。
2	5	農業筆記帳	明治35年	1903			綴喜郡三木村字宮津山田利一郎		野紙綴	1	漁獵業・農業・商業などの生業の心得や農業の方法論についての書上。表紙破れ、4と同内容か。裏表紙「弘道高等小学校、綴喜郡深山木村字宮津参学年山田利一郎」。
2	6	肥料論	明治37年	1904	2	22	京都府立農学校別科分教場飯岡村二於テ字山田利一郎		野紙綴	1	講師は岡林袈裟弥。
2	7	稲作論	明治37年	1904	2	22	京都府立農学校別科分教場飯岡村西方寺二於テ字山田利一郎		野紙綴	1	講師は岡林袈裟弥。
2	8	作文帳	明治35年	1903	12	吉	弘道高等小学校、綴喜郡三木村字宮津第2学年山田利一郎		野紙綴	1	算數、地理、鎌倉、文武天皇。
2	9	修身教本、高等小学校用巻一	明治34年	1901	5	21	編者小山左文二、古山栄三郎、株式会社普及舎		刊本	1	裏表紙「綴喜郡三木村字宮津学年山田利一郎」。
2	10	修身教本、高等小学校用巻四	明治34年	1901	8	8	編者小山左文二、古山栄三郎、株式会社普及舎		刊本	1	発行に印鑑。裏表紙「三学年山田利一郎」。
2	11	実験日本修身書入門巻一尋常小学校生徒用	明治26年	1893	5	5	著作渡邊政吉、金港堂書籍株式会社		刊本	1	鉛筆の落書・絵図に紫で着色。裏表紙「山田利一郎」。
2	12	実験日本修身書巻四尋常小学校生徒用	明治26年	1893	6	26	著作渡邊政吉、金港堂書籍株式会社		刊本	1	鉛筆の落書と赤の着色。裏表紙「山田利一郎・山田かめ」。
2	13	実験日本修身書巻五尋常小学校生徒用	明治26年	1893	6	27	著作渡邊政吉、金港堂書籍株式会社		刊本	1	「任入京都村上本店」印。裏表紙「山田利一郎・山田かめ」。
2	14	実験日本修身書巻一高等小学校生徒用(印)	明治26年	1893	10	13	著作渡邊政吉、金港堂書籍株式会社		刊本	1	裏表紙「弘道高等小学校第一年生第一学年山田利一郎(印)」。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	15	[実験日本修身書巻六尋常小 学校生徒用]	明治26年	1893	6	27	著作渡邊政吉、金港 堂書籍株式会社		刊本	1	「仕入京都村上本店」印。表紙「弘道高等国 語読山田利一郎」、裏表紙「第四学山田利一郎、 山田山山田利一郎、三山木村字宮津山田かめ」。
2	16	小学修身要録初等科巻首	明治18年	1885	6	9	編集大分県若松雅太 郎、出版人京都府福 井源次郎 京都府英 書屋正美堂出版		刊本	1	表紙「明治廿三年寅ノ正月吉旦、修身要録修身 要録」。裏表紙「綴喜郡宮津村山田岩」。
2	17	増訂高等日本公民読本全	明治26年	1893	5	27	著者横山徳次郎、発 行所至文館		刊本	1	裏表紙「木本養蚕室ニテ学ズ、宮ノ口部落山田 利一郎」。
2	18	京都府管内小学校読本階梯	明治17年	1884	10	7	編纂者熊本県末松達 三郎、出版人京都府 杉本甚介		刊本	1	裏表紙「宮津郡郡山田岩」、破損大。
2	19	尋常小学校読本一	明治20年	1887	5		文部省編纂局		刊本	1	表紙・内表紙のみ。文部省国書課印行の証。
2	20	尋常小学校読本二	明治20年	1887	4	29	文部省編纂局		刊本	1	京都御幸町姉小路北入文部省出版図書売捌所藤 井孫兵衛の印。
2	21	尋常小学校読本三	明治20年	1887	4	29	文部省編纂局		刊本	1	京都御幸町姉小路北入文部省出版図書売捌所藤 井孫兵衛の印。巻末「宮津村山田ゆり」。裏表 紙「綴喜郡宮津村山田■」。
2	22	尋常小学校読本四	明治20年	1887	4	29	文部省編纂局		刊本	1	裏表紙「綴喜郡三山木村字宮津山田いわい」。
2	23	訂正帝国読本三	明治27年	1894	8	11	著者学海指針社、発 行者小林八郎		刊本	1	裏表紙「綴喜郡三山木村字宮津山田利一郎」。
2	24	訂正帝国読本四	明治27年	1894	8	11	[著者学海指針社、 発行者小林八郎]		刊本	1	裏表紙「山田利一郎」、裏表紙一部破損。
2	25	訂正帝国読本五	明治26年	1893	9	1	著者学海指針社、発 行者小林八郎 (印)		刊本	1	裏表紙「山田かめこ、山田利一郎 (印)」。
2	26	訂正帝国読本六	明治26年	1893			著者学海指針社、発 行者小林八郎 (印)		刊本	1	裏表紙「綴喜郡三山木村字宮津山田かめ、山田 利一郎」。
2	27	訂正帝国読本七	明治27年	1894	8	11	著者学海指針社、発 行者小林八郎 (印)		刊本	1	巻末「京都五車樓書店」印。裏表紙「山田利一 郎」。
2	28	訂正帝国読本七	明治27年	1894	8	11	著者学海指針社、発 行者小林八郎		刊本	1	裏表紙「山田カメ」。
2	29	訂正帝国読本八	明治27年	1894	8	11	著者学海指針社、発 行者小林八郎 (印)		刊本	1	「京都五車樓書林」印、裏表紙「第四学年生、 三山木村字宮津山田利一郎、山田かめ」。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	30	国語読本、高等小学校用巻一	明治33年	1900	10	2	著述者坪内雄蔵、合資会社富山房		刊本	1	巻末「山城田辺興戸吉川書林」青印、「山田利一郎殿」。裏表紙「山城綴喜郡三山木村弘道高等小学校式学年山田氏」。
2	31	国語読本、高等小学校用巻二	明治33年	1900	10	2	著述者坪内雄蔵、合資会社富山房		刊本	1	巻末「山城田辺興戸吉川書林」中野」印。表紙「式號」。裏表紙「弘道高等、綴喜郡三山木村宮津式学年山田利一郎」。
2	32	国語読本、高等小学校用巻三	明治33年	1900	10	2	著述者坪内雄蔵、合資会社富山房		刊本	1	巻末「綴喜郡田辺村字興戸吉川書林」朱印。表紙「綴喜郡字宮津三山木村」三号」。裏表紙「弘道高等小学校第一年生、三山木村字宮津字宮ノ口山田利一郎用」。
2	33	国語読本、高等小学校用巻五	明治33年	1900	10	2	著述者坪内雄蔵、合資会社富山房		刊本	1	巻末「明治三十六年度□本、菊沖」朱印。裏表紙「三学年山田利一郎」。表紙、裏表紙「山田」の印。
2	34	小学読本四	明治7年	1874	5		編者那珂通高、稲垣千穎、古今書籍精選発行所		刊本	1	「山田」の角印。表紙「御清書双紙」。裏表紙「一寸綴喜郡第三番学区宮津村山田多賀造儀八郎」、「中島八十八」。
2	35	書牘日用文	明治7年	1874	6		内田嘉一書、書籍製本発売所、杉本甚助		刊本	1	裏表紙「明治廿二年綴喜郡三山木柳山田猶吉字宮津、丑十二月吉旦山田國松」。
2	36	書牘諸証文	明治7年	1874	8		内田嘉一書、書籍製本発売所、杉本甚助		刊本	1	巻末「綴喜郡宮津村井上奈良蔵」、裏表紙「綴喜郡三山木村字宮津山田國松」。
2	37	小学国史	明治33年	1890	12	24	編者合資会社普及舎編集所、発売元合資会社普及舎		刊本	1	表紙「壹號」。目次、緒言頁「山田」朱印。巻末「山田利一郎」の頁が破損。裏表紙「弘道高等小学校、弘式学年山田利一郎」。
2	38	小学国史 巻三	明治33年	1890	12	24	編者合資会社普及舎編集所、発売元合資会社普及舎		刊本	1	表紙、裏表紙、目次などに「山田」朱印。裏表紙「三学年山田利三郎」。奥付から裏表紙にかけて貼紙。
2	39	小学校用日本歴史前編第一	明治27年	1894	12	22	金港堂書籍株式会社編集所編集、発行兼印刷者金港堂書籍株式会社		刊本	1	奥付「綴喜郡田辺町字興戸吉川書林」朱印。表紙、裏表紙「山田」朱印。表紙「壹号」。裏表紙「弘道」山田 (印)」。
2	40	小学校用日本地理乙種第一	明治27年	1894	1	3	金港堂書籍株式会社編集所編集、発行兼印刷者金港堂書籍株式会社		刊本	1	表紙、裏表紙に鉛筆で教科書名、住所名前等。表紙「山田」朱印、裏表紙「弘道高等小学校第一年生山田利一郎 (印)」。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	41	小学理科新書甲種巻之一	明治26年	1893	10	3	編者学海指針社、発売所株式会社集英社		刊本	1	奥付「綴喜郡田辺町字興戸吉川書林」朱印。裏表紙「弘道高等小学校山田利一郎(印)」。表紙、裏表紙「山田」朱印。表紙「壹号」。表紙裏、裏表紙に落書。
2	42	小学内国地誌巻一	明治33年	1900	12	28	著者新保磐次		刊本	1	奥付「山城田辺興戸吉川書林」青印。表紙、奥付などに「山田」朱印。裏表紙「弘道高等小学校、山城綴喜郡三山木内字宮津、山田利一郎」。表紙「壹號」。
2	43	市中制法	明治5年	1872	1		滋賀県庁、滋賀県御用書林大津丸屋町沢宗次郎		版本	1	滋賀県の通達。表紙裏「明治五申年、宮之口村木本氏熊治郎」、裏表紙「木元熊治郎」。
2	44	村庄屋心得条目	明治5年	1872	1		滋賀県庁、滋賀県御用書林大津丸屋町沢宗次郎		版本	1	庄屋の職務に関する通達。表紙・巻末・裏表紙「小学校イラタキニ」「綴喜郡第三区宮ノ口村井上徳治郎所持也」「字宮津井上奈良吉」他。
2	45	小学国語習字帖高等科一年級用一	明治34年	1901	1	14	合資会社富山房編集所		刊本	1	巻末「山城田邊興戸吉川書林」青印、表紙「高等科一年生山田良一」、裏表紙「弘道高等小学校第二学年山田利一郎」。
2	46	小学国語習字帖高等科二年級用一	明治34年	1901	1	14	合資会社富山房編集所		刊本	1	奥付「綴喜郡田邊村字興戸吉川書林」朱印。裏表紙「山田利一郎」。
2	47	小学国語習字帖高等科三年級用一	明治34年	1901	1	14	合資会社富山房編集所		刊本	1	習字見本が中抜け。
2	48	改正小学珠算教授書五	明治15年	1882	12		著者京都府吉野久田忠兵衛		刊本	1	裏表紙「宮津村井上奈良造、宮津村山田多賀造」。
2	49	改正小学珠算教授書七	明治15年	1882	12		著者京都府吉野久田忠兵衛		刊本	1	裏表紙「山城国綴喜郡宮津村第五組中島八十八」、「山城国綴喜郡宮津村第五組井上奈良吉」(朱字)、落書。
2	50	尋常小学習字本三	明治20年	1887	8	15	編纂人大阪府玉本三郎、書社大阪府村田浩蔵、出版人大阪府繁本良之助		刊本	1	裏表紙「宮津村山田いわ」。
2	51	尋常小学校習字本 第三	明治20年	1887	8	15	著者大阪府村田浩蔵、出版人大阪府繁本良之助		刊本	1	裏表紙「三山木村山田かめ」。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	52	尋常小学校習字本 第四	明治26年	1893	12	29	著者兵庫県高山竹治郎、著者大阪府村田浩蔵、発行兼印刷者京都府藤井孫兵衛		刊本	1	裏表紙「尋常小学校第二学年生山田利一郎」。
2	53	尋常小学国語書キ方手本第三学年用上	大正8年	1919	11	28	発行文部省、印刷大阪書籍株式会社		刊本	1	「三山木尋常高等小学校第三学年山田利雄」、似た漢字2個ずつ並べる。紫で落書。
2	54	小学画本乙種 巻一	明治4年	1871	8	19	株式会社集英堂		刊本	1	もん、とりあなどの簡略図集。奥付「山城田辺興戸吉川書林」青印。裏表紙「弘道高等小学校」 「綴喜郡三山木村宮ノ口村」。
2	55	小学画本乙種 巻二	明治4年	1871	8	19	株式会社集英堂		刊本	1	をの、まめでつぼーなどの図集。奥付「山城田辺興戸吉川書林」青印。裏表紙「綴喜郡三山木村字宮津第式学年山田利一郎」。
2	56	学校用大日本地図付歴史用地図	明治28年	1895	4	5	編者清水幾之助、清水正文堂		地図	1	台湾、千島諸島の地図も含む。
2	57	〔読本残欠〕							刊本	1	表紙破損、「日本の景色ー」など。
2	58	絵本忠臣蔵 四							版本	1	表紙に3つの家紋、裏表紙「道勇」。
2	59	絵本忠臣蔵 八							版本	1	表紙に3つの家紋。裏表紙「山田奈良吉」、巻末「井上奈良吉所有也」。欠損。
2	60	新版こうたひ百番下掛全	天保14年	1843	12		書林中西藤七郎		版本	1	巻末「宮ノ口村中嶋栄太郎」、謡の教本。
2	61	本朝二十四孝国会論四段目	明治23年	1890	7				版本	1	表紙裏「本熨斗官り」。裏表紙「宮津村左波利祐、宣利」。
2	62	女大学宝箱	天保12年	1841	3		益軒貝原先生述。浪花書肆梅觿堂蔵版、日本橋一丁目須原屋茂兵衛、同二丁目小林新兵衛、大坂心斎橋順慶町柏原清右衛門		版本	1	女性の日常に関する教訓書。裏表紙に墨書。
2	63	女実語教	天保13年	1842	12		江戸日本橋二丁目、大坂心斎橋筋「京都寺通四条」(欠損)。		版本	1	女性の日常に関する教訓書。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	64	今川腰越令状全					龜本谷半兵衛、河内屋和助、菱屋藤太郎、近江屋佐太郎、平安山田實月堂		版本	1	裏表紙裏「佐右衛門」他墨書。今川了俊が応永19年2月、弟仲秋に与えた教訓書、源義経が頼朝の誤解を解くために、文治元年大江広元に腰越から出した書状。いずれも近世の教訓書。
2	65	万家用文章	弘化2年	1845	11				版本	1	季節などの様々な事柄に関する文章の手本。
2	66	朝清本城段八陳守護城八段目之切					小川保麿、龍草堂、大坂伏見屋兵衛、京都山城屋佐兵衛、京都吉野屋仁兵衛		版本	1	中村魚岸・佐川藤太合作の浄瑠璃、文化4年初演、加藤清正を題材とし、小田家の幼君を守つて忠義を守る加藤朝清の物語。「児嶋元兵衛攻次」。裏表紙「都城麓壽勢」。
2	67	孝行往来全	天保6年	1835					版本	1	画入教訓書、落書。
2	68	新刻改正大学、再刻道春点							版本	1	裏表紙「宮津村山田國松」。外題糊外れ。
2	69	実語教	天保3年	1832			京都書林、菱屋清兵衛、吉野屋仁兵衛、山城屋左兵衛		版本	1	教訓書、初版安永5年。
2	70	尼崎の段太功記十冊目					大阪御堂筋播磨屋利兵衛板、同心斎橋通本町米屋七五■板。		版本	1	明智光秀の謀反から小栗栖村の最期迄を脚色した浄瑠璃。尼崎の段が有名。裏表紙「左利」。
2	71	百人一首							版本	1	百人一首の絵札と句。
2	72	童子使用万海宝蔵童訓往来新体成					遍志堂板		版本	1	今川状・腰越状を歴史と漢字の練習等。人の顔、馬の脚のような落書。奥付「山城国綴喜郡宮ノ口村井上丈助実藤（花押）」。
2	73	万延新板庭訓往来	万延元年	1860			浪花書林		版本	1	ひと月数点ごとに書状を抜粋してまとめたもの（日付が一月～十二月）。奥付「山田國泰」。
2	74	染模様妹背門松							版本	1	浄瑠璃、菅専助作、明和4年初演、お染久松の心中物。表紙裏「山田利助」。
2	75	[太平記忠臣講釈]	明和3年	1766	10	16	近松半二、三好松洛、竹田文吉、竹田小出、筑田平七、竹本三郎兵衛		版本	1	明和3年演。赤穂義士の復讐を「太平記」の世界に脚色した浄瑠璃。竹田伊豆縁清宣の名前。奥付「井辻忠兵衛本主」。

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等
2	76	かなめくさ					京都書林、烏丸通万寿寺上ル町すみや勘兵衛、二条通麩屋町東入町山本長兵衛、二条通柳馬場丁八文字屋仙治郎		版本	1	手島堵庵の教訓書。奥付「宮津山田國泰」。
2	77	御今川					寺町通二條下ル町吉野屋藤兵衛刊		版本	1	今川状、表紙裏「十楽院」、旅人の落書。奥付「山田利助」「宮ノ口村山田氏」他、裏表紙「井上文」。
2	78	御家庭訓往来					和漢西洋書籍売捌所大阪心齋橋通北久太兵良町積玉圃柳原喜兵衛		版本	1	御家流の庭訓往来、本文末尾「青蓮宮府直門溝江小笠齋書」。裏表紙「宮津村山田國松」。
2	79	文昌帝君	享和2年	1802	10	15			版本	1	文昌帝君は中国の文章や学問の神。奥付「城州綴喜郡宮之口村井上楳蔵所持也」「城州綴喜郡宮口之村木元勇蔵印施」印。裏表紙「五大州」など墨書。

第二節 平成二七年度調査分目録

「□」、虫損等は「ハ」で表記した。

【凡例】

- (1) 本目録は、京田辺市が所蔵する薪村小山家文書（資料郡三）の目録である。
- (2) 資料は、すでに整理された配列・状態を基準にした。
- (3) 本報告書には、目録に加え、翻刻、解題及び関連論考を掲載した。
- (4) 資料名は、原題を採用したが、原題のないものは□、内容補足は○で表した。
- (5) 作成年は、和暦・西暦・月日に分割して記入している。月日は、正月は一月、極月は一二月に置き換えた。
- (6) 差出人・宛名は、各資料の作成者・受取者、出版社などを記し、住所・肩書きがある場合にはできる限り採用している。連名の場合は「、」で区切り、封書などに情報が多い場合にはそちらを採用した。また人名の「へえ」「ひようえ」は「兵衛」で統一した。
- (7) 形態、点数は、各資料に合わせて記している。
- (8) 備考欄には、印紙、切手、差出人または作成者以外の印（数は「ヶ所」とした）、封筒、包紙の有無、近代の印刷物を「活版」、虫損、汚損、一括情報などを記した。
- (9) 翻刻の判断が難しい部分は「(カ)」、判読不能場合は

(1) 新村小山家文書 (資料群3)

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	1	1	地券帳	明治5年	1872	10		小山家新持		縦帳	1	字(井ノ手、茶屋ノ前、小山、西山畑など)と田、畑、屋鋪、大繩畑の面積と地代を84筆を記す。各々の上に朱書きで番号あり。大繩畑については小山四郎兵衛、川村平助、田中庄太郎、中尾に朱書きで「申年ヨリ来ル子年迄五ヶ年繳下也」とあり。	
3	2	2	油元方御改革件之写	天保4年	1833			新水車油屋四郎兵衛所持		縦帳	1	京都御役所や大坂支配の油屋株や仲買株、小売株等の天保年間改革の過程を写す。	
3	3	3	南山城油稼仲ヶ間申 堅連判帳	文久2年	1862	9		綴喜郡惣代油屋四郎兵衛所持也		縦帳	1	油商人の連判状。仲間の商人の不正を防止するために油仲間によって制定された条目集。内容は油の原料となる菜種の買付けに関する取り決めや、仲間の相続についての取り決めなど7項目からなる。16名の連署あり。後半は前記の7項目についての誓約文であり、亀屋幸右衛門を除いた15名の連署がある。亀屋幸右衛門と連署にある15名は前記連署の16名と同一人物である。誓約文の連署部分に墨書で名前下に「印」とあることから、控の文書。冊子背面に「小山氏所持」とある。	
3	4	4	[金五百両]	辰(明治元)	1868	7			城州綴喜郡新村車四郎兵衛	切紙	1	金500両を会計基金として納付請求。	4、12、20と関連。
3	5-1	5	帯刀御免申渡書うつし	慶応2年	1866	10	21	会津御役知郡役所	山城国綴喜郡新村城三郎	一紙	1	名字帯刀御免の書状。包紙表面と末尾に写しである旨が記載されている。包紙あり。	21と関連。
3	5-2	6	[書添]	慶応2年	1866	9	25	行年四十三才城三郎吉明代		一紙	1	金250両を上納したことを示す書状。	21と関連。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	5-3	7	覚 (献金のこと)	慶応2年	1866	9		村役人 (新村印)		一紙	1	四郎兵衛の献金250両の受取証。	21と関連。差出人の下部に新村の印あり。文書上部に割り印あり。
3	5-4	8	[会津目付方印鑑]							一紙	1	「会津目付方」とある札。	21と関連。印1ヶ所あり。
3	6	9	宗旨請込手形	文政4年	1821	4		京知恩院南都浄国院 (印)	城州新村西光寺	豎紙	1	西光寺且中の小山四郎兵衛の娘柳(方)が浄国院自家の墨屋叩兵衛に縁付けるにつき、宗印などを浄国院の宗門に加入する証書。包紙に「請込一札」とあり。津公御用金一件書類」とあり。	
3	7	10	売渡シ申家屋敷証文之事	天明4年	1784	1		売主門口町瓦屋吉左衛門 (印)、同町五人組頭樽屋重左衛門 (印)	同町山城徳兵衛殿	豎紙	1	表口3間2尺1寸、裏行南9間2寸北8間2尺8寸の屋敷の売渡証文。地子米は6升4合8タ。代銀880匁。	
3	8	11	証 (一家独立)	明治16年	1883	12	13	綴喜郡新村小山たつ (印)、同郡同村右保証人村山半左衛門 (印)	同郡同村小山四郎兵衛様	豎紙	1	小山たつの一家独立につき。	印紙あり。印2ヶ所あり。
3	9	12	一札之事 (養子)	天明6年	1786	2		切戸町古手屋兄十右衛門 (印)、逆瀬川町古手屋忠兵衛 (印)、松屋町上田屋と屋勘七七 (印)、東兵衛 (印)	山城屋徳兵衛殿	豎紙	1	十右衛門の弟である十次郎を養子として差し遣わす証文。	
3	10-1	13	宗門請込手形之事	嘉永4年	1851	12		天台宗南都紀寺璉城寺 (印)	城州綴喜郡新村西光寺	豎紙	1	新村住人である四郎兵衛の娘久野が璉城寺檀入りにつき、宗印を送り、人別帳に差加えた証書。包紙に「宗門請込手形 南都璉城寺 直井藤兵衛」とあり。	10-1と10-2は包紙一括。中損甚大。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	10-2	14	宗旨人別請込一札之事	嘉永4年	1851			南都春日井並坏手号所筆頭筆屋宗治郎(印)	城州綴喜郡新庄村屋藤兵衛殿	竪紙	1	新村四郎兵衛の娘が号所井戸屋藤兵衛に縁付けるにつき、号所に宗旨人別を差加える証書。	10-1と10-2は包紙一括。中損甚大。
3	11-1	15	証鑑之事	慶応2年	1866	7		駒形長行事片岡淡路(印)、証人梅村教之進(印)	小山城三郎殿	一紙	1	駒形長神人職事。八幡宮御補任(補任状の事か)ならびに株を銀20枚にて売却したもの。包紙あり。表に「補任」「駒形神人長岡本勤治藤原美啓」とあり。	印1ヶ所あり。
3	11-2	16	[訓示]							一紙	1	「小山家の御せんぞさまをたいせつにわすれぬやうになされたしそまつにせぬやうたのみます」とある。	
3	12-1	17	覚(利息上納)			11		商法司(印)	新村四郎兵衛	切紙	1	商法司に対して納めた利子、金1両3朱120文の請取証文。赤字で「三千四百四十七」とある。	割りり印あり。12-1から12-3まで綴一括。
3	12-2	18	覚(利息上納)			11		商法司(印)	新村四郎兵衛	切紙	1	商法司に対して納めた利子、金2両1分2朱240文の請取証文。赤字で「三千四百四十六」とある。	割りり印あり。
3	12-3	19	覚(利息上納)			11		商法司(印)	新村四郎兵衛	切紙	1	商法司に対して納めた利子、金3両2分1朱360文の請取証文。赤字で「三千四百四十三」とある。	割りり印あり。
3	13	20	目録							横帳	1	結納品の目録か。御熨斗、御樽、經師、龍門上下地、羽二重、秩父裏、真綿。	
3	14	21	詠城山建設西郷南洲翁像長歌并返歌					重剛		一紙	1	「天津日のいりぬるにしの・・・」という長歌とそれに対する返歌「国の為・・・」。	2つに断裂。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	15	22	[質入証文]	宝暦9年	1759	4		畑地主門口町後志 人平兵衛同家 (印)、口入同町 茂兵衛(印)、請 人同町吉左衛門 (印)、門口町五 人、与頭平太兵衛 (印)、同太兵衛 (印)、同仁兵衛 (印)、同町組頭 善杉原町口組頭 西杉原町口組頭 伝兵衛(印)	門口町大工徳 兵衛殿	一紙	1	畑地を担保に、銀300目を借り ることを記した証文。	表面に印2ヶ 所あり。裏面 に割り印3ヶ 所あり。
3	16-1	23	[委任状]	明治18年	1885	10	21	総長従五位本莊 宗武、教長教内 藤五郎、(教会 印)	綴喜郡新村小 山四朗兵衛	一紙	1	大成教の吐普加美教会世話掛の 委任状。	日付の下に印 あり。16-2と 16-3に挟み込 まれている。
3	16-2	24	[委任状]	明治20年	1887	3	5	教長権中講義教 内藤五郎、(教 会印)	綴喜郡新村小 山捨松	一紙	1	大成教の吐普加美教会幹事の委 任状。	日付の下に 日付あり。16-2 と16-3は綴一 括。
3	16-3	25	[補訓導]	明治21年	1888	6	14	大成教管長従 六位平山省斎、 (管長印)	小山捨松	切紙	1	補訓導。	日付部分に 日あり。16-2 と16-3は綴一 括。
3	17-1	26	月牌証文	天保14年	1843	3	3	高野山西光院谷 金蔵院法印(印)	施主小山四郎 兵衛殿	切紙	1	月牌之証文。文言は木版。包紙 あり。	
3	17-2	27	月牌之証文	安政2年	1855	7	晦日	高野山奥院大師 御前不動院法印 実成(印)	小山四郎兵衛	切紙	1	位牌の図が記されている。戒 名・梵字は手書きであるが図や その他文言は木版。包紙あり。	
3	18	28	親類書							折紙	1	親類書として7名の名前が記載 されている。文書が破損してお り、2名の名前ははつきりとお 認できない。	欠損あり。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	19	29	御荷物御目録			2	晦日	清水貞之助弘 (花押)	小山四郎兵衛様	折紙	1	御荷物御目録として筆筒、長持、小筆筒などとあることから結納品の目録か。差出人の花押あり。文言に「請取申候」とあることから小山家から清水家へ送られたものか。	
3	20-1	30	証文之事	慶応4年	1868	8		城州綴喜郡薪村車四郎兵衛	商法御会所	堅紙	1	金100両の借入証文。	印3ヶ所あり。
3	20-2	31	証文之事	慶応4年	1868	9		城州綴喜郡薪村車四郎兵衛	商法御会所	堅紙	1	金200両の借入証文。	印3ヶ所あり。
3	20-3	32	証文之事	慶応4年	1868	9		綴喜郡薪村四郎兵衛	商法御会所	堅紙	1	金200両の借入証文。	印4ヶ所あり。
3	21	33	上金二附身格扶持方仰渡シ之控	慶応2年	1866	8		城綴喜郡薪村小山所持		堅帳	1	内容には「身格御進メ之廉」と「御扶持片之廉」がある。帯刀苗字御免などの権利を得るために支払う金額の書上。	
3	22	34	高良玉垂宮略縁起	寛政元年	1789	10				堅帳	1	高良玉垂宮の縁起を簡単に記したもの。	木版。
3	23	35	信州善光寺如来略縁起							堅帳	1	信州善光寺如来の縁起を簡単に記したもの。	木版。後欠。
3	24	36	須磨浦古諸記							堅帳	1	須磨浦にある諸社寺等の由来等を記したもの。	木版。
3	25-1	37	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村質主常治郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-2	38	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住西村安治郎 (印)、受人左助	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-3	39	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住八小路甚兵衛 (印)、請人両蔵	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-4	40	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住八小路両蔵、請人甚兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-5	41	質物請状之事	弘化2年	1845	1		三野村八郎兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-6	42	質物請状之事	弘化2年	1845	1		三野村惣治郎 (印)、受人久七	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-7	43	質物請状之事	弘化2年	1845	1		上津谷里藤七 (印)、受人新兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-8	44	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住岡村質主新九郎 (印)、受人孫四郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-9	45	質物請状之事	弘化2年	1845	1		岡村質主孫四郎 (印)、受人新九郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-10	46	質物請状之事	弘化2年	1845	1		松井村質主清兵衛 (印)、大住岡村 受人甚左衛門 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-11	47	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村質主物八 (印)、受人甚三郎 (印)、質主善藏 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-12	48	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村質主長四郎 (印)、受人与次兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-13	49	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村質主与次兵衛 (印)、受人長四郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-14	50	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村新田質主善右衛門 (印)、受人重次 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-15	51	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村質主重次郎 (印)、受人善右衛門 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-16	52	質物請状之事	弘化2年	1845	1		内里村質主甚三郎 (印)、受人物八 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-17	53	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住林村庄兵衛 (印)、同村藤治郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-18	54	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住 林 藤 治 郎 (印)、同村受人 庄兵衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-19	55	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住東村倉次郎 (印)、受人又四 郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-20	56	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住東村又四郎 (印)、受人倉次 郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-21	57	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住 八 小路 長 右 衛 門 (印)、受 人文藏 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-22	58	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住 八 大路 文 藏 (印) (印の隣に 「此印長右衛門」 とあり)、受人 長 右 衛 門 (印) (印の隣に「此 印文藏」とあり)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-23	59	質物請状之事	弘化2年	1845	1		岩田村喜右衛門 (印)、同請人伊 右衛門 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-24	60	質物請状之事	弘化2年	1845	1		岩田村伊右衛門 (印)、同請人喜 右衛門 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-25	61	質物請状之事	弘化2年	1845	1		水主村久右衛門 (印)、受人平八 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-26	62	質物請状之事	弘化2年	1845	1		大住 甚 左 衛 門 (印)、受人与八 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-27	63	質物請状之事	弘化2年	1845	9		枇杷庄村利八 (印)、受人与十 郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-28	64	質物請状之事	弘化2年	1845	9		ひわの庄村与十 郎 (印)、受与 利八 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-29	65	質物請状之事	弘化2年	1845	10		上津谷与友治郎 (印)、受人左助 郎(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-30	66	質物請状之事	弘化2年	1845	10		上津谷友治郎 (印)、受人与助 (印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-31	67	質物請状之事	弘化2年	1845			水主村質主平八 (印)、受人久右 衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-32	68	質物請状之事	弘化3年	1846	1		巽岩田質主定治郎、東岩田受人伊右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-33	69	質物請状之事	弘化3年	1846	1		巽岩田質主定五郎(印)、受人平八(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。端裏書「不用質受証書」あり。	
3	25-34	70	質物請状之事	弘化3年	1846	3		内里村質主おきさ(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-35	71	質物請状之事	弘化3年	1846	5		松井村質主藤兵衛(印)、受人文七	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-36	72	質物請状之事	弘化3年	1846	閏5		枇杷庄質主市郎右衛門(印)、薪村受人治右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-37	73	質物請状之事	弘化3年	1846	6		内里村質主藤四郎(印)、受人長四郎(印)	新村油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-38	74	質物請状之事	弘化3年	1846	6		大住西村質主八百治郎(印)、受人左助(印)	新村油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-39	75	質物請状之事	弘化3年	1846	7		内里村質主熊治郎(印)、受人善蔵(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-40	76	質物請状之事	弘化3年	1846	7		三ノ村佐七(印)、受人善次郎(印)	新村油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-41	77	質物請状之事	弘化3年	1846	7		三ノ村善治郎 (印)、受人佐七 (印)	薪村油屋四郎 兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-42	78	質物請状之事	弘化3年	1846	9		薪村質主吉右衛門 (印)、同受人新太郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-43	79	質物請状之事	弘化3年	1846	9		内里村質主宇左衛門 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-44	80	質物請状之事	弘化3年	1846	10		水主村質主源十郎 (印)、受人六助 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-45	81	質物請状之事	弘化3年	1846	10		水主村質主六助 (印)、受人源十郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-46	82	質物請状之事	弘化3年	1846	12		水主村伊右衛門 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-47	83	質物請状之事	弘化3年	1846	12		薪村質主清治郎 (印)、受人源九郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-48	84	質物請状之事	弘化3年	1846	12		大住東村新助 (印)、又四郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-49	85	一札 (羽織紐紛失)	弘化3年	1846	11		岡村五郎兵衛の 倅露之助 (印)、 大住東村証人平 兵衛	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	質物である羽織紐の紛失につき金2歩の受取。	
3	25-50	86	質物請状之事	弘化3年	1846	12		大住三野村質主 又兵衛 (印)、同 村受人清吉 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-51	87	質物請状之事	弘化3年	1846	12		大住三野村質主 源三郎 (印)、 同村庄兵衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-52	88	質物請状之事	弘化3年	1846	12		大住三野村質主 庄兵衛 (印)、 同村受人源三郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-53	89	質物請状之事	弘化4年	1847	2		村西源五郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-54	90	質物請状之事	弘化4年	1847	3		松井村善太郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-55	91	質物請状之事	弘化4年	1847	3		三本木質主辰之介、三野受人お左代 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-56	92	質物請状之事	弘化4年	1847	3		大住西村質主 甚吉 (印)、同村請人庄三郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-57	93	質物請状之事	弘化4年	1847	3		大住西村質主 庄三郎 (印)、同村請人甚 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-58	94	質物請状之事	弘化4年	1847	3		田辺村久治郎 (印)、請人善兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-59	95	質物請状之事	弘化4年	1847	3		岩田村質主五兵衛 (印)、同村受人源 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-60	96	質物請状之事	弘化4年	1847	3		大住林藤四郎 (印)、受人同村庄兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-61	97	質物請状之事	弘化4年	1847	4		大住八小路勝治郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-62	98	質物請状之事	弘化4年	1847	6		水主村平右衛門 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-63	99	質物請状之事	弘化4年	1847	7		岡村質主安兵衛 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-64	100	質物請状之事	弘化4年	1847	8		内里村質主作左衛門 (印)、受人彦四郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-65	101	質物請状之事	弘化4年	1847	12		大住西村質主直次郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群 番号	資料 番号	通し 番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-66	102	質物請状之事	弘化5年	1848	2		大住西村清七 (印)、受人安治 郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	もとの25-4。
3	25-67	103	質物請状之事	嘉永元年	1848	3		岡村質主庄次郎 (印)、受人又兵 衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-68	104	質物請状之事	嘉永元年	1848	3		大住西村質主弥 兵衛 (印)、受 人安治郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-69	105	質物請状之事	嘉永元年	1848	3		岡村質主又兵衛 (印)、受人庄次 郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-70	106	質物請状之事	嘉永元年	1848	4		岩田村久三郎 (印)、請人久右 衛門 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-71	107	質物請状之事	嘉永元年	1848	4		三野村質主庄 兵衛 (印)、上 津谷受人弁吉 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-72	108	質物請状之事	嘉永元年	1848	4		上津谷質主弁吉 (印)、三野受人 庄兵衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-73	109	質物請状之事	嘉永元年	1848	7		大住三野村質 主おさよ (印)、 同村受人清兵衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-74	110	質物請状之事	嘉永元年	1848	7		大住三野村質主 清兵衛 (印)、 同村受人おさよ (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-75	111	質物請状之事	嘉永元年	1848	7		大住西村与三郎 (印)、受人清八 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-76	112	質物請状之事	嘉永元年	1848	8		内里村質主八 兵衛 (印)、兵衛 村受人治兵衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-77	113	質物請状之事	嘉永元年	1848	8		内里村質主同 兵衛(印)、兵衛 村受人八八(印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-78	114	質物請状之事	嘉永元年	1848	8		大住西村質主お みさ(印)、治郎 村受人安(印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-79	115	質物請状之事	嘉永元年	1848	9		上津谷村栄治郎 (印)、同村受人 要蔵(印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-80	116	質物請状之事	嘉永元年	1848	9		左山村質主文治 郎(印)、新門 受人三右衛門	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-81	117	質物請状之事	嘉永元年	1848	9		上津谷浜質主要 蔵(印)、同村 受人栄治郎	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-82	118	質物請状之事	嘉永元年	1848	12		松井村質主中重 治郎(印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-83	119	質物請状之事	嘉永2年	1849	1		大住西村文蔵 (印)、受人同村 両蔵	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-84	120	質物請状之事	嘉永2年	1849	閏 4		森質主七兵衛 (印)、浅治郎 (印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-85	121	質物請状之事	嘉永2年	1849	7		松井村伝兵衛 (印)、請人同村 宇之助	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-86	122	質物請状之事	嘉永2年	1849	7		下津谷村質主長 兵衛、岡村受人 五郎兵衛(印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-87	123	質物請状之事	嘉永2年	1849	7		東岩田質主七郎 右衛門(印)	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	
3	25-88	124	質物請状之事	嘉永2年	1849	8		内里村安右衛門 (印)、彦四郎	油屋四郎兵衛 殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物 の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-89	125	質物請状之事	嘉永2年	1849	9		大住八小路質主栄蔵(印)、門受人儀右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-90	126	質物請状之事	嘉永2年	1849	9		大住八大路礮右衛門(印)、受人栄蔵(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-91	127	質物請状之事	嘉永2年	1849	9		田辺村質主定治郎(印)、受人淀伊勢屋半助(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-92	128	質物請状之事	嘉永3年	1850	2		岡村質主吉太郎(印)、受人元治郎	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-93	129	質物請状之事	嘉永3年	1850	4		上津谷村質主栄助(印)、同村受人友七(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-94	130	質物請状之事	嘉永3年	1850	5		大住西村儀兵衛(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-95	131	質物請状之事	嘉永3年	1850	6		薪村忠七後家おいわ(印)、森彦治郎(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-96	132	質物請状之事	嘉永3年	1850	8		岡村質主紋蔵、同村受人又兵衛(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-97	133	質物請状之事	嘉永3年	1850	9		岡村和助(印)、藤蔵(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-98	134	質物請状之事	嘉永4年	1851	9		質主水主村忠右衛門(印)、受人平右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-99	135	質物請状之事	嘉永4年	1851	9		質主水主村平右衛門(印)、門受人忠右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-100	136	質物請状之事	嘉永4年	1851	9		下津谷質主藤三郎(印)、受人善助(印)	油屋四郎兵衛殿	堅紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-101	137	質物請状之事	嘉永4年	1851	9		下津谷質主善助 (印)、受人藤三郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-102	138	質物請状之事	嘉永6年	1853	7		大住林村質主 作右衛門(印)、 受人藤四郎(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-103	139	質物請状之事	嘉永7年	1854	9		ひわの庄村質主 勤兵衛(印)、 受人九右衛門	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-104	140	質物請状之事	嘉永7年	1854	9		ひわの庄村質主 九右衛門、受人 勤兵衛(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-105	141	質物請状之事	嘉永7年	1854	10		大住岡村質主 伊兵衛(印)、 同受人熊治郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-106	142	質物請状之事	嘉永7年	1854	10		大住岡村質主熊 治郎(印)、受 人伊兵衛(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-107	143	質物請状之事	安政2年	1855	12		内里村質主忠 兵衛(印)、同 村受人平九郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-108	144	質物請状之事	安政5年	1858	5		上津谷村質主六 左衛門(印)、 受人栄助(印)	油屋城三郎殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-109	145	質物請状之事	万延2年	1861	4		質主浜上津谷七 左衛門(印)、 受人友治郎 (印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-110	146	質物請状之事	文久元年	1861	7		質主上津谷里善 左衛門(印)、 受人与八(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-111	147	質物請状之事	慶応元年	1865	7		河原村質主五兵 衛(印)、受人 佐兵衛(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	25-112	148	質物請状之事	慶応元年	1865	8		質主内里村七兵衛(印)、請人五左衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-113	149	質物請状之事	慶応元年	1865	12		田辺村質主久右衛門(印)、同村請人魚屋吉郎兵衛(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-114	150	質物請状之事					大住西村新七治(印)、受人安治郎(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-115	151	質物請状之事					受人宇左衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-116	152	質物請状之事					内里新田質主政治郎、受人善右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	25-117	153	質物請状之事					大住西村藤三郎、受人新七郎(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	金子借用につき差し入れた質物の取扱いについての書状。	
3	26	154	借用申金子之事					城兵衛(印)	村田藤兵衛殿	竪紙	1	金10両の借用証書。人名の名の部分が墨で消されている。	一部破損につき年月日不明。本文中に印1ヶ所あり。
3	27-1	155	奉公人請状之事	享和元年	1801	12		証人和平治(印)、請人源太郎(印)	油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	奉公人おはや西極月より、150匁の借用につき。	一部破損。
3	27-2	156	奉公人請状之事	享和3年	1803	12		請人出垣内四郎兵衛(印)、奉公人定人	新油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	奉公人定人亥12月より、110匁借用につき。	一部破損。本文中に印2ヶ所あり。
3	27-3	157	奉公人請状之事	文化2年	1805	12		請人南山村清治郎(印)、奉公人茂十郎(印)	新油屋四郎兵衛殿	竪紙	1	破損により内容不詳。	破損大。
3	27-4	158	奉公人請状之事	文化3年	1806	12		親新六(印)、請人権助(印)、奉公人お中	油屋四郎兵衛様	竪紙	1	奉公人お中寅極月より、給銀80匁中60匁借用につき。	一部破損。本文中に印2ヶ所、各箇所2つずつあり。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	27-5	159	奉公人請状之事	文化5年	1808	12		駒大里喜助 (印)、請人八十軒源治(印)、 奉公人卯兵衛	新村油屋四郎 兵衛様	堅紙	1	奉公人卯兵衛当極月より、100 両借用につき。	一部破損。
3	27-6	160	奉公人請状之事	文政4年	1821	12	17	請人山本平三郎 (印)、奉公人常七	油屋四郎兵衛 様	堅紙	1	奉公人常七巳12月より、給銀 200目中100目借用につき。	一部破損。本文中に印2ヶ所各箇所1つあり。
3	27-7	161	奉公人請状之事	文政11年	1828	12		奉公人親五兵衛 (印)、請人源大郎(印)	油屋四郎兵衛 殿	堅紙	1	奉公人竹藏。一部破損により内 容不詳。	一部破損。
3	27-8	162	奉公人請状之事	天保4年	1833	12		奉公人安治郎、 乍親受人惣治郎 (印)、受人新四郎(印)	四郎兵衛殿	堅紙	1	破損により内容不詳。	破損大。本文中に印2ヶ所各箇所2つあり。
3	27-9	163	奉公人請状之事	天保5年	1834	7	10	奉公人寅吉 (印)、河州尊延 寺村三右衛門 (印)	新村四郎兵衛 殿	堅紙	1	奉公人寅吉。一部破損により内 容不詳。	一部破損。
3	27-10	164	奉公人請状之事	天保6年	1835	7		奉公人弥三郎 (印)、世話人吉 兵衛	四郎兵衛殿	堅紙	1	破損につき内容不詳。	破損大。本文中に印あり。
3	27-11	165	奉公人請状之事	天保9年	1838	1		出垣内村奉公人 弥三郎(印)、親 徳次郎後家もと (印)、諸事引受 人嘉兵衛(印)	新村油屋四郎 兵衛殿	堅紙	1	破損により内容不詳。	破損大。
3	27-12	166	奉公人請状之事	天保10年	1839	12		多々羅村奉公人 角作郎		堅紙	1	破損につき内容不詳。	破損甚大。後名欠につき宛名に印1ヶ所2つあり。
3	27-13	167	奉公人請状之事	天保11年	1840	12		奉公人庄次郎 (印)、請人平八 (印)	油屋四郎兵衛 殿	堅紙	1	奉公人庄次郎、給金200両。	一部破損。

資料群 番号	資料 番号	通し 番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	27-14	168	奉公人請状之事	天保12年	1841	7		奉公人善兵衛 (印)、引請人勝 右衛門(印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	半期につき銀100目借用につき。	一部破損。本 文中に印2ヶ 所あり。
3	27-15	169	奉公人請状之事	天保15年	1844	12		奉公人親代親類 河原村喜三郎、 受人高木村長兵 衛(印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	一部破損により内容不詳。	一部破損。
3	27-16	170	奉公人請状之事	嘉永2年	1849	7		奉公人親江津村 利兵衛(印)、乍 親類請人田邊村 岩治郎	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	銀80目借用につき。	一部破損。本 文中に印2ヶ 所各箇を所1 つずつあり。
3	27-17	171	奉公人請状之事	嘉永2年	1849	12		僧坊村奉公人親 彦七(印)、奉公 人喜三郎	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	奉公人喜三郎借用につき。	本文中印2所 各箇所1つず つあり。
3	27-18	172	奉公人請状之事	嘉永3年	1850	2		大住村乍親類受 人左助(印)、 同村同断吉兵衛 (印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	給金1カ年につき200匁。	一部破損。
3	27-19	173	奉公人請状之事	嘉永5年	1852	11		本人きく親里東 一口村与一右衛 門、奉公人親代 親類水主村権右 衛門(印) 同村 勤兵衛(印) 同 村四兵衛(印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	おきく銀100目借用につき。	一部破損。
3	27-20	174	奉公人請状之事	元治元年	1864	7		奉公人親増坊村 平三郎(印)、 受人稲八妻嘉兵 衛(印)	油屋四郎兵衛 殿	竪紙	1	奉公人八五郎。一部破損につき 内容不詳。	一部破損。
3	27-21	175	奉公人請状之事	慶応元年	1865	12		奉公人飯岡村紋 蔵(印)、請人菱 田村作治郎(印)	四郎兵衛殿	竪紙	1	9年1カ年の給金7匁中5匁借用 につき。	一部欠損。本 文中印4ヶ所 あり。給金部 分書で「八匁」に 墨の訂正及び、 横に「七」の 添え書きあり。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	27-22	176	奉公人請状之事	慶応2年	1866	12		奉公人親北高木村庄八(印)、請人同村宇〔 〕	油屋城三郎殿	豎紙	1	9年1ヶ年の給金を先に借用につき。	一部欠損。本文中印1ヶ所あり。
3	28-1	177	乳母奉公請状之事	文政2年	1819			親久蔵(印)、衛請人茂兵衛(印)、乳母ふじ	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	乳母として、ふじという女を奉公に出す旨を記した書状。	一部欠損。本文中に印あり。
3	28-2	178	乳母奉公人請状	天保8年	1837	6	20	祝園村夫孫八(印)、受人稲八妻文七(印)	四郎兵衛殿	豎紙	1	乳母として妻を奉公に出す旨を記した書状。	一部欠損。本文中に印あり。
3	29-1	179	年季奉公人請状之事	文化元年	1804	12		親清兵衛(印)、請人重助(印)	油屋五兵衛殿	豎紙	1	倅の久之助を奉公人として差し出す旨を記した書状。	一部欠損。本文中に印あり。
3	29-2	180	年季奉公人請状之事	文化8年	1811	12		親庄右衛門(印)、請人久右衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	奉公人は倅の久吉。9ヶ年の給金(銀子)借用につき。	一部破損。本文中に印1ヶ所あり。
3	29-3	181	年季奉公人請状之事	文政2年	1819	12		親林吉(印)、請人太左衛門(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	奉公人は倅の寅藤。7ヶ年の給金(銀子)借用につき。	一部破損。本文中に印1ヶ所あり。
3	29-4	182	年切奉公人請状之事	文政8年	1825	12		奉公人親源太郎(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	自分の子供を奉公人に出す旨を記した書状。名前は欠損のため判別できない。奉公中の給金を先に借用する旨を記している。	一部欠損。本文中に印あり。
3	29-5	183	年切奉公人請状之事	文政10年	1827	12		奉公人親伊右衛門(印)、請人徳治郎(印)	油屋四郎兵衛殿	豎紙	1	奉公人は娘のやす。給金30匁の借用につき。	一部破損。本文中に印2ヶ所あり。
3	29-6	184	年切奉公人請状之事	天保13年	1842	12		奉公人親大住新三郎(印)、請人同村〔 〕	〔 〕郎〔 〕	豎紙	1	奉公人は娘のちく。8ヶ年の給金銀100目の借用につき。	一部破損。後欠。本文中に印3ヶ所あり。
3	29-7	185	年切奉公人請状之事	嘉永2年	1849	12		奉公人親源五郎(印)、請人源太郎(印)	四郎兵衛殿	豎紙	1	自分の子供を奉公人に出す旨を記した書状。名前は欠損のため判別できない。奉公中の給金を先に借用する旨を記している。	一部欠損。本文中に印あり。
3	30	186	一暇状之事			8	5	善六	お倉様	切紙	1	離縁状。	
3	31-1	187	工部省会計局関係(小山捨松)	明治15年	1882	2	2	工部省会計局	小山捨松	一紙	1	「備申付候事」とあり、日給金25銭と記されている。	31-1~31-5 綴一括。
3	31-2	188	工部省会計局関係(小山捨松)	明治15年	1882	12	14	工部省会計局	傭小山捨松	一紙	1	日給金30銭を下賜した旨が記されている。	31-1~31-5 綴一括。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	31-3	189	工部省会計局関係 (小山捨松)	明治16年	1883	9	26	総務局会計課	小山捨松	一紙	1	「備申付候事」とあり、日給金30銭と記されている。	31-1~31-5 綴一括。
3	31-4	190	工部省会計局関係 (小山捨松)	明治16年	1883	12	15	総務局会計課	備小山捨松	一紙	1	日給金35銭を下賜した旨が記されている。	31-1~31-5 綴一括。
3	31-5	191	工部省会計局関係 (小山捨松)	明治18年	1885	12	18	工部省総務局会計課	備小山捨松	一紙	1	「依願免備」とあるため退職願が受理されたことを証明するものか。	31-1~31-5 綴一括。
3	31-6	192	養蚕伝習所関係 (小山捨松)	明治23年	1890	6		京都府蚕糸業組合第一区養蚕伝習所 (印)	小山捨松	一紙	1	養蚕術習得の証明書。裏に「頭取山崎義丈 (印)、組長中村英之助 (印)、所長神原豊信 (印)、委員神原政辰 (印)、同大森松 (印)、同森本信富 (印)、教師細貝順吉 (印)」と署名あり。	
3	31-7	193	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	8	6	京都府警察部 (印)	府下紀伊郡伏見町字両替町二丁目塩山庄松殿	郵便 ハガキ	1	8月22日午前9時に京都府警察部へ出頭するよう指示。	
3	31-8	194	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	8	22	「京都府」(印)	小山捨松	一紙	1	京都府巡査を命じる。月俸5円。日付の部分に「京都府印」あり。	31-8~31-44まで一紙綴。
3	31-9	195	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	8	22		巡査小山捨松	一紙	1	巡査教習所受業生に命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-10	196	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	10	21	京都府巡査教習所	巡査小山捨松	一紙	1	教習課程の卒業証書。京都府巡査教習所印あり。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-11	197	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	10	21	京都府	京都府巡査小山捨松	一紙	1	3級俸給の給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-12	198	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	10	21		巡査小山捨松	一紙	1	伏見警察署詰を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-13	199	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	10	25		巡査小山捨松	一紙	1	予備員を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-14	200	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892	11	3		巡査小山捨松	一紙	1	第8管区受持を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-15	201	京都府巡査関係 (小山捨松)	明治25年	1892				巡査小山捨松	一紙	1	除服を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	31-16	202	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治26年	1893				巡查小山捨松	一紙	1	井手分署詰を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-17	203	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治26年	1893	8	15	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治26年2月22日に窃盗犯を捜査捕獲につき、金50銭を下賜。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-18	204	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治26年	1893	6	26	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治26年5月14日に窃盗犯を巡査林拾とともに捜査逮捕につき、賞金25銭を下賜。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-19	205	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治26年	1893	12	27	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治26年中、職務勉勵につき、慰勞金1円10銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-20	206	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治27年	1894	4	6		巡查小山捨松	一紙	1	木津警察署詰を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-21	207	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治28年	1895	3	9		巡查小山捨松	一紙	1	稲田村駐在所詰を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-22	208	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治27年	1894	12	27	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治27年中職務勉勵につき、慰勞金1円95銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-23	209	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治28年	1895	12	23	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治28年中職務勉勵につき、慰勞金1円60銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-24	210	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治29年	1896	11	6		巡查小山捨松	一紙	1	当尾駐在所在勤を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-25	211	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治29年	1896	12	23	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治29年中職務勉勵につき、慰勞金1円40銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-26	212	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治29年	1896	12	23	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治29年中、伝染病予防消毒事務に勉勵したことにつき、慰勞金60銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-27	213	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	3	23	京都府	巡查小山捨松	一紙	1	笠置警察分署に在勤を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-28	214	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	3	31	笠置警察分署	巡查小山捨松	一紙	1	署所在地受持を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-29	215	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	6	18	京都府	巡查小山捨松	一紙	1	塩小路警察分署に在勤を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-30	216	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	6	25		巡查小山捨松	一紙	1	夷ノ町巡查派出所詰を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-31	217	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	8	13		巡查小山捨松	一紙	1	富田町巡查派出所詰を命じる。	31-8~31-48まで一紙綴。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	31-32	218	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	9	22	京都府	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	2級俸給を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-33	219	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	12	23	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治30年中職務奨励につき、慰労金3円60銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-34	220	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治30年	1897	12	27	京都府	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	1級俸給を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-35	221	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治31年	1898	4	1	京都府	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	5級俸給を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-36	222	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治31年	1898	10	29	京都府 (印)	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	明治31年6月12日に窃盗犯の犯跡を捜査、この証拠を確かめ、捕獲した功労につき、金50銭を賞与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-37	223	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治31年	1898	12	23	京都府 (印)	巡查小山捨松	一紙	1	明治31年中職務奨励につき、慰労金2円90銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-38	224	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治32年	1899	12	18	京都府 (印)	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	明治32年中、伝染病予防消毒事務の奨励につき、慰労金40銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-39	225	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	7	25	京都府	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	明治33年1月30日に窃盗犯を捕獲した功労につき金60銭を賞与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-40	226	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	4	16	京都府五条警察署塩小路分署	巡查小山捨松	一紙	1	楊梅巡查派出所詰を命じる。宛名の上「京都府五条警察署塩小路分署」の印あり。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-41	227	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	6	30	京都府 (印)	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	4級俸給を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-42	228	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	9	14	京都府	京都府 巡查小山捨松	一紙	1	明治33年7月11日に窃盗犯を巡查山本三次郎と協力の上捕獲した功労につき、金50銭を賞与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-43	229	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	9	28	京都府	巡查小山捨松	一紙	1	明治33年7、8両月中、伝染病予防救済に従事したことにつき、手当金90銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-44	230	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	12	18	京都府	巡查小山捨松	一紙	1	明治33年9、10、11の三ヶ月中の伝染病予防に従事したことにつき、手当金80銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	31-45	231	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	12	20	京都府	京都府巡查小山捨松	罫紙	1	明治33年中、伝染病予防消毒事務に勉勵したことにつき、慰労金40銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-46	232	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	12	20	京都府	京都府巡查小山捨松	罫紙	1	明治33年中職務勉勵につき慰労金2円40銭を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-47	233	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	12	25	京都府	京都府巡查小山捨松	一紙	1	依願巡查を免す。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-48	234	京都府巡查関係 (小山捨松)	明治33年	1900	12	25	京都府	元京都府巡查小山捨松	罫紙	1	京都府巡查を満8年勤続したことにによる、退職給助金40円を給与。	31-8~31-48まで一紙綴。
3	31-49	235	京都市修道尋常小学校関係 (小山真三)	明治35年	1902	1	9	京都市修道尋常小学校	第二学年生小山真三	一紙	1	平素精勤につき3等賞を授与する賞状。学校印あり。	
3	31-50	236	京都市修道尋常小学校関係 (小山真三)	明治35年	1902	3	31	京都市修道尋常小学校	第二学年生小山真三	一紙	1	学業成績により3等賞を授与する賞状。学校印あり。	
3	31-51	237	京都市修道尋常小学校関係 (小山真三)	明治36年	1903	1	9	京都市修道尋常小学校	第三学年生小山真三	一紙	1	平素精勤につき1等賞を授与する賞状。学校印あり。	
3	31-52	238	京都市修道尋常小学校関係 (小山真三)	明治36年	1903	12	25	京都市修道尋常小学校	第四学年生小山真三	一紙	1	操行及び出席数の成績により4等賞を授与する賞状。文言は印字されている。学校印あり。	
3	31-53	239	〔染物組合関係 (小山真三)〕 (染物組合形彫部第四回徒弟競技会褒賞状)	大正3年	1914	4	10	京都市長正五位勲四等法学博士井上密	小山真三	一紙	1	〔染物組合形彫部第四回徒弟競技会褒賞状〕という賞状。審査長として従六位金子篤寿の名前があり、審査長と差出人の印がある。	
3	31-54	240	専売局京都製造所皆勤賞 (小山ワサ工)	明治40年	1907	6	28	京都煙草製造所	工手小山ワサ工	一紙	1	皆勤賞として金7円40銭の賞与。	
3	31-55	241	専売局京都製造所皆勤賞 (小山ワサ工)	明治40年	1907	12	25	専売局京都製造所	工手小山ワサ工	一紙	1	皆勤賞として金9円30銭の賞与。	
3	31-56	242	専売局京都製造所皆勤賞 (小山ワサ工)	明治41年	1908	4	11	専売局京都製造所	工手小山ワサ工	一紙	1	皆勤賞として金10円90銭の賞与。	
3	31-57	243	〔専売局京都製造所勉勵賞 (小山ワサ工)〕	明治41年	1908	6	19	専売局京都製造所	工手小山ワサ工	一紙	1	金3円を賞与する賞状。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	31-58	244	〔専売局京都製造所 所奨励賞(小山フサ 工)〕	明治41年	1908	12	18	専売局京都製造 所	工手小山房枝	一紙	1	金5円25銭を賞与する賞状。	
3	31-59	245	〔専売局京都製造 所奨励賞(小山フサ 工)〕	明治41年	1908	9	17	専売局京都製造 所	工手小山フサ 工	一紙	1	金1円80銭を賞与する賞状。	
3	31-60	246	〔専売局京都製造 所奨励賞(小山フサ 工)〕	明治42年	1909	12	20	専売局京都製造 所	工手小山フサ 工	一紙	1	金6円50銭を賞与する賞状。	
3	31-61	247	〔専売局京都製造 所奨励賞(小山フサ 工)〕	明治42年	1909	3	18	専売局京都製造 所	工手小山房枝	一紙	1	金2円85銭を賞与する賞状。	
3	31-62	248	〔専売局京都製造 所奨励賞(小山フサ 工)〕	明治43年	1910	3	17	専売局京都製造 所	工手小山フサ 工	一紙	1	金3円を賞与する賞状。	
3	31-63	249	専売局京都製造所賞 状(小山フサ工)	明治40年	1907	12	3	専売局京都製造 所長専売局技師 從六位加藤末郎 (印)	工手小山フサ 工	一紙	1	満2年以上の皆勤につき賞金11 円60銭と記章の授与。	
3	31-64	250	専売局京都製造所賞 状(小山フサ工)	明治41年	1908	5	31	専売局京都製造 所作業奨励会長 専売局技師加藤 末郎	両切錫紙包工 手小山フサ工	一紙	1	作業成績に関して、第3等に該 当するとして白襟1掛を賞与。	
3	31-65	251	専売局京都製造所賞 状(小山フサ工)	明治43年	1910	4	23	専売局京都製造 所長正六位勲六 等木戸辰三郎 (印)	専売局京都製 造所小箱詰工 手小山フサ工	一紙	1	煙草製造作業につき、成績優 等であったことに、銅牌を授与。	
3	31-66	252	〔専売局京都製造所 特別賞ほか(小山フ サ工)〕	明治42年	1909	12	20	専売局京都製造 所(印)	工手小山フサ 工	一紙	1	金5円を賞与する褒賞状。	
3	31-67	253	〔専売局京都製造所 特別賞ほか(小山フ サ工)〕	明治43年	1910	4	23	専売局京都製造 所長木戸辰三郎 (印)	工手小山フサ 工	一紙	1	一等奨励品の賞状。	
3	31-68	254	京都市修道専常高等 小学校(小山敦子)	明治41年	1908	3	26	京都市京都市修 道専常高等小学 校	小山敦子	一紙	1	専常小学校第三学年課程の修業 証書。本人の生年月日の他、小 学校印がある。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	31-69	255	京都市修道尋常高等小学校(小山敦子)	明治42年	1909	3	26	京都市立修道尋常小学校	小山敦子	一紙	1	尋常小学校第四学年課程の修業証書。本人の生年月日の他、小学校印がある。	
3	31-70	256	京都市修道尋常高等小学校(小山敦子)	明治44年	1911	3	25	京都市立修道尋常小学校校長 真下瀧吉(印)	小山敦子	一紙	1	尋常小学校の卒業証書。本人の生年月日のほか、学校印がある。	
3	32-1	257	手紙(離縁につき)			5	21	奈良餅飯殿町石原商店方塩山荘之助	小山兄上様	罰紙	1	離縁したため独身となったので、その旨を知らせる。沢井勘七様へも伝えてもらうように依頼。	
3	32-2	258	小山捨松宛手紙(房枝結婚につき)	大正5年	1916	1	11	奈良市餅飯殿町石原久治郎方塩山荘之助	京都市下京区馬町通り大仏北ノ門東入上馬町小山捨松様	継紙	1	捨松の娘である房枝の結婚の儀につき、粗品の進呈。	封筒あり。封筒表面に「奈良 5.1.11」と切消印あり。手あり。
3	32-3	259	書状(新年宴会開会につき)	明治45年	1912	1	7	大宮村長西田作次郎	京都市下京区捨松殿	一紙	1	愛宕郡大宮村の新年宴会を来る10日に役場で開会につき案内。	封筒あり。
3	32-4-1	260	小山捨松宛手紙(火災への対応につき)	大正5年	1916	3	15	京都市麴町区菅番地久途宮邸内伊藤笛吉	京都市下京区馬町通り東小路東入上馬町小山捨松様	一紙	1	愚妻実家火災につき、捨松の尽力への感謝状。	
3	32-4-2	261	小山捨松宛手紙(火災への対応につき)	大正5年	1916	3	15	京都市麴町区菅番地久途宮邸内伊藤笛吉	京都市下京区馬町通り東小路東入上馬町小山捨松様	一紙	1	32-4-1の追伸。捨松の見舞いに対する感謝。	
3	32-5	262	手紙(房枝と離縁につき)	大正6年	1917	6	19	伏見京町八丁目小田源一郎	京都市馬町通上馬町小山松殿	一紙	1	房枝(捨松の娘)の一件につき、親族と相談の結果ひとまず離縁をしたので、その旨を承知していただくよう通知。	
3	32-6	263	手紙(病気につき代動願い)				12	宮本寿次郎	久邇宮廳御敬衛小山捨松様	継紙	1	孫3名麻疹につき、明13日と15日に代動願。	封筒あり。
3	32-7	264	小山捨吉宛手紙(家宅借用願いにつき)	明治44年	1911	9	30	油小路通八条下ル 北原信起	胞衣会社内小山捨吉殿	継紙	1	退社の決議により、急な社宅からの退去にあたり、新しく家宅を借用するにつき、捨吉へ援助願い出。	封筒あり。「捨吉」は捨松の間違いか。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	32-8	265	手紙 (山本郡長栄転につき詩歌募集)	大正6年	1917	1	26	京都府神職会綴京都市下京区線馬町通東山上馬東三丁目上馬町小山捨松様	京都府神職会綴京都市下京区線馬町通東山上馬東三丁目上馬町小山捨松様	一紙	1	山本郡長の栄転祝いと、離別愛惜の哀情を表示するため、詩歌を募集する。2月15日までに筒城尚風会宛に送るようお願い。	封筒あり。
3	32-9	266	小山捨松宛手紙(諡賀の節につき)			2	3	奉(カ)山 藤井甚平	平安上馬町小山捨松殿	継紙	1	令嬢華燭の典につき、祝儀の印を贈呈。	封筒あり。
3	32-10	267	手紙 (母死去の際の御供物お礼につき)	大正5年	1916	7		名古屋市西区江川端町五丁目清水百太郎	京都小山捨松様	一紙	1	母が死去した際のお悔やみとお供え物のお礼に、「軽微の品」を送る旨のお礼状。	封筒あり。
3	32-11	268	小山捨松宛手紙(代勤願い)			3	16	田中村西浦一三 宮本寿次郎	久邇宮御殿二子小山捨松様	一紙	1	17日、19日の代わり、21日に出勤することを願い出たもの。	封筒あり。
3	32-12	269	手紙 (岡本氏欠勤につき)			10	27	久邇宮当直	本町東八丁目上戸馬町第八番小山捨松殿	一紙	1	岡本氏が事故の為に本夜欠勤を申し出て来たので、代わりに出勤してもらうように依頼。「使者ヲ以テ依頼」とあるので、使者が手渡しで手紙を送ったよう	封筒あり。
3	32-13	270	小山捨松宛手紙(子女出生につき)				9	宮本寿次郎	久邇宮御殿御奉仕小山捨松様	一紙	1	子女の出生につき、去る15日か子休を取っていた間、代勤していた捨松へ出生の知らせと20日から出勤する旨を申し出。追命伸に子女の名前を「文子」と命名した旨あり。	封筒あり。
3	32-14-1	271	手紙 (愚孫3名麻彦につき)				10	宮本寿次郎	久邇宮廳御在小山捨松様	聖紙	1	去る8日に愚孫3名が麻彦にかかったので、明11日に代勤のお願い。岡本殿へも書面でお願する。	封筒あり。枝番1から3まで封筒で一括。
3	32-14-2	272	手紙 (妹病氣につき)					宮本	小山殿	一紙	1	旧里である和歌山に住む妹が重病に罹り、面会に向かうので、代勤をお願いする。5日から8日は小山が出勤し、9日から12日までには宮本が出勤。	枝番1から3まで封筒で一括。
3	32-14-3	273	手紙 (下原巡査の件につき)			3	2	宮本	小山明府	一紙	1	下原巡査による調査の際の不適切な行為や借金など犯行に類似する行為について。	枝番1から3まで封筒で一括。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	32-15	274	手紙(妹退院につき)			5	2	田中村字西浦 宮本寿次郎	荒神口久邇宮 御殿御在務 小山捨松様	継紙	1	妹が昨30日に病院を退院したため、明2日午前11時に出発して和歌山市に帰省するので、勤務の振替を依頼。2日から5日まで小山が出勤。6日から10日は宮本が出勤。	封筒あり。
3	32-16	275	小山捨松宛手紙(借松家相続につき)	大正13年	1924	1	12	荘之助	京都市下京区上馬(八幡)戸小山捨松様	継紙	1	新年の祝拜にあたり、捨松家の相続について相談あり。後見人については、書面が必要であるため、直接書状に捺印すること。委任状は不要であるため返却すること。拙弟は戸籍の面で案内の通りに塩山のままで大庭ではない事を伝える。	宛名部分に欠損あり。
3	32-17	276	小山捨松宛手紙(借金返済につき)	明治19年	1886	1	13	青木誠之	小山捨松殿	継紙	1	数ヶ月間取り立てに応じていたかかった分の借金の返済を要求。	
3	32-18	277	工部省宛手紙(付箋返し戻しにつき)	明治11年	1878	2	14	大嶋 大枝 長 (印)	工部省会計課 御中	継紙	1	阿仁鉱山局より伊藤宛の書状3通が未着のところ、伊藤帰山につき、付箋をもって返し戻しを求め。	
3	32-19	278	小山捨松宛手紙(行き先書き上げ)					母	小やま捨松殿	弔紙	1	日付と伊勢、木津、伏見などの行き先を列記。	
3	32-20	279	小山捨松宛葉書(道具売り払いにつき)	明治23年	1890	12	31	字田辺村下村隈 吉	本郡本村字新 小山捨松様	はがき	1	貴家道具売払二付お知らせ。「山城田辺明治23年12月21日」の消印あり。	
3	32-21	280	小山捨松宛手紙(父死去につき)			4	5	井上麟吉	小山捨松様	継紙	1	御尊父死去によりお悔やみ。	
3	32-22-1	281	小山捨松宛書状(婚姻につき)	明治43年	1910	10	21	大阪市西区本田 大渡橋西詰北入 鈴木松太郎商店	京都下京区大 佛北門東へ入 る 小山捨松 様	弔紙	1	富蔵殿婚姻の問い合わせ。	32-22-1～3封筒一括。
3	32-22-2	282	河合おしと宛書状(縁談の相談につき)	明治43年	1910	6	12	河辺富蔵	河合おしと様	弔紙	1	縁談について上京して相談します。この件を小山方にもお伝え下さいという旨を記した手紙。	32-22-1～3封筒一括。
3	32-22-3	283	大庭庄之助宛書状(縁談の問い合わせにつき)	明治43年	1910	6	16	在京都小山兄	大庭庄之助殿	一紙	1	娘フサエ、河辺富蔵縁談につき相談。	32-22-1～3封筒一括。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	32-23	284	房枝宛手紙						房枝	継紙	1	病氣見舞い。	
3	32-24	285	塙忠雄宛手紙(代金送付依頼につき)	明治44年	1911	7	12	京都府紀伊郡東九条村菅番戸廣野孫三郎方小山吉敦	京都市四谷区番町貳拾貳番地塙忠雄殿	罫紙	2	毎々「大八洲」送付、代金71銭送付連絡。京都七条郵便局の受領票あり。	状と受領書の2通があるため員数が2になっている。
3	32-25	286	澤井勤七宛手紙(山王神社社名書き上(げ))					小山	澤井勤七様	継紙	1	山王神社社名書き上げ。	
3	32-26	287	小山吉敦宛請求書	明治45年	1912	7	9	四谷区寺町八十二番地大八洲学会	京都市上京区大佛北ノ門東入小山吉敦殿	切紙	2	明治43年12月までの延滞学会費として金2円の請求書。ほかに、監査票、払込票、払込通知表、受領票の綴あり。払込票には京市四谷塙忠雄の印あり。	請求書と綴の2点があるため、員数が2になっている。
3	32-27	288	京都中央電話局宛役職・名前書上					志願人小山敦子	京都市東洞院三條京都中央電話局御中	折紙	1	大宮村の村役職、名前書上。村長西岡作次郎、助役田花理か衛、助役田花連三郎など、ほ7名。	封筒の裏に西岡作次郎の名前があるが、差出人との関連は不明。
3	32-28	289	小山捨松宛手紙(入金依頼につき)	明治31年	1898	2	26	松岡	小山捨松殿	切紙	1	金15円を相楽郡本津銀行にて換じて、京都東洞院通七条伏見銀行支店へ入金依頼。	
3	32-29	290	おこう宛手紙			1	12	すか	おかう殿	継紙	1	時候の挨拶と徳三郎殿へよろしく伝えてほしい旨が記してある。	
3	32-30	291	小山四郎兵衛宛手紙						小山四郎兵衛様	継紙	1	賢息君に東京で面会、当地に大嶽社設置、ご加入安心など。	半紙に裏打ち。中欠につき年月日及び差出人不詳。
3	32-31	292	請印依頼状			10	19	杉山		切紙	1	帳面に請印をするよう依頼。追伸から使いに持参させ、受取の書面を求めていることかわかる。	
3	32-32	293	小山捨松宛手紙(洋服代催促につき)	明治20年	1887	6	16	青木誠之	小山捨松殿	継紙	1	本年1月の書面にもとづき、2月から洋服代の送金を催促。長谷川様の種類と承り確かなる方と信じ等記す。	半紙に裏打ち。中欠。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	32-33-1	294	小山捨松宛封筒			7	13	京都市夷川通富小路東入木細工商上山五三郎		封筒	1	「2.7.13」の消印がある。大正2年(1913)のものか。	
3	32-33-2	295	小山捨松宛封筒			6	30	宮本寿次郎	小山捨松様	封筒	1	封筒のみ。	
3	32-33-3	296	小山捨松宛封筒					嵯峨村浜細水金四郎	小山捨松様	封筒	1	封筒のみ。	
3	32-34	297	「遠山炭竈」和歌2首							切紙	1	吉教作の和歌2首。	「吉教上」朱合点あり。
3	32-35	298	[依頼状]							切紙	1	蔵談の願い出。	付届紙か。
3	32-36	299	小山宛手紙					佐野	小山殿	一紙	1	三栖苗木植付に関する内容、小生烟にて凡1600本。	付届紙か。
3	33-1	300	証書(治療用木綿献納につき)	明治11年	1878	6	14	京都府	綴喜郡第二区薪村小山四郎兵衛	一紙	1	鹿児島県下賊徒征討の戦争における負傷者の治療用品として木綿8反を献納。	
3	33-2	301	証書(学校資金出資につき)	明治10年	1877			京都府	綴喜郡第二区薪村小山四郎兵衛	一紙	1	綴喜郡第二区内に学校建設のため学校資金として金13円50銭の出資。	
3	33-3	302	承認状	明治27年	1894	12	8	海軍省経理局長海軍主計総監正五位勲等川口武定(印)	小山捨松殿	一紙	1	金1円を軍資金として献納したこと承認状。	
3	33-4	303	証書(軍用品献納につき)	明治30年	1897	6	1	京都府知事從三位勲一等男藤山田信道(印)	小山とら	野紙	1	明治27、8年戦役の際に軍用品を献納。	
3	33-5	304	証書(軍事費補足の献金につき)	明治37年	1904	3	20	京都府知事從三位勲二等大森鐘一(印)	小山フサエ	一紙	1	金10銭を軍事費補足のため献金。	
3	33-6	305	証書(軍事費補足の献金につき)	明治37年	1904	3	20	京都府知事從三位勲二等大森鐘一(印)	小山捨松	一紙	1	金1円50銭を軍事費補足のため献金。	
3	33-7	306	証書(軍事費補足の献金につき)	明治38年	1905	2	10	京都府知事從三位勲二等大森鐘一(印)	京都市京都市東区馬町本町東入小山捨松	一紙	1	金1円50銭を明治37、8年戦役の際の軍資として献金。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	33-8	307	証書 (救恤として献金につき)	明治38年	1905	3	1	三輝手 從邊輝吉 岩邊知吉 宮城縣知事 田義資 (印)、五位勲四等 富田義資 (印)、五位勲四等 富山縣知事 李冢隆介 泉知事 西澤六等 (印)	井村都 井場員 小山捨 株式會社 兄弟商工 松	野紙	1	分野別に書物の名前が記載されているほか、作者別に記された項目もある。特に国学者と思われる人物には「平田門人」というように、誰の門人であるかが記載されている。	
3	34	308	〔小山捨松所蔵書籍目録〕							野紙綴	1	いろは順に用紙が作られており、対応する人々の住所と名前がつけられている。全員では無いが職業が記載されている人物も見受けられる。	綴外あり。
3	35-1	309	〔小山捨松親族友人知人等住所録〕							野紙綴	1	人名・住所書上。余白に漢数字番号、番号のうち「三」の番号の紙に「以下三月掛」とあることから掛帳の類いかと考えられる。「大阪生命保険株式会社」野紙	末尾に明治30年五月の警察事故報告表あり。
3	35-2	310	〔住所及び人名書上〕							野紙綴	1		
3	36	311	〔小山捨松日誌〕	明治25年	1892			小山捨松		横帳	1	明治25年、明治27年11～12月、明治28年1月分日記の一部、金銭書上。董仙房、伏見居住、衆議院選挙運動、京都府警察巡查試験、伏見警察勤務など。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	37	312	[小山家過去帳控]							一紙	1	縦12マス横12マスに区切られ、右端の縦列には干支。明和5年から明治13年まで1コマずつ順に並べられており、その中に黒字で普請や世相の記録あり。小山家の人物の死亡年には黒字で赤字。で名前。包紙には「小山家之大切之品」とある。	
3	38	313	山城南部蚕糸業第三 小組合員証票料徴 収表	明治23年	1890					罫紙 綴	1	明治23年度の山城南部蚕糸業第三小組合員証票料徴収表。種別・等級・証票受取日・証票訂正済渡日・証票料納金日・事務所へ証票料納金日・事故・村字名・姓名を表で記す。後半に明治23年度4月以後新規加入の分の同様の表あり。	
3	39	314	橋姓楠氏嫡流市川氏 系譜							綴紙	1	人皇31代敏達天皇から記述が始まり、橋氏から楠木氏を経て、市川氏へ至る系譜が記されている。末代が正次となっており、記述が途切れているため、未完か。	文書端に糊の跡が確認できる。糊はがれ断簡。
3	40	315	[履歴書]							綴紙	1	明治4年8月から明治15年6月までの職歴・叙爵歴が記されており。明治15年6月17日の勲章授与の内容から、長谷川嘉道という人物についての履歴書かと思われる。	糊はがれ断簡。記述年代が一番号古い文書の両端に糊跡が認め前欠か。
3	41-1	316	家賃之通	明治35年	1902	4		中村栄助	小山捨松殿	罫紙	1	上馬町の家賃1ヶ月分、金2円50銭の通帳。3つ折になっており、4月から8月まで請取印がある。	
3	41-2	317	家賃之通	明治34年	1901	8		中村栄助	小山捨松殿	罫紙	1	上馬町の家賃1ヶ月分、金2円50銭の通帳。3つ折になっており、8月から10月まで請取印がある。	
3	41-3	318	証(宿料領収)	明治36年	1903	3	31	中村栄助(印)	小山捨松殿	一紙	1	明治35年12月分の宿料として2円50銭を領収した旨を記した証書。	
3	41-4	319	証(宿料領収)	(明治) 36年	1903	5	1	中村栄助(印)	小山捨松殿	綴紙	1	金2円50銭の受取証文。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	41-5	320	証(敷金領収)	明治34年	1901	4	26	中村栄助(印)	小山捨松殿	罫紙	1	金10円の領収証。収入印紙がある。	
3	41-6	321	[物品書上]							継紙	1	表小障子、奥ノランマ小障子など6項目の物品書上。	
3	41-7	322	[宿泊受取証文]	明治35年	1902	12	31	中村栄助(印)	小山捨吉様	罫紙	1	宿泊として金2円50銭の受取証文。	
3	41-8	323	証(宿泊領収)	明治35年	1902	2	22	京都市五条通橋東二丁目中村栄助(印)	小山様殿	罫紙	1	1月分の宿泊として金2円50銭の受取証文。	
3	41-9	324	[宿泊受取証文]	明治36年	1903	2	26	中村栄助(印)	小山捨松様	罫紙	1	宿泊として金5円の受取証文。	
3	42	325	貯蓄預金通帳	明治29年	1896	4	29	奈良町大字椿井株式会社奈良貯蓄銀行	小山捨松殿	罫紙綴	1	貯金預け心得と通帳記入用紙からなる。明治29年4月29日から明治30年10月吉日までの預け入れと引き出しの記録がある。木津代理店の印あり。証券印紙あり。末尾に頭取中村雅直他10名の名前がある。	
3	43-1	326	大成教吐普加美教会 大祓講社(集金票)	明治19年	1886	1		本教大成吐普加美講社社長教内藤五郎(印)、捨松(印)、世話方薪村河村源吉	山城国綴喜郡 薪村小山四郎 兵衛殿	折本	1	大祓講社設置のための出資金を募る文書。明治20年と明治21年の分がある。月ごとに印が押されている。	
3	43-2	327	大成教吐普加美教会 大祓講社(集金票)	明治19年	1886	1		本教大成吐普加美講社社長教内藤五郎(印)、捨松(印)、世話方薪村河村源吉	山城国綴喜郡 薪村小山捨松殿	折本	1	大祓講社設置のための出資金を募る文書。明治20年と明治21年の分がある。月ごとに印が押されている。	
3	44	328	請取之通	明治30年	1897	10		南山親交会(印)	小山捨松殿	折紙	1	南山親交会の会費の請取通。内容は規約と請取通の用紙によって構成され、規約の末尾には幹事樺山保親他3名の名前が記載されている。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	45	329	人傑物語					小山吉敦謄写		野紙綴	1	本文のはじめに「大久保利通(人傑物語 微髯公) 京華日報 抜筆明治40年9月14日起全」とある。京華日報にて連載されていた物語を書き写したもののか。	「京都府」野紙。
3	46	330	短冊のひかえ							野紙綴	1	表紙に「小山吉敦蔵」とある。「短冊の和歌類題并二歌人氏名録」、和歌(または俳句か)の題材と詠み人が記されている。	歌人小山吉敦の作品。
3	47	331	京都互評歌	明治34年	1901	7				野紙綴	1	明治34年7月の互評歌会と明治35年12月24日の互評歌会と、明治34年2月の互評歌会で提出された和歌とその詠み人が記載されている。ところどころ朱書きがある。	歌人小山吉敦の作品。
3	48	332	白妙(歌集)	明治35年	1902	12				冊子	1	花月吟社月次競、和歌と詠み人が併記されている。末尾に点位表があり、小山吉敦、秋田銀二、服部利夫、ほか9名の名前が記載されている。	歌人小山吉敦の作品。
3	49	333	蔵書目録					小山吉敦		野紙綴	1	歴史、歌書、和歌、文章、詩集、漢文、字典、法律、算術書、謡曲、雑書に分類されている。書物名と著者名、巻数が列記されている。	「京都府木津警察署」野紙。
3	50	334	和歌返草綴					京都市下京馬町 通上馬町小山吉敦		一紙綴	1	「山夕立」、「泉為夏栢」、「風前虫」、「仏」、「旅五月雨」、「神」、「瓶中花」、「稚子」、「野盡類」、「笛」、「船納涼」、「夏池」、「遠樹紅」、「峰雪」を題にした和歌が収録されている。表紙の裏には「廻覧順」とあり、小山吉敦のほかに、武井金治、根本常盤、福田定一郎、大西正一、島田敬親の名前がある。	歌人小山吉敦の作品。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	51	335	雪下乃巻 (歌集)	明治37年	1904			小山吉敦 (カ)		竪帳	1	鶯蛙会の第10回互評歌会の投稿和歌収録。巻末に點位表があり、小山吉敦、中村呉林、内藤玄祐、藤原一枝、藤原香木ほか5名の名前。	歌人小山吉敦の作品。
3	52	336	よみち (歌集)	明治37年	1904	6		小山吉敦 (カ)		竪帳	1	花月吟社の月次競の詠に投稿和歌収録。巻末に點位表があり、小山吉敦、石井田三松、矢嶋鉤ほか3名の名前。	歌人小山吉敦の作品。
3	53	337	点執懸名詠草	嘉永2年	1849					横帳	1	奇山、蘭亭、稚延の3人の和歌が収録されている。表紙に「嘉永式酉ノ冬日」とある。	
3	54	338	城南会員并未会員録					小山吉敦 (カ)		一紙 綴	1	表紙に「小山用」とあるため、控えとして作られたものか。住所・職業・人名・村名(または小字か)が記されている。裏紙が使用されており、紙背と推察。大正7年以降に作成と推察。	
3	55	339	偉人百人一首							竪帳	1	表題に「(毎日新聞社撰)」とあるため筆写したものか。歌人のみならず武将の和歌なども記載されている。	
3	56-1	340	天爾遠波初門証歌					向陽軒正音著		竪帳	1	和歌などを詠む場合に用いる古語について解説した書物。助詞についての説明などが確認でき、それぞれに解説が加えられている。	小山氏の蔵書印あり。
3	56-2	341	[和歌断簡一括]					吉真		一紙	7	「更衣」「湖上朝霞」などを題材に和歌を詠んでいることがわかる。計7点あり。「吉真上」と敬見されるが、詳細は不明。	
3	56-3	342	[和歌帳面]					吉敦		一紙	30	和歌を記したものの。中には「平野神社献詠歌」など。綴1点。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	56-4	343	[和歌草稿]							一紙	3	和歌を記したものが3点ある。1点は罫線がなく、残り2点は罫線あり。罫線があるものについて、1点には「杉浦活版所用」と印字されている。「井手保勝会第五回明三六、四月」とあるため、そのころのものかと考えられる。	
3	56-5	344	[季節別和歌]							一紙 綴	1	「春之部」、「夏之部」、「秋之部」、「冬之部」、「雑部」に分けて和歌が収録されている。裏には納金表とあり、大正の年号が印字されていることからそのころのものかと考えられる。	
3	56-6	345	[大久保氏短冊氏名]							罫紙	3	名前のみが記されている。大久保氏のみならず「大谷氏」や「田中氏」、「中西氏」なども見られる。	「京都府木津警察署」罫紙。
3	56-7	346	[和歌一括]							一紙	8	紙に紐通しと思しき穴が開いているため元は綴であったものか。「元日」、「初日」、「歳旦鶏」などを詠んだ和歌が記されている。	
3	56-8	347	[和歌下書]					小山吉敦 (カ)		一紙	8	和歌の下書7点と、手習いが1点ある。「白雲神社献詠一月分」「一月競点題」などがある。	
3	56-9	348	[月別題目]							一紙	1	和歌を詠むための月ごとの題目を記したもののか。	
3	56-10	349	[和歌・清水紅葉]					馬町通り大仏北ノ川東入上馬町七番下小山吉敦		一紙	1	11月のお題である清水紅葉で詠んだ和歌2首が記されている。朱書きで訂正がされている。	
3	56-11	350	[和歌書上]							一紙 綴	1	「初冬雲」、「初冬月」、「夜残雁」などを題とした和歌が記されている。裏は森染工場という染物会社の広告になっている。	
3	57	351	約束手形不払訴状	明治23年	1890	11	15	京都府山城国綴喜郡八幡町原告之 人農業平井伊之助 (印)	伏見区裁判所 民事御園智哉殿	罫紙 綴	1	京都府山城国綴喜郡田辺村油商被告人小山捨松に対して、金8円の支払いがされなかったことについての訴状。	63、65と関係する。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	58	352	[保証書書式]	明治45年	1912				久邇宮庁御中	野紙	1	御殿御警衛に雇われる際に提出する証文の書式。守秘義務や規則遵守について記載されている。	「久邇宮」野紙。
3	59	353	記	明治33年	1900	3	2	篠田半兵衛 (印)	小山捨松殿	野紙	1	頼母子についての願書。小山捨松の掛金を利用したい旨を記したものの。	
3	60	354	書簡	明治43年	1910	7	16			野紙	1	大阪市西区本田二番町三番屋敷鈴木松次郎商店の野紙使用、富蔵様面会の相談、後欠か。	
3	61	355	御請書					巡查小山捨松		一紙	1	明治26年2月26日の窃盗犯逮捕について、下賜された褒賞金を請け取るようにと記したものの。	
3	62	356	委任状					小石文次郎		一紙	1	明治37年1月以降の工賃受け取りについて、小石源次郎へ委任をする書状。	
3	63	357	約束手形不払訴訟書	明治23年	1890	11	21	京都府下綴喜郡田辺村油商小山捨松	伏見区裁判所 中判事御園知哉殿	野紙綴	1	約束手形不払訴訟の訴状に対する小山捨松側の訴答記載。	番号57、番号65と関係する。
3	64	358	承諾証書	明治30年	1897			小山捨松 (印)		一紙	1	「京釜鉄道株式会社第二回株式五株」を質物に入れる旨を承諾した証書。	印に×、印紙が剥がれている。
3	65	359	裁判言渡書					裁判所書記鶴飼茂承 (印)	京都府山城国平野町八幡町綴喜郡八幡町井伊之助、京都府山城国綴喜郡田邊村小山捨松	野紙綴	1	平井伊之助より小山捨松に対する約束手形金不払の訴訟につき、手形金8円の支払の経緯。	頁の間に「伏見区裁判所書記印」あり。
3	66	360	決定 (親族会員選定)	明治42年	1909	12	28	大阪区裁判所書記水上一男 (印)	小山捨松	野紙	1	親族会招集事件につき、富井権次郎の申請により小山捨松、玉井善右衛門、富井権次郎を親族会員に選定。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	67-1	361	手紙 (小山君宛)					東谷	小山君	郵便	1	八木氏承諾や長城氏の人名あり。明教保険株式会社京都支社の郵便。欄外に「明治廿年 月 日」と印字があるため、明治20年以降のものか。	67-1～20紐綴。
3	67-2	362	[賜暇他行届]	明治31年	1898	4	13	笠置警察分署長 警部関忠通 (印)	二查小山捨松	郵便	1	明治31年4月13日から14日までの2日間、暇を賜い相楽郡当尾大字辻へ赴くこと。	
3	67-3	363	小山捨松宛手紙			6	5	木津川喜方森昇 太郎	小山捨松様	郵便	1	奈良町へ出張につき、都合伺い。	
3	67-4	364	小山捨松宛手紙				9	川口屋方辻治之	小山捨松様	郵便	1	前欠につき内容不詳。	
3	67-5	365	送達書	明治29年	1896	12	12	分任収入官吏税 務署山口庄八 (印)	小山捨松	郵便	1	使丁松岡忠兵衛をもって京都府下相楽郡当尾村字辻の小山捨松へ督促会状を送達。「木津税務署之印」と朱印あり。	
3	67-6	366	[明教保険株式会社 京都支社へ着任につ き]							郵便	1	明教保険株式会社京都支社に着任するにつき、ご案内。後欠につき宛名など不明。	
3	67-7	367	証 (金銭請取証)			12	14	下板 ぼし花力 (印)	小山御子様	切紙	1	留花1対、人足2人、晒1丈の代金1円10銭の請取。	
3	67-8	368	[郵便局通達]	明治27年	1894	12	30	山城国木津郵便 局 (印)	小山捨松殿	郵便	1	12月25日に木津郵便局において金40銭を預け入れた際に、取扱いに誤謬があったことにつき、その対応を通過。	
3	67-9	369	[証明書提出願]			12	23	大河原村役場 (印)	小山捨松殿	郵便	1	11日の死亡に関する書面について、死亡届と医師診断書を添えて送付願い。追って書きに、三女フサエの種痘証の送付願い。	
3	67-10	370	[各家施設確認一覽 表]							郵便	12	畳・建具、鴨居、床下、軒下、井、下水、便所の項目があり各家の衛生状態確認か、人名ごと表に丸印あり。西本文三郎、隈巳善九郎、西本末吉などの人名あり。ほか同様の一覽表が11枚。	[木津警察署] 郵便。
3	67-11	371	[笠置警察分署にお ける懲役表]							郵便	1	刑につき懲役期間を表にて記す。	[木津警察署] 郵便。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	67-12	372	[罪状]							罰紙	1	郡山の者に監視違反の罪状。	[木津警察署] 罰紙。
3	67-13	373	[各家施設確認一覧表]							罰紙	9	67-10と同様の項目。小池亀吉、吉田林造、佐倉齋造、ほか2名の人名あり。ほか同様の一覧表が8枚。	[木津警察署] 罰紙。
3	67-14	374	[白紙]							罰紙	1	枠外に「飛連絡」とあり。	
3	67-15	375	[人名書上]							罰紙	1	小倉卯之助、葛原嘉兵衛、山田清吉の人名と住所、年齢の書上。	
3	67-16	376	賜暇他行届							罰紙	1	明治29年11月1日から同30年11月3日までの暇の間、赴く場所を届け出。	
3	67-17	377	復命書							罰紙	1	相楽郡木津町の者賭博開帳につき、重禁錮3ヵ月、罰金10円。後欠。	
3	67-18	378	[表]							罰紙	1	縦に甲乙丙丁、横に1から12までの項目。	[木津警察署] 罰紙。
3	67-19	379	[書上]							罰紙	1	山中元五郎、石田清五郎、森本嘉四郎、米村本栄の分として書上。	[木津警察署] 罰紙。
3	67-20	380	所持金目録							罰紙	1	中谷榎松、金1円の所持。	
3	67-21	381	[反物価格]							罰紙	1	女単衣の水色流縦横縮の価格1円。ほか3種の反物。	
3	67-22	382	[地図]							一紙	1	簡易地図。神社が朱書きで記されている。	
3	67-23	383	[報告書]	明治30年	1897	1	18	笠置村役場	笠置分署警察署御中	罰紙	1	医師より報告のあった内容を報告。	
3	67-24	384	[伝染病患者死亡報告書按]	明治30年	1897	6	2			罰紙	1	6月2日にジフテリア病にて死亡した患者について警部長へ報告するための案。	
3	67-25	385	[人名書上]							罰紙	19	辻半中嘉十郎、大和国城上郡田原村字須山17番地の辻跡倉造、妻ヤノのほか2名の人名と住所、年齢の書上。ほか、同様の形式の書上18枚あり。	[木津警察署] 罰紙。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	67-26	386	[逮捕状]							罫紙	1	被告人の調査書、供述書、差押えた証拠物件などにより、刑法第366条、第369、第372条に該当するとして逮捕。	
3	67-27	387	報告書							罫紙	1	5日午後6時に南笠置駐在所の魚住巡査が、事務打ち合わせのため同所へ向かう途中、笠置村の者に賭博犯の執行。	
3	67-28	388	[各家施設確認一覧表]							罫紙	3	67-10と同様の項目。岩井重次郎、宇山善三郎、岩井様の一覧表が2枚。	「木津警察署」罫紙。
3	68-1	389	キ [代金書上]			2		醤油商京都市古川町三條下ル八軒町関寅吉	小山様	切紙	1	11月 金3円40銭、12月 金60銭、3月1円分、計5円の代金書上。	元68。
3	68-2	390	記 [代金書上]	明治36年	1903	11	30	丸八商店 (印)	村井様小山様	罫紙	1	ナイフ1挺15銭の代金領収書。	
3	68-3	391	記 [領収証書]	明治33年	1900	7	31		小山様	罫紙	1	金40文の領収証文。宇治梅林京都支店の罫紙を使用し、印がある。	
3	68-4	392	記 [領収書]			4	4	瀧本		一紙	1	17銭5厘を漬物代として受けとった旨を記した領収書。	
3	68-5	393	[金銭書上]					驚蛙会		一紙	1	3円39銭の受分と1円72銭の不十分が記されている。	
3	68-6	394	資金保険申込証書	明治38年	1905	2	29	保険契約者小山捨松、被保険者小山真三、同事同代印小山捨松	愛国生命保険株式会社御中	罫紙	1	平才受取教育諸費資金保険金額500円の申込書。小山真三にかげられたもので、家父小山捨松が受け取ることになっている。契約日や在籍地、現住所などがないことから下書きあるいは書き損じかと思われる。枠外に印が押されている。	
3	68-7	395	請求書	明治26年	1893	8		多賀郡巡査駐在所詰小山捨松 (印)	伏見警察署長 警部齊藤求殿	罫紙	1	金8銭の請求書。井手警察分署へ御用使を2人派遣したことに ついての請求書で、別に領収書をつけたと記載。	68-8と関連。手「京都府井手警察分署」罫紙。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	68-8	396	領収書	明治26年	1893	8		多賀郡巡査駐在所詰小山捨松 (印)	伏見警察署長 警部齊藤求殿	罫紙	1	金9銭の領収書。井手警察分署へ御用使を二人派遣したことについての領収書。	68-7と関連。 「京都府井手警察分署」罫紙。
3	68-9	397	記 [経費書上]							罫紙	1	6月13日に犯人移送経費を計上。草鞋代、弁当代、汽車賃など、計1円15銭が計上。	「京都府五条警察署」罫紙。
3	68-10	398	借用証	明治16年	1883	5	20	東京府山崎栄 (印)		縦紙	1	金11円の借用証。来年の6月17日と7月17日の2回に分けて返済する旨が記されている。	1銭の印紙が貼られている。
3	69-1	399	[巡回予定時間表]							罫紙	1	巡回予定時間を甲乙丙に分け列記。	「村井兄弟社商會京都工場」罫紙。
3	69-2	400	巡視勤務表							罫紙	1	種別を甲乙丙に分け、小山、高嶋、武信と名を記し7月1日から7日まで勤務時間を記す。	「村井兄弟社商會京都工場」罫紙。
3	69-3	401	[人名書上]							罫紙	1	八条大宮西入皆川松之助、広道松原上ル中村政吉、中筋七条下ル坂田岩吉、富小路七条上ル中井政次郎と書上。	
3	69-4	402	[人名書上]							罫紙	1	西洞院七条下ル坂田岩次郎、八条大宮西入八条町皆川松之助など、ほか7名の人名書上。鉛筆書で休んだ日にちが書かれている部分あり。	
3	69-5	403	[小山捨松履歴下書]							罫紙	1	明治33年から45年まで巡査・巡検をおこなった京都府や村井兄弟商會といった場所と、その給金の表。帳外れか。	
3	69-6	404	[宛山名寄帳写]							折紙	1	童仙房の宛山個数、反別、宛金額、持主の書上。明治25年日記に記載あり。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	70	405	[神職住所録]							折紙	1	与謝郡内にある日吉神社、宇良神社、天満神社、住吉神社、大虫神社、分宮神社、板列八幡神社の祠官や祠掌の名前が記されている。紙背に「秘蔵諸先生書」とある。	
3	71	406	真の生命 六	明治14年	1881					活版	1	キリスト教の布教のために作られたものであると考えられる。内容は父母に対する孝行と子供に対する慈愛について書かれている。	
3	72	407	[幼女(松平露)遺筆他]							一紙 ほか	11	鳥取新田藩池田冠山娘露の書「幼女遺筆」文政5年の木版、天延2年の勅誥の拓本、无組大師の六百五十年御遠忌につき本務、実翁による本願、南無阿弥陀仏の経文、梵字の経文文政10年、天保5年など。	
3	73-1	408	大日如来							包紙	1	包紙の中に枯葉が入っている。包紙表面に「はる」と墨書あり。	
3	73-2	409	御名号					総本山内役所		札	1	包紙表面に「御名号」とあり。中には「南無阿弥陀仏顯道」「鎮国道場知恩教院大僧正」とかかれた札がある。	札に印3ヶ所あり。
3	73-3	410	[人名書上]							罫紙	1	人名の下に漢数字が書かれている。「穀運」「広海」「祐平」などの人名が見られる。	「村井兄弟社商會京都工場」罫紙。
3	73-4	411	会則							罫紙	1	「会則」の字の下に「友信会」とあるため、その会則か。「安井君ニテ写ス」とあるので、筆写したもののか。世話職の名前は省略。明治とあり。	3枚組。「京都市四条通西洞院西入川勝商店」罫紙。
3	73-5	412	[計算用紙]							一紙	1	筆算の形跡が見られる。数字と記号以外は何も書かれていない。	
3	73-6	413	[住所録]							罫紙	1	住所と人名が記されている。渋谷甚三郎、堤喜七、田中宇一郎ほか9名の名前がある。明治とあり。	「京都渡邊一保堂茶舗」罫紙。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	73-7	414	[京釜鉄道株式会社 株主総会通知書]	明治37年	1904	2	8	京釜鉄道株式会 社総裁古市公威		一紙	1	株主総会の通知書。京釜鉄道は朝鮮半島に敷設された鉄道。総会の内容は京釜鉄道についてと京仁鉄道についてに分かれている。	
3	73-8	415	[蔵書目録]							綴	1	裏に蔵書が記されている。「和歌」「和歌ノニ」とあり和歌に関するもの。一部には、住所にも加え「堀」「堀内」など人名もあり、未完成の住所録もあり。	活版紙背を使用、明治37年花月吟社などあり。
3	73-9	416	[封筒断簡]						市内下京馬町 通り上馬町小 山捨松殿内二 ノ房枝へ行	一紙	1	封筒の宛名面のみ。住所と宛名が書かれている。消印あり。	切手あり。
3	73-10	417	[書状断簡一括]							罫紙	3	縮緬についての書状2通と嘉治郎から山下殿へあてた手紙1通(下書きカ)、落(カ)札連書と題する書状1通、明治33年9月10吉日付けの書状1通(前欠カ)、年不詳11月15日付け賢成から吉教大人あての書状1通(前欠カ)の合計6通からなる。縮緬についての書状以外は内容が判然としない。明治とあり。	「京都中岡活版所」「京都府役場」「京都府五條警察署」罫紙。
3	73-11	418	[雑書類一括]							罫紙 ほか	4	愛国生命保険株式会社の生命保険申込書および、日本旅館火災保険株式会社の火災保険申込書付録のほか、人名の記されたものが2点、「御礼 やす」1点。ほかには落書きとおぼしき記号1点。	「京都府木津警察署」罫紙。
3	73-12	419	[棋譜]							一紙	2	囲碁の棋譜1点と「度奉納」と書かれた紙が1点ある。	
3	74	420	[和歌]							一紙	1	「戒めの・・・」からは始まる和歌である。和歌の文末に「八十五翁蓮菌」とある。裏に糊跡が見られる。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	75	421	辞世					吉真		一紙	1	「消るとも……」から始まる辞世の句である。紙の上部に「辞世」と書かれ、和歌の文末に「吉真」と記されている。	
3	76	422	辞世					吉真		一紙	2	「あだし野……」から始まる辞世の句である。2枚とも同じ内容であり、紙の上部に「辞世」と書かれ、和歌の末尾に「吉真」と記されている。	2枚あり。頁数を2としている。
3	77	423	〔神号〕							一紙	1	16個の紋様があり、此視宝鏡（このたからのかがみをみること）当猶視吾（まさになをしわれをみるがごとくすべし）と書かれている。	角印3ヶ所あり。
3	78	424	〔和歌〕					吉真		一紙	1	「家は又……」から始まる和歌である。和歌の末尾に「吉真」と記されている。	79と句の内容は同じ。
3	79	425	〔和歌・画〕					実翁		一紙	1	「秀酣茶熟」と書かれている。「庚午之秋」とあるので、1810年・1870年・1930年のいずれかに作成されたものであると考えられる。	78と句の内容は同じ。
3	81	426	〔書〕					石芸隠士	小山雅兄	一紙	1		印3ヶ所あり。
3	82	427	〔書〕					花斐柄八十二 (印)		一紙	1	易経の「積善之家必有余慶」。	印3ヶ所あり。
3	83	428	〔和歌〕					吉真		一紙	1	「虫のこえ……」から始まる和歌である。和歌の末尾に「吉真」と記されている。	
3	84	429	〔和歌〕					実翁		一紙	1	「今までは……」から始まる和歌である。和歌の末尾に「実翁」と記されている。	
3	85	430	〔和歌断簡〕							一紙	9	前欠、後欠の和歌5点、後欠の書4点。	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	86-1	431	保険掛金請求通帖	明治31年	1898			仏教生命保険株式会社 (印)	小山捨松殿	罫紙	1	明治31年5月17日～明治32年4月17日の養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印、担当者「川端」印あり。	印紙あり。
3	86-2	432	保険掛金請求通帖	明治33年	1900			仏教生命保険株式会社 (印)	小山捨松殿	罫紙	1	明治33年1月17日～明治33年10月17日の養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印、担当者「川端」印あり。	印紙あり。
3	86-3	433	保険掛金請求通帖	明治30年	1897			仏教生命保険株式会社 (印)	小山捨松殿	罫紙	1	明治30年5月17日～明治31年4月17日の七十才養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印、担当者「川端」印あり。	印紙あり。
3	86-4	434	保険料金請求通帖	明治34年	1901			仏教生命保険株式会社 (印)	小山捨松殿	罫紙	1	明治34年10月18日～明治35年10月の養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印。仏教生命保険株式会社印が丸印に変化。	印紙あり。
3	86-5	435	保険料金請求通帖	明治35年	1902	9	4	仏教生命保険株式会社 (印)	小山捨松殿	罫紙	1	明治35年10月18日～明治36年4月の養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印。明治35年12月まで押印。	印紙あり。
3	86-6	436	保険掛金請求通帖	明治29年	1896	4	18	仏教生命保険株式会社木津代理店主事 (印)	契約者相楽郡大河原村字董松仙房小山捨松殿	罫紙	1	明治29年5月18日～明治30年4月17日の養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印。	印紙あり。
3	86-7	437	保険掛金請求通帖	明治30年	1897			仏教生命保険株式会社	小山捨松殿	罫紙	1	明治31年1月7日～明治31年12月7日の二十才修学保険の通帳。毎月の掛金31銭8厘受領印。	印紙あり。
3	86-8	438	保険掛金請求通帖	明治29年	1896	12	9	仏教生命保険株式会社木津代理店主事 (印)	契約者相楽郡大河原村字董松仙房小山捨松殿	罫紙	1	明治30年1月7日～明治30年12月7日の修業保険の通帳。毎月の掛金31銭8厘受領印。	印紙あり。
3	86-9	439	保険掛金請求通帖	明治32年	1899	1	30	仏教生命保険株式会社 (印)	契約人小山捨松殿	罫紙	1	明治32年1月30日～明治32年12月30日の婚姻保険の通帳。毎月の掛金28銭6厘受領印。	印紙あり。
3	86-10	440	保険掛金請求通帖	明治30年	1897	11	31	仏教生命保険株式会社	契約人小山捨松殿	罫紙	1	明治31年1月30日～明治31年12月30日の25歳婚姻保険の通帳。毎月の掛金28銭6厘受領印。	印紙あり。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	86-11	441	保険掛金請求通帖	明治33年	1900			仏教生命保険株式会社 (印)	契約人小山捨松殿	罫紙	1	明治33年1月30日～明治33年12月30日の婚姻保険の通帳。毎月の掛金28銭6厘受領印。	印紙が剥がれている。
3	86-12	442	保険掛金請求通帖	明治30年	1897	1	1	仏教生命保険株式会社木津代理店主事 (印)	契約人相楽郡大河原村字董松仙坊小山捨松殿	罫紙	1	明治30年1月30日～明治30年12月30日の婚姻保険の通帳。毎月の掛金28銭6厘受領印。	印紙あり。
3	86-13	443	保険掛金請求通帖	明治35年	1902	9	4	仏教生命保険株式会社 (印)	保険契約人小山房枝殿	罫紙	1	明治35年10月31日～明治36年4月30日の二五婚姻保険の通帳。毎月の掛金28銭6厘受領印。	印紙あり。
3	86-14	444	保険掛金請求通帖	明治34年	1901			仏教生命保険株式会社 (印)	保険契約人小山フサハ殿	罫紙	1	明治34年10月31日～明治35年10月の二五婚姻保険の通帳。毎月の掛金28銭6厘受領印。仏教生命保険株式会社印が丸印に変化。	印紙あり。
3	86-15	445	保険掛金請求通帖	明治32年	1899	1	17	仏教生命保険株式会社 (印)	契約人小山捨松殿	罫紙	1	明治32年1月17日～明治32年12月17日の養老保険の通帳。毎月の掛金36銭2厘受領印。	印紙あり。
3	86-16	446	保険掛金請求通帖	明治28年	1895	12	8	仏教生命保険株式会社木津代理店主事 (印)	契約人相楽郡大河原村字董松仙坊小山捨松殿	罫紙	1	明治29年1月8日～明治29年12月8日の保険の通帳。毎月の掛金31銭8厘受領印。	印紙あり。
3	86-17	447	保険掛金請求通帖	明治32年	1899	5	7	仏教生命保険株式会社 (印)	契約人小山捨松殿	罫紙	1	明治32年5月7日～明治33年4月7日の修学保険の通帳。毎月の掛金である31銭6厘受領印。	印紙あり。
3	86-18	448	保険掛金請求通帖	明治28年	1895	12	31	仏教生命保険株式会社木津代理店主事 (印)	契約人相楽郡大河原村字董松仙坊小山捨松殿	罫紙	1	明治28年12月31日～明治29年12月31日保険通帳。毎月の掛金28銭6厘の受領印。	印紙あり。
3	86-19	449	保険掛金請求通帖	明治34年	1901	12	5	仏教生命保険株式会社 (印)	保険契約人小山捨松殿	罫紙	1	明治34年10月8日～明治35年10月7日の修学保険の通帳。毎月の掛金31銭8厘受領印。	印紙あり。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	月	日	差出人 (作成者)	宛名	形態	点数	内容等	備考
3	87	450	広告勧誘記							罫紙	7	仏教生命保険株式会社の生命日と成否、紹介人名、書上。町名、職名、人名を表にして書上。中立売方面2枚、五条川以下1枚、西陣方面1枚、加茂川より西、五条より北三條までの下京2枚、七条1枚。計7枚。職名は薪炭商や薬屋、金屬職、印刷、医師、酒商など多量見られる。	
3	88	451	売附証	明治28年	1895	12	27	相楽郡大川原村 字童仙房川田市 造(印)	森村勇次郎殿	一紙	1	丸襖炭100俵を11円で売りつけ。内、金2円を手付け金として受取。	収入印紙あり。

第三節 平成二八年度調査分目録

【凡例】

- (1) 本目録は、京田辺市が所蔵する近世から近代にかけての九件の資料群の目録である。
- (2) 資料は、すでに整理された配列・状態を基準に整理した。
- (3) 本報告書には、目録に加え、翻刻、解題及び関連論考を掲載した。
- (4) 資料名は、原題を採用したが、原題のないものは□、内容補足は○で表した。
- (5) 作成年は、和暦・西暦の両方で記している。
- (6) 作成者は、各資料の作成者、出版社などを記し、住所・肩書きがある場合にはできる限り採用している。連名の場合には、「、」で区切り、封書などに情報が多い場合にはそちらを採用した。
- (7) 点数、形態は、各資料に合わせて記している。なお「近代地図・観光案内資料」の地図のみ寸法を記している。
- (8) 内容等は、『歴史写真』のみ主な内容を抜き出している。
- (9) 備考には、印紙、切手、差出人または作成者以外の印(数は「ヶ所」とした)、封筒、包紙の有無、虫損、汚損、一括情報などを記した。
- (10) 翻刻の判断が難しい部分は「(カ)」、判読不能な場合は「□」、虫損等は「(ニ)」で表記した。
- (11) 田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)と草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五)の目録の一部については、歴史資料整理ボランティア(第八章参照)が作成した。

(1) 田辺中筋家旧蔵歴史資料 (資料群4)

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	1	1	綴喜郡全図				1	28.3×40.2	方位と郡役所、鉄道、国道などの凡例。	印刷、白黒	綴喜郡地図関係。
4	2	2	山城国綴喜郡旧第壹組八幡庄里程実測全図 (6,000分の1)				1	119.0×91.8	一庄四村の図、村ごとに色分け、方位、戸長役場、里程標、郵便局、掲示場、国道一等などの凡例。	手書き、彩色	綴喜郡地図関係。
4	3	3	綴喜郡八幡町全図 (6,000分の1)				1	40.8×55.9	方位、凡例記入用の白紙のマスが10、男山社、新宇治川、御幸橋などの記述。	版刷りか、白黒	綴喜郡地図関係。
4	4	4	[内里村・戸津村等 絵図]				1	80.5×76.0	方位、神社などの凡例、地図中に赤線で道路距離を示す、美ノ山、内里、戸津、下奈良、上奈良、野尻の6ヶ村が、色分けして記載、絵図の空白部分に各6ヶ村の里程標から、近隣の村や船渡場、八幡庄など、その距離を記載、内里、上奈良、美ノ山に学校の所在を示す、美ノ山の東にすそと戸津、内里の間の河川に堤防の記載、内里、上奈良に郵便箱。	手書き、彩色	綴喜郡地図関係、裏打ち。
4	5	5	[綴喜郡旧第八組絵図]	明治14年	1881		1	183.0×141.5	戸長役場、郵便局、県道三等などの凡例、市辺村里程標より多賀村、奈良村、市辺村までの距離、久世郡中心の絵図、地図中の県道、里道は赤線で表記、距離記載。	手書き、彩色	綴喜郡地図関係。
4	6	6	[綴喜郡旧第三組絵図] (6,000分の1)				1	81.5×112.8	里程標、県道三等、里道などの凡例、方位、小学校、地図外に岩田村に公から田辺村境、野尻村境などまでの距離の記載、河内郡交野郡尊延寺村境、同長尾村境、綴喜郡美濃山新開境、同田辺村境、同内里村境、同野尻村境、久世郡枇杷庄村境、寺田村境までの図、赤線で道路と距離を示す。	手書き、彩色	綴喜郡地図関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	7-1	7	道路実測里程図(井手村)(6,000分の1)	明治14年	1881	綴喜郡第六組井手村	1	114.5×54.8	方位、凡例なし、地図外に掲示場里程標より綺田村境、多賀村境などまでの距離の記載、道路を赤で彩色し、距離を示す、県道一等、「上井手垣内」「石垣之内」「水無垣内」「王水駅」「松原垣内」と朱書の付箋、裏に貼紙。	手書き、彩色	綴喜郡地図関係。
4	7-2	8	[井手村実測一覧]				1		掲示場里程標より綺田村境、多賀村境までの距離の記載とその下部に「合」の朱書、記載内容と同じ内容が、7-1地図中に、戸長役場より綺田村境まで、玉津岡神社より綺田村境までなどの距離の記載、罫紙に「綴喜郡第六組」の印字。	罫紙	綴喜郡地図関係。
4	8	9	[綴喜郡荒木村南村等絵図]				1	133.0×185.7	「図中ノ符号標」として凡例、郵便局、掲示場、里程標、交番所、戸長役場などの記載、道路を赤線で記載し、距離を示す、相楽郡和束郡、同湯舟村、綴喜郡市辺村、同郷之口村、久世郡高ノ尾村、近江国栗田郡曾川村、同小田原村、同大石郷、同畠川郷、甲賀郡宮尾村境までの図、図中に「宇治川」。	手書き、彩色	綴喜郡地図関係。
4	9	10	相楽郡全図(100,000分の1)				1	18.5×26.3	鉄道、郡役所、町村役場、戦没記念碑などの凡例が記載、相楽園に戦没記念碑のマーク。	印刷、白黒	府郡地図関係。
4	10	11	京都府中郡図(100,000分の1)				1	25.7×24.3	五十河村、河辺村、新山村、丹波村、峰山町、吉原村、三重村など他6つの村が記載、郡役所、町村役場、学校などの凡例、裏に「16中」。	印刷、白黒	府郡地図関係。
4	11	12	京都府船井郡地図(100,000分の1)				1	39.5×34.6	鉄道及駅、郡役所、学校、種畜場、府模範林、模範栗園などの凡例、左上に「園部付近地図」、裏に「11船井」。	印刷、彩色	府郡地図関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	12	13	京都府愛宕郡全図				1	44.2×25.9	方位、仮定県道、郡役所位置、村役場、学校などの凡例、久多村、大原村、野口村、下鴨村など他13村が記載、仮定県道は赤線で記、縮尺不明、右側に切断されたような跡、裏に「1愛宕」。	印刷、彩色	府郡地図 関係。
4	13	14	北桑田郡全図				1	32.4×25.6	方位、郡役所、税務署、郵便局、村役場、学校などの凡例、鶴ヶ岡村、大野村、宮嶋村、平屋村、知井村など他7ヶ村の記載、裏に「10 北桑」。	印刷、彩色	府郡地図 関係。
4	14	15	南桑田郡全図 (130,000分の1)				1	16.8×25.3	方位、国道、県道、郡道、鉄道、郡役所などの凡例、河川は青色、亀岡町、畑野村、檀田村、保津村、旭村の他13ヶ村、京雀線敷設、裏に「9南桑」。	印刷、彩色	府郡地図 関係。
4	15	16	京都府紀伊郡管内全図 (80,000分の1)				1	30.6×21.2	鉄道、電車軌道、郡役所、町村役場、警察署などの凡例、伏見町を中心、練兵場や師団の駐屯地、裏に「4紀伊」。	印刷、彩色	府郡地図 関係。
4	16	17	京都府紀伊郡管内全図 (20,000分の1)				1	59.2×43.8	伏見町中心の図、鉄道、電気軌道、町村役場などの凡例、師団の駐屯地、南側には巨椋池、地図の裏には国道、県道、郡道、鉄道、軌道、河川の一覧、また、裏には紀伊郡内の里程標ほか「京都中西印刷合名会社印行」。	印刷、彩色	府郡地図 関係。
4	17	18	葛野郡全図 (50,000分の1)				1	54.6×39.5	方位・凡例・管内里程表・鉄道哩程表、郡役所、村役場、避病院、結核療養所などの凡例。	印刷、彩色	府郡地図 関係。
4	18	19	[伏見地図]				1	27.1×36.5	方位、鉄道、電気鉄道、新道路改修所などの凡例、伏見町を拡大したもので、北は墨染、南は宇治川、西は下鳥羽村との境、東は伏見桃山陵周辺まで記載、裏に「伏見」。	印刷、彩色	京都市地図 関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	19	20	京都市街地図 (1,200分の1)	(大正13年カ) 大正12年12月調	(1924)	京都市金庫株式会社第一銀行	2	37.4×26.9	京都市街略図、東宮殿下御成婚奉祝萬国万国博覧会参加五十年記念博覧会場配置図、第一銀行の預金案内など、北は下鴨神社、南は深草村、西は北野神社、南は南禅寺、有名社寺・観光地の表示有、市電他交通機関の表示。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	20	21	京都市街全図			京都市三条大橋東詰いろは館本店、同新京極六角松竹座横いろは館別館	1	38.6×26.7	北は上賀茂神社、南は伏見稻荷、西は妙心寺、東は銀閣寺とする範囲の街図、旅館作成のパンフレット、京都市街の図のほか、伏見町略図、大津市付近図も記載、裏には旅館までの交通案内と本館からの名所里程表、旅館の設備写真が4点有、奈良電(現近鉄)の開通以前。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	21	22	京都市街図 (20,000分の1)				1	38.5×34.0	北は下鴨、南は東寺、西に西院、東に永観堂を範囲とする京都市街貨物停車場「きやうと」駅、「梅ヶ小路(上り)」の路線がない、京阪電車が五条上り、京津電鉄は現在形、叡山電鉄、嵐山電車北野線なし、凡例なし。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	22	23	京都市現況図 (20,000分の1)	大正15年9月製図	1926		1	55.3×39.4	北は上賀茂村、南は伏見稻荷、西に太秦村、東に南禅寺を範囲とする京都市街図、四条烏丸を中心とした山手(達坂山トシネル)、京阪電車が三条まで完成、叡山電鉄は現在形、上鳥羽村以南は紀伊郡(東)、西院より西は葛野郡、上賀茂以北は愛宕郡、山科以東は宇治郡、市電の廃止予定路線4ヶ所の標示。	印刷、彩色	京都市地図関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	23	24	実地踏測 京都市街全図 (15,000分の1)	大正13年3月10日	1924	大阪市西区新町通3丁目159番地 日下伊兵衛	1	53.8×78.6	北は下鴨、南は伏見、西に仁和寺、東に銀閣寺を範囲とする京都市街の全図、東が地図上では、図の右下に洛外名所里程図が、右上に大津市に全図、裏は名所案内、京都より各地に至る時間里程表、東は名古屋、西は出雲、宮島、琴平、北は天の橋立、南は高野、国鉄、市電路線図、私鉄、伏見に師団、深草練兵場、日下式早わかり方法説明 (著作権取得)。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	24	25	最新京都市街地図	大正8年5月1日	1919	大阪市南区末吉橋通り4丁目4番地 大淵伝次郎	1	79.0×54.7	北は下鴨神社、南は中書島、西に仁和寺、東に南禅寺を範囲とする京都市街の全図、三尾及嵐峡附近図、名勝里程表、方位、地図に「イラスト、左大文字や島原の説明も、「やぶ入りや丁稚弓引く下河原」名所、写真、市内の年中行事、四季の遊覧、京都附近御陵所在地の一覧。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	25-1	26	大京都市街地図	昭和5年10月5日	1930	大阪市西区新町通3丁目20日下伊兵衛	1	54.7×78.7	北は大徳寺、南は東福寺、西に仁和寺、東に銀閣寺を含む範囲の京都市街と、更に南の伏見市までを含む三尾詳細名所図、大津市全図が記載、裏は観光案内、皇道会の入会申込書を修理用紙に使用している、表の天地にいへさ、裏の左端に一〜三十五を等分に記し、位置を探しやすくしている、早わかりの仕方の説明、方位が記載、凡例が記載、地名索引集、学校案内、伏見稲荷に自動車学校。	印刷、彩色	京都市地図関係、破損により2分割。
4	25-2	27	大京都市街地図	昭和5年10月10日発行	1930	日下伊兵衛	1	54.6×78.8	北は大徳寺、南は伏見、西に仁和寺、東に銀閣寺を含む範囲の京都市街図、ほかに洛外名所遊覧図、嵐峡三尾詳細名所図、大津市全図が記載、裏は観光案内、25-1と同じもの、名所里程表、京都駅から三條大橋からの距離、四季花暦。	印刷、彩色	京都市地図関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	26	28	京都市土木局校閲 京都市街図 (20,000分の1)	昭和3年11月1日	1928	大阪毎日新聞社 精板印刷(株)	2	38.7×53.8	北は下鴨、南は伏見、西に妙心寺、東に銀閣を含む範囲の京都市街図、京都で行われた博覧会にあわせて作成されたものが、連絡バス路線…東会場：岡崎、西会場：千本丸太町、南会場：東山七。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	27	29	最新 大京都市街地図 いろは町名早見	昭和11年3月10日	1936	大阪市南区東清 水町29 大瀧 善吉 鑿々旅 行案内内部	1	79.0×54.9	北は鞍馬山、南は中書島、西に嵐山、東に山科を含む京都市街図、左下に京都付近交通図、縮尺は20000分の1、裏は路線図と案内図、日下式早わかり説明、京都市は7つの区に分かれている、裏面：近畿名所案内図、京都名所案内、京都市内各種学校、京都市内諸官衙一覧表、町名見出し方。	印刷、彩色	京都市地図関係、破損甚大。
4	28	30	京都市街全図	昭和7年8月1日	1932	日下伊兵衛	1	54.3×79	京都市全域を記載した京都市街図、市郡境が記載、和楽路屋京都支店で発売されたものか、裏は名所案内、方位、北は上加茂、南は巨椋池、東は山科、西は嵐山、区ごとに色分け、鉄道はほぼ現在の形、右下に広域図、裏面に名所までの里程表、学校案内。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	29	31	京都市街図 (20,000分の1)	大正4年5月5日	1915	京都日出新聞	1	54.6×39.0	北は下鴨神社、南は東福寺、西に西院村、東に銀閣寺を含む京都市街図、裏は東山・洛西・洛北など各地域の名所の概要、京都日出新聞の分号記念編纂、東海道本線は稻荷經由(逢坂山トンネル未開通の為)。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	30	32	最新踏査 京都新地図 (15,000分の1)	大正4年10月7日 発行	1915	藤村源之助	1	54.3×79.3	北は大徳寺、南は東寺、西に嵯峨村、東に銀閣寺を含む京都市街図。このうち西院村を含む国鉄嵯峨野線(山陰本線)以南の地域なし。伏見町方面図、京都附近名所地図、奈良市全図、名所里程表。裏は京都の名所案内。	印刷、彩色	京都市地図関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	31	33	改正新案 最新京都地図 図	大正14年3月1日	1925	京都三条大橋 東2丁目7番地 風月庄左衛門	1	54.5×79.6	北は植物園、南は伏見、西に花園、東に銀閣寺を含む京都市街図、大津市街全図、奈良市街全図記載、裏は京都の名所案内、名所写真(12ヶ所、京都府内管内地図、京都府近畿名所地図、高尾及び嵯峨方面略図、京都府近交通略図、京都名所里程表、凡例図、方位図、名所案内は100以上、「京都名所一日遊覧案内」、「京都年中行事主なる物」、「京都土産主なる物」。	印刷、彩色	京都市地図関係。
4	32	34	最新京都府地図 (180,000分の1)	昭和10年4月5日	1935	大阪朝日新聞	1	78.6×53.7	縮尺520,000分の1の京都府管内料程図が記載、裏は縮尺15,800分の1の「最新京都市街図」、北は上賀茂神社、南は伏見、西に桂離宮、東は銀閣寺まで記載、舞鶴軍港の検閲済、境、敦賀への航路図、トローリーバス路線、四条大宮から西大路まで市営集合自動車線路、方位有り、寺神社、施設。	印刷、彩色	京都府地図関係。
4	33	35	最新京都府全図	大正15年12月10日	1926	大阪朝日新聞 第1618号附録	1	79.0×54.7	管内里程図や京都市街図も記載、裏は「最新滋賀県全図」、京都府同様、管内里程図が記載、京都：三川合流以前にの形態、巨椋池残在、伏見が京都市に含まれていない、井手町の文字が井出町である、滋賀：琵琶湖岸の湾状部分が埋立前。	印刷、彩色	京都府地図関係。
4	34	36	京都府地図 (22,000分の1)	昭和12年(検閲時)、 昭和13年6月25日 発行	1937	大淵善吉	1	54.8×39.7	京都市案内図も記載、驛々堂旅行案内部分に測量・模写についての注意書き、裏は京都府名勝地誌、発行地驛々堂書店、舞鶴港周辺(要塞地帯線)、防衛ライソンの注意書、昭和12年2月10日舞鶴要塞指令部検閲済。	印刷、彩色	京都府地図関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横, cm)	内容等	形態	備考
4	35	37	京都府滋賀県交通地図 (200,000分の1)	大正9年11月1日	1920	大阪毎日新聞 第13420号附録	1	76.5×106.4	京都府・滋賀県の交通網地図、水上交通も記載、ほかに舞鶴・宮津・大津・彦根・長浜・京都など主要都市の拡大汽船会社の広告、小浜・八幡町・伏見町・福知山町・中舞鶴町・新舞鶴、私鉄各社：大湖汽船(株)、湖南汽船(株)、京津電気軌道(株)、兵庫電気軌道(株)、嵐山電鉄、大津電車軌道(株)、阪神急行電鉄(株)、京阪電車、阪神電車、南海電車、神戸市内電車、高野電車、大阪電気軌道(株)。	印刷、彩色	京都府地図関係。
4	36	38	日本交通分県地図 其四 京都府 (200,000分の1)	大正13年1月15日	1924	大阪毎日新聞	1	77.8×53.5	京都府内の交通網を主に記した地図、京都府管内里程図、縮尺100,000分の1の京都府付近の図、縮尺50,000分の1の京都市の図も記載、方位、東宮御成婚記念。	印刷、彩色	京都府地図関係。
4	37	39	大日本交通全図 (120,000分の1)	大正5年1月1日	1916	大阪毎日新聞	1	77.8×108	日本全国の主要な鉄道や水上交通について記した地図、本土のみならず沖縄南部、台湾、樺太南部、東アフリカ、滿州及山東省の交通についても記、裏面：大正五年 大坂毎日新聞 作 京都府田辺町 (大正3年から) 沖縄に鉄道、県営鉄道 (昭和20年まで) 路面電車もあった。	印刷、彩色	日本地図関係、折り目注意。
4	38	40	新築記念大日本交通全図120,000分の1)	大正11年3月1日	1922	大阪毎日新聞 第13905号附録	2	78.3×107.8	日本全国の主要な鉄道や水上交通地図、本土のみならず沖縄、台湾、樺太南部、朝鮮・滿州及山東省、カクリン諸島 (南洋諸島) の交通、大阪・東京・名古屋・九州北部 (300,000分の1) 詳細図、紀伊半島外周鉄道が未敷設、三陸海岸外周鉄道が未敷設。	印刷、彩色	日本地図関係、折り目注意。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	39	41	最新 大日本鉄道地図	昭和11年1月1日 現在	1936	大阪毎日新聞 附録 鉄道省編纂 第18928号 附録	1	78.7×109.0	日本全国の主要な鉄道や水上交通地図、本土のみならず沖縄、台湾、樺太南部、朝鮮・満州国及中華民国の交通についても記、東京・名古屋・京阪神・筑豊の詳細、急行列車運転区間の色表示が記載、省営自動車線・同未成線の表示、航空路への表示、名産品の表示、山頂表示。	印刷、彩色	日本地図 関係、折り目注意。
4	40	42	最新 大日本地図 (1,400,000分の1)	昭和8年7月5日	1933	大阪朝日新聞	2	78.0×106.7	昭和8年当時の日本紙地図、本州・四国・九州、北海道、樺太、朝鮮及び関東州、台湾、琉球列島の各国に分かれる、又東京市はじめ7都市、府県別国富額、国富額。	印刷、彩色	日本地図 関係、折り目注意。
4	41	43	最新 大亜細亜地図 (10,000,000分の1)	昭和12年1月1日 発行	1937	大日本雄弁会講 談社	1	109.8×79.2	日本を東端とし、アフリカニスタンプやフライングランドを西端とする地図、人口、軍事力、在留邦人数などの統計データが記載、「キンクワ附録」。	印刷、彩色	世界地図 関係。
4	42	44	最新 世界大地図	昭和8年3月5日	1933	大阪朝日新聞	1	78.5×108.3	日本を中心とした世界地図、満州国全図や北支地方図、世界現勢図も記載、石油産高などの統計資料も記載。	印刷、彩色	世界地図 関係。
4	43	45	改造 世界地図	大正8年9月10日	1919	大阪毎日新聞	1	76.9×106.4	インドを中心とした世界地図、ドイツとその周辺諸国の国境付近の地図、バルカン半島の地図など。	印刷、彩色	世界地図 関係。
4	44	46	列強大戦争地図	大正3年8月21日	1914	大阪毎日新聞	1	54.3×77.0	日本、ユーラシア大陸、アフリカ大陸、オーストラリア大陸が記載された地図、ヨーロッパ戦線の国境要塞図や陸海軍の戦力を比較資料。	印刷、彩色	世界地図 関係。
4	45	47	征空すごろく	昭和5年1月1日	1930	大阪毎日新聞	1	76.0×106.0	大阪毎日新聞の新年附録、世界地図を基にしたすごろく。	印刷、彩色	世界地図 関係。
4	46	48	京都市府社会事業一覧	大正14年1月	1925	京都市府社会課	1	63.0×46.0	教育・社会福祉事業施設、関係施設の所在地や概要、裏は京都市内の地図に事業者の位置を点で表記。	印刷、彩色	京都市府 関係。
4	47	49	大京都市計画区域 図 (50,000分の1)	大正9年12月	1920		1	75.0×54.0	封筒表には「京都東南及西南部 陸地測量部」「都市計画」「綴喜郡長殿」「大京都市計画区域図 (大正九年十二月)」)、封筒裏には「都市計画京都地方委員会 松島洋長」。	印刷、白黒	京都市府 関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	48	50	京都市勢一班 (35,000分の1)	昭和9年9月	1934	宮崎熙	1	43.7×57.0	北は上賀茂神社、南は伏見稲荷、西に日活撮影所、東に永観堂を含む京都市地図、嵯峨・嵐山方面、比叡山方面等の地図、裏面に人口及世帯数、金融などの統計データ一覧。	印刷、彩色	京都市関係。
4	49	51	市設京都観光案内所			京都市役所観光課	1	17.5×38.0	京都市観光課と京都市観光案内所の紹介パンフレット。	印刷、彩色	京都関係、封筒の破損甚大。
4	50	52	十月の行事(京都市観光課)	昭和12年	1937	京都市役所観光課	1	27.0×38.8	京都市内で10月に行われる祭事、展覧会、行楽の一覧。	印刷、白黒	京都観光関係。
4	51	53	〔名勝までの電車賃等早見表(市設京都観光案内所)〕	昭和6年12月5日	1931	京都市観光課、市設京都観光案内所	1	直径16.0	名勝までの市電、嵐電、バス等での行き方と運賃、拝観料等の早見表、年中行事とお土産品、交通機関の営業時間や運賃等の記載。	印刷、彩色	京都観光関係。
4	52	54	京都案内	昭和9年	1934	京都市観光課、市設京都観光案内所	2	17.9×62.3	京都市観光課の紹介と交通機関の営業時間等を記したパンフレット、裏面に京都市内を中心とした京都名勝案内図、天橋立、下関、伊勢神宮、東京、釜山等も含む、「京都名所鳥瞰図」の「京都名所鳥瞰図」か。	印刷、彩色	京都観光関係。
4	53	55	京都案内図	大正4年6月10日	1915	岡本清逕	2	39.8×55.0	「大典持観修学旅行京都案内」と題した、京都の沿革や名所、見学上の注意事項等の一覧、裏面に、北は金閣寺、南は御香宮、西に二条離宮、東に銀閣寺を含む最新京都案内図、市営電車、京都電車、京阪電車等の凡例、大阪府、兵庫県、奈良県を含む京都付近図、地図の作成年1915年、作成者岡本清逕。	印刷、彩色	京都観光関係。
4	54	56	御大礼と京都案内	昭和3年11月15日	1928	京都市立案内所	3	19.6×26.6	大札記念京都大博覧会案内のパンフレット、京都駅発汽車時間表、裏面に、北は植物園、南は城南宮前駅、西に西ノ京円町駅、東に銀閣寺を含む京都市街図、市営電車等の凡例、地図の作成年1928年、作成者片岡儀蔵。	印刷、彩色	京都観光関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	55	57	京都観光案内図	昭和8年6月印刷	1933	宮崎熙	1	38.8×53.7	北は雲ヶ畑、南は伏見稲荷、西に日活撮影所、東に銀閣寺を含む京都観光案内図、嵯峨・嵐山方面、桃山・醍醐・宇治方面案内図等も、汽車、電車、乗合自動車の料金表、縮尺35000分の1。	印刷、彩色	京都観光関係。
4	56	58	京都市街名勝地図	大正11年4月5日	1922	風月庄左右衛門	1	29.9×39.0	北は上賀茂神社、南は稲荷神社、西に等持院、東に銀閣寺を含む京都市街名勝案内図、京阪路線図、嵐山電車付近名所図、三条大橋よりの名所里程表、裏面に京都名勝の写真。	印刷、彩色	京都観光関係、表紙貼付け。
4	57	59	金岩楼本店御案内			御旅館金岩楼本店	1	15.7×36.6	五条大橋東の金岩楼本店の案内パンフレット、本店内の設備、市内名所の紹介、京のお土産、京言葉の一覧、昭和12年附録。	冊子	京都観光関係。
4	58	60	奈良名勝旧蹟関係図 (12,000分の1)	大正10年10月5日	1921	吉田金三郎	1	27.2×39.4	北は奈良豆比古神社、南は紀寺、西に西方寺、東に壺塚を含む奈良の名所旧蹟案内図、奈良停車場よりの名所里程表、鉄道、電車等の凡例。	印刷、白黒	他県関係、輪ゴム91～121輪ゴム一括。
4	59	61	かうべ2月号			神戸市観光課	1	15.3×10.9	神戸市の観光案内パンフレット、施設や行事の紹介、観光宣伝デーの挙行の報告。	印刷、彩色	他県関係、1部に「郡長供覧」の記述と印、表紙貼付け。
4	60	62	書写山御案内			林茂樹	1	18.1×53.4	播磨書写山の観光案内パンフレットの、仁王門、大講堂等の建築物等の案内、敷地内の建築物の配置を示した鳥瞰図には山陰線の記載。	印刷、彩色	他県関係、表紙貼付け。
4	61	63	名古屋城案内図			名古屋市	2	18.1×20.0	名古屋城概説、拝観に際しての注意事項、拝観料などを記載したパンフレット。	印刷、白黒	他県関係、表紙貼付け。
4	62	64	名古屋宝塚劇場	昭和12年3月	1937	名古屋宝塚劇場	1	17.6×38.6	名古屋宝塚劇場の案内パンフレット、映画、演劇、劇場内の施設案内。	印刷、彩色	他県関係。
4	63	65	愛知県知多郡図 (115,500分の1)				1	26.1×38.4	知多半島以南の知多郡図、鉄道、国道、郡役所、税務署、郵便局等の凡例、町ごとに色分。	印刷、彩色	他県関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	64	66	名古屋汎太平洋平和博覧会案内	昭和12年	1937	名古屋市	1	17.5×38.8	名古屋汎太平洋平和博覧会の案内、観覧料、施設内容、特設館の案内等、会場の案内図、名古屋市内観光地図。	印刷、彩色	他県関係。
4	65	67	名古屋汎太平洋平和博覧会ライオン歯磨特設館	昭和12年	1937	ライオン歯磨特設館	2	13.1×18.9	名古屋汎太平洋平和博覧会のライオン歯磨特設館の案内、ライオン歯磨、ライオン歯磨刷子の宣伝、裏面に名古屋案内図。	印刷、彩色	他県関係、破損により一部損失。
4	66	68	北国第一之名勝吉崎山写真帳	昭和3年4月18日	1928	和田蒼穹	1	12.9×19.0	「蓮如上人真影」「蓮如上人腰掛ノ石」等の吉崎山の名勝等の写真集、末尾に吉崎山名勝案内記。	冊子、彩色	他県関係。
4	67	69	熊本案内			熊本市観光課	1	19.5×35.4	熊本市内の観光案内、熊本市案内図、熊本郊外図、鉄道、市営電車、自動車等の凡例。	印刷、彩色	他県関係。
4	68	70	国立公園 大阿蘇火山案内			熊本県大阿蘇国立公園協会	1	14.6×30.7	阿蘇山の交通機関等の観光案内、大阿蘇遊覧略図。	印刷、白黒	他県関係。
4	69	71	〔日光写真集〕	大正7年	1918		1	12.7×18.9	「日光杉並木」「日光東照宮唐門」等の日光の名勝、建築物等の写真集、先頭に日光明細図。	冊子、白黒	他県関係。
4	70	72	東京市及郊外交通地図			東京朝日新聞社	2	38.0×52.7	明治神宮参拝案内、内苑と外苑を含む明治神宮参拝案内図、東京市周辺の交通案内図、名所、著名商店等の一覧。	印刷、彩色	他県関係。
4	71	73	東京市内電車路線図	大正3年3月18日	1914	時事新報社	1	39.4×54.9	東京市内の電車路線図、裏面に東京大正博覧会の施設案内、会場案内図。	印刷、彩色	他県関係。
4	72	74	実地踏測 番地入 東京市街全図 (20,000分の1)	大正14年1月20日	1925	日下伊兵衛	1	54.4×78.4	北は明治神宮、南は亀戸天神、西に北馬場駅、東に道灌山を含む東京市街地図、横浜市街全図、裏面に江戸古図、市外電車案内、町名一覧。	印刷、彩色	他県関係。
4	73	75	番地入 新大東京全図 (58,000分の1)	昭和9年1月10日	1934	森田義春	1	24.1×79.1	東京市街地周辺地図、地図中に京浜運河埋立計画線、新東京区分図、豊勝面に東京市町名索引表、東京の名勝写真。	印刷、彩色	他県関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	74	76	改正番地入最新東京市全図(20,000分の1)	大正11年3月1日	1922	鳥居政豊	1	54.7×79.3	東京市街地周辺地図、最新横浜図、縮尺26600分の1、裏面に区ごとと名所案内と電車路線地図。	印刷、彩色	他県関係、路面の線図内に色ペンクで書き込み
4	75	77	番地入 東京市全図(20,000分の1)	大正2年5月1日	1913	安藤力之助	1	54.1×79.9	東京市街地周辺地図、最新横浜図、縮尺16000分の1、裏面に東京の沿革、東京遊覧電車案内図、芝公園や上野公園等の園内図等。	印刷、彩色	他県関係。
4	76	78	実用 東京案内大地図(20,000分の1)	大正11年3月21日発行	1922	島尾好平	1	54.7×78.7	明治神宮参拝及び平和博覧会観覧のための東京市街地周辺地図、明治神宮内地図と会場周辺地図、裏面に町名一覧、博覧会の施設案内、東京遊覧案内等。	印刷、彩色	他県関係。
4	77	79	帝都大震災火災系統地図(10,000分の1)	大正12年12月27日	1923	小野縣人	1	78.8×109.6	関東大震災における焼失範囲を示した東京市街地周辺地図、発火時間別に色分け、風向と風速、火元、死体集積地等を記載、東京大震災火災総覧図、別紙に火災の状況と町名一覧を記した解説及索引、「大震災火災系統地図」と記された封筒。	印刷、彩色	他県関係、封筒は破損甚大
4	78	80	最新日本遊覧案内	昭和11年10月10日	1937	朝日新聞社	1	19.1×13.0	日本各地の名所旧跡・登山地など観光地を紹介、台湾・朝鮮・満州あり、昭和12年付録。	冊子	
4	79	81	大鉄沿線御案内	昭和8年	1933	大鉄電車	1	17.0×39.1	大鉄電車沿線の観光地を紹介、運賃表や路線図。	印刷、彩色	鉄道関係。
4	80	82	京阪電車沿線御案内			京阪電車	1	25.5×52.7	京阪電車沿線の観光地を紹介、京阪線、宇治線、京津線など各線に分けて紹介、運賃表や路線図。	印刷、彩色	鉄道関係。
4	81	83	奈良電車御案内				1	19.1×26.6	現在の近鉄沿線のうち、奈良の名所旧跡を紹介したもの、写真つきで紹介ほか、経路の記載も、路線図も。	印刷、彩色	鉄道関係。
4	82	84	奈良電車沿線略図			奈良電気鉄道株式会社	1	16.8×34.6	奈良電車の路線図、沿線の観光地の遊覧案内が月別で記載。	印刷、彩色	鉄道関係。
4	83	85	皇陵巡拝の栞			奈良電気鉄道株式会社	1	18.7×52.3	京都府及び奈良県にある皇陵（皇族の墓）の所在地と近くの駅、運賃表と路線図。	印刷、彩色	鉄道関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横,cm)	内容等	形態	備考
4	84	86	六甲北摂徒歩錬成			阪急ワンター ホルゲルの会	2	25.9×36.8	阪急ワンターホルゲルの会例会のお知らせと阪急沿線の登山道概要。	印刷、白黒	鉄道関係。
4	85	87	Camping! Hiking! Swimming!			京阪電車	1	18.4×12.8	夏の行楽地を紹介、海・川・湖・山に分類。	冊子	鉄道関係。
4	86	88	最新 鉄道旅行地図	大正9年7月15日	1920	大淵善吉	1	19.1×156.8	日本全国の主要な鉄道網、台湾、南樺太、朝鮮半島、料金表、腰々堂旅行案内内部編纂。	印刷、彩色	鉄道関係。
4	87	89	料程通算式 鉄道地図	昭和8年8月10日	1933	大阪図書株式会社	1	216.2×26.0	日本全国の主要な鉄道網、台湾、南樺太、朝鮮半島、満州、料金表、駅間最短距離表。	印刷、彩色	鉄道関係。
4	88	90	鉄道競争双六	大正14年1月1日	1925		1	78.2×107.0	日本全国を題材にしたすごろく、各地の名産品や名所旧跡。	印刷、彩色	鉄道関係、破損甚大。
4	89	91	開成館 模範世界地図	大正10年12月5日	1921	株式会社東京開成館	1		世界各地の地図、大戦後の世界として山東半島、南洋諸島、ヨーロッパ、「京都府綴喜郡田辺町字田辺」「中学2年3組中筋紀美能」、中学校の教科書か。	冊子	本、背表紙はずれのおそれ。
4	90	92	最近地図 日本之部	明治41年4月2日	1908	三省堂出版	1		日本地図の教科書、各地域の詳細な地図、海流図や貿易に関する統計データ。	冊子	本。
4	91	93	大日本帝国陸地測量部 京都東南部 (50,000分の1)	大正15年5月25日	1926	大日本陸地測量部	1	46.0×57.6	京都東南部の地図、周囲は京都東北部、同西北部、同西南部、八幡町、水口、上野町、奈良、大阪東北部。	印刷、白黒	地形図、輪ゴム91～ゴム121輪を一括。
4	92	94	大日本帝国陸地測量部 京都西北部 (50,000分の1)	大正15年5月30日	1926	大日本陸地測量部	1	45.6×58.0	京都西北部の地図、周囲は京都東北部、同東南部、同西南部、北小松、四谷、綾部、園部、廣根。	印刷、白黒	地形図。
4	93	95	大日本帝国陸地測量部 京都西南部 (50,000分の1)	大正15年5月30日	1926	大日本陸地測量部	1	46.0×57.8	京都西南部の地図、周囲は京都東北部、同西北部、同東南部、奈良、園部、廣根、大阪東北部、西北部。	印刷、白黒	地形図。
4	94	96	大日本帝国陸地測量部 水口 (50,000分の1)	大正13年11月30日	1923	大日本陸地測量部	1	46.4×57.6	水口の地図、周囲は御在所山、亀山、久居、上野町、八幡、京都東北部、同東南部、奈良。	印刷、白黒	地形図、上下に破損。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	95	97	地理調査所 応急修正 版 京都西南部50,000 分の1)	昭和26年5月30日	1951	地理調査所	1	46.0×57.4	京都西南部の地図、周囲は京都東北部、同東南部、同西北部、同西部、廣根、大阪東北部、同西北部、応急修正は米国陸軍空中写真並びに資料。	印刷、白黒	地形図。
4	96	98	大日本帝国陸地測量 部 和歌山(200,000分 の1)	大正9年9月30日	1920	大日本帝国陸地 測量部	1	45.4×58.0	和歌山県北部、大阪府南部、奈良県西部を中心とした地図、兵庫県神戸市周辺を含む。	印刷、彩色	地形図、 地図中にき 赤で書き 込み。
4	97	99	大日本帝国陸地測量 部 田辺(200,000分 の1)	大正7年10月30日	1918	大日本帝国陸地 測量部	1	45.8×58.0	和歌山県南部を中心とした地図、奈良県南部、三重県南部を含む。	印刷、彩色	地形図。
4	98	100	大日本帝国陸地測量 部 山田(200,000分 の1)	大正12年11月30日	1923	大日本帝国陸地 測量部	1	45.8×57.8	三重県南部伊勢を中心とした地図、奈良県東部を含む。	印刷、彩色	地形図、 地図中にき 赤で書き 込み。
4	99	101	〔大日本帝国陸地測 量部 京都西南部・京 都東南部・大阪東北 部・奈良〕 (50,000分 の1)	大正6年5月30日	1926	大日本帝国陸地 測量部	1	79.2×101.3	京都府東南部、同西南部の地図、琵琶湖の南部、大阪市の東北部、奈良市を含む、周囲は京都東北部、同東南部、同西北部、園部町、廣根、奈良、大阪西北部、同東北部。	印刷、白黒	地形図、 〔朱線府道、 青線郡道〕 の書き込み、赤、青、 緑線での 書き込み。
4	100	102	〔大日本帝国陸地 測量部 山崎・高槻〕 (20,000分の1)	明治44年9月30日	1911	大日本帝国陸地 測量部	1	82.4×53.3	大山崎村、八幡町、高槻村を含む京都南部、大阪北部の地図、2枚の地図を継いで山崎・高槻の図としている、周囲は京都南部、淀、大原野、田辺、法貴、大岩、茨木。	印刷、白黒	地形図、 地図中にき 赤で書き 込み。
4	101	103	〔地形図断片〕				1	37.3×45.4	滋賀県南部、奈良県北部を中心とした地図の一部か、甲賀、相楽を含む、縮尺不詳。	印刷、白黒	地形図。
4	102	104	〔封筒〕				5				地形図。
4	102-1	105	〔封筒〕				1		〔京都府都市別地図〕の記載。	封筒	地形図。
4	102-2	106	〔封筒〕			綴喜郡役所	1		〔綴喜郡地図〕の記載。	封筒	地形図、 破損甚大。
4	102-3	107	〔封筒〕			京都府	1		〔添附图〕の印字。	封筒	地形図。
4	102-4	108	〔封筒〕			城南文化協会	1		〔城南〕の印字・宛名なし。	封筒	地形図。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横 cm)	内容等	形態	備考
4	102-5	109	[封筒]	昭和9年	1934	日刊工業新聞京都支局	1		「日本地図 贈呈」の記載、中筋農夫也様宛、昭和9年6月26日の印。	封筒	地形図。
4	103	110	[農林省代行京都府幣原開拓事業関係]	昭和24年	1949		12				八幡関係。
4	103-1	111	農林省代行京都府幣原開拓事業原型及予定平面図 (25,000分の1)				1	24.5×17.5	開拓事業地域を示した地図、幣原、長澤、正法寺、別峰の4つの地域が開拓事業地域に指定。	印刷、白黒	八幡関係。
4	103-2	112	地理調査所 応急修正版 京都西南部 (50,000分の1)	昭和26年5月30日			1	45.7×57.6	道路建設工事の内容や、着手年度、入植戸数などが記載された貼紙、開拓地域は黄色、裏「京都府幣原地区位置図」。	印刷、彩色	八幡関係、部分欠損
4	103-3	113	地理調査所 昭和22年修正版 淀 (25,000分の1)	昭和22年8月30日			1	45.8×57.9	京都府幣原建設事務所工事概況図、開墾地区、完了路線、未完路線、裏「昭和二十五年度農地開発代行事業計画審査要領書添付図二-一」。	印刷、彩色	八幡関係。
4	103-4	114	農林省代行京都府幣原開拓事業原型及予定平面図 (25,000分の1)				1	24.5×17.5	103-1と同様、開拓事業地域、「被害箇所」の項目が増え、地図上にマーク。	印刷、彩色	八幡関係。
4	103-5	115	農林省代行京都府幣原開拓事業原型及予定平面図 (25,000分の1)				1	24.0×17.8	103-1と同様、開拓事業地域、「昭和24年水害復旧事業施行ヶ所平面図」と追記。	印刷、彩色	八幡関係。
4	103-6	116	[地理調査所 京都西南部地形図] (50,000分の1)	昭和23年5月30日	1948	地理調査所	1	46.0×57.7	京都府西南部の地図、「昭和二十四年七月災害復旧事業施行地一覧図」[施行箇所]、施行箇所と思われる地域が地図中で着色。	印刷、白黒	八幡関係。
4	103-7	117	京都府八幡幣原開拓事業原型及予定平面図 (25000分の1)				1	34.5×56.5	幣原開拓事業に関する地図、地図名追加、開墾反別、薪炭採草地、宅地などの地域別明細表、地図には「京都府八幡郷排水改良事業原型及予定平面図」 ¹ 、別の事業地図を転用、開拓地域に着色。	印刷、白黒	八幡関係。
4	103-8	118	京都府八幡幣原開拓事業原型及予定平面図 (25000分の1)				1	34.5×56.5	103-7と同様か、地域別明細票の記載なし、開拓地域に着色。	印刷、白黒	八幡関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	103-9	119	農林省代行京都府幣原建設事業計画図(25,000分の1)				1	49.4×63.7	堤防建設に関する計画図か、測点などの測量に関する情報や、横断面図、縦断面図、平面図。	印刷、白黒	八幡関係。
4	103-10	120	京都府幣原地区位置図(50,000分の1)	昭和26年5月30日	1951		1	45.4×57.6	地理調査書作成の京都府西南部の地図、応急修正版、幣原地区の部分に着色なし。	印刷、白黒	八幡関係。
4	103-11	121	被害状況写真				1		写真3点、各写真に「測点第112号」、「測点113～114号」、「測点第101号」、3点とも台紙に貼付。	写真、白黒	八幡関係。
4	103-12	122	[封筒]				1		表「西山地区添付図」、地形図など添付書類の内容、裏「京都市伏見区下鳥羽但馬町京都府洛南開発事務所」と印字。	封筒	八幡関係。
4	104	123	西山開拓平面図(綴喜郡八幡町地内、1200分の1)	昭和25年	1950	竹村良孝	1	97.2×122.3	八幡町内の土地分類図、1から19までの数字で土地を区分している、草地、針葉樹、等高線などの凡例、方位。	印刷、彩色	八幡関係、土地の分類は手書き
4	105	124	[西山地区図面]	昭和25年	1950	竹村良孝	1	88.6×131.0	西山地区図の土地分類図、赤、青、黄と数字で土地を区分、方位、縮尺不詳。	手書き、彩色	八幡関係。
4	106	125	大正七年暦	大正6年	1917	神宮神部署	1		東京天文台測算の大正7年暦、1年分の日出日人、満潮干潮などの時刻、全国の官国弊社例祭日、全国各所の最高気温、降水日数、平均湿度などの統計。	冊子	綴喜郡役所関係。
4	107	126	日露戦役戦病死者名簿	明治43年	1910	京都府綴喜郡役所	1		日露戦争での戦死者の名前、陸軍での等級、身分、職業を記す、京都府綴喜郡役所の墨紙を使用、戦死者の住所、学歴、性行などの記録、戦死通知文書など。	簿冊	綴喜郡役所関係。
4	108	127	京都府綴喜郡現勢一班	大正5年	1916	田辺町新友印行	1		綴喜郡の地勢、気候、行政区画、重要物産などの統計一覽。	印刷、白黒	綴喜郡役所関係。
4	109	128	京都府綴喜郡現勢一班	大正11年	1922	木津公友新聞社	1		綴喜郡の地勢、兵事、行政区画、重要物産、衛生などの統計一覽、「本書八六正十一年中ノ事実ヲ掲ゲタリ」の備考。	印刷、白黒	綴喜郡役所関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	110	129	京都府綴喜郡現勢一班	大正12年	1923		1		綴喜郡の地勢、兵事、財政、行政区画、重要物産、衛生などの統計一覧。	印刷、白黒	綴喜郡役所関係。
4	111	130	京都府勢一覧	大正10年9月	1921	京都府内務部庶務課	2	67.7×39.0	京都府の土地、交通、教育、財政などの統計一覧、裏面に京都府管内図、郡市役所、監獄、師団司令部などの凡例、縮尺260000分の1、京都及近郊の図、縮尺800000分の1。	印刷、彩色	綴喜郡役所関係、一部に「郡長の記述」と印、表紙貼り付け。
4	112	131	大正十一年九月刊行 京都府勢一覧	大正11年9月25日	1922	京都府内務部庶務課	1	63.5×39.6	京都府の土地、交通、教育、財政などの統計一覧、裏面に京都府管内図、電気鉄道、師団司令部、鉾山などの凡例、縮尺不詳、京都市街図、縮尺36000分の1。	印刷、彩色	綴喜郡役所関係、り表紙貼付け。
4	113	132	大正十一年京都府勢 一覧	大正13年3月25日	1924	京都府内務部庶務課	1	54.4×39.3	京都府の土地、交通、教育、財政などの統計一覧、裏面に京都府管内図、郡市役所、師団司令部、刑務所などの凡例、縮尺260000分の1、京都及近郊之図、縮尺80000分の1。	印刷、白黒	綴喜郡役所関係、り表紙貼付け。
4	114	133	京都府勢一覧	昭和3年	1928	京都府	1	54.8×39.5	京都府の土地、交通、教育、財政などの統計一覧、裏面に京都市街地周辺を描いた京都近郊図、市営電車、電話局、三角点などの凡例、縮尺不詳、京都府管内略図、縮尺1000000分の1。	印刷、彩色	綴喜郡役所関係。
4	115	134	日露戦役綴喜郡記念誌(前編)	明治39年5月30日	1906	京都府綴喜郡役所	1		日露戦争中の綴喜郡における軍事、教育風教、勸業、産業金融などの状況を記す、戦死者一覧、軍需品の生産数一覧など。	冊子	綴喜郡役所関係。
4	116	135	日露戦役綴喜郡記念誌(後編)	明治41年1月28日	1908	京都府綴喜郡役所	1		日露戦争中の綴喜郡における軍事、郡町村治、産業の状況、動員令の生産量一覧など。	冊子	綴喜郡役所関係。

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	寸法 (縦×横、cm)	内容等	形態	備考
4	117	136	綴喜郡年賀名簿	大正15年	1926	一華樓書房	1		日本赤十字社綴喜郡委員や愛国婦人会綴喜郡幹事部、京都市府神職会綴喜郡支部など各団体の会長、支部長、理事らの名前、八幡町、大住村、田辺町など、各地の役場や小学校勤務者の人名、一紙1点付属。	印刷、冊子	綴喜郡関係。
4	118	137	小学 綴喜郡地誌 附 史談全	明治29年4月25日	1896	小林滿三郎	1		綴喜郡に関する地形、名所旧跡、郡役所の位置。	印刷、冊子	綴喜郡関係。
4	119	138	保存文書綴 (村の新聞社)	昭和11年	1936		1		新聞の発行に関する書類や取材メモ、大阪朝日新聞の書類が多数、末尾に封筒「京都市府田辺通信員 中筋丈夫」。	綴	
4	120	139	雲雀の鳴声 (第1号～第9号)	大正10年	1921	雲雀会中筋丈夫	1		中筋丈夫氏が創刊した俳句雑誌を合綴、大正8年～大正10年に発行、大正10年刊行第9号で2周年、休刊の切記事、『雲雀』創刊の際の新聞の切抜き。	綴	
4	121	140	POSTCARD (平壤名所)				15		平壤の名所絵葉書、各絵葉書に記念スタンプの模様が印刷、15点、封筒一括。	葉書、彩色	

(2) 草内采野氏旧蔵歴史資料 (資料群5)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	点数	主な内容
5	1	歴史写真 45号	大正7年5月	1918	1	東京株式取引所の出火
5	2	歴史写真 113号	大正11年12月	1922	1	桃山御陵に於て御菓子折を戴きたる光栄の三氏
5	3	歴史写真 114号	大正12年1月	1923	1	帝国学士院のフインシユタイン博士招待
5	4	歴史写真 115号	大正12年2月	1923	1	帝国ホテルの仮装ダンス
5	5	歴史写真 116号	大正12年3月	1923	1	警報金庫
5	6	歴史写真 117号	大正12年4月	1923	1	日比谷大神宮に於ける罌堂令息尾崎彦磨君の結婚
5	7	歴史写真 118号	大正12年5月	1923	1	嗚呼北白川宮成久王殿下/警報金庫 ラーム手金庫
5	8	歴史写真 119号	大正12年6月	1923	1	諸国風俗 (宇治の茶摘女) / 諸国風俗 (京都の大原女)
5	9	歴史写真 120号	大正12年7月	1923	1	西国の旅に出で発せられたる良子女王殿下の御一行/責任自殺を遂げたる森訓導と友を救ひて自ら溺れたる森少年の葬儀
5	10	歴史写真 121号	大正12年8月	1923	1	玉造門前に演ぜられたる大阪落城のページェント
5	11	歴史写真 122号	大正12年9月	1923	1	様々なるポーズを取れる世界各国の銅像六基/日本アルプスの峻峰燕巖に向はせらるる秩父宮殿下
5	12	歴史写真 123号	大正12年10月	1923	1	乗合荷馬車の現出したる銀座街頭の奇観/山の如く食糧品を積むで罹災者に配給す
5	13	歴史写真 124号	大正12年11月	1923	1	朝鮮人の一団軍隊に護送せられて帰国の途に就く
5	14	歴史写真 125号	大正12年12月	1923	1	海のキング/始めて母国大震災の詳細に接したる日本船員/倫敦マアゲートカーニヴァル祭仮装行列の盛観/仏蘭西ボウグイル海岸黄金砂上の日光浴
5	15	歴史写真 126号	大正13年1月	1924	1	寒夜門前に徹夜しつつある大阪松岡紡績争議団男女代表
5	16	歴史写真 127号	大正13年2月	1924	1	日本名勝十二景 (其二) 京都清水寺の雪景
5	17	歴史写真 128号	大正13年3月	1924	1	京都新京極明治座より発火して四十余戸を焼く
5	18	歴史写真 129号	大正13年4月	1924	1	1月15日の地震に倒れたる松井須磨子の墓の立直し
5	19	歴史写真 130号	大正13年5月	1924	1	久邇宮恭子女王殿下の御入学 京都春日尋常小学校教室内御着席の光景/まだ見ぬ懐かしの故国日本よ
5	20	歴史写真 131号	大正13年6月	1924	1	東本願寺のお慶び
5	21	歴史写真 132号	大正13年7月	1924	1	溢るる歡び/婦人消息
5	22	歴史写真 133号	大正13年8月	1924	1	米國何ものぞ/東宮様おなつかしさに上京したフイヌ連 日暮里の宿屋にて物々しき古式の酒宴
5	23	歴史写真 134号	大正13年9月	1924	1	山階宮藤麿王と京都祇園祭

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	点数	主な内容
5	24	歴史写真 135号	大正13年10月	1924	1	オリンピック選手の帰朝 選手一行十三名香取丸に便乗して神戸に帰着す/保津川の秋色/火星近づく/日本名勝十二景(其十) 信州天龍峡の奇勝
5	25	歴史写真 136号	大正13年11月	1924	1	川田芳子をモデルに深水画伯の力作
5	26	歴史写真 137号	大正13年12月	1924	1	犀川下流に於ける乙軍工兵隊の活躍
5	27	歴史写真 138号	大正14年1月	1925	1	東京市の婦人車掌
5	28	歴史写真 139号	大正14年2月	1925	1	皇后陛下の洛北貴船神社御参拝
5	29	歴史写真 140号	大正14年3月	1925	1	とかげを飾った奇抜な婦人持手提バッグ/円太郎自動車の女車掌連大道局長夫人に泣くく/男勝りの婦人達
5	30	歴史写真 141号	大正14年4月	1925	1	花洛の春
5	31	歴史写真 142号	大正14年5月	1925	1	東京市電女車掌の初乗込み
5	32	歴史写真 143号	大正14年6月	1925	1	日本名勝行脚(其五) 松島二子島の朝景色/人の祖先は猿か(秘密を語る中間動物の骨)
5	33	歴史写真 144号	大正14年7月	1925	1	山陰大震災写真
5	34	歴史写真 145号	大正14年8月	1925	1	プロ文士が文壇革新の示威行列
5	35	歴史写真 146号	大正14年9月	1925	1	皇太子殿下の樺太行啓
5	36	歴史写真 147号	大正14年10月	1925	1	東京市内外浸水六万戸
5	37	歴史写真 148号	大正14年11月	1925	1	京都清水南園の紅葉/大阪道頓堀川戎橋の渡初め式
5	38	歴史写真 149号	大正14年12月	1925	1	大谷派本願寺の伝灯式
5	39	歴史写真 150号	大正15年1月	1926	1	台覧富士十二景(其一) 山中湖より望む
5	40	歴史写真 151号	大正15年2月	1926	1	支那動乱写真 敗走の途中休憩中の李景林軍/ピストル強盗 大西性次郎
5	41	歴史写真 152号	大正15年3月	1926	1	諸国漫遊 撰津有馬温泉全景
5	42	歴史写真 153号	大正15年4月	1926	1	『声の女王』が殊勝なる美音報告
5	43	歴史写真 155号	大正15年6月	1926	1	寺社巡拝(其六) 山城宇治の平等院/晩春初夏の婦人外出姿/女子庭球選手権大会
5	44	歴史写真 156号	大正15年7月	1926	1	雨後の山路(比叡山上東塔)/時代風俗故実扮装(其七) 江戸時代旅姿/京都禁裏十二景(其七) 桂離宮御書院/十勝嶽大爆発の惨害(其一~其二)
5	45	歴史写真 157号	大正15年8月	1926	1	上野美術館の日支合同展覧会/涼しい緑/三越ギャラリーの赤ちゃん審査会
5	46	歴史写真 159号	大正15年10月	1926	1	節婦烈女の口絵に因みて 大雅堂邸址と玉瀾の墓
5	47	歴史写真 160号	大正15年11月	1926	1	上海日本総領事館爆弾事件
5	48	歴史写真 161号	大正15年12月	1926	1	落葉
5	49	歴史写真 162号	大正16年1月	1927	1	遺跡対照能楽十二題(其一)「羽衣」の三保松原

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	点数	主な内容
5	50	歴史写真 165号	昭和2年3月	1927	1	常の花の土俵入
5	51	歴史写真 166号	昭和2年4月	1927	1	丹後の大地震ー惨害最も甚たしき峰山町
5	52	歴史写真 167号	昭和2年5月	1927	1	徂く春の祇園
5	53	歴史写真 168号	昭和2年6月	1927	1	アメリカに咲く日本の花
5	54	歴史写真 169号	昭和2年7月	1927	1	妙なるしらべ
5	55	歴史写真 170号	昭和2年8月	1927	1	遺跡対照能楽十二題(其八)『船弁慶』明石の瀬戸
5	56	歴史写真 171号	昭和2年9月	1927	1	芥川龍之介氏自殺す/南海の離れ島 小笠原の風物
5	57	歴史写真 172号	昭和2年10月	1927	1	極東オリムピック大会天皇賜盃の奪還/支那山西省雲崗石窟の大芸術
5	58	歴史写真 173号	昭和2年11月	1927	1	肉弾相打つラグビー戦/普選に依る最初の府県会議員選挙/振袖姿でアメリカへ行くと人形答礼使
5	59	歴史写真 174号	昭和2年12月	1927	1	大大阪市の中心 中の島附近の鳥瞰
5	60	歴史写真 175号	昭和3年1月	1928	1	御歴代山稜真景(其二六)第二十六代継体天皇陵/表紙絵に因む日本史蹟(其一)豊太閤の大坂城
5	61	歴史写真 176号	昭和3年2月	1928	1	日本奇宝集(其一) 吉野太夫愛玩の蟹の盃台/今昔対照 浪花名所十景(其九) 堂島米市
5	62	歴史写真 177号	昭和3年3月	1928	1	無産党の氣勢
5	63	歴史写真 186号	昭和3年11月	1928	1	奉仕諸員装束
5	64	歴史写真 191号	昭和4年4月	1929	1	建造物三つ/ブルジョア一三態
5	65	歴史写真 192号	昭和4年5月	1929	1	明治初期東本願寺の北海道新道開拓錦絵/御歴代山稜真景(其五十八)第五十八代光孝天皇後田邑陵
5	66	歴史写真 193号	昭和4年6月	1929	1	お花見電車の大衝突
5	67	歴史写真 194号	昭和4年7月	1929	1	古代建築の研究(其二)(薬師寺)
5	68	歴史写真 195号	昭和4年8月	1929	1	神風/古代史より見たる大和 法興寺の跡(飛鳥大仏)
5	69	歴史写真 196号	昭和4年9月	1929	1	祇園祭の山鉾/旅客の空中輸送
5	70	歴史写真 197号	昭和4年10月	1929	1	ソエッペリン号の世界一周完成/各宗大本山まいり臨濟宗南禅寺派総本山南禅寺山門
5	71	歴史写真 198号	昭和4年11月	1929	1	皇大神宮遷御当日の川原大祓
5	72	歴史写真 199号	昭和4年12月	1929	1	社頭の奇観二幅対(その二) 稻荷山鳥居のトンネル
5	73	歴史写真 200号	昭和5年1月	1930	1	エゾソノ翁へ祝詞を送るアインシュタイン博士
5	74	歴史写真 201号	昭和5年2月	1930	1	新百円紙幣と解禁準備金

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	点数	主な内容
5	75	歴史写真 202号	昭和5年3月	1930	1	百人一首に歌はれたる名勝(其三) 比叡山
5	76	歴史写真 203号	昭和5年4月	1930	1	国宝神仏像(其三)三月堂不空羂索観音
5	77	歴史写真 204号	昭和5年5月	1930	1	皇国祭(帝都復興祭)
5	78	歴史写真 205号	昭和5年6月	1930	1	諸国伝説地蹟めぐり(其五) 深草少将百夜の通ひ路
5	79	歴史写真 206号	昭和5年7月	1930	1	ヘルリンに於けるメーデー/ニューヨークに於けるメーデー
5	80	歴史写真 207号	昭和5年8月	1930	1	外客誘致の宣伝ポスター 「ビューチフル・ジャパン」
5	81	歴史写真 208号	昭和5年9月	1930	1	都市対抗大野球戦
5	82	歴史写真 209号	昭和5年10月	1930	1	枢府と政府の脱み合ひ/中等学校大野球戦
5	83	歴史写真 210号	昭和5年11月	1930	1	全国一斉国勢調査
5	84	歴史写真 211号	昭和5年12月	1930	1	御歴代山稜真景(其九十五) 第九十五代花園天皇十楽院上陵/諸国伝説地蹟めぐり 大江山鬼の岩屋
5	85	歴史写真 212号	昭和6年1月	1931	1	楽しきお正月/海外珍聞
5	86	歴史写真 213号	昭和6年2月	1931	1	帝国海軍の偉容(其二) 一等巡洋艦『足柄』/季節に因む名勝(其二) 紀州の蜜柑山
5	87	歴史写真 214号	昭和6年3月	1931	1	京洛趣味めぐり(其三) 石川五右衛門の遺跡/信州蓼の海のスケート大会
5	88	歴史写真 215号	昭和6年4月	1931	1	科学と人生/内親王殿下の御降誕 二重橋前の万歳三唱
5	89	歴史写真 216号	昭和6年5月	1931	1	季節に因む名勝(其五) 宇治の茶摘
5	90	歴史写真 217号	昭和6年6月	1931	1	新宿御苑に於ける観桜御会
5	91	歴史写真 218号	昭和6年7月	1931	1	建築界を賑はす帝都の建物の三つ
5	92	歴史写真 219号	昭和6年8月	1931	1	世界早廻飛行の成功とリ大佐の日本訪問飛行
5	93	歴史写真 220号	昭和6年9月	1931	1	空の女王エミー・ジョンソン嬢飛来す
5	94	歴史写真 221号	昭和6年10月	1931	1	中村太尉惨殺せらる
5	95	歴史写真 223号	昭和6年12月	1931	1	京洛趣味めぐり(其十二) 幕末の遺跡/米国野球団の来朝
5	96	歴史写真 226号	昭和7年3月	1932	1	井上前蔵相撃たる
5	97	歴史写真 228号	昭和7年5月	1932	1	爆弾三勇士後聞
5	98	歴史写真 230号	昭和7年7月	1932	1	喜劇王チャップリン氏の歌舞伎座見学
5	99	歴史写真 231号	昭和7年8月	1932	1	植田第九師団長の凱旋
5	100	歴史写真 232号	昭和7年9月	1932	1	アメリカの陸海空軍 陸軍模擬戦の歩兵第16連隊
5	101	歴史写真 233号	昭和7年10月	1932	1	オリムピック選手等帰朝す
5	102	歴史写真 234号	昭和7年11月	1932	1	京都下鴨川の森の落葉/日満議定書の調印

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	点数	主な内容
5	103	歴史写真 235号	昭和7年12月	1932	1	牛若丸の遺跡古英雄の面影とその遺跡京洛演劇名所巡遊(其十二)
5	104	歴史写真 236号	昭和8年1月	1933	1	古英雄の面影とその遺跡(其一)加藤清正
5	105	歴史写真 237号	昭和8年2月	1933	1	最近の日滿関係
5	106	歴史写真 238号	昭和8年3月	1933	1	米国ワシントン政庁前の雪合戦
5	107	歴史写真 239号	昭和8年4月	1933	1	西国三十三所巡礼(第四番札所)施福寺/三陸地方大震災
5	108	歴史写真 240号	昭和8年5月	1933	1	海外ニューズ(婦人男子背広着用流行)
5	109	歴史写真 241号	昭和8年6月	1933	1	帝国海軍の偉容一等巡洋艦『愛宕』
5	110	歴史写真 242号	昭和8年7月	1933	1	伊勢皇大神宮神域五十鈴川の清流
5	111	歴史写真 243号	昭和8年8月	1933	1	内外時事小景(三) 女性は叫ぶ
5	112	歴史写真 244号	昭和8年9月	1933	1	全国選抜中等学校大野球戦
5	113	歴史写真 245号	昭和8年10月	1933	1	明石の浦の名月
5	114	歴史写真 246号	昭和8年11月	1933	1	五・一五事件海軍側求刑と減刑運動
5	115	歴史写真 247号	昭和8年12月	1933	1	五・一五事件海軍判決
5	116	歴史写真 248号	昭和9年1月	1934	1	今昔対照東海道五十三次(其十三)沼津
5	117	歴史写真 249号	昭和9年2月	1934	1	最近の陸軍
5	118	歴史写真 250号	昭和9年3月	1934	1	水ぬるむ頃
5	119	歴史写真 251号	昭和9年4月	1934	1	満州国皇帝御即位記念写真(其一)
5	120	歴史写真 252号	昭和9年5月	1934	1	凄惨を極めたる函館大火の実況(其一)～(其四)
5	121	歴史写真 253号	昭和9年6月	1934	1	かきつばた
5	122	歴史写真 254号	昭和9年7月	1934	1	最近時事小景
5	123	歴史写真 255号	昭和9年8月	1934	1	国家非常時を背負ひて立つ岡田内閣
5	124	歴史写真 256号	昭和9年9月	1934	1	最近の帰朝者
5	125	歴史写真 257号	昭和9年10月	1934	1	十五分間呼吸を止める氷漬人間
5	126	歴史写真 258号	昭和9年11月	1934	1	関西大風水害写真(後の一)校庭にて授業
5	127	歴史写真 259号	昭和9年12月	1934	1	諸国珍奇行脚(其十二)大島の水汲みと丹波の田楽と京都お宮詣の櫓扇
5	128	歴史写真 260号	昭和10年1月	1935	1	平安神宮社頭の萬歳
5	129	歴史写真 261号	昭和10年2月	1935	1	英国第四皇子ジョージ殿下の御婚儀
5	130	歴史写真 262号	昭和10年3月	1935	1	隅田川邊の春のおとづれ
5	131	歴史写真 263号	昭和10年4月	1935	1	日露戦役三十周年記念

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	点数	主な内容
5	132	歴史写真 265号	昭和10年6月	1935	1	靖国神社臨時大祭
5	133	歴史写真 275号	昭和11年4月	1936	1	帝国騷擾(一)戒厳令下の東京
5	134	歴史写真 276号	昭和11年5月	1936	1	京都葵まつりの風流傘
5	135	歴史写真 299号	昭和13年4月	1938	1	親日の支那農民
5	136	残欠			5	満州国皇帝陛下御来訪記念写真/狹場に勇む群犬(いぬの)としてに因みて/陸軍大元帥としての先帝陛下御英霊/丹後の大地震山田村に於ける避難民の惨状/伊勢皇太神宮榎代木の奉曳/今昔対照江戸近郊八景(其二)玉川秋月

(3) 草内古川氏旧蔵歴史資料 (資料群6)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
6	1	山城地理要略 全	明治16年10月	1883	三吉艾	1	山城の地理や沿革、河川、寺社、山城国全図、京都市街略図、山城地理要略概目一覧表。	冊子、彩色	赤での書き込み箇所多数。

(4) 大住吉田氏旧蔵歴史資料 (資料群7)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
7	1	大住自治報 号外	昭和2年	1927	京都府綴喜郡大住村字松井堀百口義男	1	地方税法改正に関する家屋税と特別戸数税解説、害虫駆除。	印刷、白黒	
7	2	大住自治報 第9号	昭和2年	1927	京都府綴喜郡大住村字松井堀百口義男	1	土地賃貸価格調査委員選挙、村立隔離病舎竣工、字芸会、表面には行政、裏面には日々の生活に関する記事。	印刷、白黒	破損あり。
7	3	大住自治報 第11号	昭和3年6月	1928	京都府綴喜郡大住村字松井堀百口義男	1	昭和3年度予算、本村の高齢者一覧、徴兵検査成績など、表面は行政、裏面は大住村に関する記事。	印刷、白黒	破損あり。
7	4	大住村報 第15号	昭和8年	1933	京都府綴喜郡大住村字大住村十五番戸山村稔	1	今年度の予算、昭和8年度大住村歳入歳出予算、農会欄など、全6ページ。	印刷、白黒	
7	5	大住村報 出征軍人慰問号 (第3号)	昭和14年	1939	京都府綴喜郡大住村字大住村百口豊富	1	慰問の辞、国民健康保険、臨時地方財政補給金など、全6ページ。	印刷、白黒	破損あり。
7	6	京都新聞 第34531号	昭和52年	1977		2	大住自治報、大住村報が発見された経緯記事の切抜、ほか「行政文書(大住村報 綴喜郡公報 大住自治報)」と記された一紙1点。	印刷、コピー	

(5) 松井区旧蔵歴史資料 (資料群8)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
8	1	書類綴 (区長引継書類)	明治34年	1901	松井区長	1	前区長より現区長への引継ぎ用書類、備品、金銭、収入と支出に関する内容など。	簿冊	
8	2	除地井路溜池年季繳下墓所取調帳	明治7年5月	1874	右村戸長前川宗太郎 (印)	1	綴書郡第2区松井村の土地の字名、面積、反別などの取調帳。	簿冊	破損あり。
8	3	本田野路居村道筋道幅境界杭改簿	明治8年9月	1875	村年番吉本作右衛門、同福田久助、ほか5名	1	地租改正につき戸長、惣代、村年番立会いのもと道幅改正の帳簿、杭打地点と間隔、松井村控。	簿冊	

(6) 田辺西村家旧蔵歴史資料 (資料群9)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
9	1	[河原村戸長申付]	明治10年2月	1877	京都府	1	西村徳松へ綴喜郡第3区河原村戸長。	継紙	
9	2	[川原村戸長依頼退職辞令]	明治10年3月	1877	京都府	1	西村徳松綴喜郡第3区川原村戸長を免じる。	一紙	
9	3	[川原村戸長申付]	明治11年1月	1878	京都府	1	西村篤へ綴喜郡第3区川原村戸長。	一紙	
9	4	[河原村戸長申付]	明治14年11月22日	1891	京都府	1	西村篤へ綴喜郡第3区河原村戸長。	一紙、 一部版刷り	
9	5	[綴喜郡書記任官辞令]	明治15年11月25日	1892	京都府大書記 官正六位国重 正文	1	川原村戸長西村篤を、京都府綴喜郡書記を任ずる、15等相当、「京都府庁」印あり。	一紙	破損甚大。
9	6	[綴喜郡書記月俸辞令]	明治15年11月25日	1892	京都府	1	綴喜郡書記西村篤へ月俸10円を支給。	一紙	
9	7	[庶務係兼学務係申付]	明治15年11月27日	1892	綴喜郡役所	1	綴喜郡書記西村篤へ庶務係兼学務係。	一紙	
9	8	[庶務係兼衛生係申付]	明治15年12月28日	1892	綴喜郡役所	1	綴喜郡書記西村篤へ庶務係兼衛生係。	一紙	
9	9	[社寺戸籍兵籍山林会議分担申付]	明治15年12月28日	1892	綴喜郡役所	1	庶務係兼衛生係西村篤へ社寺戸籍兵籍山林会議分担。	一紙	
9	10	[庶務係兼学務係申付]	明治16年2月21日	1893	綴喜郡役所	1	綴喜郡書記西村篤へ庶務係兼学務係。	一紙	
9	11	[社寺戸籍兵籍山林会議分担申付]	明治16年2月21日	1893	綴喜郡役所	1	庶務係兼衛生係西村篤へ社寺戸籍兵籍山林会議分担。	一紙	
9	12	[職務奨励金賞賜]	明治17年7月8日	1894	京都府 (印)	1	職務勤勉につき、金91銭5厘を賞与。	一紙	
9	13	[綴喜郡書記依頼退職辞令]	明治18年8月27日	1895	京都府	1	西村篤の綴喜郡書記を免ずる。	一紙	
9	14	[田辺村外四ヶ村戸長准十七等官辞令]	明治18年9月12日	1895	京都府大書記 官従六位尾越 蕃輔(印)「京 都府印」	1	西村篤を、京都府綴喜郡田辺村、水主村、新 村、河原村、興戸村戸長、准17等官、「京都 府庁」印あり。	一紙	
9	15	[田辺村外四ヶ村戸長准十六等官辞令]	明治19年5月10日	1896	京都府	1	綴喜郡田辺村ほか4ヶ村戸長西村篤を、准16 等官。	一紙	
9	16	[田辺村外四ヶ村戸長准判任官九等辞令]	明治19年10月20日	1896	(印)「京都府 印」	1	綴喜郡田辺村ほか4ヶ村戸長西村篤を、准判 任官9等、「京都府庁」印あり。	一紙	
9	17	[田辺村長当選認可状]	明治22年5月21日	1899	京都府知事北 垣国道(印)	1	西村篤が京都府綴喜郡田辺村長に当選したこ とを認可、割印1ヶ所。	一紙	
9	18	[第三回内国勸業博覧会茶業出品奨励嘱託辞令]	明治22年1月31日	1899	京都府第一部 勸業課	1	綴喜郡茶葉組合組長西村篤へ、第三回内国勸 業博覧会出品奨励嘱託。	一紙	

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
9	19	[徴兵参事員当選通知状]	明治22年5月4日	1889	綴喜郡長西川義延	1	西村篤が徴兵参事員に当選した旨の通告書、罫紙に「京都府綴喜郡役所」。	罫紙	
9	20	[徴兵参事員当選関連文書]	明治22年5月14日	1889	綴喜郡役所庶務係(印)	1	先の徴兵参事員への当選通告書を、この書面と交換の上送付、罫紙に「京都府綴喜郡役所」。	罫紙	
9	21	[綴喜南部出張所部内田辺組 総本山永統講取締委嘱状]	明治23年2月1日	1890	総本山事務所(印)	1	作成者印あり、宛先は「総本山事務所西村篤殿」。	一紙	
9	22	[綴喜郡処得税調査委員第三 選挙区選挙人当選辞令]	明治24年6月13日	1891	綴喜郡長喜多川孝経(印)	1	綴喜郡処得税調査委員に当選通知。	一紙	
9	23	[府会議員当選通知状]	明治24年5月26日	1891	綴喜郡長喜多川孝経	1	綴喜郡選出府会議員に当選通知。	罫紙	
9	24	[綴喜郡農村会議員留任関係 書状]	明治26年2月6日	1893	綴喜郡農会(印)	1	西村篤氏が提出した辞職表について、農会議員留任決議可決、副会長職退任通知。	罫紙	
9	25	[綴喜郡所得税調査委員第三 選挙区選挙人当選通知状]	明治26年6月15日	1893	綴喜郡長喜多川孝経(印)	1	所得税調査委員選挙に当選通知。	一紙	
9	26	[綴喜南部出張所部内慈教講 会計係任命状]	明治27年6月7日	1894	総本山事務所	1	綴喜南部出張所部内慈教講会計係任命。	一紙	
9	27	[赤十字社正社員加入状]	明治27年8月14日	1894	日本赤十字社 総裁大勲位彰 仁親王(印)、 日本赤十字社 社長正三位勲 一等子爵佐野 常民(印)	1	赤十字社正社員。	一紙	
9	28	[綴喜郡所得税調査委員当選 通知状]	明治28年6月28日	1895	綴喜郡長梅垣幸之(印)	1	所得税調査委員選挙に当選通知。	一紙	
9	29	[処得税調査委員当選状]	明治28年6月28日	1895	綴喜郡役所会計係(印)	1	所得税調査委員選挙当選に関し、拝命の返信様式を指定。	一紙	
9	30	[赤十字町村分区委員嘱託 状]	明治29年10月22日	1896	赤十字社綴喜郡部委員長島田祐信(印)	1	赤十字委員嘱託について、返信を願う。	一紙	
9	31	[日本赤十字社田辺村分区委 員嘱託状]	明治29年10月20日	1896	日本赤十字社 京都支部長男 爵山田信道 (印)	1	綴喜郡委員部田辺村分区委員を嘱託。	一紙	

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
9	32	[京都府教育会綴喜郡部会田辺村委員嘱託状]	明治29年8月20日	1896	京都府教育会会長綴喜郡部会長喜多川孝経(印)	1	京都府教育会会費徴収規程により田辺村委員を嘱託。	一紙	
9	33	[綴喜郡所得税調査委員第五選挙区選挙人当選通知状]	明治30年6月15日	1897	綴喜郡長島田祐信(印)	1	所得税調査委員選挙に当選。	一紙	
9	34	[京都府より日清戦争寄附感謝状]	明治30年6月1日	1897	京都府知事三位勲一等男爵山田信道(印)	1	明治27年戦役へ金11円70銭献納、杯下賜。	一紙	
9	35	[豊国会より寄附感謝状]	明治31年4月6日	1898	豊国会(印)	1	豊国会へ金1円寄付。	一紙	
9	36	[宮城県・福島県・岩手県より凶作窮民救恤寄附感謝状]	明治41年2月1日	1908	宮城県知事従四位勲二等亀井英三郎(印)、福島県知事正五位勲四等平岡定太郎(印)、岩手県知事四位勲四等笠信一(印)	1	明治38年凶作に対する金1円50銭寄付。	一紙	
9	37	米之通	明治41年3月～ 明治42年2月	1908	橋本商店	1	もちや寒天などの食料品からソース、めがね、水引などの雑貨まで、購入した生活用品。 明治41年9月15日～同年12月31日、明治43年1月1日～4月14日、「本日修を連れて・・・」(明治41年12月4日条)とあり、作者は修の親・祖父母によるか。	横帳	
9	38	家事日記	明治41年9月	1908		1		綴	
9	39	[当選状送付]			田辺村役所(印)	1	別紙として当選認可状を送付。	罫紙	
9	40	[封筒]				5	綴喜郡役所2点(内1点「所得税調査委員当選状在中」)、田辺村役場1点、「締盟状」1点、上記4点西村篤殿宛、「宮城県知事官房別室」発「〔〕喜郡〔〕田辺村役場御中」宛1点。	封筒	
9	41	大宝恵	明治33年3月	1900	西村篤	1	自身所有の土地、債権、株式、講への支出金や貸付金。	横帳	

(7) 市外森田氏旧蔵歴史資料 (資料群 10)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容等	形態	備考
10	1	明治二十六年 京都府会議事録 全	明治26年	1893		1	明治25年11月2日から同25年12月8日まで の京都府通常府会議事録、通常京都府会 議 員住所姓名及番号録。	冊子	

(8) 草内吉川家旧蔵歴史資料 (資料群 1 1)

資料群番号	資料番号	資料名	和暦	西暦	作成者	点数	内容	形態	備考
11	1	吉川式製茶改良早蒸機発売広告	明治38年 ～昭和4年	1905 ～1929	吉川徳二郎	1	吉川式製茶改良早蒸機を紹介する広告、本機の価格、使用方法の説明、図解、販売店。	印刷、白黒	

(9) 淀藩松原家文書 (資料群 12)

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	差出人 (作成者)	宛名	点数	内容等	形態	備考
12	1	1	藩翰譜之内書抜、三稻葉家系全					1	稲葉内匠頭越智正成、稲葉右京亮越智貞通、稲葉蔵人越智常通の事績、奥付に松原五左衛門。	竖帳	
12	2-1	2	御番頭勤方手控					1	登城の際などの勤め方に関する覚書。「月々御機嫌伺」を图示したもののや、「京都出火」の際の対処法、「麟祥院江名代之覚」などを記す。文政7年の記録あり。	竖帳	2-1,2封 筒一括、封高六 一に「嘉永六 丑七月廿六 日」(負カ)原 十〇〇(負カ)あ り。
12	2-2	3	御番頭手控	天保4年9月15日 ~天保6年9月24日	1833 ~1835	十代松原彦 一郎貞吉		1	藩主の妻が妊娠して以降の儀式や出産などの記録・養源寺の記述あり。	竖帳	
12	3	4	十代松原五左衛門 貞吉日記 巻	文化11年12月5日 ~文政13年正月29日	1814 ~1830			1	巻頭に「十代五左衛門貞吉凶書抜」、稲葉正備書状断簡、淀発足、膳所へ土産物の書上等多数挟み込み。	竖帳	
12	4	5	[松原鞆負手札]			松原鞆負		4	「稲葉長門守番頭松原鞆負」「稲葉民部大輔番頭松原鞆負」各2枚の手札。包紙上書「手札」。	一紙	
12	5	6	[殿様発駕御着の際、養源寺吹聴御名代の書上]					1	長州より帰陣後、元治2年2月21日に殿様発駕御着の際の養源寺へ吹聴御名代の件。端裏書に、殿様が出府のため大殿様に伺を立てた旨を記す。	一紙	5~12こより 一括。
12	6	7	[火矢御覧につき 覚]					1	嘉永3年4月4日に大橋河原にて火矢御覧があったため、「勘ヶ由」が出動した際の覚書。端裏書「かヶ由殿之節之留借写」。	一紙	
12	7	8	[若君様御逝去に つき写]	文政13年8月11日	1830			1	江戸にいる当主とその妻への若殿様逝去にあたっての悔やみや御機嫌伺について、枚原頼母助へ通知したものの。	一紙	
12	8	9	[俊貞院様一周忌 につき書状]	9月14日		安東弥三太 夫	松原鞆負様	1	俊貞院様1周年忌法事の夕語交代につき。	一紙	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	差出人(作成者)	宛名	点数	内容等	形態	備考
12	9	10	[近藤但見帰着につき廻状]	9月27日		松原靱負	稲葉七郎兵衛様、浅尾金治兵衛様、松田典禮様、田邊図書介様、枚原頼母助様、安東弥三太夫様	1	近藤但見が本日帰着するため、翌28日に登城して大殿様へ御機嫌伺すること。田邊安左右衛門は京都詰のため宛名から除名の追記。端裏書に、年寄の近藤が帰府するための廻状とある。	継紙	
12	10	11	[御触につき廻状]	慶応3年6月21日	1867	松原靱負	松田典禮様、枚原頼母助様、安東弥三太夫衛門様、ほか4名	1	触が出されたため、翌22日に評定所へ出席すること。稲葉七郎兵衛を宛名から除名の追記。端裏書に6月22日、「認メ方宜分」とあり。	継紙	
12	11	12	[土用入につき廻状]	慶応2年6月8日	1866	松原靱負	稲葉七郎兵衛様、松田典禮様、枚原頼母助様、田邊主殿様、安東弥三太夫様、ほか4名	1	土用入のため、翌9日に評定所へ出席し、御機嫌伺をすること。端裏書には、9日朝は雨天のため、8日夜4つ時より土用に入ることを記す。	継紙	
12	12	13	乗初廻状	3月15日		松原靱負	稲葉七郎兵衛様、田邊図書之介様、枚原頼母助様、安東弥三太夫衛門様	1	翌16日に天気次第では乗初をするため、9つ時に既へ来ること、松田典禮は京都詰のため宛名から除名の追記。	継紙	
12	13	14	[麟祥院、節句名代有無書上]					1	在城、留守年の名代者の規定。	継紙	
12	14	15	[土用入につき廻状]	(慶応3年) 6月18日	1867	松原靱負	稲葉七郎兵衛様、松田典禮様、枚原頼母助様、田邊主殿様ほか6名	1	土用入のため、翌19日に評定所へ出席し、御機嫌伺の通達。端裏書「慶応三卯六月十九日土用入同日伺前日廻状差出ス」。	継紙	
12	15	16	[乗物入用割合につき廻状]	3月朔日		松原靱負内河合銀治	浅尾金治兵衛様御役人中様他5名	1	乗物の節入用割合別紙の通、この者へ御渡の通達、端裏書「廻状」。	継紙	
12	16	17	御所司代被仰蒙候節御目見并惣御用控	文久3年7月23日	1863	松原靱負清原貞儀		1	当主が近々上京するにあたり、御目見の触が出され、23日の御目見の様子を記録したものの写。	袖帳	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	差出人 (作成者)	宛名	点数	内容等	形態	備考
12	17	18	御番頭中当用留記			松原		1	表紙裏に「実書判儀之字也」「貞儀(花押)」とあるため松原貞儀によるものか。内容は「四家心得」から始まり、「稲葉家次二拙者家初之略」として略歴を記し、「宅地・扶持・召仕人数などの記載。」	小横帳	
12	18	19	於養源寺御法事心得			松原朝負写		1	養源寺の法事における前日、当日の準備や作法について記したものである。本堂・書院着座図、手紙の雛形もあり。	小横帳	
12	19	20	御在城年御名代勤順覚					1	当主の在城の際に名代を勤め稲葉家の関係者の法名をまとめる。在城年は年寄、留守年は番頭が勤めるが、麟祥院への名代は年寄とある。	横帳	表紙に「不用」とあり。
12	20	21	[嘉永七年八月廿四日京都麟祥院御名代相勤につき書上]					1	御名代を勤める際の随員人数と経費を記す。	一紙 一綴	
12	21	22	麟祥院御名代覚	安政2年9月12日	1855	西之丸松原氏		1	当主在城年と留守年に麟祥院への名代を勤めた際の様子を記す。裏に「貞儀写」の記載あり。	小横帳	21～24封筒一括。京都名代「京御と麟祥院御」とあり。
12	22	23	覚(麟祥院御名代罷越候二付)	天保8年5月21日	1837	原田半助、坂本弥兵衛	御目付中様	1	2つの内容からなる。ひとつは刑部方へ京都麟祥院御名代罷越候二付御借人を仰せ付けられたこと。差出・作成は原田半助、坂本弥兵衛。屋旅籠は御役人中様。もうひとつは屋旅籠を受け取ったことを記したものである。	縦紙	
12	23	24	[麟祥院への名代につき]	文政3年5月24日	1820	田邊右京	御名代	1	5月24日に大内一郎左衛門が麟祥院への名代を勤めることになっていったが、洪水により借人が集まらなかったため、25日に実施すること。洪水への対処の記述あり。	一紙	
12	24	25	[境内・墓所絵図]					1	寺院の境内の間取り図。寛量院、温良院、大義院、純正院、天理院など源寺の墓所の表記あり。麟祥院または養源寺の図か。	絵図	

資料群番号	資料番号	通し番号	資料名	和暦	西暦	差出人 (作成者)	宛名	点数	内容等	形態	備考
12	27-7	34	短尺之間絵図					1	短尺之間の見取り図。初めの着座位置と、藩主が着座してからの着座位置を記す。	絵図	
12	27-8	35	御祝被下手控全					1	藩主の京都所司代就任や、姫君の婚礼への御祝の記録。嘉永6年12月24日、文久3年6月26日などの記述、御祝の際の着座位置を記す。	小横帳	綴はずれ
12	27-9	36	御在城御留守御名代					1	1月から12月までの藩主の在城時と留守時の先祖忌日の名代を記したものの。安永7年7月13日や慶応2年4月12日などに取り決められた「御名代定」あり。	小横帳	
12	27-10	37	[登城・出役記録]					1	慶応3年7月の登城の際の次第を記したものと、同月に將軍が京都から大坂までの移動に際しての出役の記録。	綴	
12	27-11	38	御名代兼盆中御寺誥心得	文久3年7月14日、15日	1863	松原靱負		1	文久3年7月14日の養源寺での法要における心得の写。同13日からの記録があり。	小横帳	
12	27-12	39	御年寄替り養源寺勤方御法事并御寺誥御名代			松原靱負写		1	元治元年9月14日の法事で名代を勤めた際の記録の写。末尾に「御名代勤達シ覚」あり。	小横帳	
12	27-13	40	当用留記			松原		1	藩主在城時及び留守時の、出火の際や、年始の御祝などについての心得。	小横帳	綴はずれ
12	27-14	41	御名代帳別帳書抜	文久2年	1862	松原靱負写		1	安永4年12月15日～文久2年9月21日、御機嫌伺や養源寺への名代などの勤めに関する書状や記録の写。9代藩主稲葉正堯の死去とその前後の祈祷や法事等の記録、次代藩主の婚礼の記録あり。	小横帳	綴はずれ
12	28	42	太政官日誌第五	慶応4年3月	1868	御用御書物 所東洞院三 条上ル町村 上勤兵衛、 堀川二条下 ル町井上治 兵衛		1	3月9日と3月14日の会議の次第の記録。五箇条の御誓文の写、御宸翰の写等あり。末尾に「官版不許翻刻」。	冊子	
12	29	43	太政官日誌明治四年第十八号	明治4年	1871			1	4月5日の戸籍に関する布告全33則の写。第3号寄留入届書式、第4号戸籍書式等の雛形あり。	冊子	

第三章

翻刻

第三章 翻刻

平成二六年度から二八年度に調査した資料群のうち、主に江戸時代と明治時代の資料群を対象とし、各資料群を構成する資料のうち主なもののみを翻刻した。なお、『田辺町近世近代資料集』に掲載されているものは除外した。

【凡例】

翻刻の作成にあたっては、以下の原則で行った。

- ・ 文書名が無いものについては、内容に応じて仮文書名を付し、「」でかこった。
- ・ 異体字・略字・旧字は原則として常用漢字に書き換えた。
- ・ 変体仮名はひらがなとしたが、助詞の「江・而・者・与・茂」はそのまま残した。
- ・ 合字の「方（より）」はそのまま残した。
- ・ 欠字は一字あけとした。
- ・ 虫損等で判読できない字は□で示した。
- ・ 表紙や付札は「」で表記した。

第一節 平成二六年度調査分翻刻

此義も相知れ不申候

(一) 三山木村井氏旧蔵歴史資料(資料群一)

乍恐御訴訟

※当該資料の翻刻は、教育委員会が行った。

城州綴喜郡江津村

訴訟人 庄屋 新三郎

肝煎 忠兵衛

百姓惣代 治兵衛

相手 肝煎 金次郎

○加定書(年不詳)【目録一・四】

加定書

一去ル午極月立合勘定致候処、先庄屋病氣ニ付、私共さん用致候処、株田上納下作分老石八斗入候、此受取通此義帳面ニしる置候処、ひきちぎり無御座候

一西筋諸勘定義も私共参り候様ニ申候へ共、金次郎遣し右百石何ほどかり候相伝候へ共、書付不口致候、此義去年通ニ而勘定致候事、外村方き、合致候へ者、五十目兼~~ま~~ぼどまちがいニ御座候

一当春御役へ帳面者三ヶ年分相ゆずり候様ニ段々申候へ共、長面之義ニて無御座申与ニ申立、其後無抛御役所様うかい候共、何分三ヶ年帳面出し候内金式分申与

帳面ハ是有候へ共、私しい出し申候而用かるや、要るかるや存、是迄延引致、御上様御意仍而い出し申候、

帳面ニ而合取候処、無年歩算用致候、見れば衆五名余取逃相成候、猶又其前々の帳面之義も何程ニ無御座候や

一私共去ル午後極月免割勘定参り候而、先庄屋金次郎親治介病氣ニ付、立会算用仕候処、株支配田地下作難ト申者ニ世話被致置候、御年貢米老ヶ年ニ老石八斗宛先庄屋

治介方へ入込ニ相成、得ト帳面相調勘定節式方帳面之奥ニ右之儀書留置候紙杯も

切取可申候、若相談兼候事も御座候、右御米三ヶ年分相調候処、都合五石余相成、先々帳面相見せ候金次郎ニ申候得共、頓着

不仕、尤相調候得ハ、何程願難計、右帳面先年より三ヶ年分、跡役へ相渡し来り候得共、金次郎相渡し不申、段々肝煎惣代方催促し参り候得共、是以頓着不仕、無抛拙附帳面調 御役所様へ差上候処、相違御座候ト御

仰付有之候故、無拋右役合申上、何れ三ヶ年
帳面跡役へ相渡し候様御理解□金次郎方へ
無仰候様御窺奉候得者、肝煎惣代

御役所様被仰付候趣以テ受取参り、漸相渡し、慥ニ
受取跡役へ相渡し、其後相調候処、右之引込米
相知れ、猶亦外ニ別筋割方之義私共参り候様、
去冬分ニ申候得共、頓着不仕、金次郎差遣し
割懸ケ銀相尋候得共、掛銀目不申書付

失候等ト申立、一昨年通銀子入置ト申、無拋
入置候得者、段々外村聞合候処、凡五拾匁

余違相見へ申候、左様之事共申立候、金次郎
了簡、以来恐多奉存候、是迄色々申候事共、
頓着不仕、金次郎何分御出訴ニ相成候てハ不宜、

段々入沢兄多右衛門方へ申、無拋銀子百目
出銀此上何ヶ様ニ相成候共致方無御座ト是申、
小前百姓相寄咄仕候候処、何れ三ヶ年分取立
被下候様、一同方是申治介殿庄屋役預り候方
段々繁昌田地迄追々相求□銀等仕、当時

金次郎

三四百匁位出銀仕候而も痛相成不申ト小前
是申立、無拋 御役所様へ御訴訟申上候ト
申遣し候得者、庄屋へ御所様百姓吉右衛門
差遣し、右之銀子少々増銀御座候而、段々

世話致被呉故、小前一同呼寄相談ニ及、其内へ

吉右衛門殿呼参候、吉右衛門殿呼出之節、色々入沢
申月ゑらひ候処、咄合申候処甚々□□

被申立、百姓共一同ニ一株吉右衛門殿手儘相成候てハ
甚々歎敷奉存候故、右吉右衛門殿ニ取嘯御断申候、
不得止事乍恐御訴訟奉申上候、何卒

御慈悲ヲ以テ相手者召出右三ヶ年分外銀

共出銀仕候様御理解被仰付被下候様、御願

奉申上候、右銀子出銀無御座候而ハ、村方相納り

急度

不申、何卒出銀可致様仰付候へハ、村方一同
難有仕合可奉存候、以上

○正福寺入院ニ付諸書留帳（文政六（一八二三）年）【目録一・五】

（表紙）

「文政六未年九月十九日ヨリ

正福寺入院ニ付諸書留帳

江津村

当時寺元

今中源十郎

書留」

一 正福寺怠然和尚様吉祥院村東條

持宝寺方しよたい仕、是ハ津の国原村

浄円寺和尚様世話未十月八日正福寺へ

御入被遊、太夫中八人中老又右衛門寺本源十郎

此方方寺へ案内むかへ下□ニ而新六

揚とうふ あらめ とうふ

麦飯 平 いも 猪口 汁

こんぶ あへもの な

酒出し肴したし醬油牛房

一 九月十九日佐太本山無住届ケ源十郎基・善右衛門

両人罷出申候、別段願写拵置申候

一 十月十日十夜始□講中始ニ而夕飯ニ呼置申候

いも あらめ

平 揚とうふ 猪口 汁 かふら

水菜 あへもの 入用之儀方村方賄

酒六合

白米三升五合

一 十四日□講中夕飯呼置 揚とうふ

平 いも 猪 あらめ

せんまい

汁 とうふ

一 白米三升五合

一夜食白米壺斗五升

盛物併数百七十斗取

一 廿四日吉祥院村方淀迄送り人足拾人、

外二且中四人新七・佐兵衛・新助・庄兵衛、

当村方人足八人淀迄外源十郎・弥平次、

和尚様弟子共式人、都合式拾六人

淀美野屋十兵衛賄、是ハ和尚様

御飯 平 人參 くわへのつへい汁 とうふ

牛房 いも

したし壺人分五宛、酒別段壺升ニ付壺貫五分も、

酒四升肴したし

都合式貫四百文、又式百文茶代遣ス

天神森休茶代三拾文遣し、

正福寺ニ而人足賄、平汁村方方賄

吉祥院村四人正福寺献立左之通、

酒肴したし醬油牛房蜆蓋 九年母

あけもの

色々

吸もの うれものニ醬油しらがこんぶ

翌廿五日朝平 猪口 酒肴共出し

正福寺庄屋殿飯米五斗 会所寄米源十郎

受取是十一月十八日

〃 油壺升

茶

一ねんによ時米壹石七斗十一月廿二日多右衛門

幾右衛門

源十郎代久右衛門遣ス、昼飯平 大こん 汁

いも

一十夜寄米三斗五合

一綿五斤 代七匁式分五厘 壹本ニ付五拾八匁かへ売

一茶

一錢壹貫八百文

一十二月二日沙汰本山来迎寺行、朔日より

組寺惣代慶照寺様ほうるい請菅井村

宝寿寺様旦那惣代多右衛門・惣右衛門

本山銀 四百目

内礼銀 壹歩式朱

外式貫四匁七分五厘

外ニ 式匁余 菓子料 さむらへ

三匁 同 役者へ

七匁 組寺 法るい

□せん□用共

↗

本山行候 組寺惣代 普賢寺 慶照寺

法類 菅井村 宝寿寺

旦那惣代多右衛門・熊左衛門式人

是ハ先例村方□用 日□付

一十二月四日組寺法類振舞仕候、献立

左之通 昼食 夕食役人呼

○正福寺病死ニ付佐太御本江山無住届ケ案紙御願留帳(文政六(一

八三三)年)【目録一六】

(表紙)

「文政六末年

正福寺病死ニ付佐太

御本江山無住届ケ案紙

九月十九日 御願留帳

今中源十郎」

死去届ケハ白重和尚卜書上ケ

是ニハ喜左衛門殿・善右衛門殿両人本山行

外廻紙 江津村正福寺

上 組寺

同 檀中

乍恐奉願上候口上事

一城州綴喜郡江津村正福寺無住ニ付、

廻向帳・寺印・諸什物等組寺

且方立合相改候処、如先規相違

無御座候、右廻向帳・寺印・諸寺役

組寺へ被為 仰付被下候ハ、難有

奉存候、以上 江津村正福寺旦那

文政六未年 惣代孫右衛門

九月

御本山

源十郎

御役者中

右之通相違無御座候二付、奥印仕候

組寺惣代

念仏寺印

乍恐奉願上口上事

一城州綴喜郡江津村正福寺無住二付、

相応之住持以御目鑑被為

仰付被下候ハ、難有存候、以上

文政六未年 江津村正福寺旦那

九月

惣代

孫右衛門

源十郎

御本山

御役者中

右之通相違無御座候二付、奥印仕候

組寺惣代

念仏寺印

右之通書付本山へ源十郎・善右衛門兩人参り候処、

相納り不申候、左之通書直し差上相治り申候、以上

是九月十九日問屋柳屋宿二泊り申候

乍恐書付を以御届ケ奉申上候

江津村

正福寺檀中

一当村正福寺無住二付、過去帳什物有

来之祠堂田地等組寺檀中立会

相改候処、先規之通相違無御座候、尤寺

附借財一切無之候、此段御届ケ奉申上候、

右無住中諸寺役組寺江被 仰付

被下置候ハ、一統難有候、以上

文政六未年 檀中惣代

九月十九日

善右衛門

源十郎

御本山

御役者中

前書之通相違無御座候、依之奥印仕

奉差上候、以上 組寺惣代

慶照寺印

如件

文化十一甲戌四月

乍恐奉願上候

城州綴喜郡江津村

正福寺檀中

御請書

前文今般御交代二付本末和合宗門

一当村正福寺無住二付、相応住持 御目

鑑を以被為 仰付被下置候ハ、難有

奉存候、右願之通御披露宜敷奉願上候、以上

檀中惣代

善右衛門

源十郎

惣代印形可仕条、如件
文化十一甲戌年四月

從末山一統願出候二付、規則申渡

一末山交代之節、組寺并檀中帰依之

僧住職願出候ハ、願之趣聞届ケ候之上、

山主以目鑑可被仰付之事

一於当山西鎮両流相続仕来候得者、

両流之内老ケ寺宛役者申付、諸事

可致取計之事

右之趣、今般被仰出候条、末寺一統可得其意候

以上

文化十一甲戌年四月十八日

諸末山衆中

右被仰出候趣、諸末山一統難有奉承知候、

○被仰出候口上書(文化一一(一八二四)年)【目錄一七】

被仰出候口上書

一同入和合論者仏刹之随一二候、若寺末

不和合之筋等有之候而者、宗門之衰廢者

不及申、他門之聞も可恥事二候、此度御交

代二付、門末一統和熟候様申談、以後於本山も

西鎮偏頗之沙汰無之候間、末山一同被得

其意候而、宗門興隆可為專要候、仍而印証

仍而連印ヲ以御請申上候、以上

右之案紙文政八酉年二月廿三日

御参代銀差上ニ参候而、私部村

想善寺様ニ而借り請写置候物也

源十郎書之

○相続講仕法帳（文化一四（一八一七）年）【目録一・九】

（表紙）

「文化十四年丑正月

相続講仕法帳

講本

嘉左衛門」

口上

一私義近年不勝手ニ而此度取立講

相催シ、各々様江御無心申候、何卒相続

仕度候間、御入講被成下候様ニ偏ニ奉希候、

則仕御帳左之通ニ御座候間、御披見可被成

下候、尚又仕法之儀ハ御連中様方如

様共思召次第御定可被下候

一枕懸ケ御老人分貳百目宛申請度事

一終拾六会目方過銀有之候間、滿講之

節御連中様江割賦可仕候

一為懸戻シ銀五拾目宛会毎ニ親方相

懸ケ可申候

初会 利足壹割

一銀三貫目 内五拾目親方出ル

引縣ケ貳貫九百五拾目

十七人わり

百七拾三匁五分三厘

利足九分六厘

一同三貫貳拾目 内三百五拾匁親口老人分

引縣ケ貳貫六百七拾目

拾六人わり

百六拾六匁八分七厘

三会 利足九分貳厘

一同三貫四拾目 内 三百五拾匁

貳百八拾九匁九分貳厘

引縣ケ貳貫四百八厘

十五人わり

百六拾匁

四会 利足八分八厘

一同三貫六拾目 内 六百三拾九匁九分貳厘

貳百七拾九匁三分八厘

引縣ケ壹百四拾目四分

十四人わり

百五拾貳匁八分九厘

五会 利足八分四厘

一同三貫八拾目 内 九百拾九匁六分

貳百六拾九匁貳分八厘

引縣ケ壹貫八百九拾壹匁貳厘

十三人わり

百四拾五匁四分七厘

六会 利足八分

一同三貫百目 内 壹貫百八拾八匁八分八厘

貳百五拾八匁七分貳厘

引縣ケ壹貫六百五拾貳匁四分

十貳人わり

百三拾七匁七分

七会 利足七分六厘

一同三貫百貳拾目 内 壹貫四百四拾七匁六分

貳百四拾八匁

引縣ケ壹貫四百貳拾四匁四分

十壹人わり

百貳拾九匁四步九厘

八会 利足七分貳厘

一同三貫百四拾目 内 壹貫六百九拾五匁六分

貳百三拾七匁壹分貳厘

引縣ケ壹貫貳百七匁貳分八厘

十人わり

百貳拾匁七分三厘

九会 利足六分八厘

一同三貫 内 壹貫九百三拾貳匁七分貳厘

貳百拾六匁八厘

引縣ケ壹貫壹匁貳分

九人わり

百拾壹匁貳分四厘

十会 利足六分四厘

一同三貫百八拾目 内 貳貫百五拾八匁貳分

貳百拾四匁八分八厘

引縣ケ八百六匁三分貳厘

八人わり

百目七分九厘

十一会 利足六分

一同三貫百目 内 貳貫三百七拾三匁六分八厘

貳百三匁五分貳厘

引縣ケ六百貳拾貳匁八分

七人わり

八拾八匁九分七厘

十二会 利足五分六厘

一同三貫貳百貳拾目 内 貳貫五百七拾六匁貳分

百九拾貳匁

引縣ケ四百五拾目八分

六人わり

七拾五匁壹分三厘

十三会 利足五分貳厘

一同三貫貳百四拾目 内 貳貫七百六拾九匁貳分

引縣ケ貳百九拾匁四分八厘 百八拾匁三分貳厘

五人わり

五拾八匁壹分

十四会 利足四分八厘

一同三貫貳百六拾目 内 貳貫九百四拾九分五分貳厘

引縣ケ百四拾貳匁 百六拾八匁四分八厘

四人わり

三拾五匁五分

十五会 利足四分四厘

一同三貫貳百八拾目 内 三貫百拾八匁

引縣ケ五匁五分貳厘 百五拾六匁四分八厘

三人わり

壹匁八分四厘

十六会 利足四分

一同三貫三百目 内 三貫貳百七拾四匁四分八厘

引縣ケ百拾八匁八分返 百四拾四匁三分貳厘

十七会 利足三分六厘

一同三貫三百貳拾目 内 三貫四百拾八匁八分

百三拾貳匁

差引貳百三拾匁八分 返

十八会 利足三分六厘

一同三貫三百四拾目 内 三貫五百五拾匁八分

百拾九匁五分貳厘

差引三百三拾目三分 返

返銀ノ六百七拾九匁九分貳厘

右拾八人わり

壹人二付

三拾七匁七分六厘ツ、差上申候

実掛ケノ凡壹貫六百五拾八匁

出垣内村

講本 嘉左衛門

文化十四年 世話人 嘉次郎

丑正月 〃 卯兵衛

〃 権十郎

多々羅

同 又七

○仕様帳（文化二五（一八一八）年）【目録一・二〇】

（表紙）

「文化拾五年

仕様帳

多々羅村

寅正月 講本株中」

口演

一当株之儀者近年庄屋引請ニ仕来ニ候処、右庄屋有之、

去ル丑年借才為濟方不足致候ニ付、百姓共立会

株方算用仕候処、御存知之通、難儀株ニ御座候得者、

自然株借財相重ミ有之、株相続相成かたく

相見多、依之相続講相催し、何卒各々様之以助力

取続、此度右引立卜思召、御加入之程偏奉希候、

尤仕法帳面左之通入御覧ニ、猶又仕法之儀者

御連中様御評定之上如何様□御定可下候、以上

一枕掛ケ御老入分銀式目宛申請度事

一拾六会目より過銀有之候方、酒講之節

御連中様へ割賦可仕候事

一為掛ケ戻銀五拾目ツ、親方会毎ニ相掛ケ

可申候事

初会 利尅割

一銀三貫目 内五拾目 親方出ル

引残式貫九百五拾目

拾七人割百七拾三匁五分三厘

式会 利九分六厘

一銀三貫式拾目 内三百五拾目親□

引残式貫六百七拾目

三会 十六人割百六拾六匁八分八厘

利九分式厘

一〃三貫四拾目 内三百五拾目

引残式貫四百目八厘 式百八十九匁九分式厘

四会 十五人割 百六拾目

一〃三貫六拾目 内 六百三拾九匁九分式厘

式百七拾九匁六分八厘

引残式貫百四拾目四分

十四人割 百五拾式匁八分□厘

五会 利八分四厘

一〃三貫八拾目 内 九百拾九匁六分

式百六拾九匁式分八厘

引残尅貫八百九拾尅匁分式厘

十三人割 百四拾五匁四分七厘

六会 利八分

一〃三貫百目 内 尅貫百八拾八匁八分八厘

式百五拾八匁七分式厘

引残壹貫六百五拾貳匁四步	十式会	利五分六厘
十式人割 百三拾七匁七分	一〃三貫貳百貳拾目	内 貳貫五百四拾七匁五分八厘
七会	引残四百八拾目四分貳厘	百九拾貳匁
利七分六厘	六人割八拾目七厘	
一〃三貫百貳拾目	利五分貳厘	
内 壹貫四百四拾木匁六分	十三会	
貳百四拾八分〇〇〇厘	一〃三貫貳百四拾目	内 貳貫七百六拾九匁貳分
引残壹貫四百貳拾四匁四分	引残貳百九拾目四分八厘	百八拾目三分貳厘
十老人割百貳拾九匁四分四厘	五人割五拾八匁壹分	
八会	利四分八厘	
利七分貳厘	十四会	
一〃三貫百四拾目	一〃三貫貳百六拾目	内 貳貫九百四拾九匁五分貳厘
内 壹貫六百九拾五匁六厘	引残百四拾目	百六拾八匁四分八厘
引残壹貫貳百七匁貳分八厘	四人割三拾五匁五分	
貳百三拾七匁壹分貳厘	十五会	
十人割百貳拾七匁七分貳厘	一〃三貫貳百八拾目	内 三貫六拾八匁
九会	引残五匁五分貳厘	百五拾六匁四分八厘
利六分八厘	三人割壹匁八分四厘	
一〃三貫百六拾目	利四分	
内 壹貫九百貳拾八匁九分四厘	十六会	
引残壹貫拾匁貳分貳厘	一〃三貫三百目	内 三貫貳百七拾四匁四分八厘
貳百拾八匁八分八厘	差引百拾八匁八分過	百四拾四匁三分貳厘
九人割百拾貳匁四分六厘	十七会	
拾会	利三分六厘	
一〃三貫百八拾目	一〃三貫三百貳拾目	内 三貫四拾八匁八分
利六分四厘	指引貳百三拾匁八分過	百三拾貳匁
内 貳貫百四拾七匁八分貳厘	十八会満講	
引残八百拾五匁九分四厘		
貳百拾六匁貳分四厘		
八人割百六匁九分九厘		
十壹会		
利六分		
一〃三貫貳百目		
内 貳貫三百三拾四匁六厘		
引残六百五拾貳匁四分貳厘		
貳百三匁五分貳厘		
七人割九拾三匁八分		

一〃三貫三百四拾目 内 三貫五百五拾目八分

指引三百三拾目三分過 百拾九匁五分貳厘

過銀〆六百七拾九匁九分貳厘

右拾八人割 三拾七匁七分七厘 割返し申候

実掛ケ銀〆凡老貫六百五拾八匁

右之通御座候得共、仕様割方之儀者御出席之上如何様

とも御評定次第第二可仕候、何卒御調講成被下候様偏奉希候以上

多々羅村庄屋

年寄 五兵衛

〃 利兵衛

文化拾五年 株惣代 主税

寅正月 同村〃 又七

世話人 藤二郎

彦七

南興戸村 式右衛門 嘉吉

川原村 儀兵衛

借用帳

一 私儀不如意二付、年賦調立御出銀

御礼申上、以憐愍御加入被成下候様奉御

礼申上候

一 借用銀初メ百匁ヅ、五拾人与定会日

為御菓子料鳥目貳百文宛貳拾人様江

振鬮を以御渡し可申上候事

一 每会三月九月両度当日早朝より

御出席掛銀御持參可被下候、尤御多人数

之儀二付、振鬮を以差札之御方へ

左之割合之通召日御渡可申上候

一 四会目方老会挟二入札可仕候、

且又五会目方銀子御入用之御方へ

借用銀二応シ御預ケ可申上候、

右利足老ケ月二七朱与定、每々六ケ

月分ヅ、御調達可被下候

割合左之通り

初会

一 銀四百目御老人様江渡ス 出銀百匁

式会

一同四百目 同断 〃 九拾八匁

三会

○借用帳（文政四（一八二二）年）【目録一・一〇】

（表紙）

「文政四年

巳ノ二月

一 同五百目	同断	// 九拾六匁
四会		
一 入札	同断	// 九拾四匁
五会		
一 銀六百目	同断	// 九拾弍匁
六会		
一 入札	同断	// 九拾匁
七会		
一 // 八百目	同段	// 八拾八匁
八会		
一 入札	同断	// 八拾六匁
九会		
一 // 老貫目	同断	// 八拾四匁
十会		
一 入札	同断	// 八拾弍匁
十一会		
一 同老貫百目	同断	// 八拾匁
十二会		
一 入札	同断	// 七拾八匁
十三会		
一 銀老貫三百目	同断	// 七拾六匁
十四会		
一 入札	同断	// 七拾弍匁

十五会			
一 // 老貫五百目	同断	// 七拾弍匁	
十六会			
一 入札	同断	// 七拾匁	
十七会			
一 // 老貫六百目	同断	// 六拾八匁	
十八会			
一 入札	同断	// 六拾六匁	
十九会			
一 // 老貫七百目	同断	// 六拾四匁	
廿会			
一 入札	同断	// 六拾弍匁	
右預り銀之殘銀主方并二世話方へ			
預り置年銀相立候節、弍拾老會			
目二御老人様江銀老貫八百目宛、御			
殘被成候御人数様江無相違急度			
返濟可申上候、以上			
文政四年	借用主		
巳ノ二月	僧坊村角左衛門		
銀預り方	南稻八妻村		
	伊右衛門		
//	祝園村		
	九郎兵衛		

〃	玉水村
〃	酒屋 政右衛門
勘定方	僧坊村
	庄屋 新兵衛
	下狛村
〃	〃 武兵衛
	谷村
〃	庄屋 栄治郎
	僧坊村
〃	利兵衛
	江津村
〃	庄屋 源十郎
	僧坊村
世話方	長治郎

○助力講仕法（文政七（一八二四）年）【目録一・二二】

（表紙）

「文政七申正月

助力講仕法

宮ノ口村講本

利兵衛」

覚

私義

- 一 近年不仕合ニ付、一家相統難出来嘆ケ敷奉存、依之各々様方御頼申上、御助情御取立ニ預り、百姓相統仕度奉存候、此度左之仕法を以助力講相催シ候間、何卒御加入被為成下候様、偏ニ御頼申上候、御人数拾三人様ト相定、尤も枕かけ式百目宛御出銀被下度事
- 一 御集會之義者毎年十一月ニ相勤可申候、万一講本差支等御座候ハ、世話方之者へ引請満講迄無滯急度相勤可申候事
- 一 毎会親懸もとし与て、銀百三拾匁ツ、出銀可仕候、尤右銀子ヲ以雑用相賄申候事
- 一 落札之義者振鬮を以御当人相定、別紙案文之通御証文引替銀子御渡シ可申事
- 一 実空共御懸銀当席限り御出銀可被下候、勿論振合差継御断申上候事、一敷札之義者壹枚満講迄振鬮相除キ

可申事

仕法左ニ記

第一 拾三人様割

一 銀貳貫目 御老前二百五拾三匁九分ツ、

第貳 空貳百六拾目出

一同 二貫目 残り老貫七百四拾目十式人わり

御老前二百四拾五匁ツ、

第三 空貳人分五百廿匁出

一 〃 残り老貫四百八拾匁十一人割

御老前二百三拾四匁五分五厘ツ、

第四 空三人分七百八拾匁出

一同 残り老貫貳百九匁十人割

御老前二百廿式匁ツ、

第五 空四人分老貫四拾目出

一同 残り九百六拾目九人割

御老前二百六匁六分七厘ツ、

第六是方毎度 空五人分老貫貳百七拾五匁出

一同 空懸ケ 残り七百廿五匁八人割

御老前二百九拾匁六分三厘ツ、

第七空老前二 空六人分老貫五百目出

一同 貳百五十匁 残り五百目七人わり

御老前二百七拾匁四分六厘ツ、

第八空老前二貳百四拾五匁

一同 空七人分老貫七百拾五匁ツ、

残り貳百八十五匁六人わり

御老前二百四拾七匁五分ツ、

第九空老前二貳百四拾匁

一同 空八人分老貫九百廿匁出

残り八拾目五人わり

御老前二百拾六匁ツ、

第十空老前二貳百三拾五匁

一同 貳貫百目 空九人分

貳百十五匁出

差引拾五匁返上

第十一空老前二貳百三拾匁

一同 貳貫貳百目 空十人分貳貫三百目出

差引百目返上

第十二空老前二貳百廿五匁

一同 貳貫二百目 空十一人分貳貫四百七拾五匁出

差引百七拾五匁返上

満講空老前二貳百廿匁

一同 貳貫四百目 空十式人分貳貫六百四拾匁

差引貳百四拾匁返上

宮ノ口村 講本 利兵衛 印

引請 喜右衛門 印

せわ人 〃 治三郎 印
〃 〃 政七 印
〃 〃 又右衛門 印

○取立講仕法帳（天保二（一八三二）年）【目錄一・二四】

（表紙）

「天保貳年

取立講仕法帳

宮口村

卯十二月 講元喜兵衛」

口上

一 私義

近來不仕合ニ付、百姓相続難出来歎ケ敷
奉存、依之時節柄不顧、各々様方御頼
奉申上、何卒御厚情御取立預り相続
仕度奉存候間、御仁情之程、偏ニ奉希候
一御人数様六人様と相定、枕掛銀御壱人
様方五拾目宛被下置度奉頼上候
一御集会之義者当年より来ル卯年迄
毎年十一月、尤閏月有之候年者何月之

間たり共、其年三月相勤凡拾貳ケ年ニ
満講仕度奉存候、万一講元差支有之
候ハ、左之引請世話人共引請無滞相
勤可申候、

但し如何様之凶作ニ而も、堅休講仕間敷事
一実空共御掛銀当席限り御出銀可被下候、

若御差支ニ而御出席無御座御方様翌

日可被下、勿論振合差次御断申上候事、

落札之義者振鬮入札を以御当人相定、

別紙案分之通銀百目ニ作徳米貳斗

ツ、割合を以御引当証文御入被下候上で

銀子無相違相渡可申事

一敷札之義者講元并引請世話方之

内ニ而貳枚鬮入札相除キ可申候事

仕様左之通

初会 拾六人様わり

一銀四百七拾目 御壱人分三拾貳匁五分ツ、

但し内

五拾目造用申請

二 内五拾目から壱人分出

一入札 残り拾五人割

御壱人分

但し内五拾目造用申請

	三	内			
	一銀四百九拾目	残り四百四拾目	九	但し内五拾目造用	
		拾四人割御老人分	一銀五百五拾目	内四百目から八人分出	
		三拾壹匁四分三厘ツ、	残り貳百目	八人割御老人分	
		但し内五拾目造用申請		貳拾五匁ツ、	
	四	内百五拾目空三人分出	十	但し内五拾目造用	
	一入札	残り拾三人割御老人分	一入札	内四百五拾匁空九人出	
		但し内五拾目造用		残り七人割御老人分	
	五	内貳百目空四人分出	十一	但し内五拾目造用	
	一銀五百拾匁	残り三百三拾目	一銀五百八拾目	内五百目から拾人分出	
		拾貳人割御老人分		残り百三拾目	
		三拾目ツツ		六人割老人分	
		但し内五拾目造用		貳拾壹匁六分七厘ツ、	
	六	内	十二	但し内五拾目造用	
	一入札	残り拾老人割御老人分	一入札	内五百五拾目空拾老人出	
		但し内五拾目造用		残り五人割御老人分	
	七	内三百目空六人分出	十三	但し内五拾匁造用	
	一銀五百三拾五匁	残り貳百八拾五匁	一銀六百貳拾目	内六百目から拾貳人出	
		拾		残り七拾匁	
		貳拾八匁五分ツ、		四人割老人分	
		但し内五拾匁造用		拾七匁貳分ツ、	
	八	内三百五拾目から七人分出	十四	但し内五拾目造用	
	一入札	残り九人割一人分		内六百五拾目空拾三人分出	

一 入札 残り三人割老人分

但し内五拾目造用

十五 内七百目空拾四人分出

一 銀六百六拾目 差引拾匁不足

右老人割

満講

一 銀七百目

講元

右之通仕様相催し候得共、来春借金之

節御連中様御差回数次第如何様とも

可仕候、以上

宮口村

講元 喜兵衛 ⑩

引請 又右衛門 ⑩

世話人 作右衛門 ⑩

政 七 ⑩

喜右衛門 ⑩

○〔頼母子帳写〕(天保四(一八三三)年)【目録一・二五】

一 近来私義困窮二付、無抛、此度

各々様方御頼申上候而、相続講相催し度存

候間、何卒く御加入之程、偏ニ奉願上候

一 御人数六拾人と相定年限中豊凶之

無差別、毎年二月・十一月両度相勤申度候、

尤御掛ケ銀常日ニ御持参可被下候、御老人分

初会銀五拾匁方段々下り之事

一 五会迄御当り之御方ハ其時之御応対ヲ以

再入御願申上候事

一 五会目方銀子御入用之御方ハ掛銀ニ応し、

年八朱之利積りを以御預ケ可申上候事

一 御菓子料として鳥目式百銅宛振

鬮拾本差出し可申上候事

一 敷札之義ハ親類方持札之内六枚ニ満

講迄振鬮入札差除キ可申候事

割方左之通

御掛ケ銀

初会 銀式百式十六匁 銀五拾匁ツ、

式会 // 式百五拾匁 // 四十九匁ツ、

三会 // 式百七拾五匁 // 四拾八匁ツ、

四会 // 三百目 // 四十七匁ツ、

五会 // 入札 // 四十六匁ツ、

六会 // 三百五十目 // 四十五匁ツ、

七会 入札 // 四十四匁ツ、

八会 四百三十五匁 // 四十三匁ツ、

九会 入札 // 四十式匆ツ、
 十会 四百七拾五匆 // 四十壹匆ツ、
 十一会 入札 // 四十匆ツ、
 十二会 五百三拾八匆 // 三十九匆ツ、
 十三会 入札 // 三十八匆ツ、
 十四会 六百十三匆 // 三十七匆ツ、
 十五会 入札 // 三十六匆ツ、
 十六会 七百拾三匆 // 三十五匆ツ、
 十七会 入札 // 三十四匆ツ、
 十八会 八百目 // 三十三匆ツ、
 十九会 入札 // 三十式匆ツ、
 廿会 八百八拾目 // 三十壹匆ツ、
 廿一会 入札 // 三十匆ツ、
 廿二会 九百五十目 // 十九匆ツ、
 廿三会 入札 // 十八匆ツ、
 廿四会 壹貫五十目 // 十七匆ツ、
 廿五会 壹貫百七拾五匆 // 十六匆ツ、
 右年銀相立廿五会目ニ御老人前ニ銀壹貫
 貳百目宛御渡し可申上候

かり主

嘉兵衛

世話方

江津村

太右衛門

水取村

庄兵衛

高木村

利助

水取

宇兵衛

村

源次郎

〃

平次郎

南興戸村

武右衛門

銀預り方

宮ノ口村

嘉右衛門

天神森

長重郎

権平

卯兵衛

嘉三郎

天保四年

講本

巳五月

嘉兵衛

頼母子帳写

則返済方仕方之義者左之通相定可申候、

以上

八

銀百木匁相渡し可申候

○御借用仕様帳(天保四(一八三三)年)【目録一・一七】

(表紙)

「天保四年

御借用 仕様帳

巳ノ二月日」

一

私義

近来不勝手ニ付、相続出来候処、此度

各々様方へ御無心申上候、御老人前銀百目ツ、

申請度御人数様拾式人相定都合壱□□

御借用御願申上度候間、何卒く御引立と

思召御承引可成下候様御願申上候、然ル処右

借用返済として銀百匁二八匁ツ、利足指加、

毎年十一月晦日無相違御返済可仕候、則

右銀返済前後之儀者壱ヶ年ハ入札壱手

振鬮を以方々御添人中様会日壱人ツ、御出席被

下候間、振鬮入札仕間、座ニ相渡可申候、然ル処

御世話人中様江龜酒龜飯差上可申候、

巳年

一 初会

午年

一 式会

未年

一 三会

申年

一 四会

酉年

一 五会

戌年

一 六会

亥年

一 七会

子年

一 八会

丑年

一 九会

寅年

一 拾会

卯年

同百八十匁同断

同百七十式匁同断

同百六十四匁右断

同百五十六匁同断

同百四十八匁同断

同百四十匁同断

同百三拾式匁同断

同百一拾式匁同断

式十四匁

同百拾六匁同断

- 一 拾老会 同百八十八匁同断
- 辰年 同百九十六匁同断
- 一 十式会

- 借用主 善八[㊦]
- 引請人 利兵衛[㊦]
- 同断 栄治郎[㊦]
- 多々羅村同断 安兵衛
- 江津村同断 茂三郎[㊦]

○取続講仕法帳 (天保一五(一八四四)年) 【目録一・一九】

(表紙)

「天保十五年
取続講仕法帳
辰十月 山本村講」

- 一 近来株方困窮ニ付、既取続難相成御座候ニ付、此度各々様御厚情ニ預り取続講相企申度候間、何卒御助成と思召御入講之程、偏ニ奉希上候
- 一 御人数三拾人様与相定、縦令いヶ程之凶作たり共、無休講毎年春秋両度相勤可申候、尤掛

- 銀会毎ニ金式分宛当席御出銀可被下、勿論振合差次勘定決而御断可申上候事
- 一 五会目迄御当り鬮之御方様者御再入之程御頼申上奉存候事
- 一 五会目ヲ銀子御入用之御方様者御出銀に
- 一 応し、月八朱之利分を以御預ケ可申御事
- 一 会日僉末之酒飯差上申候、懸銀御持参ニ而、御出席可被下御頼申上、懸銀不参之御方様者振鬮入札共相除キ可申候事
- 一 御菓子料として鳥目百銅宛花鬮拾本を御連中様江御熨に差出可申候事
- 一 敷札之儀者引請世話方之内五枚満講迄振鬮入札共相除キ可申候事

渡シ方懸銀左之通

- 辰十一月六日 かけ銀会毎ニ
- 一金壹兩壹分 金式步宛
- 一金壹兩壹分 かけ銀会毎ニ
- 金式步宛

- 一 同式兩壹分
- 一 同式兩三分
- 一 同三兩壹分
- 未三月十日 落札

一 入札 作右衛門

〃

一金壹兩壹歩

一金四兩壹分

一 入札

一金五兩壹分

一 入札

一金六兩壹分

一 入札

一金七兩壹歩

一 入札

一金八兩壹分

一 入札

一金九兩壹歩

一 入札

一金拾兩貳分

一 入札

右之通相勤可申候、式拾壹会目残り札再入共、
手取金拾壹兩貳歩割戻し可申候、以上

江津村講本様方

天保十五年

辰十月

庄屋 久右衛門 印

肝煎 季平次 印

同 武右衛門 印

惣代 伊右衛門 印

引請 同村

世話方

政右衛門 印

丈右衛門 印

元右衛門

弥右衛門 印

忠兵衛

金預り 田辺村 西川長重郎 印

宮口村 木元丈右衛門

飯岡村 河瀬善兵衛

草内村 岡嶋弥次郎 印

○取統講仕法帳（弘化二（二八四五）年）【目録一・二〇】

（表紙）

「弘化二年

取統講仕法帳

巳十月日 山本村

講元

一近年私儀困窮付取統難相成御座候二付、

此度各々様御厚情預取統講催度候間、

何卒御助成思召御入講之程奉希上候

一 御人数三拾人様相定、縦令いヶ体之為凶作共、

無休講毎年春秋兩度相勤可申候、尤懸銀

会毎ニ金二分ツ、当席御出銀被下、勿論

振合差次勘定決而御頼可申候事

一 五会目迄御当鬮御方様者、御再入之程

御願申上奉存候事

一 五会目ヲ銀子御入用御方様者御出銀

応し月余候以御預可申候事

一 会日僂末之酒飯差上申候、懸銀御持参

御出席可被下掛銀不参御方様者

振鬮入札とも相除キ可申候事

一 御菓子料ニしるし鳥目百銅宛花鬮

十本ヲ御連中様へ差出可申候事、

一 数札之義者親類之内五枚満講迄振鬮

入札とも相除キ可申候事

渡方掛銀左之通

春

巳十一月廿九日

懸銀会毎二

一金壹兩三分

金貳分宛

二午四月十九日

懸銀会毎二

一金壹兩三分

金貳分宛

三年十一月廿四日

一同貳兩壹分

〃

四未四月五日

一同貳兩三分

五〃十月廿八日

一同三兩壹分

六会目申四月十九日

一入札

七同十一月

一金四兩壹分

八酉四月九日

一入札

九

一金五兩壹分

十

一入札

十一

一金六兩壹分

十二

一入札

十三

一金七兩壹分

十四

一入札

十五

一金八兩壹分

十六

一入札

十七

一金九兩壹分

十八

一入札

十九

一入札

右之通相勤可申候、式拾壹会目残札

再入とも手取金拾壹兩式分割戻し可申候、

以上

山本村 講元 弥次郎 ⑩

銀預り 岩田村 東加次郎 ⑩

稲八妻村 大崎官治郎 ⑩

田辺村 西川長十郎 ⑩

草内村 岡嶋弥次良 ⑩

飯岡村 河瀬善兵衛 ⑩

世話方 北興戸村 北尾藤兵衛 ⑩

南興戸村 藤田武右衛門 ⑩

当初世話方

源兵衛 ⑩

源十郎 ⑩

安兵衛 ⑩

○畝高小前帳(明治五(一八七二)年)【目録一・二四】

(表紙)

「明治五年壬申八月吉日写

畝高小前帳

今中源十郎所持」

堀ノしり 馬場崎

一上々田 四畝拾八歩 分米六斗九朱

同断

一上々田 四畝三歩 同 六斗壹升五合

宮ノ下 宛壹石五斗

一上田 七畝貳拾四歩 同 壹石九升貳合

北宮ノ下 宛壹石三斗

一上々田 五畝三歩 同 七斗六升五合

宛九斗

わさし 大道端

一上田 九畝歩

分米壹石貳斗六升

宛壹石六斗

宛壹石六斗

大道端			
一上田	六畝歩三步	同	八斗五升四合
同所			
一上田	六畝九歩	同	八斗八升弍合
			宛米弍石
門ノ前	わさし		
一上田	壹反拾弍歩	同	壹石四斗五升六合
			宛米壹石八斗
しりや			
一中田	四畝弍拾壹歩	高	五斗六升四合
同			
一下々田	弍拾壹歩	同	六升五合
			宛米九斗
宮ノ下			
一下々田	三畝拾五歩	同	三斗壹升五合
			宛米四斗
大井池			
一中田	三畝弍拾四歩	同	四斗五升六合
大井池			
一中田	三畝弍拾四歩	高	四斗五升六合
			宛米壹石三斗
木ノ下	柳ヶ坪		
一上田	九畝歩	同	壹石弍斗六升

桐山			
一上田	七畝歩	同	九斗八升
			宛米石弍斗
西古垣内			
一上田	弍畝弍拾四歩	同	三斗八升弍合
			宛米石壹斗五升
東古垣内			
一上田	九畝三步	高	壹石弍斗七升四合
			宛米九斗
川田	しま		
一中田	五畝拾五歩	同	六斗四升八合
			宛米九斗
古垣内	堀田		
一中田	九畝弍拾七歩	同	壹石壹斗八升八合
			宛米壹石六斗
川田	北		
一下田	五畝四歩五厘	同	五斗壹升五合
			宛米九斗
橋下	北		
一下田	五畝拾弍歩	高	五斗四升
			宛六斗
清水	川田南		

一中田 三畝歩 同 三斗六升
 上河原荒鋤下 宛四斗五升
 一中田 四畝拾八歩 同 五斗五升貳合
 内耆斗六升貳合段免
 同 内貳升段免
 一中田 七畝拾八歩 同 九斗耆升貳合
 宛米貳石
 清水 一上田 三畝六歩 高 四斗四升八合
 " 一上田 耆畝廿七歩 同 貳斗六升六合
 " 一上畑 耆畝六歩 同 耆斗四升四合
 " 耆畝六歩 耆斗四升四合
 一上畑 八歩 同 主升耆畝九升除々
 宛米耆石五斗
 此外二 無上々
 上畑貳拾八歩 分米耆斗耆升一合九夕余り
 淀入 籠か有候
 切山 一下畑 貳畝歩 高 耆斗六升
 同断

一下畑 貳拾七歩 同 七升貳合
 東切山 一下畑 耆畝拾八歩 同 耆斗貳升八合
 " 一下畑 貳拾九歩 同 七升七合
 宛米七斗
 川田 下河原 一上畑 三畝歩 高 三斗六升
 宛四斗
 中河原 渕端 一下々畑 貳畝拾貳歩 同 耆斗六升八合
 宛六斗
 一下々畑 貳畝九歩 同 耆斗六升耆合
 中河原 渕端 一下々畑 貳畝三歩 高 耆斗四升七合
 同
 一下々畑 貳畝廿四歩 同 耆斗九升六合
 右四筆合宛米耆石五斗
 田端 渕畑 一下畑 四畝貳拾四歩 同 三斗八升四合
 宛八斗五升
 同道北

一上畑 六畝拾貳歩 同 七斗六升八合
 田ぼた 宛米八斗
 一上畑 壹畝拾八歩 高 壹斗九升貳合
 宛米貳斗五升
 (朱書)
 「同此上二三畝九歩高三斗九升六合
 同四斗□□
 六斗五升」
 同 こうし畑ケ
 一上畑 貳畝六歩 同 貳斗六升四合
 宛米四斗
 川端 ななし
 一上畑 壹畝九歩 同 壹斗五升六合
 〃
 一上畑 三畝九歩 同 三斗九升六合
 宛米七斗
 宮ノ下 明治七年戌一月二相求候
 一屋敷 貳拾五歩五厘 高 壹斗壹升五夕
 中河原 右淀領
 一下畑 九畝貳歩 高 七斗貳升六合
 宛米壹石三斗
 清水畑ケ

一上畑 貳拾八歩 同 壹斗壹升貳合
 四十五番 宛壹斗五升
 字宮ノ下 (朱書) 「是者清水畑ケ之内へ」
 一上田 八畝六歩 同 壹石壹斗四升八合
 此一筆 宛米壹石六斗五合
 明治六年癸酉十一月二相求二付、地券証改二相成、御高廢シニ
 て、反別現畝二相成候、
 第四百十三番
 一田 九畝貳拾九歩 此地代金貳拾七円也
 地藏田 多々良淀
 一上田 七畝貳拾五歩 分米壹石九升七合
 宛米壹石三斗
 浅田
 一上田 六畝歩 同 八斗四升
 同断
 一上田 四畝拾六歩 同 六斗三升四合六夕
 宛米壹石八斗
 右御藏方
 一屋敷 四畝拾五歩 分米 五斗八升五合
 一屋敷 拾五歩 同 六升五合
 是者明治五年申二月作右衛門屋敷買受記し置者也
 中河原堤付下

一上畑	式畝三步	同	式斗五升式合
同			
一上畑	壹畝貳拾壹歩	同	式斗四合
西浦			宛米六斗
一上田	八畝拾五歩	分米壹石壹斗七升六合	
		宛米壹石四斗	
一藪	壹ヶ所	三升五合	年々上納完
一			
中河原	宮ノ口領		
一上畑	三畝九歩	分米三斗九升六合	
		宛米四斗	
古垣内	ひし田領		
一下田	壹反歩	分米壹石也	
		宛米壹石四斗	
片原			
一中田	壹畝貳拾壹歩	同	式斗四合
同中			
一中田	壹畝拾五歩	同	壹斗八升
		宛米四斗	
	流作新田下		
一藪	壹斗六升		
宛	六升		

〆式斗式升

一同

同中新田

一宛 壹斗

同上新田

一宛 壹斗四升

○相統講仕法簿（明治二五（一八八二）年）【目録一、二、三】

（表紙）

「明治十五年

午第三月日

相統講仕法簿

講元

「林市治郎」

一 私義

近年不仕合ニ付、御時節柄甚夕申上兼候得共、

各々様方之厚ク御助情ニ預リ相統仕度、何

卒御引受被成下度、偏ニ奉希上候

一 弘敷之義者拾五人様に相定メ不抱置此ニ

式ヶ年二三度宛、当午四月ニ来ル未之一月七月

兩度互ニ相勤メ度候、尤懸金之義者御老人様ニ
金三円宛申請度候事

一 集会之節親ヨリ籠末之酒飯差上度候、

尤懸金ハ当席江御持參可被下候、勿論

振合差除キ勘定等決而御断申上候事

一 落札之御方様落金相応之抵当差入

可被下候、尤証書ト金円引替候ヘハ相シ候、

一 則ち空懸之義者老枚ニ金五円宛申

請度候事 (朱書)「四円六錢」

一 振鬮之義者落会ニ可仕候、且又会毎ニ

金老円五拾錢□用トシテ申請度候、万ニ

講元ニ相勤メ兼候得共、引請ヨリ滿講

迄無休講急度相勤メ可申候事

一 敷札之義者親族講元式枚滿講迄振

鬮相除キ可申候事

仕法左之通り

(朱書)「当午四月」

枕懸金

一金四拾五円也

(朱書)「未一月」

一 〃 四拾五円也

(朱書)「〃七月」

一 〃 四拾五円廿□錢也

講元申請候

払数拾五人様親共

内老円五拾錢 親用トシテ申請にて

実老人様式円四拾老錢

内老円五拾錢 実老人

(朱書)「申四月」

一 〃 四拾五円五拾錢也

内老円五拾錢

(朱書)「酉一月」

一 〃 四拾五円七拾五錢也

内老円五拾錢

(朱書)「同七月」

一 〃 四拾六円也

内老円五拾錢

(朱書)「戌八月」

一 〃 四拾六円九〇錢也

内三円五拾錢

(朱書)「亥一月」

一 〃 四拾六円五拾錢也

内老円五拾錢

(朱書)「同七月」

一 〃 四拾六円七拾五錢也

内老円五拾錢

(朱書)「子四月」

一 〃 四拾七円也

内老円五拾錢

(朱書)「丑一月」

空老人様式円八拾老錢

実 三人様

同断

実老人様ヨリ式円六拾九錢

実 三人

同断

実老人様式円五拾五錢

空 三人

同断

実老人様式円三拾八錢

空五人

同断

実老人様式円拾□錢

空六人

同断

実老人老円七拾錢

空 七人

同断

実老人老円六拾八錢

空老人四円四拾錢

同断

一〃四拾八円五拾錢也 実老人壹円四拾三錢

内壹円五拾錢 空老人貳円三拾錢

(朱書)「〃七月」 同断

一〃四拾八円也 実老人壹円廿錢

内壹円五拾錢 空老人貳円廿錢

(朱書)「寅四月」 同断

一〃四拾九円 実老人九拾八錢

内壹円五拾錢 空老人

同断

(朱書)「卯一月」

一〃五拾円五拾錢也 実老人八拾錢

内壹円五拾錢 空老人二円也

(朱書)「三月」

一〃五拾貳円也 実老人金六拾五錢

内壹円五拾錢 空老人三円九拾錢

(朱書)「辰四月満講」 同断

一〃五拾三円廿錢也 実懸ケナシ

内壹円五拾錢 空三人金三円八拾錢

同断

実懸金相計 但し枕懸ケ金共

金三拾円廿錢也

空懸金相計

金六拾六円廿錢也

宮津村講元

林市治郎 印

同村親族引請

明治十五
午〇四月

同村

川島平右衛門 印

河島政三郎 朱印

木原忠治郎 印

林佐七 印

世話人

第二節 平成二七年度調査分翻刻

(一) 薪村小山家文書(資料群三)

※当該資料の翻刻は、教育委員会が行った。

○宗旨請込手形(文政四(一八二二)年)【目録三六】

宗旨請込手形

一 貴寺御旦中其御村小山四郎兵衛娘檀□申□、

此度拙寺旦那油留木町墨屋卯兵衛方江

縁付ニ罷越候、依之貴寺送り被遣候、当寺

浄土宗門へ致加入、宗印等為濟可申候、

仍而後日一札、如件

文政四辛巳年四月

京知恩院末寺

南都

浄国院 ㊦

城州薪村

西光寺

○質物請状之事(弘化三(一八四六)年)【目録三二五、四二】

質物請状之事

一 私共儀毎々諸代呂物、質物ニ差入、金子借用

仕、且ハ他之質物取次取扱等仕来候処実正也、

然ル上者、不筋不正之代呂物置合セ、自然故障

出来候ハ、我等何国迄も罷出、急度埒明、其本殿江

少シも御難相懸申間鋪候、為念以此書付を、行末

何年ニ候迄も無相違急度引受可申候、為後日

引請証文、仍而如件

弘化三年

薪村質主

午九月日

吉右右衛門 ㊦

同 受人

新太郎 ㊦

油屋四郎兵衛殿

○奉公人請状之事(文政四(一八二二)年)【目録三二七、六】

奉公人請状之事

一 此度常七卜申者当已十二月方

来年之暮迄其本様へ奉公ニ遣シ、

□□□□之儀者、老ケ年ニ付式百目ニ相定

□□□□銀百目、当十二月ニ慥ニ借用申

御上納ニ相立申処実正也、右年季内
取逃欠落仕候共、我等罷出尋出し、
急度埒明、早速代り相立、少シも其本様へ
御難儀掛申間鋪候、為後日請状、
仍而如件

文政四年

請人山本

巳十二月十七日

平三良 ⑩

奉公人

常七

油屋四郎兵衛様

文政十年
亥極月日
奉公人親
伊右衛門 ⑩

請人

徳治郎 ⑩

油屋四郎兵衛殿

○年切奉公人請状之事（文政二〇（一八二七）年）【目録三・二九・五】

年切奉公人請状之事

一私娘やすト申者当亥極月方来ル未ノ
□□□□年之間、其元様江年切奉公ニ
遣□申処実正也、右給金百三拾匁ニ相定メ、
右之銀子慥ニ借用仕、当御上納ニ差上申候、
万一年季之内取逃欠落、又者不埒之儀いたし
候ハ、請人之者共方罷出急度埒明、早速
代り相立、其本様江少も御損失、勿論
御難掛ケ申間鋪候、為後日一札、仍而如件

第三節 平成二八年度調査分翻刻

(一) 松井区旧蔵歴史資料(資料群八)

※当該資料の翻刻は、豊田祥子(調査当時…京都府立大学
大学院生)が行った。

○除地井路溜池年季鋏下墓所取調帳(明治七(二八七四)年)【目録八・二】

(表紙)

「明治七戊年五月

除地 井路 溜池

取調帳

年季鋏下 墓所

綴喜郡第貳区

松井村」

壱番

・一氏神境内 除地

此現畝貳反歩

貳千三百拾九番

壱番

字今池

券証御下渡無之候

・一溜池 現畝壱町六畝三歩

此元高貳石六斗五升九合貳夕

此地代金無御座候

地主

村中 持[㊦]

券証御下渡済〔 〕

貳千三百二十番

貳番

字奥池

・一溜池 現畝六反三畝廿五歩

此元高壱石七斗七升貳合八夕

此地代金無御座候

地主

村中 持[㊦]

券証御下渡済二御座候

貳千三百廿壱番

三番

字上ヶ市

・一溜池 現畝貳畝八歩

此元高貳斗三升九夕

此地代金無御座候

地主

村中 持[㊦]

券証御下渡済二御座候

貳千貳百九十三番

壱番

字里ヶ市

・一郷蔵敷 現畝貳畝廿七歩

此元高三斗八升

地主

村中 持[㊦]

此地代金無御座候

券証御下渡濟二御座候

井路筋

九百五十壹番 千六百五十六番 千八百廿九番 千六百七十三番

九百五十壹番 貳千三百貳番 千四百八十貳番 千七百九番

八百八十壹番 千三百八十一番 三十九番 貳千四百壹番 同人

九十貳番 貳百六十四番 貳百六十六番 井上甚兵衛

三百六十七番 千七百六十五番 貳百三十貳番 地主

壹番 拾八戸

・一〈字六の坪ヨリ久保迄ノ巾壹間半 長サ百五拾壹間半〉

現反別七畝拾七步貳厘

此元高壹石六升貳夕 券証御下渡〔 〕

千六百七十六番 貳千三百番 七百五番 三十八番

六百四十壹番 九十五番 貳千三百壹番 貳千三百九番

千六百七十四番 百五番 千三百八十番

千六百六十番 百三十壹番 九百八十六番

千四百八十三番 千四百八十四番 七十八番 反別〔 〕

千五百廿七番 貳千三百七十三番 千貳十四番 地主

貳番 貳拾戸

・一〈字久保ヨリ北川原迄ノ巾壹間半 長貳百七拾間八分〉

現反別壹反三畝拾六步貳厘

此元高壹石八斗九升五合六夕 券証御下渡濟二御座候

千三百七十三番 千三百七十四番

千五百九番 貳千三百七十二番

千五百廿番 同人

三番 福田文助

・一〈字北川原ヨリ内里村迄ノ巾壹間半 長百三拾壹間八分〉地主

現反別六畝拾七步七厘 五戸

此元高九斗貳升貳合六夕 券証御下渡濟二御座候

千八十六番 貳千三百八十七番 森本熊次郎

九百八十四番 百十八番 (抹消)「福田文助」

貳千三百十七番 七百四十壹番 地主

四番 六戸

・一〈字久保樋扉ヨリ内里村境迄ノ巾壹間半 長百五拾三間八分〉

現反別七畝廿步七厘

此元高壹石七升六合六夕 券証御下渡濟二御座候

貳千一百十番 七十七番 吉岡佐二右衛門

千番 四百六十九番 (抹消)「森本熊次郎」

貳千三百拾四番 四番 地主

五番 六戸

・一〈字久保樋ヨリ千原迄ノ巾壹間半 長壹百拾九間半〉

現反別五畝廿九步貳厘

此元高八斗三升六合貳夕 券証御下渡濟二〔 〕

千五百二十番 千三百五十七番

貳百三十番 千六百六十四番

千六百六十六番 百二十貳番

千式百八十二番 九十八番

六番

吉岡佐二〔 〕

・一〔字千原ヨリ向井迄ノ巾巻間半 長五拾七間八分〕

現反別式畝廿六歩七厘

地主

此元高四斗四合六夕

八戸

券証御下渡濟ニ御座候

八百九十壹番 六百二十四番

百十六番 四百六十五番

式千百三番

七番

安倉伊右衛門

・一〔字向井ヨリ同石橋迄ノ巾巻間半 長六拾三間壹分〕

現反別三畝四歩六厘五毛

地主

此元高四斗四升壹合七夕

五戸

券証御下渡濟ニ御座候

是迄前同断

千五百二十五番 千六百八十番

千四十番 式千四百貳番

七番 式千三百九十九番

八番

地主 前川吉右衛門

・一〔字出口石橋ヨリ古川水分ケ迄ノ巾巻間半 長壹百拾壹間〕

現反別五畝拾六歩五厘

六戸

此元高七斗七升七合

券証御下渡濟ニ御座候

千三百九番 千五百八十三番 千八百五十八番

九百三十八番 千四百七番 千五百三十九番 宮城孫左右衛門

四百七十九番 百二十壹番 千五百三十八番 地主

九番 九戸

・一〔字古川水分ケヨリ字カギ安迄ノ巾巻間半 長六拾八百七分〕

現反別式畝拾八歩七厘

此元高四斗八升四夕

券証御下渡濟ニ〔 〕

千七百十三番 式千三百十番

式千三百七番 千五百四十番

式百七十九番

拾番

安倉桑三郎

・一〔字古川ヨリ横杭〔カ〕迄ノ巾巻間半 長壹百七間九分〕地主

現反別三畝十七歩九厘

五戸

此元高七斗五升五合五夕

券証御下渡濟ニ御座候

七百二十五番 千八百三十四番 五百八十六番

式千三百八十番 壹番 千三百九十九番

五百十壹番 千三百六十番 式千三百十三番

十壹番

地主 大石文四郎

・一〔字出口石橋ヨリ相合樋扉迄ノ巾巻間半長百五拾四間三分五厘〕

現反別七畝廿壹歩五厘

九戸

此元高壹石八升三夕

券証御下渡濟ニ御座候

九百八十八番 三百三十五番

五百四十五番 式百五十九番 式千五百九十四番

千七百壹番 式千七十七番 式千三百八十貳番

五百壹番 八十八番 貳千三十六番
 千六百四十六番 貳千三百十貳番 八百二十七番
 十貳番 堀口友三郎
 ・一〈字相合樋頭ヨリ南野迄／巾五分 長百六拾四間八分〉 地主
 現反別貳畝廿二歩四厘 十四戸
 此元高七斗六升九合 券証御下渡濟二御座候
 貳千三百八番
 千五百三十五番
 千五百三十四番
 十三番 前川弥三八
 ・一〈字叶堂ヨリ森の下石橋迄／巾五分 長四拾八間〉 地主
 現反別廿八歩八厘 三戸
 此元高壹斗三升四合四夕 券証御下渡濟二〔 〕
 七百十六番 千三百六十八番
 貳百三十六番 千七百十五番
 十四番 地主 前川孫左右衛門
 ・一〈字青木の下ヨリよし原迄／巾壹間 長七拾九間〉
 現反別貳畝拾九歩五厘 四戸
 此元高五斗五升三合 券証御下渡濟二御座候
 三百七十五番 三百七十六番 貳百四十壹番
 千五百八十八番 千五百三番 九百四十六番
 千貳番 千五百四番 貳千三百八十五番
 千壹番 壹千八百四十六番
 千四百二十四番 貳千三百十三番
 十五番 地主 大石喜平治
 ・一〈字谷田ヨリ出口石橋迄／巾壹間半 長貳百九拾貳間半〉
 現反別壹反四畝拾八歩七厘五毛 十三戸
 此元高貳石四升七合五夕 券証御下渡濟二御座候
 百五十七番 千八百三十三番 貳千十六番
 千貳百七十番 九百四十五番 千貳百八十六番
 七百六十九番 五百八十九番 五百八十七番
 千五百十番 百九十七番 五百九十六番
 千四百七十三番 貳千三百八十九番 五百九十五番
 十六番 地主 上田六三郎
 ・一〈字里々市谷田ヨリよし原迄／巾八分 長貳百三拾八間七分〉
 現反別六畝壹歩 十五戸
 此元高八斗四升四合六夕 券証御下渡濟二御座候
 貳千三百二十七番
 十七番
 ・一〈字掛の前ヨリ樋詰迄／巾壹間半 長四百六拾五間〉 地主
 現反別貳反三畝七歩五厘 村中 持印
 此元高貳石壹斗四升四合壹夕 券証御下渡濟二〔 〕
 貳千三百二十八番
 十八番
 ・一〈字戌亥角ヨリ字直田迄／巾壹間 長六拾五間〉 地主
 現反別貳畝廿五歩 村中 持印

此元高忝斗六升六合 券証御下渡濟二御座候

式千三百廿三番

十九番

・一(字山川石橋ヨリ野田迄ノ巾忝間 長百忝拾壹間) 地主

現反別四畝忝歩

村中 持印

此元高五斗忝升五合

券証御下渡濟二御座候

式千三百二十四番

式十番

・一(字木戸縁ヨリ鐘付田迄ノ巾忝間 長三百拾五間) 地主

現反別忝反拾五歩

村中 持印

此元高忝石四斗忝升四合

券証御下渡濟二御座候

井

右前口へ反別引訖

・ 澗成鋏下年季之分

千五百廿四番

字川ずそ

・一忝番 現畝忝反忝畝八歩

地主

此元高忝石忝斗六升七合四夕

前川弥三八印

内忝反拾七歩 澗成鋏下 酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

此地代金無之候

式千三百十五番

字北川原

地主

・一忝番 現畝九畝拾歩

堀口源四郎印

此元高忝石忝斗忝升

此地代金無之候

千六百七十七番

字北川原

地主

・一三番 現畝忝反四畝廿歩

宮城孫左右衛門印

此元高忝石四斗四升六合五夕

内忝反忝畝廿忝歩半

此地代金無之候 澗成鋏下 酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

百三十三番

字北川原

地主

・一四番 現畝忝反四畝廿歩

前川清右衛門印

此元高忝石三斗七升

内四畝廿六歩 澗成鋏下 酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

此地代金拾七円六拾銭

六百五十六番

字北川原

地主

・一五番 現畝三畝拾五歩

前川久左右衛門印

此元高四斗三升三夕

内三畝拾歩 澗成鋏下 酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

此地代金四円忝拾銭

式千三百六十忝番

字北川原

地主

・一六番 現畝五畝廿四歩半

前川定次郎印

此元高六斗六升

内五畝拾五步 溯成鋤下

酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

・一壹番

現畝壹畝八步

地主 安倉久藏[㊦]

此地代金五円八拾錢

八十六番

字北川原

地主

此地代金壹円四拾錢

辰年ヨリ戌年迄七ヶ年季鋤下

・一七番

現畝壹畝拾七步半

安倉平右衛門[㊦]

千七百六十壹番

地主

此元高壹斗九升六合六夕

内壹畝拾步 溯成鋤下

酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

・一貳番

現畝貳拾七步

地主 同人[㊦]

此地代金無之候

貳千三百廿貳番

字北川原

地主

内拾四步

辰年ヨリ戌年迄七ヶ年季鋤下

・一八番

現畝三畝壹步

村中 持[㊦]

千七百六十貳番

券証御下渡〔 〕

此元高四斗貳升

溯成鋤下

酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

・一三番

字西浦

地主

此地代金無之候

千三百七十番

字北川原

地主

此元高貳斗七升六合

安倉久藏[㊦]

・一九番

現畝七畝七步

福田文助[㊦]

此地代金四円八拾錢

券証御下渡濟二御座候

此元高四斗四升

内四畝拾貳步 溯成鋤下

酉年ヨリ丑年迄五ヶ年季

・一四番

字西浦

地主

此地代金拾壹円五拾錢

現畝貳畝拾七步

福田文助[㊦]

ノ

砂石入鋤下

千七百六十番

此地代金壹円廿錢

辰年ヨリ戌年迄七ヶ年季鋤下 券証御下渡濟二御座候

千四百四十六番

字宮田

・一五番

現畝貳反壹畝廿三歩

此元高壹石五斗八升

内壹反三畝廿貳歩

此地代金廿六円

千八百三十三番

字大谷

・一六番

現畝七畝廿六歩

此元高九升三升三合九夕

内三畝歩

此地代金六円拾銭

千貳百廿四番

字大谷

・一七番

現畝貳畝廿貳歩

此元高壹斗五升

内壹畝拾五歩

此地代金壹円五拾銭

千貳百廿五番

字大谷

・一八番

現畝壹畝六歩

此元高九升

内貳拾七歩

此地代金九拾五銭

千五百六十壹番

・一九番

字池の谷

現畝七畝九歩

此元高貳斗五升六合

内壹畝廿五歩

此地代金三円六拾銭

千五百三十三番

字奥池

・一拾番

現畝七畝廿四歩

此元高貳斗六升

内貳畝五歩

此地代金六円

千三百四十壹番

字長谷

・一拾壹番

現畝五畝拾四歩

此元高壹斗四升

内壹畝歩

此地代金三円三拾銭

千三百四十七番

字長谷

・一拾貳番

現畝三畝拾六歩

此元高壹斗貳升五合

券証御下渡濟二御座候

地主

前川弥三八[㊞]

前川弥三八[㊞]

辰年ヨリ戊年迄七ヶ年季鋤下

券証御下渡濟二御座候

券証御下渡濟二御座候

地主

同人[㊞]

同人[㊞]

辰年ヨリ戊年迄七ヶ年季鋤下

券証〔 〕

券証〔 〕

地主

堀川治郎兵衛[㊞]

堀川治郎兵衛[㊞]

辰年ヨリ戊年迄七ヶ年季鋤下

券証御下渡濟二御座候

券証御下渡濟二御座候

地主

同人[㊞]

同人[㊞]

辰年ヨリ戊年迄七ヶ年季鋤下

内壺畝七步半 辰年ヨリ戌年迄七ケ年季鋤下

此地代金壺円八拾銭 券証御下渡濟二御座候

前川宗太郎 ㊤

壺番

宇古松井ヨリ久保迄

地主

・一堤服付

廿七戸

巾壺間 長式百拾八間

此元高壺石壺升九合六夕

券証御下渡濟二御座候

式番

字出口

・一堤服付

地主

巾壺間 長四拾四間

式戸

此元高式斗五合三夕

券証御下渡濟〔 〕

墓地

字墓谷

綴喜郡第式区松井村

・一壺番 墓地現畝七畝歩

村中 持 ㊤

券証御下渡無之候

字不動ヶ谷

・一式番 墓地現畝四畝歩

同 村中 持 ㊤

券証御下渡無之候

右之通取調仕候処相違無御座候以上

明治七戌年五月

右村戸長

(二) 田辺西村家旧蔵歴史資料(資料群九)

※当該資料の翻刻は、棟田成紹(調査当時…京都府立大学
大学院生)が行った。

○〔河原村戸長申付〕(明治一〇(一八七七)年)【目録九・二】

綴喜郡第三区

河原村

西村徳松

河原村戸長

申付候事

明治十年二月

京都府

○〔川原村戸長依願退職辞令〕(明治一〇(一八七七)年)【目録九・二】

綴喜郡第三区

川原村

西村篤松

依願戸長

□□免候事

明治十年三月

京都府

○〔川原村戸長申付〕(明治一一(一八七八)年)【目録九・三】

綴喜郡第三区

川原村

西村篤

川原村戸長

申付候事

明治十一年一月

京都府

○〔河原村戸長申付〕(明治二四(一八八二)年)【目録九・四】

西村篤

京都府綴喜郡河

原村戸長申付候事

明治十四年十一月二十二日

京都府

○〔綴喜郡書記任官辞令〕(明治一五(一八八二)年)【目録九・五】

綴喜郡川原村戸長

西村篤

任京都府綴喜郡書記

但十五等相当

京都府大書記官正六位国重正文奉

明治十五年十一月二十五日^印

○〔庶務係兼学務係申付〕(明治一五(一八八二)年)【目録九・七】

綴喜郡書記西村篤

庶務係兼学

務係申付候

事

明治十五年十一月二十七日

綴喜郡役所

○〔庶務係兼衛生係申付〕(明治一五(一八八二)年)【目録九・八】

綴喜郡書記西村篤

庶務係兼衛

生係申付候

事

明治十五年十二月二十八日

綴喜郡役所

○〔社寺戸籍兵籍山林會議分担申付〕(明治一五(一八八二)年)【目録九・九】

録九・九

庶務係兼

衛生係

西村篤

社寺戸籍兵籍山林

會議分担申付候事

明治十五年十二月二十八日

綴喜郡役所

○〔庶務係兼学務係申付〕(明治一六(一八八三)年)【目録九・一〇】

綴喜郡書記西村篤

庶務係兼学
務係申付候

事

明治十六年二月二十一日

綴喜郡役所

明治十八年八月二十七日
京都府

○〔田辺村外四ヶ村戸長准十七等官辞令〕(明治一八(一八八五)年)
【目録九・四】

○〔社寺戸籍兵籍山林会議分担申付〕(明治一六(一八八三)年)【目

録九・二】

西村篤

任京都府綴喜郡田辺村水主村薪村河原村

興戸村戸長准十七等官

京都府大書記官従六位尾越蕃輔奉

明治十八年九月十二日[㊦]

庶務係兼

衛生係

西村篤

社寺戸籍兵籍山林

会議分担申付候事

明治十六年二月二十一日

綴喜郡役所

綴喜郡田辺村外四ヶ村

戸長 西村篤

自今准十六等官

明治十九年五月十日

京都府

○〔綴喜郡書記依願退職辞令〕(明治一八(一八八五)年)【目録九・三】

西村篤

依願免綴喜郡書記

○〔田辺村外四ヶ村戸長准判任官九等辞令〕(明治一九(一八八六)年)【目録九・一六】

綴喜郡田辺村外四ヶ村

戸長 西村篤

准判任官九等

明治十九年十月二十日

○〔田辺村長当選認可状〕(明治三二(一八八九)年)【目録九・一七】

西村篤

京都府綴喜郡田辺

村長当選ヲ認可ス

明治二十二年五月二十一日

京都府知事北垣国道[㊦]

○〔第三回内国勸業博覧会茶業出品奨励嘱託辞令〕(明治三二年(一八八九)年)【目録九・一八】

綴喜郡茶業組合組長

西村篤

第三回内国勸業博覧

会へ其組内茶業二係ル

出品奨励ヲ嘱託ス

明治二十二年一月三十一日

京都府第一部勸業課

○〔徴兵参事員当選通知状〕(明治三二(一八八九)年)【目録九・一九】

示綴第五号

綴喜郡田辺村字河原

西村篤

本月三日本郡々徴兵参事員選挙会

ニ於テ投票百四拾七点多数ニ付、本郡々

徴兵参事員ニ当選相□候条、此旨

及通知也

明治二十二年五月四日

綴喜郡長西川義延

○〔府会議員当選通知状〕(明治二四(一八九二)年)【目録九・二三】

綴喜郡田辺村字河原

西村篤

本月二十六日開会ノ府会議員選

挙会ニ於テ、投票同点百九拾七点

ノ多数ヲ以テ、綴喜郡選出府会議

員ニ当選相□候条、此□及通知候也

明治二十四年五月二十六日

綴喜郡長喜多川孝経

○〔京都府教育会綴喜郡部会田辺村委員委嘱状〕（明治二九（一八九

六）年）【目録九三三二】

本会々費徴収規

程ニヨリ田辺村委員

ヲ嘱托ス

明治二十九年八月二十日

京都府教育会

綴喜郡部会長喜多川孝経^印

西村篤殿

(三) 淀藩松原家文書(資料群一一)

「御番頭手控」解題と翻刻

豊田 祥子(執筆時：京都府立大学大学院生)

本文書は、元田辺町総務課近代誌編さん係の井上仁一氏旧蔵の文書群に含まれる、淀藩稲葉家に関する堅帳である。当家家老を勤めた松原鞞負(彦一郎)の自筆であると表紙に記載されている。主な内容は、天保四年(一八三三)と同六年の第十代藩主・正守室の妊娠・出産に関する御番頭・御用人間での廻状を中心とした勤め方の記録である。妊娠・出産に関する当時の慣行や、家臣がどのような行動をとったのかを知ることができる史料である。

妊娠・出産に関する流れは以下の通りである。天保四年の九月十五日に妊娠が判明すると当日中に廻状が出され、翌日に登城して恐悦の旨が言上された。同十九日には御着帯の祝儀がおこなわれ、「赤飯・御吸物・御酒」が下された。このときの松原ら御番頭らの振舞い方や着座位置が詳細に記されている。御着帯にあたり、十月には稲葉家の菩提寺である養源寺の牌前にて「御吹聴御名代」を勤めている。翌五年の二月には男子が誕生し、登城するべき旨の廻状が田邊右京、川俣右門、西尾段右衛門ら家臣へ出された。こ

の際にも、養源寺の牌前にて「御吹聴御名代」が勤められている。男子は御七夜と蒲節の祝儀を終えたが、六月に病死した。なお、葬送などの記述は見られない。

天保六年の九月に再び妊娠が判明し、前回と同様に御着帯の祝儀が執り行われた。同年十一月には安産の祈禱がなされ、松原・田邊両氏が本郷雪雲寺（淀に存在か）へ初穂銀が遣わされた。翌七年二月には女子が誕生し、御七夜の祝儀などの様子が記されている。

以上の記録には、松原内室などの女性が登場する。男子・女子共に、御七夜の際には松原内室・祖母・母から「御勸使者」が遣わされている。また、女子御七夜翌日には稲葉雅楽・八太三左衛門ら家臣から殿様・奥様・姫様へ鯛一折が献上されており、同時に家臣の妻らからも鯛が献上されている。これを受け、殿様・奥様・姫様より松原五左衛門・妻・祖母・母へ肴が下された。文書の末尾には、献上品の干鯛や祈禱料の代金を支払った旨も記されている。

これらのほかにも、天保五年におこなわれた禎宗院の七回忌法要に関する記録もあり、逮夜での養源寺における名代に関する書状や、当日の進行や席次を示した図が付されている。同文書群内の「御名代帳別帳書抜」（二七一―一四）と同様に法要の様子や家臣の振舞いを知ることができる史料である。

○御番頭手控（天保六（一八三五）年）【目録二二―二二】

（表紙）

「天保四巳年九月十五日

奥様御妊娠、若殿様御延生御祝御吸物御酒

被下、同六月十四日 若殿様御病氣引続御逝去、

養源寺二而御法事迄手続

御番頭手控 自筆也 全

天保六未年九月廿四日

奥様御妊娠、同七申ノ二月廿三日

御女子様御延生御祝御吸物

御酒被下候迄手続

十代

松原彦一郎貞吉」

天保四巳年九月十五日、奥様御妊娠被成御座

候処、益御機嫌克被成御座候旨、御用人当番方西尾

段右衛門殿江通達有之ニ付、段右衛門殿方廻状申来ニ付

直ニ自方方廻状出ス

以 廻状得御意候、追日冷氣弥増候之処、

各様弥無御障被成御勤珍重奉存候、然者

奥様御妊娠被成御座候処、益御機嫌能被成

御座候旨申来候ニ付恐悦可申上候間、明十六日例刻

御城江御出被成候、右之段可得御意如斯御座候、以上

九月十五日

松原彦一郎

御同席不残様

九月十六日

為恐悦登城、御用部屋江一同罷出、奥様御妊娠

被成御座、益御機嫌克被成御座恐悦之旨申来候、

但シ右御機嫌御妊娠ニ付伺ニ而ハ無之、右之通り恐悦申上候事、且又殿様江之

御機嫌伺ハ不申上、夫方御召出も無之事

九月十八日 御用番方申来候 尤テ取也

以 手紙致啓達候、奥様御着帯ノ御祝儀

被成御整候、依之被成御祝、各江赤飯・御吸物・御酒被下

候間、明十九日麻上下着用四時登 城可有之候、右之段

為可申入如斯候、以上

九月十八日

松尾藹之助

松原彦一郎殿

田辺右京殿

但シ右御用番方御着帯御祝儀被成御整候与御用番方

申来候得共、是者御触ニ而ハ無之候得者、恐悦之廻状如何

卜右京殿迄相尋候得者、其儀ニ不及旨申来候ニ付、廻状差

出不申候事

九月十九日

麻上下着四時登城、御坊主呼出、御切紙ニ付彦一郎・右京

罷出居候旨御用番江申上置候、夫方御用人坂口重左衛門

被罷出、御祝初り候間御用部屋江御出被成候旨申聞、拙者・

右京殿御用部屋江罷出、御用番方例之通り四尺程手前間中ニ

着座、御時宜致御用番足江卜被申聞候、下方右かわ之

上ニ着座候、皆々江挨拶致候、夫方御祝初り赤飯・御吸物・

御酒頂戴致候、相濟見斗拙者・右京殿短冊之間引、

御坊主呼御礼ニ罷出候旨御用番方申上候、御出被成候様申来候、

御用部屋江罷出、御用番江例之通り四尺程手前間中ニ着座、

奥様御着帯御祝儀被成御整被成、御祝赤飯・御吸物・御酒

被下置難有之旨、御礼申述退事、但シ御小姓頭之方江御礼ニハ不罷

出、

相濟引取掛御用番御宅江ハ御礼入不申事 候事

(上部)

一統

頂戴

之処江

御小姓頭

木田宗太夫

罷出申述、

宜敷御頂戴

被成候様

御意之旨申述候、御用番初

何も難有

之旨申述候

一

十月四日 御用番方申来候

以 手紙致啓達候

奥様去月十九日御着帯御祝儀被成

御整、御式万端首尾能相济候段申来之

恐悦之御事候、右之段為可申入如斯候、以上

十月四日

稻葉雅楽

御番頭名前不殘殿

尤テ取也

右申来候ニ付直ニ廻状出ス

以 廻状得御意候、追日冷氣弥増候得共、

各様弥無御障被成御勤珍重奉存候、然者

奥様去月十九日御着帯御祝儀被成御整、

御式万端相济候旨御^{申来候ニ付}触恐悦可申上旨、明

五日例刻御城江御出可被成候、右之段可得御意

如斯御座候、以上

十月四日

松原彦一郎

御同席御名前不殘様

右ニ付西尾氏方廻状ニ而、養源寺惣御牌前江

御吹聴御名代可^{各甲合}相勤旨、御用番方申来候ニ付

相勤候様申来候、自方当番ニ付直ニ上下着

養源寺江罷越、御吹聴之御名代相勤、尤帳面ニ

認ル、引取掛御用番御宅江罷越、取次ニ而承知之

旨ヲ承り、直ニ御城江出仕御例当番呼出シ、

奥様去月十九日御着帯御^{御祝儀}整候成、御式

万端被為济候ニ付、養源寺惣御牌前江御吹聴

御名代可相勤旨、御用番方申来候ニ付、唯今

相勤候旨申達候、御側返答申上候様被申聞候ニ付、退

出事

但シ御用番方相勤^{申合}候様申来候故、御側江者別ニ

不相伺相勤、其上相勤候旨ヲ致登城御側江

申達シ候事

十月五日

例刻登城御用部屋江罷出筆頭申述候、

奥様益御機嫌能被成御座、去月十九日

御着帯御祝儀万端被為济恐悦奉存候、

何レ茂御歛申上候事

但シ殿様江之御機嫌伺ハ不申上候、被召出も無之事

天保五年二月廿九日御年寄触状写

從江戸飛脚到来

奥様去ル廿二日被成御安産、 若子様

御誕生、御母子様御丈夫ニ被成御座

候旨申来、末々迄恐悦之御事候、右之段

為可申入如斯候、以上

二月廿九日

松尾藹之助

浅尾十郎助太夫

塚田柰助

塚田中務

八太三左衛門

稻葉雅楽

各中

右御触ニ付廻状出ス

以 廻状得御意候、不順之氣候御座候得共、

各様弥無御障被成御勤珍重奉存候、然者

奥様去ル廿二日被成御安産、 若子様

御誕生、御母子様御丈夫ニ被成座候旨

申来御触ニ付、恐悦可申上候間、明晦日例刻

御城江御出被成候、右之段被得御意如斯

御座候、以上

二月廿九日

田辺右京様

川俣右門様

西尾段右衛門様

杉原頼母様

内田小膳様

田辺利兵衛様

田辺出衛様

坂口重左衛門様

追日廻状持廻御座候、且又保田覚助殿京都詰、

上月孫三郎殿産穢引込ニ付除名致之

右ニ付、西尾氏方急廻状ニ而養源寺惣御牌前江

御吹聴御名代申合、可相勤旨御用番方申来候ニ付、

相勤候様申来候ニ付、拙者当番ニ付直ニ上下着用

養源寺江罷越、御靈屋ニ而例之通御名代相勤、

尤帳面ニ認ル、夫方登城例之通御側当番呼出シ

罷出、稻葉隼人助・拙者左之通申達ス、

奥様去ル廿二日御安産若子様御誕生被遊

候ニ付、養源寺惣御牌前江御吹聴御名代

可相勤旨御用番方申来、唯今相勤候旨申達、

松原彦一郎

退出がけ御用番塚田中務殿宅江参り、
取次ニ而右之旨申達承知之返答聞退出事

各中

二月晦日

一右ニ付、今日恐悦可罷出処不快ニ付、同席江
帳面ヲ以断差^{不參}出事

右ニ付直ニ廻状出ス

以廻状得御意候、春暖罷成候、各様弥無御障
被成御勤弥珍重奉存候、然者御触ニ付恐悦
申上候間、明六日例刻御城江御出可成候、
右之段被得御意如此御座候、以上

三月五日 御年寄触状写

松原彦一郎

從江戸飛脚到来、奥様 若子様

三月五日

弥御障不被成御座御丈夫ニ被成御肥立、先月

田辺右京様

廿八日御日柄能御七夜御祝儀被成御整、若子様

川俣右門様

御名鉄三郎与從 殿様御附被進候、且又

西尾段右衛門様

向後 若殿様与可奉称旨被仰出、御賑々敷御

杉原頼母様

祝儀万端首尾能相済上々様方御満悦

内田小膳様

被思召之旨申来、未々迄恐悦之御事ニ候、

田辺利兵衛様

右之段為可申入如斯候、以上

保田覚助様

三月五日

田辺出衛様

松尾藹之助

坂口重左衛門様

浅尾十郎太夫

上月孫三郎様

塚田柰助

追而御世話^年廻状御順達可被下御頼候

塚田中務

八太三左衛門

稲葉雅楽

三月二日

右二付、今日恐悦可罷出処痛所御座候二付
断不参、田辺右京殿江相頼候事

(貼紙)

「三月七日御機嫌伺罷出候節、番役方
認、拙者・右京殿江為見候上差出候
一筆致啓上候

和泉守様益御機嫌能

被成御座候奉恐悦候、将

又今般喜登姫様御安産、

若子様被成御誕生、乍憚

目出度候儀奉存候、右御歎

為可申上、貴様迄如斯

御座候、御序之節宜御沙

汰可致下候、恐惶謹言

三月七日 松原彦一郎

田辺右京

無在判

嶋川齊宮様

三月十四日 御用番方テン取来状

以 手紙致啓達候、若殿様御七夜

御祝儀被成御整候二付被成御祝、各江赤飯・

御吸物・御酒被下候間、明十五日麻上下着用
五半時登城被有之候、右之段為可申入
如斯候、以上

三月十四日

松原彦一郎殿

田辺右京殿

松尾藹之助

追而彦一郎内室、祖母 母、右京内室方も

御歎使者麻上下着用、明十五日八時

御城江可被差出与

三月十五日

今日可罷出之処不快二付、御用番江之手紙ハ
礼助江頼ム、部屋江ハ頼母殿江頼ム

同日 御年寄触状写

今度

奥様御安産、若殿様被成御誕生候為

御祝儀

殿様江從江戸御家中之面々方御祝儀初

差上候、今十五日高畑儀太夫惣代相勤候

処、御怡悦被 思召旨 御意被成下候、

則上納書付相廻候間可被得貴意候、尤

御意被成下候為御請諸士之面々儀太夫宅江
可被罷出候、右之段為可申入如斯候、以上

三月十五日

松尾藹之助

浅尾十郎太夫

塚田李助

各中

塚田中務

八太三左衛門

稻葉雅樂

干鯛 一折

御樽 一荷

以上

右之通り儀太夫宅江ハ不參、尤右京殿江も相談ニ而不參、是者
御はた奉行以下之事

四月九日 御年寄御触状写ス

今般

奥様御安産、若殿様御誕生被成候、為

御祝儀 奥様 若殿様江從江戸御家中

之面々御祝儀物差上候、先月廿六日披露

之大崎儀右衛門惣代相勤候処、御満悦被

思召之旨 御意被成下候、則上納書付

相廻候、且又 俊貞院様江も罷出、右御歛

申上之惣代右同人相勤候之処、御満悦被
思召之旨 御意被成下候段申来候間、右
為御請諸士之面々月番雅樂宅江可

被罷出候、右之段為可申入如斯候、以上

四月九日

松尾藹之助

浅尾十郎太夫

塚田李助

各中

塚田中務

八太三左衛門

稻葉雅樂

奥様江

干鯛 一折

御樽 一荷

若殿様江

干鯛 一折

昆布 一折

御樽 一荷

以上

右申来、直ニ右京殿相談ニ而不參事

但シ、御番頭連名ニ而御用番方申来候時ハ罷出事

御家中惣触之時ハ不參事

五月四日 用番方申来候、尤テントリ

以 手紙致啓達候、若殿様当節句
初而之御祝儀ニ付被成御祝、各江赤飯・
御吸物御酒被下候間、明五日麻上下着用
五半時登城可有之候、右之段為可申入如斯
候、以上

五月四日

松原彦一郎殿

稻葉雅樂

田辺右京殿

五月五日

蒲節御礼并右ニ付、麻上下着五半時登城、坊主呼出
昨日御切紙ニ付彦一郎罷出居候旨、御用番江申達置候、但シ
右京殿方引込候事、夫方一統例之通り御用部屋江
罷出御祝儀申上候、夫方御礼迄例之通也、拙者ハ
居残り居候、夫方御用人井上雲八罷出、御祝初り候間
大書院中之間ニ而御頂戴被成候旨申聞候、見斗大書院
中之間江見斗罷出、屏風^障也、御赤飯罷出、御用番并御用人
伊村重吾・井上雲八罷出宜敷御頂戴被成候旨申込、
拙者難有頂戴致候旨申述候、御小姓頭八太源太夫
罷出、宜御頂戴被成候様 御意ニ候旨申聞、難有
頂戴致候旨申述候、夫方御吸物・御酒罷出頂戴、
自方老入故手廻致短冊間江退座、坊主
呼出御用番江御礼ニ罷出旨申込、御出被成候旨

申来ル、直ニ御用部屋江罷出、例之通御用番方
三尺程手前ニ着座、若殿様当節句初而
之御祝儀ニ付被成御祝、赤飯・御吸物・御酒頂戴致
難有候旨御礼申上候、短冊間江引、直ニ御膳
立之間入かわ江参り、坊主呼出、御小姓頭江拙者
御目ニ掛り度旨申込ム、御小姓頭八太源太夫罷出、
拙者若殿様御初節句ニ付、御祝赤飯・御吸物・
御酒頂戴難有之旨御礼申述、短冊間江引
退出事、但シ御用番宅江ハ御礼ニハ例之通り
不罷出事

(貼紙)

「御状致拝見候、今般

丹後守様之

御奥様御安産

御男子様被成御誕生候、為

御歎御紙面之趣致承知、則

申上候処御満足思召候、此段宜及

御報旨、和泉守様被仰付越候、

恐惶謹言

島川齊宮

宗(花押印)

四月十五日

松原彦一郎様

五月十六日 御用番方申来ル、尤テン取

以 手紙致啓達候、若殿様当蒲節初而之御節句二付、

別紙書付之通一紙目録ヲ以去月廿六日差上処、

御満悦被思召候故、御意之趣江戸表江申来候

間、左様可被相心得候、則上納書付一通相達候、以上

五月十六日

稲葉雅楽

松原彦一郎殿

田辺右京殿

御兜

式牌

包御熨斗添

若殿様江

稲葉雅楽

八太三左衛門

松原彦一郎

田辺右京

塚田中務

塚田柰助

浅尾十郎太夫

金万伊織

松尾藹之助

滝川内記

右之通候、以上

夕八時前頃

六月十四日 川俣右門殿方急廻状持廻り来ル

以 廻状得其意候、若殿様御病氣被成御座

候二付、段々御療用被加候得共兎角不被成、御勝

奉氣遣上候之旨、別紙之通御用番方被差越候二付、

為御機嫌伺只今方御出仕可被成候、此段可得其意

如斯御座候、以上

川俣右門

六月十四日

同席不残名前様

以手紙致啓達候、若殿様御病氣被成御座

候二付、段々御療用被加候得共□□不被成、御勝

奉氣遣上候故申来候間、同席江可被申述候、此段

為可申入如斯候、以上

六月十四日

川俣右門殿

塚田柰助

右二付、御機嫌伺自方可罷出之処、腹合難儀二付

同席江断不參頼遣候事

(貼紙)

「月日極メ、右門殿方テン取

申来左之通り

若殿様御容躰、明後

十六日御機嫌相伺候間、

例刻御出仕可被成候、此段

申上置候、以上

六月十四日 川俣右門

松原彦一郎様

田辺右京様

右兩人見合不参ニ付申来也」

六月十六日

若殿様為御機嫌伺四時登城、御一統揃之上

坊主呼出シ、御用番方御上りヲ聞、

相伺候旨御用番江申込御出被成候様申来、何レも御用部

屋江罷出、敷居手前ニ着座筆頭申述候、

若殿様御病氣急用ニ不被成御勝候や、何レも御容

躰相伺候、御用番御伺之旨御聞候、何茂取席江

引、来ル廿一日若殿様江御機嫌相伺候旨、西尾段右衛門殿

発言ニ而一統申合退出事

同日退出後左之通り申来候

從江戸飛脚到来、若殿様御病氣被成

御座、色々療用被尽候得共、次第御差重り

御養生不被為叶、辰上刻御逝去被成候故申来

奉絶言語御事、右之段為可申入如斯候、以上

六月十六日

松尾藹之助

浅尾十郎太夫

塚田李助

塚田中務

八太三左衛門

稻葉雅楽

各中

右ニ付、急廻状直ニ出ス、但シ持廻り也

以廻状得御意候、若殿様御病氣色々御

療用被尽候得共不被為叶、去ル十日御逝去被成

候故申来御触ニ付、御悔可申上候間、只今方御出仕

可被成候、此段可得御意如斯御座候、以上

六月十六日 松原彦一郎

田辺右京様

川俣右門様

西尾段右衛門様

杉原頼母様

内田小膳様

田辺利兵衛様

保田覚助様

田辺出衛様

坂口重左衛門様
上月孫左衛門様

右二付、御悔ニ可罷出候処、服合相勝シ難儀ニ付断
不参、同席江使者ヲ以頼遣事

同日左之通申来ル
御用番方

以手紙致啓達候、若殿様御逝去被遊候二付、
奥様江各方以書状御機嫌相伺可被申候、
右之段為可申入如斯候、以上

六月十六日

塚田柰助

松原彦一郎殿
田辺右京殿
川俣右門殿
西尾段右衛門殿
杉原頼母殿
内田小膳殿
田辺利兵衛殿
保田覚助殿
田辺出衛殿
坂口重左衛門殿

上月孫左衛門

六月十七日 御用番方左之通申来
以 手紙致啓達候、来ル廿一日禎宗院様御七回
御忌ニ付於養源寺御逮夜、御当日御法事御
執行有之候、依之各被申合、忝人宛御寺詰可被
相勤候、右二付御逮夜御名代詰番方可被相勤、
右之段為可申入如斯候、以上

六月十七日

塚田柰助

松原彦一郎殿
田辺右京殿
川俣右門殿
西尾段右衛門殿
杉原頼母殿
内田小膳殿
田辺利兵衛殿
保田覚助殿
田辺出衛殿
坂口重左衛門殿
上月孫左衛門殿

六月十九日

殿様今晝御発駕事、此儀例之通也

六月廿日 上月方左之紙面来ル、尤返書遣ス

以 手紙啓上仕候、甚暑御座候得共、御安閑被成御座
奉敬賀候、然者今夕御逮夜ニ付私相詰 御名代
兼相勤候、明日ハ益而御掛合申上置候通朝詰斗
ニ御座候、夕斗ハ無之旨御目付申聞候、左様御承知可被成下
候、此段為念為可得其意如斯御座候、以上

六月廿日

上書切ニ付

松原彦一郎様

上月源左衛門

六月廿一日

為御寺詰上下着朝五時方養源寺江罷越ス、因通り例詰席控ル、

刀ハ後ニ置候、夫方御年寄浅尾十郎太夫・御用人(伊沢遵五郎／伊

村重吉)

御年寄御用人因ノ通挨拶罷出ル因ノ通り詰居候ニ付挨拶罷出、夫方御法事初御年寄

御名代被相勤候、御法事相済、十郎太夫殿居成之

まゝにて御自拝被成候様拙者江被申聞、拙者

詰席、すこし進ミ御先江ト申述、因通り自持

致候、夫方御用人・御番頭・御目付自持相済ミ処江、

銅鏡ノ間坊主自方詰席江相参り、書院ニ而御休息

被成候旨申来ル、刀ヲ持御年寄・御用人江御出被成候旨

挨拶申、書院因之処江参休息ス、御年寄・御用人・

(※法事での進行や席順などを記した因の貼紙あり)

御番頭・御目付・御帳役罷出候、御膳一統江罷出、夫々
相済、書院因左之通 但シ今日御法事ニ而申御側飯倉禪七相詰
(※法事での席順等を記した因)

右御飯一統相済、御年寄・御用人ハ先江被帰候、拙者并御番頭・

御目付・御帳役ハ詰人故例詰席ニ控居ル、昼九ツ時承り

帰宅之事 但御法事ニ而も詰斗ニ候間、何方江も達不及

例也

一 八月七日川俣右門殿方廻状ニ而左之旨申来写

但シ川俣殿方之廻状ハ写シ不申事

以 手紙得御意候、別紙之通今日御目付江

御談有之候間、御同席中江御通達可被成旨、御用

番ニ仰聞候間如斯御座候、以上

八月七日

伊沢遵五郎

川俣右門様

愛命院様御忌日 思召被成御座ニ付、

八日之御日取ニ可被成旨被仰出候間、寄々

可被申談候

天保六未年六月四日、御用番方来ル八日

愛命院様御一周忌二付、御逮夜御当日

御法事在之申合、忝人宛御寺詰相勤

候様、右二付御逮夜御名代詰申方可

相勤旨、例之通申来ル

六月七日

御逮夜寺詰

坂口重左衛門

御名代兼

同八日

松原彦一郎

右二付、朝六半時昼九時迄相勤、夕詰無之

詰斗候間、何方江も達不及帰宅事

但シ御名代御法事 松葉雅樂方也

(上部)

「葆光院様

御名代ハ

上月氏」

天保六未年九月廿四日左之通申来ル写

以 廻状得貴意候、冷氣御座候処各様弥御安全

被成御勤仕珍重奉存候、然者別紙之通今日

御目付江御談有之候間、御通達申候之様

御用番被仰聞候之談、当番御用人方申来ル、

右之段為可得其意如斯御座候、以上

九月廿四日

川俣右門

松原五左衛門様

田辺右京様

西尾段右衛門様

杉原頼母様

内田小膳様

田辺利兵衛様

保田寛助様

田辺七兵衛様

坂口重左衛門様

上月源左衛門様

追而廻状御世話乍御順達御頼申上

以 手紙得御意候、別紙之通

今日御目付江御談有之候間、

御同席中江御通達可被成候、此段御用

番被仰聞如斯御座候、以上

九月廿四日

伊沢遵五郎

川俣右門様

奥様御妊娠被成御座、益御機嫌克
被成御座候故申来候、恐悦之御事二付
依之御家中之面々江寄之可被申
達候、以上

九月

右申来り候二付、直二廻状出ス、左之通

以 廻状得御意候、冷氣御座候得共各様弥無

御障被成御勤珍重奉存候、然者

奥様御妊娠被成御座候所、益御機嫌被成御座候

旨申来、恐悦可申上候間、明廿五日例刻御城江御出

可被成候、右之段可得御意如此御座候、以上

九月廿四日

松原五左衛門

田辺右京様

川俣右門様

西尾段右衛門様

杉原頼母様

内田小膳様

田辺利兵衛様

保田覚助様

田辺七兵衛様

坂口重左衛門様

上月源左衛門様

一九月廿五日例刻御城江相揃恐悦申上候事

十一月廿八日 早六時半頃 御用番方申来ル左之通

以手紙致啓達候、奥様去ル十三日

御着帯御祝儀被成御整、御式万端相濟候段

申来候、恐悦之御事候、右之段為可申入如此候、以上

十一月廿八日

浅尾十郎太夫

松原五左衛門殿

田辺右京殿

川俣右門殿

西尾段右衛門殿

杉原頼母殿

田辺利兵衛殿

保田覚助殿

田辺七兵衛殿

坂口重左衛門殿

上月源左衛門殿

右申来候^{早六時半頃}二付直二廻状出候哉、明早朝方持廻二而可出之旨、右

京殿江

相談候所、同意之旨二付今ばんハ不出候

十一月廿九日 小ノ月早朝方持廻り廻状出左之通

以廻状得御意候、甚寒御座候得者各様弥無御障被成

御勤珍重奉存候、然者 奥様去ル十三日御着帶
御祝儀被成御整、御式万端被為濟候旨申来候ニ付、
恐悦可申上候間、今日例刻御城江御出可被成候
右之段可得御意如此御座候、以上

十一月廿九日 松原五左衛門

御同席御名前不殘認メ尤様付也

内田氏京都詰ニ付除名也

右ニ付例刻登城御用席江罷出筆頭述候、
奥様去ル十三日御着帶御祝儀被成御整
恐悦奉存候、一統御歎申上候、御用番返答恐悦ニ御座候
与斗被申被召出ハ無之旨、勝手次第退出致候様与ハ不被申候得者
退出之事、殿様江之御機嫌伺ハ御相談之上不申上候、
今日ハ内田氏京詰、保田氏引込、上月氏見合、跡ハ不殘罷出候

(貼紙)

「十一月廿九日御用番方左之通申来ル

以 手紙致啓上候

奥様御妊娠ニ付御安産御祈祷、

貴様淀・江戸、拙者者田辺右京并

両地御用人奉行役之面々方本郷

雪雲寺江相頼御初穂銀壹枚差遣

之、則御礼寺来候付、去ル十六日差上候処、

御満悦思召候段 御意之趣申来
候、右之段為可得御意如此御座候、已上

十一月廿九日

松原五左衛門様 浅尾十郎太夫

但シ返事ハ各役方認メ来ル、直ニ差出ス」

天保七申年二月晦日御年寄触状写シ

從江戸飛脚到来、奥様御安産去ル廿三日

御女子様御誕生、御母子様共

御丈夫ニ被成御座候旨申来、未々迄恐悦之

御事ニ候、右之段為可申入如斯候、已上

二月晦日 稻葉雅楽

八太三左衛門

各中 塚田中務

塚田柰助

浅尾十郎太夫

松尾藹之助

右申来候ニ付直ニ廻状出ス、左之通り

以 廻状得御意候、春暖御座候処、各様

弥無御障被成相勤弥珍重奉存候、然者 奥様

去ル廿三日御安産、御女子様御誕生、

御母子様御丈夫ニ被成御座候旨、御触ニ付

恐悦可申上候間、明朔日例刻御城江御出
可被成候、右之段可得御意如斯御座候、以上

二月晦日

松原五左衛門

田辺右京様

川俣右門様

西尾段右衛門様

杉原頼母様

内田小膳様

田辺利兵衛様

坂口重左衛門様

上月源左衛門様

追而田辺七兵衛殿京都詰ニ付除名致候、廻状御世話御座候得共
御順達可被下様御頼申事

一三月朔日、恐悦拙者罷出候筈之所、風氣ニ付

御断同席江相頼候事

一三月二日、御用番方左之通申来ル（尤テンカケ遣ス／返事不入）

以 手紙致啓達候、御出生様

当節句初而之御祝儀ニ付御祝被成、各江赤飯・

御吸物・御酒被下候間、明三日麻上下着

用五半時登城可有之候、右之段為可申入

如斯候、已上

三月二日

松原五左衛門殿

田辺右京殿

塚田李助

一三月三日登城、作日之御切紙ニ付五左衛門・

右京罷出居候旨御用番江申達置候、夫方

例之通御用部屋江御祝儀ニ罷出候、但シ御初

節句ニ候得共、別段御歛ハ不申上候、夫方例之通り

御礼初り候、一統例之通御礼相濟候、拙者・右京

殿者居残り候、夫方御祝初り候旨出入筈西川

六郎右衛門申聞、大書院中之間ニびやうぶ仕切、

其所ニ而拙者・右京殿赤飯・御酒・御吸物御膳

出ル、御用番并御用人二人被罷出、宜ク御頂戴

被成候旨ニ申聞候、頂戴致候、御小姓頭八太源太夫

被罷出申聞候者宜敷御頂戴被成候旨

御意候旨被申聞候、難有頂戴致候旨拙者

申述候、頂戴相濟ミ拙者・右京殿御膳立候間、

入側江参り坊主ヲ以て御小姓頭呼出、右御礼

申達シ、夫方拙者・右京殿御用部屋江罷出、

御用番方間中程下ニ着座、右御礼申達シ

帰宅事、但シ御用番宅江ハ御礼ハ例之通不及候

三月六日 御年寄触状写

從江戸飛脚到来、奥様・御出生様

弥御障不被成御座、御丈夫被成御肥立、先月廿九日

御日柄能御七夜御祝儀被成御整、御出生様

御名 和姫様与從 殿様御付被進、御賑

々敷御祝儀万端首尾能相濟、上々様方

御満悦被思召之旨申来、末々迄恐悦之御

事二候、右之段為可申入如斯候、以上

三月六日

稻葉雅樂

八太三左衛門

塚田中務

各中

塚田柰助

浅尾十郎太夫

松尾藹之助

右御触二付直ニ廻状出ス左之通

以 廻状得御意候、春暖御座候処、

各様弥無御障相勤珍重奉存候、然者

奥様・御出生様弥御障不被成御座、御丈

夫ニ被成御肥立、先月廿九日御七夜御祝儀

被成御整、御出生様御名 和姫様与

殿様方御付被進候旨、御触二付恐悦可申上候

間、明七日例刻御城江御出可被成候、右之段

可得御意如斯御座候、以上

三月六日

松原五左衛門

田辺刑部様

川俣右門様

西尾段右衛門様

杉原頼母様

内田小膳様

田辺利兵衛様

田辺七兵衛様

坂口重左衛門様

上月源左衛門様

追而御世話御座候得共、廻状御順達被下御頼申候、以上

三月七日、御機嫌伺并恐悦罷出可之処、風氣ニ
付御断申候事

三月十日、御用番方左之通申来

以 手紙致啓達候、和姫様御七夜

御祝儀被成御整候二付被成御祝、各様江赤飯・御酒・

御吸物被下候間、明十一日麻上下着用四時

登城可有之候、右之段為可申入如斯候、已上

三月十日

松原五左衛門殿

塚田柰助

田辺刑部殿

追而五左衛門内室・祖母・母・刑部内室方も使者麻
上下着用、明十一日八時御城江可被差出候、已上

三月十一日、右二付登城、拙者・刑部罷出居候旨、以坊主
御用番江申達置候、後藤勘兵衛罷出申聞候者、左之
書付之通今日差上候処、御満悦ニ被思召候旨

別紙書付被相渡候写シ
殿様江干鯛一折宛

稻葉雅楽

八太三左衛門

松原五左衛門

田辺刑部

塚田中務

塚田左助

浅尾十郎左衛門

金万伊織

松尾藹之助

滝川内記

右一紙

奥様江干鯛一折宛

右同断

右一紙

和姫様江干鯛一折宛

右同断

右一紙

殿様江干鯛一折宛

稻葉雅楽妻

八太三左衛門妻

松原五左衛門妻

右同人 祖母

右同人 母

田辺刑部妻

塚田左助妻

浅尾十郎太夫母

金万伊織妻

松尾藹之助妻

滝川内記妻

田辺空山妻

右一紙

奥様江干鯛一折宛

右同断

右一紙

和姫様江干鯛一折宛

右同断

右一紙

右之通二候、以上

一 鮮御肴 一 折宛

松原五左衛門

右同人 妻

祖母

母

右段

殿様・奥様・和姫様御催合ニ而被下之候、

右夫方御用人罷出申聞候ハ御祝初候間、御用席江御出被成

候様被申聞、拙者・刑部殿御用部屋江罷出頂戴凶

(※御祝儀での席順を示した図あり)

赤飯・御吸物・御酒出一統頂戴、

御小姓頭八太源太夫被罷出、

左之通被申述候、御一統二

ゆるく御頂戴候様

御意候旨被申述候、難有頂戴

致候旨御礼一統申述候、夫方

頂戴相済、拙者・刑部殿・

御用番方三尺程下二着座、拙者御礼申述、左之通り

御七夜御祝儀被成御整候ニ付、被成御祝赤飯・御吸物・御酒

頂戴致難有、且又 殿様・奥様・和姫様方御肴

頂戴難有、妻・祖母・母江も御肴被下置難有御礼申達、

刑部殿も御礼被申達退座、御膳立之間入側江参り、

以坊主ヲ御小姓頭八太源太夫呼出右御礼申達、短冊之間ニ

引退出事、御用番宅江ハ御礼ニハ例之通不及事

三月廿日、右ニ付頂戴御肴代元々方持相廻ル（使者才領人／西田武右衛門）

一、壹分式朱卜百八十式文 五左衛門

一、三朱三百六十式文 妻

一、三朱三百六十式文 祖母

一、三朱三百六十式文 母

以上

一五月二日、元々方左之通取ニ参ル

殿様江干鯛壹折宛 松原五左衛門様

代錢四十八文宛 御妻女様

御祖母様

御母子様

一 奥様

一 和姫様江

干鯛老折宛

代銭百文宛

松原五左衛門様

御妻女様

御祖母様

御母子様

一、御祈禱料

貳百六十九文

松原五左衛門様

以上

「御名代帳別帳書抜」解題と翻刻

豊田 祥子(執筆時：京都府立大学大学院生)

本文書は、淀藩稲葉家に関する横帳である。当家家老を勤めた松原靱負(彦一郎)による写しとみられ、御用人として田辺右京・杉原頼母・上月主馬、御用番として川俣右門、そのほか塚田中務などの名前が見られる。年代は、安永四年(一七七五)から文久二年(一八六二)までの八十七年間、第七代藩主正誼から第十二代正邦までに及ぶ。内容は、稲葉家の菩提寺である養源寺(淀に存在か)への名代や、月並みの御機嫌伺などの勤め方に関するものを中心であり、大名家家臣の動向を読み取ることができる。

中でも弔事の際の対応を知る史料として、第九代藩主・正発の死去以前から葬送までの記述が注目される。その流れを以下に記す。正発は文政六年(一八二三)四月上旬より足痛を患い、同年六月には脚気が再発した。七月には次第に容体が悪化し、それを受けて同月二日には家中が寄り合い、鉄弥(第十代藩主・正守)へ家督を相続させるための願書を提出した。翌日、去月二十一日に正発が死去していたことが家中一統へ達せられ、法要が執りおこなわれた。一連の記述において、廻状や触を介して情報が伝達され、中陰中の寺詰や御機嫌伺などの業務が取り決められていく

様子を読み取ることが出来る。また同月五日には、正発の忌明けを待たずに正式に正守の家督相続が披露され、松原を初めとする家中一統より千鯛が献上されている。このことから、葬送に比べて家存続の行事の優先度が高かったことがうかがえる。

このほかにも、文化十四年（一八一七）の於幾（正守妹）と岩槻藩主・大岡主膳正忠固との縁組、安政六年（一八五九）の正邦の婚礼といった慶事の際の記録も見られる。また、初雪や寒の入りなど時候に関する記述も散見され、当時の季節に対する認識を知ることができて興味深い。

○御名代帳別帳書抜（文久二（一八六二）年）【目録二二二七・四】

（表紙）

「御名代帳別帳書抜

松原鞞負写」

一安永四未年十二月十五日

卯刻寒入式日登 城之上御用人

岡本六太夫江相談、御礼前御用部江

一同罷出、寒入 御機嫌伺候事

但天明三卯六月廿一日土用入、翌

廿二日月並御機嫌伺如何哉と、

御用人川俣弥一右衛門江及相談、

今日伺被罷出候儀ニ付、廿二日

出仕二者及間敷、許儀之上挨拶

在之候

一月並七日 御機嫌伺出仕之儀、野辺江

御出在之候得共、御用部屋ニ而謁、翌日者

伺ニ罷出候事

一七日 廿二日共 御上京有之候ハ翌日

伺候事

一安永八亥年六月廿二日 御上京翌

廿三日可伺候処、御帰城後御目見江

有之段ニ、御用人上月主馬等江談合

別段ニ不及濟相成候事

一御側江伺之儀、以前者短冊之間江御側

呼出相伺候処、御小姓頭御側江 御沙汰

有之旨、安永二巳六月十五日方御側席

廊下杵外ニ而相伺候事

一養源寺 御名代出水ニ候者、小船

出候事

安永七戌七月十三日杵頼母殿

御用人上月主馬江致対談

置、尤御目付江申遣、其度毎小船

出候儀、御年寄中江申達、御目付

江御談相極り候事

今日之御対談直ニ御船蔵江

御名代先之者ヲ申遣、小船来

候様ニ在之度対面之事

(下札)

「文政五年五月廿二日御機嫌伺之節申合、

我十石船有之内ハ小船不出候、御目付ニ而ハ

心得斗ニ而かまい無之御船蔵小頭江勤先

之仁方申遣候而、宜何連へも申遣候ニ不及候」

一文化五辰年正月十五日

初雪 御機嫌伺春ニ成初雪降り候

而伺無之处、同年正月九日初雪

ふり候、一同不同心得候处、正月十五日内

田小膳申聞候ニ者、以来春ニ在之

候而茂初雪ふり候ハ、矢張御機嫌伺

として可被罷出様田辺主殿江演説

有之候事

一文化十二亥年三月十六日

殿様 御病氣御養生不被為 叶、

去ル八日寅中刻御逝去ニ被遊候ニ付、

御悔為惣代武居五郎兵衛出府ニ付、

同人宅江一同罷越候事

但葆元院様之事

一文化十四丑年四月五日

於幾様御事、大岡主膳正様江御縁

組、先月廿七日御願之通被蒙 仰候

御年寄触出、翌六日評定所ニ而恐悦

申上候事

一同年同月九日

殿様去ル二月方為 召御登城被遊

候处、来ル廿日日光

御名代被 仰蒙候段御年寄触出、翌日

恐悦申上候事

一文化十四丑十月七日

後藤奎太夫 御書出頂戴之節、同

日 御機嫌伺之处、伺之方江罷出可

然哉、四郎左衛門江内談及候处、急度

返答ニハ無之候得共、伺ニ罷出可然旨

ニ付、則 御機嫌伺ニ罷出候事

但御書出候頂戴五半時上下之俣ニ而

伺之方江罷出候也

一文政二卯年正月元日

御名代 上田紋左衛門

右元日 御名代之事者 御在城中

ニ候得者、御年寄中被相勤候筈ニ候、

前年押詰御用有之難相勤候趣

ヲ以申来、御番頭 御名代可相勤候、御留守年者御番頭杯之筈ニ有之

候間、何方方も沙太無之勤、先之者

申合相勤御用番江其段申達候事

一文政二卯年二月廿六日

当十五日御永様御事文字御改

御栄様与、從 殿様被進由、江戸

表方申来候ニ付、御用番方御切紙

川俣右門殿方田辺八郎左衛門江申来、

不及恐悦候旨申来候事

一文政五年年三月廿二日

已来砲術 御覽之節、定日

伺 御機嫌日ニ当リ候者、翌日相伺

候申合有之、表向御出有之節者

同様之事

一此方後ハ俊徳院御逝去万端手續

文政六末年五月廿一日

殿様去ル十五日 御奉書御到来

之处、御足痛ニ付御断被 仰達

候段、御目付方相触候、依之翌廿二

日 御機嫌伺候事

一同年六月四日

左之御書付御用人当番方田辺左

仲江談有之、翌五日御機嫌相伺候

殿様先達方御足痛被成

御座候処、其後御脚氣御

再発被成、御出来不出来被成

被成御座候旨申来候間、各限

御心得候様可申談旨御年

寄中被 仰聞候

一同五日

此夕御談ニ付、今朝 御機嫌伺候処、

御用人当番浅尾十郎太夫ヲ以御談

殿様四月上旬方御足痛

御脚氣之御症ニ而御水氣

被為在候処、追々御快方被成

御座候ニ付、去月七日御出勤

被遊候処、氣候ニ御障被成、

其上御疳積御発御脚氣

御動シ不相成御勝御疲勞

強不通御容体被成御座

候段、御家中之面々へ可被申聞候

一右申来候ニ付、即刻御機嫌伺哉と御用

人江問合候処、明朝御伺ニ而可然

返答有之、翌日相伺候

但松尾藹之助同断之義此頃中

引込中ニ候得共、不一通格別之
不動神前ニ而拝いたし、翌日御札
到来ニ付差上之

一同六日

六組並番組寄合組伺として頭々

之宅罷越 御機嫌相伺 松尾藹之助

寄合支配之引込中ニ付、紙面ヲ以御用人

龜山恰迄申達之

一 取組之面々ニ方御祈祷いたし頭々江

御札持参ニ付、御用人迄差出之松尾

氏引込ニ付御用人当番迄

一同九日

殿様御機嫌如何哉、一同伺出席候

事

一同十二日 一、同十六日 一、同廿日

一同廿五日 一、同廿五日

右 御機嫌相伺候事

一同廿六日

八太三左衛門殿出府ニ付、評定所江出席

御機嫌相伺候事

今朝寄合組 御機嫌伺候ニ付、藹之助

罷出申達ス

一同廿九日

御機嫌伺出席之事

一 七月朔日夜

殿様次第不被成 御勝候旨、御用

番方御談、御用人杵原頼母方田辺左

仲方廻状出、夜五時頃御用番右門

殿宅江一同罷出 御機嫌相伺候

一同二日

六組並番組寄合組、夫々昨夜御容躰

奉承知、今朝 組頭支配頭宅江罷越

御機嫌相伺候、夫々 御城江罷出、御用番

江申達候

一 昼頃御家中惣御用有之旨、御目

付触出、即刻登 城、於大書院之

御用番右門殿

殿様御病氣不被成御勝

御養生候ニ付、御一類中様御打

寄御相談候上

鉄弥様御跡式御相続之

御願書、去月廿一日御用番

様江被差出候処、無御滞御受

取被成候旨申来候、此段申聞

置候様被 仰出候

相濟御談仕、夫方御用部屋江一統

御機嫌伺罷出、相組々ニ支配伺

御機嫌相詰居旨申達、養源寺惣

御牌前江御名代相勤候様談ニ付、左仲

与相勤候、夕七時過御用人ヲ以其後

何之御便り無之二付、退出致候様談候

退出之事、明朝五時方此方相詰

候旨、御早使世話役江心得申置相組

之向江ハ、御目付方談有之事

相組共退散之事

一同三日

五時方一統 御城江相詰居相組支配

も相詰候段申聞之、御機嫌伺御用部ヤ

江申込候処、其内御用人ヲ以去月廿一日

戌ノ中刻 御逝去被遊候旨談有之、

一同罷出御悔申上候、相組も伺候ニ付

御用人迄御達被下候処、且先刻方相組詰

罷在候段申達ス

相組ニて御悔申上候ニ付、御用部屋江出

頭ニ申達ス

御法号被為附候迄ハ

正發様卜奉喝

奥様御事

花姫様与可奉称候

右之趣、御用人当番杵原頼母方左仲

一即刻御逝去 御吹聴御名代紋左衛門

相勤候

一御用人田辺右京殿之外一人残居候処、

則控居候処、御中陰中 御城宿番

御城中相廻リ相勤候処、御旗奉行

も申合相勤候様談由ニ而、夏目水右衛門・

奥住与左衛門兩人吹聴頼旁申聞候、

今晚右京殿方宿番初メ平生之

御城廻リハ相止メ各帳江宿番之儀ヲ

認メ、翌朝順達宿番之節、坊主

老人短冊之間入り、側へ休息用聞候也、

坊主出候儀、上方出、此方かまい無之事

一夕附、御用番川俣右門殿方連名

正發様 御法事有之旨申来候

但御香奠差上候様申来候

一御代香可相勤候様申来候ニ付、御焼香

木相渡リ候哉相伺候処、御用人返答

ニ別段相渡無之平生 御名代之通

相心得可成旨申談候

一同四日

前日五半時御用之儀有之候間、

罷出候様御用番方申来候事、
登城揃之上、御用番へ罷出居候段
申込御用前
鉄弥様御機嫌相伺、四半時頃之
至リ御用初リ不申二付、藹之助義者
養源寺詰二付御用人迄申達シ
退散之事、此程於大書院御
用番右門殿

正発様御病気色々御養

生被為尽候得共、不被為叶

被遊御逝去、一統奉絶言語

御事二候、何も御残多可被存

候、兼而方 仰付置候通、御場

所柄之儀、弥以何連茂被申合、

万端相慎作法能、此節

之儀火之元等迄念入可被申

付候

一御用番右門殿方左仲方へ左之通

被 仰越候

鉄弥様御用之儀被成御座、

御家御相続御領知無御違

被仰出候、依之御吹聴御名代

相勤候様申来候

一御年寄御触出候事

一今日方宿番不及段申来之候

一正發様 御法号

舜徳院様与奉称候旨御触

出候事

一鉄弥様、去月廿五日方五十日之御忌、

十三月之御服被成御請候段、且向後

殿様与奉称候様御年寄触出候

一同五日

今日御取続之恐悦申上候事

一正發様 御逝去被遊候二付伺

御機嫌御家中惣代上月孫三郎

出府被仰付、明後七日出立二付、多

右宅江罷越 御機嫌伺候様、御用番

ヨリ申来候、一統八ツ後罷越伺候事

一御用番石川殿方

此度 御家御相続被蒙 仰候二付、

殿様 瑤光院様 花姫様江奉

祝干鯛一折宛各方被差上候、先月

廿五日方一紙目録ヲ以披露相濟候段

申来候旨申来候事、

追而彦一郎祖母・母方も差上候段、同節

連名二而申来候、追而二有之候事

一爰元養源寺ニ於テ御四十九日

迄御法事有之、御名代御寺詰

則紙日割書付在之

一御中陰中伺 御機嫌伺日割

七月 〃 〃 〃 〃

四日 八日 十二日 十六日 廿日

〃 〃 〃 〃 〃

廿四日 廿八日 二日 六日 十日

〃 〃 〃 〃 〃

十四日

一御用人瀧川新右衛門方上田紋左衛門

被相渡候御書付

御初七日

御三十五日

御四十九日

右御逮夜 御名代御番頭御当日

御名代 御年寄 但御逮夜御当日共詰人

有之候

右之外、御七日ニテ御逮夜御番頭

御名代斗詰人無之、御当日

御名代御年寄、尤詰人有之候事

一同六日

齋藤宮内様奥様御逝去ニ付、今

日一統出席御悔申上候

一同七日

定式節句ニ候得共、御中陰中ニ付

節句御名代不相勤候、右之趣御用人

杵原頼母江藹之助出仕、先側之趣

相咄候処、不及勤ニ旨挨拶有之事

一舜徳院様御葬送万端無滞

被為濟候旨、同席江通達有之様

瀧川新右衛門方御手紙申来之、

右ニ付取斗左ニ記ス

一七月八日

御中陰中ニ付 御機嫌相伺候事、

六組並番組 御縁中 御機嫌相伺

候ニ付、則申達候

御目付方御寺詰口上触来ル、当番

名前相認め、且名当江も点かけ可申

之旨申合候事

一同九日

御用番川侯右門殿方左之通申

来候ニ付、左仲御寺詰相勤、

御出之節ハ式蒔江罷出、御出後者

相詰不申事

但相詰候儀者、御用番江相届不申

少々内御回向有之自拝仕引取

一 舜徳院様 御法号養源寺へ

被為入候二付申入候、一人相詰候様申来之

一 御目付触二而月代剃候儀、明十日方

御免被成普請等不苦候段申来之

一同十日

御目付触二而御用之儀有之、明十一日

五半時麻上下着用 御城江相揃

候様申来候

一同十一日

於大書院御用番川俣右門殿方

被申渡候

殿様先月廿五日御登

城被成候様御奉書御到来

被成候処、御風氣二付為

御名代春山大膳亮様御登

城被成候処、於芙蓉之間

御老中様方御列座、

舜徳院様御頭被置候通

御家御相続被

仰出、御領知無御相違雁之

間御詰被蒙 仰之間、

松平和泉守様被 仰渡之

難有 思召候、何茂可致

安喜一同恐悦之御事候事、

舜徳院様御在世之節ハ

勿論相慎勤仕候段達

御聴 御帰足二

思召候、爰評之儀者場所

柄二付、

御代々被 仰付置候趣弥相守、

御年若之儀二付別而相慎諸

事作法能念入可相勤旨

御達候、扱又御縁中何之

御障茂不被為、

在御風氣茂御当分之

儀御快被成御座候、高畑儀

大夫為御使御返被成候間、右

之趣可申聞旨被

仰出候

一同御用部屋江為御請罷出候事

右御用之節彦一郎痛所二付田辺左

仲ヲ以同断被申達候

一同十三日

舜徳院様 御文字替リ

俊徳院様卜可奉喝旨御目付触出候

一同九月三日

殿様御縁中何之御障無御座候、則

先月十六日御忌明同十八日初而

御出駕御老中様方御逢被為濟

候段申来、此段寄々可申通候

但書役中村常助迄恐悦之儀相尋

候処、内々御用人浅尾十郎太夫殿迄

尋呉候処、御同席御手元ハ恐悦申

上、御番頭中ハ恐悦不相及旨十

太夫殿被申聞候由、常助申聞候、依

不罷出候、為以後記置

一文政六未年七月廿一日

御用番被 仰聞候内二而、御用人瀧川

新右衛門被申聞候、以後麟祥院江

御名代罷越候節御借人刻限当テ

之儀、夜分から当候而者夜廻シ入候二付、

御時節柄故、以後者七時方刻限当

候様通達有之事

一 養源寺 御法事中出火有之候

節御心付書別帳御法事之節之

留記二有之略々

一同年九月六日

御年寄触二而

殿様御儀 大学様与御改名被遊

恐悦申上候二付今日者

湖信院様 御祥忌二付、御用人新右衛門

江左仲被問合候処、今日ハ罷出候而 宜

恐悦者軽重二寄差別有之旨挨拶

申聞候

八日 廿一日 廿四日

右御日柄者罷出不申事

其外者 御祥月ノ御日柄二者恐

悦之軽重二寄差別いたし罷出候

一同月十六日

殿様京都火消

俊徳院様 御时被仰蒙二付恐悦

申上候事

一文政十亥年十二月七日

五節句御名代相勤候、上達方近来

色々二相成候趣二付、近年申合通

御在城中ハ 御側江斗達之

御留守中ハ 御用番斗江達之

元日 御名代前極御用番方申来

故、前文之無差別、是迄之通御

用番江可相達候故、不時御用番ヨリ

申来候節も同様之事

一文政十二丑年五月廿五日

御法事之節 御寺詰 御名代相勤

来候処、以来 御名代御寺詰

与ハ兩人ニ而可相勤候付、御用人松尾

藹之助被申聞候、尤兩様兼候節

ハ御用番方可申来候後藤勘兵衛江

談有之

一 御着城御当日 御名代御側江申

達之儀、先格相知レ不申ニ付、同年

六月十五日 御着城之節一統申合

已来、此 御名代も御側江申達ニ

相成候事

一 同年十月

此度御勝手法用ニ付、塚田中務

殿出府被致候ニ付、

若殿様江 御機嫌伺之儀、同

席中申合候処有無之義、駈与而

被相踏候者も無之間、御用部屋江

掛ケ吟味致し候処、先側在之

候間、中務殿来十三日出立被致候

得共 御機嫌不相伺候

先格左二記

文化四卯年四月廿五日

主馬儀、帰郷ニ付御番頭之西之

若君様為伺 御機嫌罷出候儀、

未 御乗出も無御座候義ニ付、為伺

罷出候二者不相及旨、御用人当

番方御番頭向寄辻見兵衛江

御手紙心得申遣シ候、同席候茂

申通候様ニて申遣候事

一文政十二丑年十二月廿七日

今日歳暮 御礼ニ付登城候

之処、夜中方初雪降候ニ付、則

御祝儀申述跡而、御機嫌相伺

可然申一同相談之上御用人当番

迄内談いたし候処、当番運五郎

御内談之通りニ而、可然旨返答

有之、依之御祝儀申述、直々

御機嫌相伺候事

一文政十三寅年七月三日

若殿様御逝去ニ付、

殿様 奥様江各方御書状

御機嫌相伺ニ被申候旨、御用番方

申来之書役江頼ミ、書状差出ス

此時御病中伺出衛病氣引込中

ニ付、小膳ヲ以御用人当番迄断申達、

先格として認め置

一天保四巳年八月廿二日

御留守年者不差急願書ハ十一月

中頃迄ニ差出候様、御用番被仰聞

御用人与申談候勝右衛門承候

一天保二卯年十二月四日

酉刻寒入、翌五日伺候合ニ付、

定日七日之伺流ニ相成候旨、御用人

方申来候事

一天保十三寅年五月五日

惣御牌前江 御名代可相勤之处、

此節穩便中ニ付、御用人江内談之上

相勤不申候

当番

上月源左衛門

一嘉永元申年四月廿二日

受持罷在候处、次女義怪我いたし

相願大坂難波村源左衛門方江召

連罷越度、今日願之通被仰付、

明日方罷越候ニ付、御順達申候

浅尾金治兵衛

一御名代帳之内書拔

京都詰五日前休息ニ付、大ノ月ハ

廿四日 御名代相勤候得共小ノ月ハ

廿四日 御名代相勤不申申合事

但、京都詰引取後も五日休足ニ付、

御名代六日方受持候事

一嘉永五子年九月八日

御名代帳

送り参候处、明九日 御名代御年寄

可被相勤候处、御用多ニ付可相勤旨

申来候ニ付、御順達申候

田辺右京

一同六丑八月廿四日

御府内動向御番頭申合相勤

今日 御名代相勤松原芽之助殿

江次順可送处、いまた御札不相濟

ニ付、次順江御順達いたし候

稲葉勘ケ由

一同九月九日

公儀之御停止也

節句御名代御停止事ニ有之

候得共、先格も有之候間、相勤候

川俣右門

但盛徳院江御名代田辺右京相勤候

〔下げ札〕

〔安政五年九月九日

節句御名代、此節公儀

御停止事二候得共、先格

有之二付、相勤候事

浅尾金治兵衛

一同九月十日

御名代帳受持罷在候処、御年寄中

御用多二付、麟祥院 御名代相勤

候様申来候、依之御順達申候

稻葉勘ケ由

一嘉永七寅年六月廿四日

千松院様式拾五回御忌被為 当候

二付、 両殿様方之御名代可相勤旨、

前々日申来候二付、相勤候

殿様

御名代 田辺主殿

大殿様

御名代 田辺右京

嘉永三戌六月八日 受命院様式拾

七回御忌被為当候節、 両殿様方之

御名代兩人二而、相勤有之候二付、此度も兩人

二而相勤候事

一安政三辰年五月四日

御名代今日迄受持罷在候処、明五日

次女婚儀之御礼被為 請候二付、御順申候

節句前日故順達卜相見候 田辺凶書介

一安政四巳年八月廿四日

御厳法中御寺詰ハ相止候、前日御側

江伺罷出 御参詣在之候得者、相濟候

迄在宅いたし居、若俄ニ御延引被仰出

候ハ、 御名代相勤候様御側方申来候、

尤御用番被仰聞候由御用人当番小

沢庄左衛門申聞候事

右被仰出二付申合之上、前日御側江伺

之御篇ニ而 御参詣有之候ハ、次江可相送

筈申合極候

一安政六未年三月十一日

先月廿六日吉辰二付

殿様御婚礼被遊御整

鏗姫様御入輿御規式万端首

尾能相濟候二付、惣

御備物

金百疋

御牌前江御吹聴之

御名代 田辺凶書介

今日為恐悦罷出候処、金治兵衛相掛

御用事ニ付控候様、御用人申談、先程
相初リ被罷出候処、

殿様御婚禮首尾能相濟候ニ付、

養源寺江 御名代各被申合相勤

候様談ニ付、退刻相勤 御備物御用人

方被相渡受之台とともニ持帰り、

若党ニ為持罷越納所江渡シ、御備

之上、 御名代相勤引取掛御用番

御宅江申達候事

一 安政七申年三月十九日

御在城也

雲光院様百五拾回御忌被為 当候ニ付、

養源寺御当日斗御回向在之候ニ付、

御名代申合可相勤旨、御用番方前々

日申来候

御名代 田辺図書介

御回向在之御寺詰者無之ニ付、養源

寺江何時方始リ候哉尋在之候処、五時過

ヨリ相始メ候旨申越候ニ付、納所御焼

香と申聞候ニ付、 御名代相勤等一々

退散いたし御用番と御側とへ相勤候段

申達ス

一万延二酉年三月廿六日

御留守也

智泉院様百回御忌被為当候節、

御当日斗 御回向有之 御名代斗

相勤候様前々日申来候、 図書介殿之

先格ヲ以相勤候事、御用番斗江達ス

松原靱負

一文久二戌年六月廿四日

御在城也

千松院様三十三回御忌被為当候、

御当日斗御回向有之

両殿様 御名代相勤候様申来之、

嘉永七寅六月廿四日先例ヲ以相勤候

殿様

御名代 田辺図書介

大殿様

御名代 杵原頼母助

退散掛御用番卜御側卜江相達ス

一 同年九月廿日

俊貞院様御逝去被遊候段申来候、

依之御牌前江為御知

御名代 田辺安左衛門

右同月廿一日定例

俊徳院様

禎宗院様
江
御名代相勤候

松原鞠負

第四章 解題

第四章 解題

調査した資料群の解題を調査年度ごとに作成した。

第一節 平成二六年度調査分解題

東 昇

平成二六年度は、三山木村井氏旧蔵歴史資料(資料群一)、三山木山田家旧蔵歴史資料(資料群二)を調査した。以下、二件の資料群の解題を記していく。

一 三山木村井氏旧蔵歴史資料(資料群一)

① 全体の概要

三山木村井氏旧蔵歴史資料は、全体五四点、前半の一〇二九・三一の三〇点が、江津村・相続講に関する文書、後半の三〇、三二〜五四の二四点が、南山城地域資料と相学関連典籍等である。江津村は、山城国綴喜郡に属し、元禄一三年(一七〇〇)山城国郷帳で高六三二・七〇八石、享保一四年(一七二九)の山城国高八郡村名帳には支配の内訳として、禁裏

御料二五二石余、幕府領(京都代官所)六〇石余、淀藩領一〇〇石、幕府領(宇治代官所)二三七石余とある(『日本歴史地名大系 京都府の地名』一九八一)。

また明治初期の「旧高旧領帳」によると、石高六五一・〇七四石、支配の内訳は元御料(禁裏御料)二四〇・〇三一石、元御除料七二・五一四石、元守護職役知(幕府領)一三七・四二一石、淀藩領一〇一・一〇八石である。その後江津村は、明治九年(一八七六)宮ノ口村と合併し宮津村、同二二年三山木村、昭和二六年(一九五一)田辺町となった。

② 江津村・相続講

江津村に関するものとして、検地帳や田畑関係(一〜三・二四)、村政関係(四)、正福寺関連(五・六・七)の八点がある。また相続講に関するものは、文化一四年(一八一七)〜明治一五年(一八八二)の二二点である。『田辺町近世近代資料集』(二九八七)に掲載された資料も多い。検地帳の分析は、東論考「江津村検地帳と地名・耕地」に詳しいので省略する。

江津村に関するものは、今中源十郎が作成、写したものが多。江津村関係の文書は、本資料以外に市外に二箇所存在する。京都府立京都学・歴史館「江津村文書」(館古一九三二)一八点、明治大学博物館一二点(『明治大学刑事博物館目録』四六、一九七五)である。いずれも庄屋源十郎と記される文

書があり、一連の文書群であった可能性がある。

相続講は、頼母子講と呼ばれるもので、ある目的のため、一定の期間、講の参加者が掛け金を支払い、毎回抽選や鬮などで取得者を決定し、全員が取得した段階で終了する。本資料では、八の伊勢参宮を目的とした太々講や、二五の小学校の運営資金以外は、すべて個人や村の組・株の相続を目的としたものである。大借などのために借金が増え、家や組の経営が成り立たず、その建て直しのために借金が増え、講本も江津村以外に、出垣内・多々羅・宮ノ口・菱田村など近隣に広がっている。講には一定の資金が必要なため、村を越えて広く資金提供者を募ったことがわかる。

③ 南山城地域資料・相学関連典籍

南山城地域の資料は二点である。三三二「木津川堤外絵図」は、木津川を中心に南から木津川へ流入する山田川、ろく（鹿）川、井関川、釜ヶ谷川にはさまれた木津郷の絵図である。「御公儀御敷」、「大山崎八幡宮領」の記載があり、木津川沿いの土地利用が判明する。

三二「笠置山之城元弘戦全図并四方手配堅固図(写)」は、元弘元年（一二三二）、後醍醐天皇が鎌倉幕府を倒すため笠置山で挙兵した際の様子を描いている。本絵図は、同様のものが京都府立京都学・歴史館岡本春暉旧蔵資料にも確認できる。この資料は、明治期の京都の画家岡本春暉が、奈良の竜

田神社所蔵絵図を写したとされている（企画展「先人達の京都研究」京都府立京都学・歴史館WEB）。

相学関連の典籍は、「南北相法」（三五〇四四）他、合計五点二〇冊の幕末から明治にかけてのものである。その内容は、人相・手相・家相などから易経の本筮法まで、多岐にわたっている。

二 三山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）

① 全体の概要

三山木山田家旧蔵歴史資料は、全体七九点、前半の一〇五七の五七点が明治期の教科書類、後半の五八〇七九の二二点が近世の浄瑠璃本や往来物である。近世の寺子屋や明治期の小学校などで使われていたと考えられる。資料の記載から、大部分は宮津村の山田家、一部中島家、井上家のものが含まれる。

② 明治期の教科書類

明治期の教科書類には、山田の記載があるものは四一点、山田自身が記したノート類が五点ある。なかでも山田利一郎の記載が最も多く、明治二六〇三四年の二七点、尋常小学校、弘道高等小学校時代である。つきにほぼ同時代の山田かめ・かめこ・カメ、明治二〇〇二七年の八点である。一一・一三・

一五・二五・二六・二九は、利一郎とかめと両方記載されており、同じ教科書を使用していた兄弟と思われる。少し時代がさかのぼるが、山田いわ・岩、明治一七〜二〇年の四点がある。利一郎達の姉ではないだろうか。時代が下って五三は大正八年の教科書で、「三山木尋常高等小学校第三学年山田利雄」とある。寄贈者自身と思われるが、他の資料とは少し時代が離れており、利一郎の子供世代であった可能性がある。また三四〜三六はいずれも明治七年のもので、山田多賀造、山田猶吉、山田国松の名前がある。五九「絵本忠臣蔵」の山田奈良吉、六八「新刻改正大学」には山田國松とあり、同一人物と思われる。近世から近代にかけて寺子屋から小学校への変化がわかる資料である。

③ 京都府立農学校別科のノート

山田自身が記したノート類はすべて利一郎であり、明治三五〜三七年の五点、農業に関する内容である。六・七の肥料論・稲作論は明治三七年二月二二日の講師岡林袈裟弥の講義録である。注記によると山田利一郎が、京都府立農学校別科分教場飯岡村西方寺で学んだとある。現在の京都府立大学の前身である京都府立農学校は、明治二八年に京都府簡易農学校として設置された。明治三七年四月に京都府立農林学校と改称されるので、直前の資料である。『京都府立大学百年史誌』（一九九五）によると、この別科は農事講習所であり、

明治三四年から府下六箇所、日数三〇日、一五才以上で郡農会長の選抜学生であった。別科は、舞鶴から始まり、太秦・川辺・下夜久野・周山・草内と巡回して開催された。この飯岡は草内村であり、巡回最後の明治三七年二月八日〜三月八日に実施されたことがわかる。飯岡村西方寺は、浄土宗の寺院で、近世初期に琉球国で布教した袋中上人が晩年を送っている。京都府立農学校が、別科として西方寺を分教場として借り、地元の若者等に農業を教えていたことがうかがえる貴重な資料である。

④ 近世の浄瑠璃本や往来物

近世の浄瑠璃本では、「忠臣蔵」「太功記」「太平記忠臣講釈」「八陳守護城」など有名な演目が多く、京都近郊農村での謡の普及が判明する。このなかで六一「本朝二十四孝国会論四段目」のみ明治二三年である。「本朝二十四孝」は、明和三年（一七六六）に初演された川中島合戦を脚色した浄瑠璃である。この国会論とは、同年に開設された帝国議会に関するもので、「本朝二十四孝」の再脚色と考えられる。

往来物は、文章の手本である「万延新板庭訓往来」「万家用文章」「御家庭訓往来」、女性や子供対象の「女大宝箱」「女実語教」「童子使用万海宝蔵童訓往来新体成」、教訓書「今川腰越令状」「孝行往来」「かなめくさ」である。画入り、ルビを付したものが多く、寺子屋等の教育がわかる資料である。

第二節 平成二七年度調査分解題

東 昇

平成二七年度は、薪村小山家文書(資料群三)を調査した。
以下、文書群の解題を記していく。

一 全体の概要

薪村小山家文書は、一八世紀末から一九世紀にかけて薪村で油商、質屋などを営んだ小山家に関する四五一点の文書群である。大きく分類すると、①近世の小山家に関する文書、②明治期の小山捨松に関する文書である。

小山家に関しては、『薪誌』で、すでに本文書と小山家の子孫が所蔵する文書を利用し詳細に紹介されている(二)。第二章近世に「水車絞油」、第五章人物に「小山四郎兵衛」と立項され、小山家の系譜、油・質屋営業、奉公人、墓の角池の寄進、苗字帯刀、地券帳、小山捨松の薪退去などである。特に本文書の近世の主要な文書については、詳細に解説されており参照されたい。

二 近世の小山家文書

まず近世文書は年紀のあるものが一六四点、宝暦九年(一七五九)から慶応四年(一八六八)までである。一八世紀の四点の内文書は、宝暦九年(一七五九)「質入証文」(二五、文書番号、以下同)、天明四年(一七八四)「売渡シ申家屋敷証文之事」(七)、天明六年「一札之事(養子)」(九)である。いずれも門口町、切戸町、逆瀬川町と撰津兵庫の地名が登場することから、薪へ移転する前の文書である。一九世紀は享和元々慶応二年(一八〇一〜一八六六)「奉公人請状之事」(二七)、弘化二々慶応元年(一八四五〜一八六五)「質物請状之事」(二五)が大部分を占める。その他、「乳母奉公請状之事」(二八)、「年切奉公人請状之事」(二九)の小山家に関する文書、天保四年「油元方御改革件之写」(二)、文久二年「南山城油稼仲ヶ間申堅連判帳」(三)の油稼に関する文書、慶応二年「帯刀御免申渡書うつし」(五)など会津御用や献金に関する文書である。

三 小山捨松の経歴と文書

つぎに明治期の小山捨松に関する文書である。小山家六代吉敦捨松は、『薪誌』によると安政二年(一八五五)八月生まれ、大正八年(一九一九)一月六五歳で死去した。捨松は明治一三年(一八八〇)東京へ行き、明治一五年工部省會計局に出仕した。明治一八年薪村に帰り、祝園村松岡新次郎

妹のトヨと結婚、明治二五年八月京都府巡查となる。この頃家産を処分し相楽郡童仙房に転居した。明治三三年退職、京都久邇宮家の執事となる^(三)。

捨松の経歴は、『薪誌』の解説以外に、本文書群から様々なことがあきらかになる。明治二〇年三月には、大成教の吐普加美教会幹事を委任され^(一六一二)、明治二一年六月には訓導に補任されている^(一六一三)。大成教との関わりは明治一九年の親四郎兵衛代である^(四三一一)。大成教とは、平山省齋が明治一二年に大成教会を結集したのが始まりで、明治一五年に神道大成派として独立した^(三)。小山家は、その直後の教会運営に関わったといえる。

明治二三年には、京都府蚕糸業組合第一区養蚕伝習所から養蚕術習得を認められた^(三一一六)。同年山城南部蚕糸業組合員証があることから、養蚕をはじめたことがわかる^(三八)。明治二五年八月京都府の巡查となり、明治三三年二月まで八年間勤務した。明治三四年八月から京都市上馬町の家賃関係^(四一一二)、息子小山真三の京都市修道尋常小学校関係文書^(三一一五〇)があり、馬町付近に居住していた。

明治三八年には東北各県の凶作の窮民救恤として献金しているが、そこには「株式会社村井兄弟商会京都工場員小山捨松」とあり同社に勤めていた^(三三一一八)。村井兄弟商会は、京都の実業家村井吉兵衛^(一八六四〜一九二六)が、明治三二年一二月アメリカカタバコトラストとの折半出資で

創業した。村井は京都の明治・大正期の実業家で、明治二四年国産初の両切紙巻煙草を製造するなど、煙草産業に従事し、さらに東洋印刷・日本石鹼、村井銀行などを設立した。明治三七年煙草製造専売により工場設備を政府に売却している^(四)。

〔小山捨松履歴下書〕^(六九一五)によると、明治三七〜三八年には煙草専売局巡視とある。娘小山フサエの明治四〇〜四三年の専売局京都製造所勤務関係の文書も多く^(三一)、親子で煙草産業に従事したと思われる。この京都製造所は、大正三年『専売局職員録』によると、京都専売支局として下京区馬町通大和大路東入にあり^(五)、村井兄弟商会とともに、捨松の居住した馬町付近にある。明治三七年七月の専売制により村井兄弟商会から引き継いだ京都工場で、当時の新聞によると、職工一三〇〇名、一日二八〇万本を製造できる工場であった^(六)。

その後、明治四五年一月には大宮村長から夜学教員小山捨松宛に新年会の案内をうけており、近隣の夜学で教員を勤めていた^(三二一三)。同年には皇族の久邇宮庁へ、「小山捨松履歴下書」^(六九一五)によると夜警勤務をしており、他にも御殿警衛雇用に関する書類^(五八)や、大正五年三月には、東京久邇宮邸伊藤笛吉から書状^(三二一四)が届いており、久邇宮関係文書がある。年不詳であるが、久邇宮御殿奉仕の捨松に対して、宮本寿次郎が代勤や欠勤の連絡をした手紙

(三二―一四)が残る。当時の久邇宮は三代邦彦王(一八七三―一九二九)であり、元帥陸軍大将となる皇族軍人、昭和天皇の皇后香淳皇后の父でもある(七)。

このように捨松は、工部省、大成教、養蚕、京都府警、煙草工場、夜学教員、久邇宮と様々な職業に就いている。その状況を端的に表しているのが、年不詳「小山捨松親族友人知人等住所録」(三五―一)である。この住所録には、数多くの人名・住所・職業と分類が記される。分類は、親族、郷友、郡友、学友、知己、省友、庁友、官友、警友、蚕友、神友、歌友、漢詩の二三である。この分類は、家族や親族の血縁集団をはじめ、郷友、郡友の地縁、本人の成長に伴うなかでの学友や、就職して以降の省友、庁友、官友、警友、蚕友、神友、そして趣味である歌友、漢詩などに区分できる。捨松は、居住地、職業などを転々としたが、本人の意識として、そこで出会った人とのつながりを大事にしていたといえるのではなからうか。近世の固定的な身分や居住地とは違う、近代の生き方の一側面を表しているといえる。

四 小山捨松の文芸・和歌

小山捨松は、文芸、特に和歌への関心が高く、自作から写しまで数多くの和歌関係の文書がある。捨松が関与し、年代のわかる歌集は四冊存在する。明治三四―三七年の京都府警

を辞職後である。明治三四年「京都互評歌」(四七)は、明治三四年二月、七月、明治三五年一二月の互評歌会の和歌と歌人が記されている。明治三五年「白妙」(四八)や、明治三七年「雪下乃巻」(五一)は鶯蛙会の第一〇回互評会、明治三七年「よみち」(五二)は月次競に投稿された和歌が収録されている。いずれも巻末に点位表があり、点取り和歌であったことがわかる。また各文書に小山吉敦の和歌が収録され、数人の同人名が記される。

また捨松の文芸を知る上で重要なのは、蔵書目録類である。「小山捨松所蔵書籍目録」(三四)、「蔵書目録」(四九)の二点は、いずれも年不詳である。特に「蔵書目録」は、歴史、歌書、和歌、文章、詩集、漢文、字典、法律、算術書、謡曲、雑書の一一分類されており、表1の通り各書名と著者名、巻数が別紙も含めて一七〇件、列記されている。歌書、和歌、文章、詩集、漢文などの分類や、近世の香川景樹、賀茂真淵、契沖、本居宣長、富士谷御杖、近代の佐佐木信綱など、捨松の和歌・文芸への関心がかがえる分類・書籍といえる。

この他にも「小山捨松親族友人知人等住所録」(三五―一)には、京都市に居住する職業「儒師」、漢詩に分類される市村水香の名前がみえる。この市村(一八四二―一八九九)は、幕末から明治期の儒者で高槻藩士、詩を藤井竹外に学び、藩校菁莪堂の世話方となり、漢詩にすぐれていたとある(八)。どの程度のつきあいかわからないが、当時の高名な漢詩師匠

について詩を学んでいた可能性もある。また「幼女(松平露遺筆他) (七二二) には、鳥取新田藩池田冠山娘露の書「幼女遺筆」の木版がある。文政五年六歳で亡くなった露自筆の模刻である。近世の小山家当主か捨松が入手したか不明であるが、当時話題になった少女の和歌や手紙に関心を持っていたことがわかる。

註

- (一) 新誌刊行委員会編『新誌』、一九九一年、二〇九〜二二四、六〇二〜六二七頁。
- (二) 『新誌』、六二五〜六二六頁。
- (三) 村上重良「大成教」『国史大辞典』吉川弘文館、ジャパンナレッジ版。
- (四) 高村直助「村井吉兵衛」『国史大辞典』。
- (五) 十時権次郎編『専売局職員録』一九一四年、国立国会図書館所蔵14.1.126、近代デジタルライブラリー。
- (六) 『京都とたばこ 京都工場のあゆみ』日本専売公社京都工場、一九八二年、一六頁。
- (七) 「久邇宮邦彦王」『日本人名大辞典』講談社、ジャパンナレッジ版。
- (八) 「市村水香」『日本人名大辞典』。

表1 小山捨松蔵書目録

	部	書名	著者名	冊数	版型・紙	備考
1	歴史	国史略	岩垣松苗	5		
2	歴史	日本外史	頼襄	1	洋紙小本	
3	歴史	新撰日本歴史問答	宮田修編	1		
4	歴史	国定小学日本歴史附図	歴史研究会	1		
5	歴史	東洋史図説	教科研究会編	1	小1	
6	歴史	十八史略	岩垣松苗	7		
7	歴史	日本歴史評林	荻野由之	4		冊数下部に「内三」の記載あり。
8	歴史	元明史略	後藤世鈞	4		
9	歴史	元明史略便蒙	藤原恒君緝	2		
10	歴史	春秋左氏伝	秦鼎校	6		
11	歴史	通俗日本歴史	足立栗園	1		
12	歴史	史学普及雑誌	足立社編	2		
13	歴史	日本文学史教科書	藤岡作太郎	1		
14	歴史	巴来万国史	牧山耕平訳		小1	
15	歴史	刪修近古史談	大槻磐溪	2		冊数下部に「内一」の記載あり。
16	歴史	皇室御史	広池千九郎編	1		
17	歌書(歌格の部)	八雲御抄		7		冊数下部「内七山本二」
18	歌書(歌格の部)	写本八雲口傳秘書	写本	1	半	
19	歌書(歌格の部)	言葉のやちまた	本居宣長	2	小	
20	歌書(歌格の部)	ちまたの石ふみ	拜郷蓮茵	2		
21	歌書(歌格の部)	詞の玉の緒	本居宣長	2	小	
22	歌書(歌格の部)	和哥八重垣		7	小	

	部	書名	著者名	冊数	版型・紙	備考
23	歌書(歌格の部)	詞草小苑		3	小	下部「内一小里」の記載を黒塗りにて削除。
24	歌書(歌格の部)	三具撮要回解	赤松祐以	1		写本
25	歌書(歌格の部)	神典奥呂	赤松祐以	1		写本
26	歌書(歌格の部)	言靈奥呂	赤松祐以	1		写本
27	歌書(歌格の部)	四具奥呂	富士屋	1		写本
28	歌書(歌格の部)	北辺遺伝四具奥呂		1		写本
29	歌書(歌格の部)	神典七神三段奥呂	藤原元成(富士谷御杖)	1		写本
30	歌書(歌格の部)	襟記	香雪窟蔵	1		写本
31	歌書(歌格の部)	迦謝志抄、河由比抄		1	薄葉	写本
32	歌書(歌格の部)	藐姑耶濃非目古登(藐姑射秘言)		1		写本
33	歌書(歌格の部)	歌ふくろ	北辺	6		下部「内一不足」の記載を黒塗りにて削除。
34	歌書(歌格の部)	ちまたの石ふみ	拜郷蓮茵	2		文字上に墨の線を引き、削除した跡あり。
35	歌書(歌格の部)	てにをは紐鏡	本居宣長	1	折小	
36	歌書(歌格の部)	ますかがみ	藤原重辰	1	折小	
37	歌書(歌格の部)	冠辞例	大崎としひら	1	小薄	
38	歌書(歌格の部)	今古仮字遣	高井八穂	1	折小	
39	歌書(歌格の部)	にひかがみ	向陽軒正音	1	折小	
40	歌書(歌格の部)	国語教授問答	小谷一馬	1	小	
41	歌書(名所之部)	秋のねさめ		2	小	
42	歌書(名所之部)	袖中草分衣		1	折小	
43	歌書(名所之部)	和歌ぬさぶくろ		1	薄小	
44	和歌(編輯之部)	千代田歌集	佐々木弘綱撰	1	小	「信綱」を上から重ねて「弘綱」に訂正。
45	和歌(編輯之部)	明治歌集	佐々木信綱撰	3	小	
46	和歌(編輯之部)	三國和歌集類題		4	小薄葉	
47	和歌(編輯之部)	日本歌集全書続編	本居、秀川下桂門家下	3	小	
48	和歌(編輯之部)	古今集遠鏡	本居宣長注釈	6	小	
49	和歌(編輯之部)	百家類葉	富士屋成章編	1	小	
50	和歌(編輯之部)	類題月波集	近藤芳樹編	2	小	
51	和歌(編輯之部)	和歌よよのあさ	佐々木信綱編	1	小	
52	和歌(編輯之部)	類題草野集		1	小	
53	和歌(編輯之部)	類題怜野集		1	小	
54	和歌(編輯之部)	近世三十六人撰	熊代繁里編	1	小	
55	和歌(編輯之部)	七種百人一首	佐々木信綱編	1	小	
56	和歌(編輯之部)	和歌呉竹集	尾崎雅嘉編	1	小	
57	和歌(編輯之部)	桑の若紫	拜郷蓮茵編	1	小	
58	和歌(編輯之部)	拾塵集	拜郷蓮茵編	1	小	
59	和歌(編輯之部)	千船集		2	小	内1冊不足。
60	歌書(家集)	成章家集		3		
61	歌書(家集)	赤松祐以詠藻		2		
62	歌書(家集)	園の若葉	拜郷蓮茵	2		
63	歌書(家集)	可々楼遺稿	河本延之	1	小	
64	歌書(家集)	秋の家集	本居宣長	2		
65	歌書(家集)	神楽の舎五百首	伴林光平遺稿	1	小	
66	歌書(家集)	自選晩花集	沙門契沖	1	小	
67	歌書(家集)	自選晩花集	下河邊長流	1	小	
68	歌書(家集)	桂園一技	香川景樹遺稿	1	小	
69	歌書(家集)	桂の落葉	(香川景樹)			
70	歌書(家集)	武田晴信朝臣百首和歌		1		写本
71	歌書(家集)	読史有感集	渡忠秋詠	1	小	写本

	部	書名	著者名	冊数	版型・紙	備考
72	歌書 (定時発行之部)	倭にしき	倭錦社	1	半	
73	歌書 (定時発行之部)	大八洲明治廿三年分	大八洲学会	1	半	
74	歌書 (定時発行之部)	大八洲明治廿四年分	大八洲学会	10	半	
75	歌書 (定時発行之部)	大八洲明治廿五年分	大八洲学会	10	半	
76	歌書 (定時発行之部)	大八洲明治廿六年分	大八洲学会	10	半	
77	歌書 (定時発行之部)	さとのひかり	さとの光発行所	8	小	
78	歌書 (定時発行之部)	桐園月次集	彈琴推	1	小	
79	歌書 (定時発行之部)	邦光社歌会集 明治		1		
80	歌書 (懇請之部)	千代乃巖	岩崎氏還曆賀	1		
81	歌書 (懇請之部)	昇格祭献詠集	府社東丸神社献詠	1		
82	文章	加茂翁家集		2	小	
83	文章	白雲日記	八田知紀	2	小	
84	文章	源氏物語湖月抄		1	洋小	
85	文章	日本文学全書平家物語	博文館編	1	洋小	
86	文章	徒然草	鈴木弘恭訳	1	洋小	
87	文章	職原抄講義 大久保初雄著	大久保初雄	1	洋小	
88	文章	古語拾遺講義	大久保初雄	1	洋小	
89	文章	文苑玉露	本居宣長編	2	洋小	
90	文章	北辺御状大家集		1		写本。
91	文章	歌日記	著者しらず	1		
92	文章	賀茂翁家集		1	小	
93	詩集	京華名勝集	新宮貞亮編	2	小	
94	詩集	唐宗聯珠詩格	千黙商・蔡蒙齋編	1	小	
95	詩集	歴代絶句類選	市川王民	2	小	
96	詩集	新編詩学精選	庄門照編	5	小	
97	詩集	続史学精選	庄門照編	6	小	
98	詩集	竹外二十八字詩		2	小	
99	漢文	古文前後集		2	薄葉小	
100	字典	日本新字林	棚橋一郎・林麴臣編	1	洋小	
101	字典	袖診玉篇	松下久吉輯	2	小	
102	字典	音引假名遣辞典	千秋季隆編	1	小	
103	法律	現行法典	丹羽五郎輯	1	小写真板	
104	法律	新刑法刑事訴訟法		1	小	明治41年4月発行
105	算術書	算術教科書	文部省検定	2		
106	算術書	筆算教授本	山田正一	13		「内四ノ巻三冊嶋田へかし」とあり。
107	算術書	比例便法	水津郁譯	1		
108	算術書	十露盤獨稽古		1		
109	算術書	損益利息算法	柴田清亮編	1		
110	算術書	数学三千題	尾関正求	1	小	
111	謡曲	謡曲通解	大和田建樹編	1		「第二」とあり。
112	謡曲	謡本	観世流	4		
113	雑書	新撰中学漢文	平井・池田合編	4		
114	雑書	平安年中行事記	明治23年分	1	小	
115	雑書	書画一覽	文化年間板	1	小	
116	雑書	新編国文	小林杖吉撰	1	小	
117	雑書	大石良雄	雨谷一葉庵	1	小	
118	雑書	一休北国漫遊	広沢虎吉	1		
119	雑書	園芸全書	東條秀介閱	1		
120	雑書	文芸倶楽部拾三ノ五	博文館発行	1		
121	雑書	掌中大統略記		1	折小	

	部	書名	著者名	冊数	版型・紙	備考
122	雑書	近世歌人略系	廣田常善寄送	1	折小	
123	雑書	筑摩嵐菅の陣立	石川一口演	1	小	
124	雑書	日光案内	愛嶺軒主人編	1	小	
125	雑書	愚撰節用集	川村文芽	1	折小	
126	雑書	年数早見		1	折小	
127	雑書	毎日便覧	毎日新聞社編	1	小	
128	雑書	年中重寶	津久間寄送	1	小	
129	別紙	公事根元	一條禪匿			
130	別紙	文明一統記	藤原兼良			
131	別紙	小夜の寢覚	藤原兼良			
132	別紙	樵談治要	藤原兼良			
133	別紙	文訓	貝原益軒(篤信)			
134	別紙	武訓	貝原益軒(篤信)			
135	別紙	楽訓	貝原益軒(篤信)			
136	別紙	童子訓	貝原益軒(篤信)			
137	別紙	古史通	新井白石(君美)			
138	別紙	読史余論	新井白石(君美)			
139	別紙	同文通考	新井白石(君美)			
140	別紙	東雅	新井白石(君美)			
141	別紙	藩翰譜	新井白石(君美)			
142	別紙	をりたく柴の記	新井白石(君美)			
143	別紙	駿台雑話	室鳩巢			
144	別紙	太宰春台	室鳩巢			
145	別紙	獨語	室鳩巢			
146	別紙	大日本史	徳川光圀			
147	別紙	釋萬葉集	徳川光圀			
148	別紙	扶桑拾遺集	徳川光圀			
149	別紙	禮儀類典	徳川光圀			
150	別紙	源氏物語湖月抄	北村季吟			
151	別紙	枕草紙春曙抄	北村季吟			
152	別紙	梨本集	戸田茂睡			
153	別紙	万葉集代匠記	釋契沖			
154	別紙	和字正濫抄	釋契沖			
155	別紙	万葉考	賀茂真淵			
156	別紙	冠辞考	賀茂真淵			
157	別紙	祝詞考	賀茂真淵			
158	別紙	歌意考	賀茂真淵			
159	別紙	賀茂翁家集	賀茂真淵			
160	別紙	六帖詠草	小沢蘆庵			
161	別紙	六帖拾遺	小沢蘆庵			
162	別紙	雨月物語	上田秋成			
163	別紙	癩癖談	上田秋成			
164	別紙	藤簞冊子	上田秋成			
165	別紙	花月双紙	白川楽翁			
166	別紙	集古十種	白川楽翁			
167	別紙	輿車図考	白川楽翁			
168	別紙	古事記伝	本居宣長			
169	別紙	詞の玉緒	本居宣長			
170	別紙	玉勝間	本居宣長			

第三節 平成二八年度調査分解題

東 昇

一 全体の概要

平成二八年度は、淀藩松原家文書他、全九件の文書群を調査した。淀藩松原家文書は、近世武家文書のため、豊田祥子「淀藩松原家文書解題」として別稿とした。本稿ではそれ以外の八件の文書群を対象とし解題を記す。以下、文書名・件数・点数、そして内容としている。

二 田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四) 一一一件・一八二点

中筋丈夫が中心に収集した近代絵図・観光案内を中心とした資料である。年代は明治一四年から昭和二六年におよぶ。中筋丈夫は、綴喜郡役所に勤めている。

まず京都市・京都府の地図・観光案内は三二件、年代は大正四〇昭和一二年である。大正一四年(一九二五)「京都府社会事業一覽」(四六)や大正九年「大京都市計画区域図」(四七)、昭和三年「御大札と京都案内」(五四)など、近代京都の実態が判明する資料も存在する。

つぎに京都以外の他府県の絵図・観光案内は二五件であり、

東京を中心に名古屋が多く、神戸・奈良・熊本がある。大正一二年「帝都大震災火災系統地図」(七七)、昭和一二年「名古屋汎太平洋平和博覧会案内」(六四)などが特徴的である。また世界地図や双六は六件、大正三年「列強大戦争地図」(四四)、昭和五年「征空すゝろく」(四五)など、当時の世相を表したものも多い。その他、鉄道関係の沿線案内や双六など、大鉄電車・京阪電車・奈良電車・阪急など関西の鉄道会社刊行のものが一〇件ある。関連として府下各郡の地図や陸地測量部作成の京都や関西の地形図がある。

中筋丈夫が綴喜郡役所に勤務した関係か、明治一〇年代の八幡庄、内里・戸津・市辺・井手・荒木・南村などの絵図がまとまっている。「山城国綴喜郡旧第一組八幡庄 里程実測全図」(二)など、戸長他各村から提出された資料と考えられる。また綴喜郡役所編纂『日露戦役綴喜郡記念誌』(一一五・一一六)や関連する「日露戦役戦病死者名簿」(二〇七)もある。また戦後昭和二四、二五年の京都府の八幡西山・幣原開拓事業に関する資料も含まれる。

その他、昭和一一年「保存文書綴(村の新聞社)」(二一九)には、大阪朝日新聞の書類が多数見られ、「京都府田辺通信員 中筋丈夫」とあることから、新聞関係の仕事に就いていた可能性もある。

「雲雀の鳴声」(二二〇)は、雲雀会として中筋丈夫が創刊した俳句雑誌である。大正八年から一〇年にかけて刊行さ

れたが、会費などの滞納などにより九号で休刊した。当時の京田辺を中心とした地域の文芸に関する資料である。

なお目録の「内容等」「寸法」の一部については、平成二八年度歴史資料整理ボランティア事業において受講生のみなさんに作業いただいたものである。

三 草内采野氏旧蔵歴史資料(資料群五) 一三六件・一四〇点

大正期から昭和一〇年代まで刊行された『歴史写真』である。本資料には、四五号(大正七年五月)〜二九九号(昭和一三年四月)の二一年分一三五冊が存在する。『歴史写真』は大正二年四月創刊の月刊誌で、発行は歴史写真会である。誌面は写真を中心に、平均一四〜二〇頁、タイトルには歴史とあるが、日本や世界各地の名所や絵画・人物、ニュースなども含まれる。第二次世界大戦中まで刊行されたとされるが実態は不明である。刊行主体の実業家秋吉善太郎(一八六六〜一九二四)は、大分県玖珠郡の生まれ、明治二〇年から教員、警察官、絹織物工場等をへて、明治三七年日露戦争の際に、満州で酒保として成功、明治四一年東京で出版業、養蜂業を始める。その出版の一環として大正元年『日本歴史写真帖』を刊行、翌年には『歴史写真』を創刊する。その後、大正八年東京府会議員となるが、大正一二年の関東大震災で事業に失敗している。

発行母体の歴史写真会は、黒田清輝・小川一真・丸木利陽など、皇族の肖像画、写真を撮影する人々を名誉会員として、賛助会員、正会員の会員制度を採った。会の運営は年会費前納とし、毎月『歴史写真』を郵送する方法で、会員証を提示すると、開催イベントや写真館・店での割引を受けることができた。また当時京都で開催された大正天皇の即位の大礼の観光案内や、銅像製作の受注なども行っている。

『歴史写真』の中には、上京で呉服商を営み独学で写真を学んだ黒川翠山(一八八二〜一九四四)の写真も数多く掲載されており、当時の京都の名所や風景なども判明する資料といえる。

なお目録の「主な内容」については、平成二七・二八年度歴史資料整理ボランティア事業において受講生のみなさんを選択していただいたものである。

(参考文献 研谷紀夫「月刊誌『歴史写真』と歴史のイメージ表象―大正初期の『歴史写真』の誌面内容と歴史写真会の運営を中心に―」『風俗史学』五四、二〇一三年)

四 草内古川氏旧蔵歴史資料(資料群六) 一件

『山城地理要略』は、明治一六年(一八八三)に刊行された旧山城国地域に関する地理科の教科書である(「緒言」)。山城の地理や沿革・寺社・物産の他、巻末には山城国全図、

京都市街略図を掲載する。編者の三吉艾は、明治一四年『作文初歩 談話書取』、明治一七年『小学初等読本』、『丹後地理要略』、明治一八年『仮名交り単句篇』他を刊行している。

三吉は、嘉永六年（一八五三）生の山口県士族、明治一〇年京都市小学校の訓導となり、明治一五年京都府女学校教諭、明治三〇年には下京高等小学校長となっている（元兼正浩「明治後期における「優良」小学校長の履歴」『教育経営教育行政学研究紀要』二、一九九五年）。『山城地理要略』刊行当時、京都府女学校の教員であった。三吉は、その後明治三三〜三七年岐阜女子高等学校初代校長、明治三七〜大正二年香川県立高松高等女学校校長であったことが確認できる（『官報』）

五 大住吉田氏旧蔵歴史資料（資料群七） 六件・七点

旧大住村、自治会が刊行した、「大住自治報」（昭和二〜三年）、「大住村報」（昭和八・一四年）である。村の予算や高齢者一覽、徴兵検査、敬老会の開催など、当時の村の様子がうかがえる。昭和五二年「京都新聞」は、これら資料が発見された経緯が記されている。

六 松井区旧蔵歴史資料（資料群八） 三件

松井区に関する文書である。「書類綴」（一）は、明治三四年（一九〇一）から昭和三二年（一九四七）までの松井区長の引継に関して、備品、金銭収支、書類名などを記している。また明治七年「除地井路溜池年季鍬下墓所取調帳」（二）、明治八年「本田野路居村道筋道幅境界杭改簿」（三）はいずれも松井区内の土地や道に関する帳簿である。

七 田辺西村家旧蔵歴史資料（資料群九） 四一件・四五点

明治一〇〜四一年の西村家に関する文書である。西村徳松は明治一〇年に河原村戸長となり、翌年には西村篤が戸長、綴喜郡書記となる。西村篤の経歴については『田辺町近代誌』に詳しい。西村篤は、明治一八年田辺村外四ヶ村戸長、明治二二年には田辺村長に当選し、その後徴兵参事員、赤十字、京都府教育会関連の仕事にも従事する。また明治二二年東京で開催された第三回内国勸業博覧会に際して、綴喜郡茶葉組合組長として京都府より出品奨励を囑託されており、茶葉の実態が判明する資料である。

また明治四一年「家事日記」（三八）は、裏表紙に西村修とあるが、修ときんの学校のことなどが記され、本家の野辺送りや観音講へ行くことあり、ひらがな多いことから母親が筆者の可能性もある。彼岸に寺へ回向、田辺山へ松茸とり、蓄音機を聞くなど、当時の生活の様子がわかる貴重な資料である。

る。

八 市外森田氏旧蔵歴史資料（資料群一〇）一件

明治二五年に刊行された『京都府会議事録』である。同年一月二日から二月八日までの京都府通常府会議事録と、議員の住所・姓名・番号録などが収録される。

九 草内吉川家旧蔵歴史資料（資料群一一）一件

飯岡の吉川徳二郎が、発明・発売・製造元であった「吉川式製茶改良早蒸機」を紹介する広告資料である。価格・使用方法・図解などから構成される。取次店は椿井・伏見・田原・木津・奈良市など南山城から奈良一帯にあったことがわかる。近代京田辺の製茶地帯において、生産者自身が改良した農具として貴重な事例といえる。

淀藩松原家文書（資料群一二） 解題

豊田 祥子（執筆時：京都府立大学大学院生）

一 全体の概要

松原家文書は、淀藩稲葉家家老を勤めた松原家に関わる四点の文書群である。年代は文化年間（一八〇四～一八一八）から慶応年間（一八六五～一八六八）まで、八代藩主正備から一二代正邦までの記録である。松原家一〇代彦一郎貞吉が作成した文書も見られる。内容は、①勤務に関する文書、②祝儀・法事に関する文書に大きく分類できる。なお、「御番頭手控」（二七一～一四）、「文書番号、以下同」、「御名代帳別帳書抜」（二七一～一四）は第三章第三節に翻刻を掲載している。

二 淀藩稲葉家（一）

稲葉家初代正成は美濃国本巢郡十七条城主林氏の出身で、臼杵藩稲葉家と婚姻関係を結び稲葉姓を称した。小早川秀秋に仕え、文禄元年（一五九二）からの朝鮮出兵では主君に随行した。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いでは秀秋を東軍に寝返らせ、美濃国羽栗郡と旧領十七条に合わせて一万石を拝領した。

正成の妻は、徳川家第三代家光の乳母として知られる春日局である。そのため、正成の子である二代正勝は幼少より家

光に仕え、寛永九年（一六三二）に相模國小田原藩主となる。その後、越後国高田藩、下総国佐倉藩を経て、享保八年（一七二三）の正知の代に山城国淀藩主となった。また、同年に大名火消として京都の火の番を命じられた。以降、初代淀藩主である正知から一二代藩主正邦に至り明治時代を迎えるまで、稲葉家は淀藩主を勤めた。

三 松原家

「御番頭中当用留記」（一七）には松原家の経歴が記されている。同文書によると、初代五郎左衛門貞良が稲葉家の祖である林宗兵衛に召し出されたのは慶長二年（一五九七）のことである。その後、年代は不詳だが、正成が十七条に居城していたところに稲葉家に召し出され、一三〇〇石をもって家老を仰せ付けられた。朝鮮出兵の際には、正成とともに出陣したことも記されている。

このほかに、勤務に際しての留意点が四家心得として記されている。四家とは寛保三年（一七四三）の五代正益のときに定められたもので、八太・田邊・稲葉・松原家が該当する。この四家は代々家老を勤めていたと考えられる。

四 勤務に関する文書

勤務に関する文書の内容は、大きく二つに分けることができる。一つ目は、家老としての勤務の記録や心得を控えたも

のである。

「十代松原五左衛門貞吉日記」（三）は、文化十一年（一八一四）から文政十三年（一八三〇）までの老中・御用番よりの書状の写しや、登城した際の勤務の様子などを記録したものである。「御番頭勤方手控」（二一一）、「御番頭手控」（二一五）、「当用留記」（二七一―一三）には、御機嫌伺や御城廻りなどの城中での勤めの心得や、京都出火の際の対応方法、地火の日の心得などが詳細に記されている。このほか、松原より家老・御用番らへ宛てられた廻状が五点残っている。

二つ目は、麟祥院への名代に関するものである。麟祥院とは江戸湯島にある春日局の菩提寺のことであるが、本文書群に登場する麟祥院とは京都妙心寺の塔頭の一つと考えられる^{三〇}。この麟祥院の境内には春日局の霊屋があり、菩提所となっている。

「麟祥院御名代覚」（二二）には、藩主が在城または留守の際に、名代としてつとめた様子が日記として記されている。また、「御在城年御名代勤順覚」（二九）では、一年のうち名代を勤める忌日と、誰が勤めるかの規定がまとめられている。

五 祝儀・法事に関する文書

祝儀・法事に際して、養源寺への名代が遣わされることが多い。養源寺とは、正勝が江戸湯島に開基したと伝わる寺院で^{三一}、稲葉家の菩提寺である。本文書群での養源寺は、淀

に存在するのではないかと推測される。

「御番頭手控」(二二―二)は、天保四年(一八三三)と同六年における藩主内室の妊娠・出産にかかわる文書である。御着帯や御七夜などの儀式においての家臣らの行動や、若子誕生の際に養源寺の「御牌前」へ名代が遣わされていることが読み取れる。

法事に関する文書には「於養源寺御法事心得」(一八)があり、法事前日の準備段階や当日の流れなどが書かれている。稲葉家の法事が養源寺で営まれていたことがわかる。「御名代帳別帳書抜」(二七―一四)は養源寺への名代などの勤務記録が中心であるが、九代藩主正発が病に倒れてから葬送が営まれるまでの様子も記されている。

これらの祝儀・法事に関する文書には、儀式においての着座位置を示した図が付されていることが多い。また、「大書院御居間図」(二七―四)などの絵図が七点あり、御機嫌伺などにおいての着座位置や部屋内での動き方が図示されている。儀式の様子や当時の慣行を詳細に知ることができる史料である。

六 幕末・明治の文書

淀藩稲葉家最後の当主である正邦は、文久三年(一八六三)に京都所司代に就任した。「御祝被下手控全」(二七―八)には、大坂城において役職を仰せつかったことや、翌月の祝儀

の様子などが記録されている。その後正邦は、慶応四年(一八六八)までに二度老中を勤めた。明治二年(一八六九)には淀藩知事に就任したが、同四年には解任された^(四)。

以上のほかに、幕末・明治の文書として「太政官日誌」(二八・二九)が二点ある。一点目は慶応四年(一八六八)三月付で、第五号と記されている。三月九日と一四日の会議記録、五箇条御誓文の写し、御宸翰の写しなどがある。二点目は明治四年(一八七一)付で、第一八号と記されている。四月五日の戸籍に関する布告全三三則の写しなど、戸籍に関する記録である。この二点と稲葉家・松原家に関連するかは不明である。

註

- (一) 本解題は『国史大辞典』「稲葉氏」、『寛政重修諸家譜』「卷第六百八」、『藩史大事典』「淀藩」による。
- (二) 福田千鶴『春日局―今日は火宅を通れぬかな―』(ミネルヴァ書房、二〇一七)
- (三) 『寛政重修諸家譜』「卷第六百八」
- (四) 『藩史大事典』「淀藩」

第五章 関連図表

第五章 関連図表

平成二六年度調査分の関連図表を作成した。全て、三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）に関連するものである。作成は、第一節（一）は原田直実（作成当時…京都府立大学学生）、第一節（二）と（三）は豊田祥子（作成当時…京都府立大学学生）が行った。

【凡例】

- (1) 翻刻の判断が難しい部分は「(カ)」、判読不能な場合は「□」、虫損等は「()」で表記した。
- (2) 異体字・略字・旧字は原則として常用漢字に書き換えた。
- (3) 付箋が貼付されている場合は、それを採用した。

第一節 平成二六年度調査分關連図表

(一) 延宝七(1679)年江津村検地帳詳細表(文化十(1813)年写)【目録1-1】

字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米(石)	斗代(石)
1 池川原	上々田	8畝13歩	22間	13間4尺5寸	8畝18歩	長兵衛	1.29	1.5
2 同所	上々田	9畝22歩	30間	12間	1反2畝歩	次兵衛	1.8	1.5
3 池川原	上々田	7畝9歩	16間半	13間5寸	7畝6歩	次兵衛	1.8	1.5
4 同所	上々田	3畝12分	15間5尺	7間4尺5寸	4畝3歩	源三郎	0.615	1.5
5 宮ノ下	上々田	1反28歩	24間2尺4寸	15間	1反2畝歩6歩	源三郎	1.83	1.5
6 同所	上々田	1反3歩	19間	17間	1反24歩	助右衛門	1.62	1.5
7 同所	上々田	3畝28歩	18間	8間	4畝24歩	助右衛門	0.72	1.5
8 同所	上々田	7畝17歩	24間	10間半	8畝12歩	小兵衛	1.26	1.5
9 池川原	上々田	9畝2歩	31間	9間	9畝9歩	伝藏	1.39	1.5
10 堀尻	上々田	4畝8歩	13間	10間3尺5寸	4畝18歩	弥三郎	0.69	1.5
11 同所	上々田	3畝22歩	13間	9間半	4畝3歩	弥三郎	0.615	1.5
12 堀尻	上々田	1反1畝2歩	25間	13間1尺	1反1畝歩	茂十郎	1.65	1.5
13 同所	上々田	3畝11歩	14間半	7間半	3畝18歩	六右衛門	0.52	1.5
14 同所	上々田	3畝25歩	14間	9間	4畝6間	長兵衛	0.63	1.5
15 堀尻	上々田	4畝21歩	18間	7間2尺	4畝15歩	長兵衛	0.675	1.5
16 門ノ前	上田	3畝22歩	25間	5間	4畝18歩	小十郎	0.588	1.4
17 同所	上田	5畝19歩	34間	5間半	6畝6歩	助右衛門	0.868	1.4
18 同所	上田	7畝7歩	35間	6間2尺	7畝12歩	次兵衛	1.036	1.4
19 同所	上々田	8畝13歩	29間半	8間4尺5寸	8畝18歩	伝右衛門	1.29	1.5
20 同所	上々田	3畝28歩	27間	4間2尺5寸	4畝歩	八女	0.6	
21 門ノ前	上々田	2畝16歩	26間1尺	2間半	2畝6歩	茂十郎	0.33	1.5
22 堀尻	上々田	6畝17歩	17間	14間	7畝27歩	茂十郎	1.185	1.5
23 同所	上々田	7畝21歩	22間半	11間5寸	8畝9歩	九郎右衛門	1.245	1.5
24 同所	上々田	2畝12歩	12間	5間半	2畝6歩	九郎右衛門	0.33	1.5
25 同所	上々田	4畝8歩	14間	11間3尺5寸	5畝12歩	長兵衛	0.81	1.5
26 同所	上田	7畝19歩	40間	6間5寸	8畝3歩	小右衛門	1.134	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
27	堀尻	上田	1反12步	8間半	17間2尺	1反21步	次兵衛	1.498	1.4
28	はいさき	上田	6敵24步	53間	4間1尺5寸	7敵15步	弥兵衛	1.05	1.4
29	同所	上田	7敵11步	56間	4間4尺	8敵21步	小兵衛	1.218	1.4
30	堀尻	上田	9敵歩	40間	7間1尺5寸	9敵21步	次兵衛	1.358	1.4
31	わさ地	上田	8敵13步	38間	7間6寸	9敵歩	小右衛	1.26	1.4
32	同所	上田	9敵4步	22間半	12間	9敵歩	清兵衛	1.26	1.4
33	わさ地	上田	9敵18步	18間	16間	9敵18步	小右衛門	1.344	1.4
34	同所	上々田	3敵10步	14間	7間4尺2寸	3敵18步	伝右衛門	0.54	1.5
35	同所	上々田	6敵3步	16間	11間4尺	6敵6步	伝右衛門	0.93	1.5
36	門ノ前	上々田	3敵7步	10間2尺5寸	9間半	3敵9步	文右衛門	0.495	1.5
37	同所	上々田	8敵5步	21間半	12間	8敵18步	奎治郎	1.29	1.5
38	同所	上田	9敵歩	19間	13間6寸	8敵9步	小兵衛	1.162	1.4
39	門ノ前	上田	7敵25步	16間	15間	8敵歩	作右衛門	1.12	1.4
40	清水	上田	4敵28步	20間	8間	5敵9步	次兵衛	0.742	1.4
41	同所	上田	7敵5步	35間	6尺1尺	7敵6步	次兵衛	1.008	1.4
42	門のまへ	上田	8敵14步	16間半	14間	7敵21步	次兵衛	1.078	1.4
43	同所	上田	2敵3步	10間	6間2尺	2敵3步	弥右衛門	0.294	1.4
44	同所	上々田	6敵21步	21間	10間4尺2寸	7敵15步	権三郎	1.125	1.5
45	門ノ前	上田	1敵11步	9間	4間2尺	1敵9步	権三郎	0.182	1.4
46	同所	上々田	2敵7步	10間半	8間	2敵24步	伝兵衛	0.42	1.5
47	同所	上田	6敵13步	22間	8間	5敵27步	伝兵衛	0.826	—
48	同所	上々田	5敵26步	21間	9間	6敵9步	助三郎	0.945	1.5
49	同所	上田	5敵18步	21間	8間	5敵18步	九兵衛	0.784	1.4
50	同所	上田	9敵10步	28間	11間	1反9步	久右衛門	1.442	1.4
51	池之内	上田	7敵4步	36間	7間半	9敵歩	九兵衛	1.26	1.4
52	同所	下々田	1敵24步	20間	2間4尺2寸	1敵24步	九兵衛	0.162	0.9
53	同所	下田	13步	5間	2間	9步	次兵衛	0.03	1
54	同所	中田	1敵14步	24間	1間	24步	次兵衛	0.96	1.2
55	同所	上田	7敵4步	17間	12間	6敵24步	久右衛門	0.096	1.4
56	同所	上田	7敵4步	16間	11間	5敵27步	長兵衛	0.826	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
57	門のまへ	上田	2畝5歩	11間	6間	2畝6歩	六右衛門	0.308	1.4
58	同所	上田	5畝12歩	26間	5間半	4畝24歩	同人	0.672	1.4
59	同所	上田	2畝18歩	11間	6間	2畝6歩	同人	0.308	1.4
60	同所	上田	6畝5歩	16間	16間	8畝15歩	清兵衛	1.19	1.4
61	同所	上田	1反8畝	19間	16間半	1反12歩	又兵衛	1.456	1.4
62	同所	上田	8畝21歩	23間半	14間半	1反12歩	六右衛門	1.456	1.4
63	門ノ前	上田	7畝2歩	20間2尺4寸	10間	6畝24歩	茂十郎	0.952	1.4
64	同所	中田	1畝15歩	16間	2間5寸	1畝3歩	久右衛門	0.132	1.2
65	同所	上田	6畝21歩	17間2尺	10間	5畝24歩	次兵衛	0.812	1.4
66	同所	上田	3畝23歩	18間	6間	3畝18歩	同人	0.504	1.4
67	清水	中田	3畝26歩	15間	6間半	3畝9歩	九郎右衛門	0.396	1.2
68	同所	中田	2畝6歩	10間半	5間半	1畝27歩	次兵衛	0.228	1.2
69	清水	下田	3畝18歩	40間	3間	4畝歩	小兵衛	0.4	1
70	同所	下田	3畝19歩	40間	3間	4畝歩	善介	0.4	1
71	同所	下田	5畝23歩	16間	10間	5畝9歩	茂十郎	0.53	1
72	同所	下田	5畝26歩	23間	8間半	6畝15歩	惣兵衛	0.65	1
73	同所	下田	3畝7歩	16間	6間半	3畝15歩	同人	0.35	1
74	同所	下田	3畝29歩	16間	9間	4畝24歩	小十郎	0.48	1
75	清水	下田	3畝7歩	16間	2間半	1畝9歩	九郎七	0.13	1
76	同所	下田	3畝14歩	22間	5間2尺	3畝27歩	小兵衛	0.39	1
77	同所	下田	3畝7歩	26間1尺5寸	4間	3畝15歩	小十郎	0.35	1
78	同所	下田	4畝20歩	19間	7間2尺5寸	4畝21歩	九郎七	0.47	1
79	同所	中田	3畝10歩	27間	5間	4畝15歩	久右衛門	0.54	1.2
80	同所	中田	1畝10歩	9間半	6間	1畝27歩	同人	0.228	1.2
81	清水	中田	8畝23歩	31間	8間半	8畝24歩	長兵衛	1.056	1.2
82	同所	中田	9畝28歩	33間	9間3尺5寸	1反15歩	伝右衛門	1.26	1.2
83	同所	上田	4畝17歩	25間半	5間2尺5寸	4畝18歩	小十郎	0.644	1.4
84	同所	上田	3畝2歩	11間半	8間2尺	3畝6歩	久右衛門	0.448	1.4
85	同所	上田	6畝9歩	14間	13間4尺	6畝12歩	同人	0.896	1.4
86	同所	上田	9畝29歩	29間	10間1尺	9畝24歩	次兵衛	1.372	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
87	山添	中田	3畝17歩	20間	7間	4畝21歩	伝兵衛	0.564	1.2
88	同所	中田	1畝28歩	14間	3間	1畝12歩	次兵衛	0.168	1.2
89	同所	中田	3畝17歩	21間	6間半	4畝15歩	同人	0.54	1.2
90	同所	中田	3畝2歩	18間	6間	3畝18歩	同人	0.432	1.2
91	同所	中田	5畝15歩	22間	9間	6畝18歩	同人	0.792	1.2
92	—	上田	—	20間	10間	6畝21歩	伝蔵	0.938	1.4
93	山添	上田	5畝7歩	35間	4間2尺	5畝3歩	小右衛門	0.714	1.4
94	同所	下田	1畝24歩	6間半	6間	1畝9歩	同人	0.13	1
95	同所	中田	2畝10歩	12間	4間	1畝18歩	同人	0.192	1.2
96	同所	中田	1畝9歩	15間	2間半	1畝9歩	同人	0.156	1.2
97	同所	下田	11歩	7間	3間	21歩	三十郎	0.063	0.9
98	同所	下田	8歩	3間	1間	3歩	同人	0.008	0.8
99	山添	下畑	20歩	11間	2間	21歩	三十郎	0.056	0.8
100	同所	下々田	1畝10歩	10間	4間	1畝9歩	同人	0.117	0.9
101	しりや	上田	9畝23歩	30間	9間	9畝歩	権三郎	1.26	1.4
102	同所	中田	1反3歩	33間	8間2尺7寸	9畝9歩	小右衛門	1.116	1.2
103	同所	下田	20歩	10間	5間	1畝21歩	九郎七	0.17	1
104	同所	中田	2畝21歩	17間	4間半	2畝18歩	小右衛門	0.312	1.2
105	しりや	下々田	1畝23歩	8間	4間	1畝3歩	助三郎	0.099	0.9
106	同所	中田	4畝22歩	14間	10間	4畝21歩	徳右衛門	0.564	1.2
107	同所	下々田	1畝9歩	7間	3間	21歩	同人	0.063	0.9
108	同所	上田	1反1畝17歩	39間	8間半	1反1畝3歩	権三郎	1.554	1.4
109	同所	上田	16歩	37間	7間半	9畝9歩	次兵衛	1.302	1.4
110	同所	上田	9畝6歩	18間	17間	1反6歩	九郎兵衛	1.428	1.4
111	南山添	中田	3畝25歩	24間	5間	4畝歩	権三郎	0.48	1.2
112	同所	上田	1畝26歩	18間	3間半	2畝3歩	同人	0.294	1.4
113	同所	中田	3畝4歩	15間	8間	4畝歩	次兵衛	0.48	1.2
114	同所	上田	4畝21歩	16間	10間2尺	5畝15歩	同人	0.77	1.4
115	大井池	上田	1反4畝2歩	54間半	7間5尺4寸	1反4畝9歩	弥兵衛	2.002	1.4
116	同所	上田	1反3畝14歩	55間	7間半	1反3畝14歩	権三郎	1.932	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
117	太井之池	上田	2敵11步	17間半	6間	3敵15步	源十郎	0.49	1.4
118	同所	上田	1敵歩	21間半	2間4尺5寸	2敵歩	同人	0.28	1.4
119	同所	下畑	20歩	6間	1間半	9歩	同人	0.024	0.8
120	同所	下田	23歩	11間半	3間半	1敵9歩	助右衛門	0.13	1
121	同所	下田	1敵2歩	4間半	2間	9歩	同人	0.03	1
122	同所	上田	3敵27歩	15間半	8間半	4敵12歩	九郎七	0.616	1.4
123	太井ノ池	上田	3敵23歩	24間	4間半	3敵18歩	九郎七	0.504	1.4
124	同所	中田	2敵23歩	22間	5間半	4敵歩	同人	0.48	1.2
125	同所	中田	3敵22歩	15間	6間2尺	3敵6歩	助三郎	0.384	1.2
126	同所	中田	7敵13歩	21間	11間	7敵21歩	小右衛門	0.924	1.2
127	同所	上田	5敵7歩	21間	7間	4敵27歩	権三郎	0.686	1.4
128	同所	上田	3敵23歩	24間4尺	5間半	4敵15歩	同人	0.63	1.4
129	太井ノ池	上田	3敵14歩	24間2尺	4間1尺5寸	3敵12歩	与介	0.476	1.4
130	同所	上田	1敵15歩	11間	4間	1敵15歩	同人	0.21	1.4
131	同所	上田	5敵6歩	24間半	6間1尺5寸	5敵3歩	権七	0.714	1.4
132	同所	上田	1敵21歩	9間半	4間1尺	1敵9歩	文三郎	0.182	1.4
133	同所	上田	9敵20歩	32間	9間4尺	1反9歩	喜兵衛	1.442	1.4
134	同所	上田	3敵22歩	16間	5間2尺	2敵24歩	新四郎	0.392	1.4
135	太井ノ池	下田	3敵5歩	24間	6間	4敵24歩	新四郎	0.48	1
136	同所	中田	2敵25歩	14間	8間	3敵21歩	八助	0.444	1.2
137	同所	下田	7敵6歩	13間	12間4尺	5敵15歩	同人	0.55	1
138	四反長	下田	4敵14歩	32間	5間2尺	5敵21歩	権七	0.57	1
139	同所	上田	2敵13歩	15間	5間	2敵15歩	同人	0.35	1.4
140	同所	上田	7敵24歩	50間	5間1尺7寸	8敵24歩	次兵衛	1.232	1.4
141	四段長	上田	4敵14歩	20間半	10間	6敵24歩	小右衛門	0.952	1.4
142	同所	上田	7敵14歩	25間半	9間半	8敵3歩	久右衛門	1.134	1.4
143	同所	中田	4敵3歩	29間	4間	3敵27歩	平三郎	0.468	1.2
144	同所	中田	3敵13歩	55間	1間半	2敵21歩	文右衛門	0.324	1.2
145	同所	上田	2反24歩	57間	12間	2反2敵24歩	次兵衛	3.192	1.4
146	同所	上田	1反8歩	55間	5間半	1反3歩	九左衛門	1.414	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
147	四反長	中田	6敵20歩	55間	2間2尺	4敵9歩	茂兵衛	0.516	1.2
148	同所	上田	5敵12歩	52間半	3間1尺	5敵15歩	加右衛門	0.77	1.4
149	同所	上田	9敵23歩	25間半	12間1尺5寸	1反12歩	又兵衛	1.456	1.4
150	同所	上田	7敵8歩	23間4尺	9間半	7敵15歩	平三郎	1.5	1.4
151	同所	中田	4敵9歩	31間	4間	4敵3歩	久右衛門	0.492	1.2
152	はいさき	上々田	4敵8歩	33間	4間5尺	5敵9歩	小兵衛	0.795	1.5
153	はいさき	上々田	8敵27歩	55間	6間半	1反1敵17歩	甚左衛門	1.785	1.5
154	同所	上々田	9敵10歩	51間2間	6間	1反9歩	平三郎	1.545	1.5
155	同所	上々田	8敵29歩	47間	6間2尺	9敵27歩	久右衛門	1.485	1.5
156	瀧口	上田	9敵1歩	19間	17間 1尺5寸	1反27歩	小十郎	1.526	1.4
157	大道端	上田	6敵歩	14間半	13間	6敵9歩	次兵衛	0.882	1.4
158	同所	上田	5敵6歩	13間半	13間半	6敵3歩	同人	0.854	1.4
159	大道端	上々田	9敵20歩	31間	10間4尺	1反1敵歩	作右衛門	1.65	1.5
160	同所	上々田	7敵18歩	30間	7間2尺	7敵9歩	次兵衛	1.095	1.5
161	同所	上々田	6敵25歩	27歩	9間半	8敵15歩	同人	1.275	1.5
162	同所	上田	8敵25歩	57間	5間	9敵15歩	九郎兵衛	1.33	1.4
163	油田	上田	8敵24歩	43間半	7間半	1反12歩	次兵衛	1.456	1.4
164	同所	上田	9敵歩	41間半	7間半	1反12歩	同人	1.456	1.4
165	油田	上田	8敵20歩	26間	10間	8敵21歩	加右衛門	1.218	1.4
166	かきか坪	上田	9敵20歩	28間	11間半	1反21歩	作右衛門	1.498	1.4
167	木ノ本	上田	7敵20歩	27間半	10間半	9敵18歩	長兵衛	1.344	1.4
168	木ノ本	上田	7敵28歩	27間	10間	9敵歩	源十郎	1.26	1.4
169	同所	上田	7敵5歩	23間	10間半	8敵歩	次兵衛	1.12	1.4
170	同所	上田	8敵22歩	24間半	12間	9敵24歩	助右衛門	1.372	1.4
171	桐山	上田	5敵歩	20間	10間半	7敵歩	権七	0.98	1.4
172	かきか坪	上田	5敵8歩	15間	10間半	5敵9歩	次兵衛	0.742	1.4
173	同所	上田	6敵12歩	33間	6間	6敵18歩	李治郎	0.924	1.4
174	桐山	上田	1反2敵21歩	22間	20間	1反4敵21歩	吉右衛門	0.258	1.4
175	同所	下畑	1敵5歩	9間	5間4尺5寸	1敵21歩	助三郎	0.136	0.8
176	同所	中畑	2敵歩	27間	3間	2敵21歩	与兵衛	0.27	1

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
177	切山	中畑	3畝9歩	27間	3間半	3畝3歩	甚左衛門	0.31	1
178	同所	中畑	1畝14歩	16間	3間	1畝18歩	伝蔵	0.16	1
179	同所	中畑	2畝21歩	19間	6間	3畝24歩	忠兵衛	0.38	1
180	同所	上畑	4畝16歩	9間半	5間	1畝18歩	小兵衛	0.192	1.2
181	同所	上畑	22歩	15間	7間	2畝18歩	同人	0.364	1.4
182	同所	上畑	5畝3歩	24間	8間	6畝12歩	次兵衛	0.896	1.4
183	かきか坪	上畑	8畝23歩	34間	9間	1畝6歩	次兵衛	1.428	1.4
184	同所	上畑	1畝9歩	17間	3間	1畝21歩	同人	0.238	1.4
185	きり山	上畑	1反1畝7歩	40間	9間半	1反2畝21歩	源十郎	1.778	1.4
186	同所	上畑	6畝11歩	43間	4間半	6畝15歩	同人	0.91	1.4
187	同所	上畑	7畝16歩	35間	7間半	8畝21歩	同人	1.218	1.4
188	同所	上畑	1畝20歩	9間半	7間	2畝6歩	八介	0.264	1.2
189	百々	中畑	3畝歩	14間	5間3尺5寸	2畝18歩	久右衛門	0.312	1.2
190	同所	上畑	3畝10歩	13間	7間9寸	3畝3歩	同人	0.372	1.2
191	同所	上畑	1反4畝5歩	39間	13間	1反6畝27歩	小兵衛	2.366	1.4
192	古垣内	上畑	1畝15歩	11間	7間4尺	1畝24歩	源十郎	0.392	1.4
193	同所	中畑	4畝14歩	19間	8間半	5畝12歩	権三郎	0.648	1.2
194	ふけのかわ	下畑	1反歩	33間	10間	1反9歩	伝蔵	1.03	1
195	ふけの川	中畑	8畝9歩	20間	12間半	8畝9歩	喜兵衛	0.996	1.2
196	同所	下畑	9畝13歩	23間半	12間	9畝12歩	次兵衛	0.94	1
197	同所	下畑	1反24歩	19間2尺5寸	17間	1反1畝歩	小右衛門	1.1	1
198	古垣内	下畑	3畝21歩	16間	7間	3畝21歩	長三郎	0.37	1
199	同所	下々田	2畝7歩	11間	6間	2畝6歩	文右衛門	0.198	0.9
200	同所	中畑	3畝16歩	23間	4間4尺	3畝18歩	同人	0.432	1.2
201	古かいと	上畑	8畝26歩	44間	6間1尺	9畝歩	惣兵衛	1.26	1.4
202	同所	中畑	1畝19歩	11間	5間	1畝24歩	同人	0.216	1.2
203	同所	中畑	1畝17歩	8間	4間9尺	1畝3歩	李治郎	0.132	1.2
204	同所	上畑	4畝3歩	23間	7間	5畝12歩	政右衛門	0.756	1.4
205	同所	上畑	5畝7歩	29間	6間	5畝24歩	茂十郎	0.812	1.4
206	同所	上畑	4畝22歩	15間	9間半	4畝24歩	小兵衛	0.672	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
207	古かいと	中畑	1畝15歩	10間半	4間	1畝12歩	久左衛門	0.14	1
208	同所	上田	8畝15歩	17間	16間	9畝3歩	九郎兵衛	1.274	1.2
209	同所	上畑	2畝6歩	16間半	4間	2畝6歩	弥三郎	0.264	1.2
210	同所	上田	3畝23歩	11間2尺7寸	11間	4畝6歩	同人	0.588	1.4
211	同所	上田	5畝9歩	19間	9間半	6畝歩	九左衛門	0.84	1.4
212	同所	上田	4畝25歩	24間	6間6寸	4畝27歩	三右衛門	0.686	1.4
213	清水	上田	4畝29歩	20間	8間半	5畝21歩	権三郎	0.798	1.4
214	同所	上畑	1畝6歩	12間	3間	1畝6歩	茂十郎	0.144	1.2
215	同所	上田	2畝1歩	20間2尺	2間5尺	1畝27歩	同人	0.266	1.4
216	同所	上田	3畝14歩	21間2尺	4間半	3畝6歩	久右衛門	0.448	1.4
217	同所	上畑	1畝8歩	7間	5間	1畝6歩	佐平次	0.144	1.2
218	同所	上畑	6畝16歩	30間	7間3尺5寸	7畝18歩	作右衛門	0.912	1.2
219	清水	上畑	2畝7歩	14間半	5間	2畝12歩	次兵衛	0.288	1.2
220	同所	中田	2畝1歩	16間	5間4尺	3畝歩	九左衛門	0.36	1.2
221	川田	中田	9畝歩	62間半	4間2尺	9畝歩	久四郎	1.08	1.2
222	同所	中田	9畝8歩	62間半	4間2尺8寸	9畝9歩	作右衛門	1.116	1.2
223	同所	中田	1反4歩	55間	6間	1反1畝歩	伝蔵	1.32	1.2
224	同所	中田	3畝26歩	23間半	4間1尺	3畝9歩	小兵衛	0.396	1.2
225	嶋	中田	2畝18歩	16間	4間半	2畝12歩	伝蔵	0.288	1.2
226	同所	下田	4畝24歩	58間	2間4尺	5畝3歩	若介	0.51	1
227	同所	中田	4畝16歩	30間	4間3尺6寸	4畝18歩	次兵衛	0.552	1.2
228	同所	中田	6畝12歩	33間	6間半	7畝3歩	権七	0.852	1.2
229	同所	中田	3畝8歩	33間	3間1尺	3畝15歩	佐平次	0.42	1.2
230	同所	中田	6畝15歩	28間5尺	5間5尺	5畝18歩	作右衛門	0.672	1.2
231	しま	中田	6畝9歩	23間半	8間	6間9畝	弥兵衛	0.756	1.2
232	同所	中田	3畝27歩	20間	5間3尺3寸	3畝21歩	助右衛門	0.444	1.2
233	上河原	中田	4畝18歩	23間	6間	4畝18歩	平三郎	0.552	1.2
234	同所	中田	7畝歩	17間	13間2尺5寸	7畝18歩	同人	0.912	1.2
235	同所	上田	4畝10歩	37間	3間4尺	4畝15歩	文三郎	0.63	1.4
236	同所	中田	3畝1歩	12間	10間	4畝歩	助三郎	0.48	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
237	上川原	中田	7畝16歩	20間	10間5尺7寸	7畝9歩	助三郎	0.876	1.2
238	同所	上田	3畝17歩	18間	6間	3畝18歩	九郎兵衛	0.504	1.4
239	同所	上畑	7畝12歩	37間	6間5寸	7畝15歩	同人	0.9	1.2
240	同所	上畑	4畝26歩	12間	11間1尺5寸	4畝15歩	茂十郎	0.54	1.2
241	同所	上畑	5畝13歩	44間	3間半	5畝3歩	小右衛門	0.612	1.2
242	同所	上畑	5畝10歩	36間	4間半	5畝12歩	平三郎	0.648	1.2
243	上川原	中畑	2畝21歩	12間	11間4尺5寸	4畝21歩	六右衛門	0.47	1
244	同所	中畑	2畝21歩	16間	10間4尺2寸	5畝21歩	平三郎	0.57	1
245	同所	上畑	3畝13歩	21間	6間1尺	4畝9歩	吉右衛門	0.516	1.2
246	同所	上畑	1畝24歩	10間半	6間	2畝3歩	加左衛門	0.252	1.2
247	同所	上畑	1畝16歩	31間半	2間半	2畝18歩	六右衛門	0.312	1.2
248	同所	中田	2畝4歩	12間	5間2尺	2畝3歩	弥兵衛	0.252	1.2
249	上ノ川原	中田	3畝28歩	14間	4間1尺	1畝27歩	八介	0.228	1.2
250	同所	中田	1畝27歩	14間	4間半	2畝3歩	伝蔵	0.252	1.2
251	同所	上畑	3畝11歩	13間1尺	13間1尺	2畝21歩	権三郎	0.324	1.2
252	同所	上畑	1畝14歩	8間	5間半	1畝15歩	伊兵衛	0.18	1.2
253	同所	上畑	1畝14歩	8間	5間	1畝9歩	又兵衛	0.156	1.2
254	同所	上田	4畝2歩	18間	7間	4畝6歩	六右衛門	0.588	1.4
255	上ノ川原	上畑	2畝4歩	24間	2間4尺	2畝3歩	六右衛門	0.252	1.2
256	同所	中田	2畝歩	24間	2間	1畝18歩	伝兵衛	0.192	1.2
257	同所	上畑	2畝24歩	13間	6間5尺5寸	3畝歩	喜兵衛	0.36	1.2
258	嶋	上畑	5畝歩	16間	9間2尺	5畝歩	九左衛門	0.6	1.2
259	同所	中畑	5畝21歩	14間2尺	12間	5畝21歩	次兵衛	0.684	1.2
260	上ノ川原	上畑	2畝24歩	15間	6間	3畝歩	弥右衛門	0.36	1.2
261	上川原	中田	4畝15歩	16間2尺	8間半	4畝18歩	次兵衛	0.552	1.2
262	同所	中田	4畝20歩	18間半	7間1尺	4畝12歩	弥兵衛	0.528	1.2
263	しま	中田	1畝19歩	8間	6間2尺	1畝21歩	同人	0.21	1.2
264	同所	上畑	2畝4歩	10間半	5間半	1畝27歩	吉介	0.228	1.2
265	同所	上畑	2畝11歩	14間	6間	2畝24歩	久四郎	0.336	1.2
266	古垣内	上田	5畝27歩	15間	13間3尺6寸	6畝24歩	清介	0.952	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
267	古垣内	上田	24歩	15間	2間	1畝歩	久左衛門	0.14	1.4
268	同所	上田	1反6畝歩	53間	9間半	1反6畝24歩	六右衛門	1.352	1.4
269	同所	上田	8畝10歩	47間	6間	9畝12歩	同人	1.316	1.4
270	川田	中田	8畝10歩	47間	7間	1反1畝歩	助三郎	1.32	1.2
271	同所	下田	7畝5歩	28間半	7間4尺	7畝9歩	作右衛門	0.73	1
272	同所	下田	1反2畝14歩	20間半	17間半	1反2畝歩	次兵衛	1.2	1
273	古垣内	中田	1反19歩	43間5尺	8間	1反1畝21歩	助三郎	1.404	1.2
274	同所	中田	9畝19歩	17間半	17間	9畝27歩	次兵衛	1.188	1.2
275	同所	中田	1反5歩	18間半	18間	1反1畝3歩	狸右衛門	1.332	1.2
276	川田	下田	1反22歩	17間4尺5寸	17間半	1反9畝	作右衛門、源十郎	1.03	1
277	同所	下田	9畝19歩	19間	17間2尺1寸	1反1畝歩	吉介	1.1	1
278	同所	下田	1反11歩	19間	19間	1反2畝歩	長兵衛	1.2	1
279	橋ノ下	下田	5畝4歩	19歩	8間半	5畝12歩	伝兵衛	0.54	1
280	同所	下田	9畝8歩	68間4尺	4間半	1反9歩	九左衛門	1.03	1
281	同所	下田	1畝6歩	18間	3間1尺	1反27歩	吉介	0.19	1
282	同所	下田	2畝1歩	28間半	2間	1畝27歩	九左衛門	0.19	1
283	同所	上田	6畝12歩	24間半	10間1尺	—	喜四郎	1.162	1.4
284	同所	下畑	3畝26歩	15間	3間1尺5寸	1畝18歩	吉介	0.128	0.8
285	はしの下	中田	2畝7歩	10間半	6間	2畝3歩	次兵衛	0.252	1.2
286	同所	上畑	2畝2歩	9間	7間	2畝6歩	同人	0.264	1.2
287	同所	中田	1畝10歩	9間半	5間	1畝18歩	同人	0.192	1.2
288	同所	上畑	2畝1歩	12間半	5間	2畝3歩	八介	0.152	1.2
289	同所	上畑	28歩	6間2尺	5間	1畝3歩	清兵衛	0.132	1.2
290	同所	中田	1畝歩	6間	5間	1畝歩	同人	0.12	1.2
291	川田	中田	5畝15歩	50間	3間4寸	5間3歩	次兵衛	0.612	1.2
292	同所	下田	5畝24歩	52間	3間半	6畝3歩	九兵衛	0.61	1
293	田ばた	中田	24歩	16間	2間	1畝3歩	作右衛門	0.13	1.2
294	同所	上畑	4畝23歩	16間	9間	4畝24歩	同人	0.576	1.2
295	同所	中田	1畝14歩	17間	3間5尺	2畝6歩	加右衛門	0.264	1.2
296	同所	上畑	3畝8歩	12間半	9間	3畝24歩	同人	0.456	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
297	田はた	上田	1敵歩	16間半	2間1尺	1敵6間	弥三郎	0.168	1.4
298	同所	中田	29歩	20間	2間	1敵9間	茂兵衛	0.156	1.2
299	同所	中田	1敵1歩	7間	6間	1敵12間	伝兵衛	0.368	1.2
300	川田	中田	1反6敵22歩	40間	14間	1反8敵21歩	久右衛門	2.244	1.2
301	同所	中田	5敵歩	21間	11間4尺2寸	8敵6歩	助三郎	0.984	1.2
302	同所	中田	7敵16歩	17間	13間半	7敵18歩	小右衛門	0.912	1.2
303	川田	中田	8敵9歩	25間	10間半	8敵21歩	権三郎	1.044	1.2
304	同所	中田	4敵29歩	25間	6間半	5敵12歩	次兵衛	0.648	1.2
305	同所	上畑	2敵4歩	9間半	6間半	2敵3歩	伝兵衛	0.252	1.2
306	川端	上畑	2敵18歩	28間	3間	2敵24歩	次兵衛	0.336	1.2
307	同所	上畑	2敵歩	14間	4間	1敵27歩	平三郎	0.228	1.2
308	同所	上畑	1敵25歩	14間半	4間	1敵27歩	九郎七	0.228	1.2
309	川田	上畑	3敵18歩	13間半	8間2尺	3敵21歩	九郎右衛門	0.444	1.2
310	河端	上畑	4敵1歩	14間	10間4尺	5敵歩	喜三郎	0.6	1.2
311	同所	上畑	3敵25歩	34間	4間1尺	4敵21歩	又兵衛	0.564	1.2
312	同所	上畑	2敵6歩	34間	2間4尺	3敵歩	小十郎	0.36	1.2
313	同所	上畑	2敵9歩	12間半	8間	3敵9歩	次兵衛	0.396	1.2
314	同所	上畑	2敵26歩	12間	12間	4敵24歩	九兵衛	0.576	1.2
315	川はた	上畑	2敵24歩	17間半	5間1尺5寸	3敵3歩	次兵衛	0.372	1.2
316	同所	上畑	1敵21歩	10間半	5間	1敵24歩	同人	0.212	1.2
317	同所	上畑	3敵15歩	22間	5間2尺	3敵27歩	作右衛門	0.468	1.2
318	同所	上畑	2敵15歩	21間半	4間4尺5寸	3敵12歩	次兵衛	0.048	1.2
319	同所	上畑	1敵2歩	6間半	5間	1敵3歩	小右衛門	0.132	1.2
320	同所	上畑	2敵25歩	14間	7間	3敵9歩	助右衛門	0.396	1.2
321	川田	上畑	2敵1歩	12間半	7間1尺5寸	3敵歩	次兵衛	0.36	1.2
322	同所	上畑	1敵16歩	9間	6間1尺5寸	1敵27歩	小右衛門	0.228	1.2
323	同所	上畑	1反6敵20歩	42間半	14間	1反9敵24歩	九郎七	2.376	1.2
324	同所	上畑	2敵12歩	18間	4間	2敵12歩	助右衛門	0.288	1.2
325	同所	上畑	2敵12歩	17間	4間半	2敵18歩	小右衛門	0.312	1.2
326	同所	上畑	1敵14歩	16間	4間	2敵3歩	助右衛門	0.252	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
327	川田	中田	2畝16歩	16間半	4間2尺	2畝12歩	助右衛門	0.288	1.2
328	同所	上畑	2畝17歩	11間	6間2尺	2畝9歩	小右衛門	0.276	1.2
329	下川原	上畑	2畝19歩	20間	5間	3畝9歩	久介	0.396	1.2
330	同所	上畑	3畝4歩	23間	4間半	3畝15間	作太夫	0.42	1.2
331	同所	上畑	3畝18歩	23間	5間	3畝24歩	太郎兵衛	0.456	1.2
332	同所	上畑	14歩	8間	1間2尺	12歩	孫介	0.48	1.2
333	下川原	上畑	3畝8歩	6間半	5間	1畝3歩	権七	0.132	1.2
334	同所	上畑	1畝8歩	14間半	3間半	1畝21歩	作右衛門	0.204	1.2
335	同所	上畑	1畝24歩	23間	3間4尺	1畝18歩	次兵衛	0.312	1.2
336	田はた	上畑	24歩	4間半	3間	15歩	清介	0.06	1.2
337	同所	上畑	3畝5歩	10間	4間	1畝9歩	同人	0.156	1.2
338	同所	上畑	25歩	12間半	3間4尺5寸	1畝18歩	善四郎	0.192	1.2
339	田はた	上畑	2畝14歩	14間	8間	3畝21歩	長三郎	0.444	1.2
340	同所	上畑	2畝24歩	17間	5間	3畝3歩	与介	0.372	1.2
341	同所	上畑	5畝16歩	18間半	10間2尺	6畝12歩	仁左衛門	0.768	1.2
342	同所	上畑	1畝17歩	9間2尺	5間	1畝18歩	八介	0.192	1.2
343	同所	下畑	3畝6歩	10間	3間4尺	1畝9歩	惣兵衛	0.104	0.8
344	川原	下畑	3畝20歩	13間	11間	4畝24歩	喜兵衛	0.384	0.8
345	田はた	下畑	2畝12歩	12間	8間	2畝27歩	太郎介	0.232	0.8
346	同所	上畑	2畝19歩	14間半	4間半	2畝6歩	権三郎	0.264	1.2
347	同所	上畑	20歩	4間半	4間半	21歩	長介	0.084	1.2
348	同所	上畑	3畝10歩	14間	8間半	4畝歩	伝右衛門	0.48	1.2
349	同所	上畑	2畝17歩	10間4尺	8間	2畝24歩	清兵衛	0.336	1.2
350	同所	上畑	1畝8歩	9間半	4間半	1畝12歩	助右衛門	0.168	1.2
351	田はた	上畑	23歩	11間半	3間半	1畝9歩	伝蔵	0.156	1.2
352	同所	上畑	1畝5歩	11間	2間半	27歩	五兵衛	0.108	1.2
353	同所	上畑	3畝18歩	12間半	10間5尺	4畝15歩	小右衛門	0.54	1.2
354	同所	上畑	1反歩	16間半	13間1尺4寸	1反1畝21歩	九郎兵衛	1.404	1.2
355	同所	上畑	2畝16歩	16間	15間半	8畝9歩	次兵衛	0.996	1.2
356	同所	上畑	2畝17歩	11間2尺	6間2尺	2畝12歩	弥右衛門	0.288	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
357	田はた	上畑	2畝17歩	14間半	5間	2畝12歩	徳右衛門	0.288	1.2
358	同所	上畑	2畝22歩	12間半	9間	3畝21歩	権七	0.444	1.2
359	同所	上畑	2畝18歩	26間	3間2尺	2畝27歩	茂十郎	0.348	1.2
360	同所	上畑	3畝20歩	26間	5間半	4畝24歩	権三郎	0.576	1.2
361	同所	上畑	2畝10歩	14間半	4間4尺	2畝9歩	六右衛門	0.276	1.2
362	同所	上畑	2畝16歩	11間半	7間半	2畝27歩	佐平次	0.348	1.2
363	下川原	中畑	2畝27歩	26間半	4間1尺	3畝21間	久右衛門	0.37	1
364	同所	中畑	1畝21歩	16間半	3間	1畝18間	又兵衛	0.192	1.2
365	同所	上畑	2畝15歩	21間	4間半	3畝3歩	同人	0.372	1.2
366	—	中畑	1畝25歩	9間	7間	2畝3歩	権三郎	0.252	1.2
367	同所	上畑	5畝16歩	20間半	8間	5畝15歩	同人	0.66	1.2
368	同所	上畑	1畝14歩	10間	7間半	2畝15歩	同人	0.3	1.2
369	上川原	中畑	3畝15歩	25間	4間5尺	4畝歩	新四郎	0.4	1
370	普賢寺つの田	中畑	14歩	4間	3間4尺5寸	15歩	小左衛門	0.5	1
371	五反田	上畑	7畝19歩	19間半	12間	7畝24歩	弥三郎	1.092	1.4
372	宮ノ下	中畑	18歩	10間	1間半	10歩	九兵衛	0.05	1
373	同所	中畑	19歩	11間	1間4尺	18歩	伝蔵	0.06	1
374	同所	上畑	23歩	6間	4間	24歩	小十郎	0.096	1.2
375	宮ノ下	上畑	1畝6歩	9間	4間	1畝6歩	作右衛門	0.144	1.2
376	同所	上畑	4畝26歩	24間	5間4尺	4畝15歩	六右衛門	0.063	1.2
377	同所	上畑	6畝28歩	25間半	8間3尺5寸	7畝9歩	小右衛門	1.022	1.4
378	同所	上畑	2畝25歩	12間	7間2尺	2畝27歩	久右衛門	0.046	1.4
379	同所	上畑	1畝歩	9間半	3間2尺	1畝3歩	又兵衛	0.154	1.4
380	同所	上畑	24歩	6間	4間	24歩	惣兵衛	0.122	1.4
381	宮の下	中畑	1畝21歩	14間半	3間	1畝15歩	次兵衛	0.15	1
382	同所	上畑	22歩	8間	24尺5寸	22歩	久右衛門	0.088	1.2
383	—	中畑	1畝7歩	8間	4間3尺5寸	1畝7歩	同人	0.123	1
384	同所	上畑	9畝3歩	25間	10間5尺5寸	9畝3歩	同人	1.274	1.4
385	普賢寺つの田	中畑	1反3畝24歩	30間	13間5尺	1反3畝24歩	次兵衛	1.656	1.2
386	同所	上畑	1畝4歩	6間	5間4尺	1畝4歩	太兵衛	0.159	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
387	切山	下畑	10歩	3間半	3間	10歩	助三郎	0.026	0.8
388	同所	下畑	27歩	9間	3間	27歩	小兵衛	0.072	0.8
389	同所	下畑	29歩	8間	3間3尺1寸	29歩	吉介	0.077	0.8
390	同所	中畑	1畝24歩	15間	3間3尺1寸	1畝24歩	小兵衛	0.18	1
391	同所	中畑	25歩	7間	3間3尺5寸	25歩	伝藏	0.083	1
392	上ノ河原	上畑	1畝24歩	12間	4間半	1畝24歩	九郎兵衛	0.216	1
393	リリヤ	上田	15歩	5間	3間	15歩	九郎七	0.07	1.4
394	同所	上田	6歩	6間	1間	6歩	小右衛門	0.028	1.4
395	山添	上田	1畝6歩	9間	4間	1畝6歩	権三郎	0.168	1.4
396	太井ノ池	下田	1畝26歩	9間	6間1尺2寸	1畝26歩	次兵衛	0.187	1
397	四段田	下田	15歩	5間	3間	15歩	平三郎	0.05	1
398	同所	下田	26歩	12間	5間半	2畝6歩	九郎七	0.22	1
399	山そへ	下田	4歩	4間	1間	4歩	長介	0.013	1
400	谷	下田	20歩	6間	3間2尺	20歩	又兵衛	0.066	1
401	同所	中田	1畝1歩	6間	5間1尺	1畝1歩	八介	0.124	1.2
402	五段田	上田	2畝25歩	9間半	8間半	2畝21歩	作右衛門	0.378	1.4
403	同所	上田	3畝20歩	14間	9間	4畝6歩	八介	0.588	1.4
404	同所	上田	3畝14歩	24間	4間2尺	3畝15歩	源十郎	0.49	1.4
405	五段田	上々田	4畝8歩	25歩	6間1尺5寸	5畝6歩	五兵衛	0.78	1.5
406	一	上田	3畝27歩	13間半	9間1尺5寸	4畝6歩	九兵衛	0.588	1.4
407	一	上田	3畝29歩	14歩	9間5尺	4畝18歩	甚左衛門	0.644	1.4
408	同所	上田	1畝24歩	15間	3間4尺	1畝24歩	久右衛門	0.252	1.4
409	宮ノ下	上田	1畝29歩	9間半	7間2尺	2畝9歩	同人	0.322	1.4
410	同所	上田	5畝2歩	16間	11間	5畝27歩	又兵衛	0.527	1.4
411	宮ノ下	上々田	5畝23歩	15間	13間4尺	6畝24歩	久右衛門	1.02	1.5
412	同所	上田	2畝19歩	15間半	5間2尺5寸	2畝24歩	惣兵衛	0.392	1.4
413	同所	上々田	5畝3歩	16間	10間	5畝9歩	同人	0.795	1.5
414	同所	上々田	6畝10歩	16間	13間	6畝27歩	太郎兵衛	1.035	1.5
415	同所	上々田	3畝17歩	14間	11間	5畝3歩	惣兵衛	0.765	1.5
416	同所	上々田	5畝7歩	18間半	6間	3畝21歩	伝兵衛	0.555	1.5

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
417	みやの下	上々田	3畝6歩	12間	9間	3畝18間	次兵衛	0.54	1.5
418	同所	上田	8畝2歩	23間半	13間	1反6間	権三郎	1.428	1.4
419	同所	上々田	1反2畝9歩	46間	8間6尺	1反2畝12間	九郎七	1.86	1.5
420	同所	上田	1反22歩	27間	13間	1反1畝21歩	次兵衛	1.638	1.4
421	同所	上田	1反1畝歩	26間	14間	1反2畝3歩	伝右衛門	1.694	1.4
422	同所	中畑	1畝19歩	8間	6間	1畝18歩	次兵衛	1.6	1
423	宮ノ下	中畑	3畝20歩	22間半	5間半	4畝3歩	清兵衛	0.41	1
424	同所	中畑	2畝24歩	13間	6間5尺5寸	3畝歩	次兵衛	0.3	1
425	同所	中畑	10歩	4間半	2間	9歩	仁介	0.03	1
426	同所	上畑	3畝23歩	18間	6間2尺	3畝24歩	善四郎	0.456	1.2
427	同所	上畑	2畝歩	21間	2間4尺	1畝27歩	久右衛門	0.228	1.2
428	同所	上畑	2畝1歩	22間半	3間	2畝9歩	惣兵衛	0.276	1.2
429	宮ノ下	中畑	1畝15歩	23間	1間半	1畝6歩	甚左衛門	0.144	1.2
430	同所	中畑	3畝14歩	25間半	5間半	4畝21歩	吉介	0.564	1.2
431	同所	中畑	2畝9歩	16間	3間1尺	1畝21歩	小兵衛	0.17	1
432	四反長	上畑	19歩	10間	1間5尺	18歩	小右衛門	0.084	1.4
433	太井ノ池	上畑	2畝28歩	14間	6間	2畝24歩	次兵衛	0.196	0.7
434	山添	上畑	6歩	6間	1間	6歩	長介	0.06	0.9
435	宮ノ下	下畑	17歩	13間	1間半	18歩	長介	0.048	0.8
436	切山	下畑	2畝3歩	8間半	7間	2畝歩	小兵衛	0.16	0.8
437	同所	下畑	3畝10歩	24間	5間	4畝歩	次兵衛	0.32	0.8
438	上川原	中田	3畝4歩	15間	7間	3畝15歩	長兵衛	0.42	1.2
439	きり山	下畑	1畝3歩	6間	5間4尺5寸	1畝3歩	助三郎	0.088	0.8
440	同所	下畑	3畝28歩	15間	9間	4畝15歩	善介	0.36	0.8
441	きり山	下畑	3畝歩	8間	6間	1畝18歩	吉介	0.128	0.8
442	同所	中畑	2畝16歩	25間	6間半	5畝12歩	小兵衛	0.54	1
443	川端	上畑	29歩	20間	2間	1畝9歩	次兵衛	0.156	1.2
444	同所	上畑	29歩	12間	2間半	1畝歩	九兵衛	0.12	1.2
445	同所	上畑	1畝3歩	18間	2間	1畝6歩	次兵衛	0.144	1.2
446	下川原	上畑	1畝4歩	6間半	2間半	15歩	孫四郎	0.06	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
447	田畑	中畑	1畝5歩	5間	4間半	21歩	清介	0.07	1
448	同所	中田	3畝10歩	24間	4間半	3畝18歩	久右衛門	0.432	1.2
449	同所	中田	3畝9歩	22間	4間半	3畝9歩	同人	0.396	1.2
450	太井ノ池	中田	7畝12歩	24間半	10間	8畝6歩	助右衛門	0.984	1.2
451	同所	中田	3畝3歩	24間	3間	2畝12歩	小十郎	0.288	1.2
452	同所	中田	3畝3歩	24間	3間	2畝12歩	同人	0.288	1.2
453	太井ノ池	下田	1畝16歩	7間	4間半	1畝3歩	小十郎	0.11	1
454	同所	中田	3畝11歩	24間	4間4尺5寸	3畝24歩	久右衛門	0.456	1.2
455	同所	中田	3畝11歩	24間	4間4尺5寸	3畝24歩	同人	0.456	1.2
456	同所	中田	3畝18歩	24間	4間	3畝6歩	九左衛門	0.384	1.2
457	同所	中田	3畝19歩	23間	4間2尺	3畝9歩	同人	0.396	1.2
458	山	中畑	1畝2歩	9間2尺	4間半	1畝12歩	長兵衛	0.14	1
459	四段長	上田	24歩	10間	6間	2畝歩	次兵衛	0.28	1.4
460	かきか坪	上田	1畝12歩	7間	6間	1畝12歩	九郎七	0.196	1.4
461	山添	下田	6歩	4間	1間半	6歩	長介	0.02	1
462	山田	下田	8歩	6間	1間半	9歩	太郎介	0.03	1
463	谷	下々田	15歩	10間	1間半	15歩	八介	0.045	0.9
464	上川原	下畑	2畝歩	16間	6間	3畝6歩	次兵衛	0.256	0.8
465	上川原	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	12間	3間4尺5寸	1畝15歩	平三郎	0.015	0.7
466	山	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	4間	3間	12歩	伊兵衛	0.028	0.7
467	宮ノ下	下々田	なし但新開延宝5巳ノ改	20間	5間1尺5寸	3畝5歩	久四郎	0.315	0.9
468	中川原	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	19間	7間半	4畝24歩	助三郎	0.336	0.7
469	一	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	9間半	7間半	2畝12歩	甚左衛門	0.168	0.7
470	同所	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	17間	5間	2畝24歩	弥右衛門	0.196	0.7
471	中川原	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	14間	4間半	2畝3歩	惣兵衛	0.147	0.7
472	同所	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	10間	7間	2畝9歩	清介	0.161	0.7
473	同所	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	8間半	8間半	2畝12歩	喜右衛門	0.168	0.7
474	同所	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	15間	11間	5畝15歩	伝藏	0.385	0.7
475	同所	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	12間半	8間	3畝9歩	小右衛門	0.231	0.7
476	川田	下々畑	なし但新開延宝5巳ノ改	10間	1間半	15歩	六右衛門	0.035	0.7

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米(石)	斗代(石)
477	川田	下々田	なし但新開延宝5巳ノ改	5間	4間	21歩	又兵衛	0.049	0.7
478		屋敷	1畝12歩	9間	6間	1畝24歩	伝右衛門	0.234	1.3
479		屋敷	3畝3歩	13間	9間	3畝7歩	次兵衛	0.507	1.3
480		屋敷	10歩	5間半	2間	12歩	加左衛門	0.052	1.3
481		屋敷	12歩	7間	4間	27歩	同人	0.117	1.3
482		屋敷	1畝7歩	6間	5間	1畝歩	加兵衛	0.13	1.3
483		屋敷	1畝17歩	10間	5間	1畝21歩	権七	0.221	1.3
484		屋敷	16歩	5間	3間半	18歩	佐平次	0.078	1.3
485		屋敷	1畝3歩	7間	7間	1畝18歩	助右衛門	0.208	1.3
486		屋敷	1畝19歩	12間	5間	2畝歩	九郎七	0.26	1.3
487		屋敷	1畝4歩	6間半	6間半	1畝12歩	弥三郎	0.182	1.3
488		屋敷	1畝歩	6間	5間	1畝歩	太郎介	0.13	1.3
489		屋敷	22歩	5間半	5間	27歩	弥介	0.117	1.3
490		屋敷	22歩	8間	4間半	1畝6歩	権三郎	0.156	1.3
491		屋敷	13歩	5間	5間	24歩	与介	0.104	1.3
492		屋敷	8歩	6間	1間	6歩	清介	0.026	1.3
493		屋敷	20歩	7間	6間	1畝12歩	長兵衛	0.182	1.3
494		屋敷	25歩	5間	5間	24歩	助三郎	0.104	1.3
495		屋敷	1畝7歩	8間	6間	1畝18歩	久右衛門	0.028	1.3
496		屋敷	1畝24歩	12間	7間	3畝歩	九郎兵衛	0.39	1.3
497		屋敷	1畝6歩	7間	7間	1畝18歩	権三郎	0.028	1.3
498		屋敷	1畝9歩	7間	6間	1畝12歩	喜三郎	0.182	1.3
499		屋敷	1畝6歩	7間	6間	1畝12歩	久右衛門	0.182	1.3
500		屋敷	2畝24歩	13間半	8間	3畝18歩	伝蔵	0.468	1.3
501		屋敷	22歩	6間半	3間半	24歩	次兵衛	0.104	1.3
502		屋敷	27歩	6間半	4間	27歩	弥兵衛	0.117	1.3
503		屋敷	29歩	6間半	6間	1畝9歩	小十郎	0.169	1.3
504		屋敷	1畝21歩	9間	5間	1畝15歩	仁左衛門	0.195	1.3
505		屋敷	1畝1歩	10間	5間	1畝21歩	長兵衛	0.221	1.3
506		屋敷	27歩	7間半	6間	1畝15歩	茂十郎	0.195	1.3

字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
507	屋敷	15歩	6間	5間	1畝6歩	孫市	0.156	1.3
508	屋敷	25歩	8間	7間半	2畝歩	善介	0.26	1.3
509	屋敷	25歩	10間	6間	2畝歩	吉介	0.26	1.3
510	屋敷	1畝15歩	7間	5間半	1畝9歩	作右衛門	0.169	1.3
511	屋敷	1畝13歩	13間	3間半	1畝15歩	仁左衛門	0.195	1.3
512	屋敷	23歩	7間	7間	1畝18歩	五兵衛	0.208	1.3
513	屋敷	22歩	11間	8間	2畝27歩	伊兵衛	0.377	1.3
514	屋敷	10歩	9間	1間	9歩	助右衛門	0.039	1.3
515	屋敷	1畝22歩	12間	5間	2畝歩	又兵衛	0.26	1.3
516	屋敷	1畝13歩	7間	5間半	1畝9歩	小兵衛	0.169	1.3
517	屋敷	1畝14歩	9間	5間	1畝15歩	清兵衛	0.195	1.3
518	屋敷	29歩	7間半	5間	1畝9歩	角左衛門	0.169	1.3
519	屋敷	1畝13歩	10間	3間半	1畝6歩	次兵衛	0.156	1.3
520	屋敷	1畝19歩	9間	5間	1畝15歩	同人	0.195	1.3
521	屋敷	2畝20歩	12間	7間	2畝24歩	弥右衛門	0.364	1.3
522	屋敷	2畝27歩	11間半	7間	2畝21歩	喜兵衛	0.351	1.3
523	屋敷	2畝6歩	9間半	5間半	1畝21歩	九郎右衛門	0.221	1.3
524	屋敷	2畝6歩	13間半	5間	2畝9歩	徳右衛門	0.299	1.3
525	屋敷	2畝18歩	10間	8間	2畝21歩	市郎兵衛	0.351	1.3
526	屋敷	1畝10歩	8間半	6間	1畝21歩	八介	0.221	1.3
527	屋敷	1畝18歩	8間	6間半	1畝21歩	惣兵衛	0.221	1.3
528	屋敷	1畝18歩	8間	7間	1畝27歩	伝兵衛	0.247	1.3
529	屋敷	2畝15歩	14間	6間半	3畝歩	小兵衛	0.39	1.3
530	屋敷	4畝歩	14間4尺6寸	13間3尺6寸	6畝21歩	次兵衛	0.871	1.3
531	屋敷	1畝1歩	6間	4間	24歩	御蔵屋舗	0.104	1.3
532	上々田				2町9反15歩		44.925	1.5
533	上田	8町4反20歩			9町2畝28歩		126.401	1.4
534	中田	4町5畝4歩			4町2反13歩		50.452	1.2
535	下田	1町7反8畝24歩			1町8反7畝2歩		18.707	1
536	下々田	9畝15歩			1反2畝歩		1.08	0.9

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
537		上畑	2町7反5畝8歩			3町1畝16歩		36.184	1.2
538		中畑	4反5畝16歩			5反5畝26歩		5.586	1
539		下畑	3反4歩			3反2畝18歩		2.608	0.8
540		下々畑	2畝24歩			3反1畝15歩		2.205	0.7
541		屋敷	7反2畝29歩			9反1畝15歩		11.895	1.3

※ 382 ~ 401は荒起延宝6年午ノ年ハ7年迄丑年ハ御年貢上納

(二) 延宝七(1679)年江津村検地帳詳細表(寛政四(1792)年写)【目録1-2】

字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米(石)	斗代(石)
1	宮ノ下	上田 1畝12步半	9間1尺5寸	6間4尺	2畝3步	藤右衛門	0.294	1.4
2	五反田	上田 1畝11步半	8間	5間	1畝12步	五郎兵衛	0.196	1.4
3	宮ノ下	上田 6畝16步半	27間	10間	9畝步	藤右衛門	1.26	1.4
4	同所	上田 5畝10步半	14間	14間	6畝15步	藤右衛門	0.91	1.4
5		上田	12間半	4間	1畝21步	藤右衛門	0.238	1.4
6	五反田	上田 2畝4步半	20間半	3間2尺	2畝9步	長次郎	0.322	1.4
7		上田 1畝2步半	7間1尺5寸	6間	1畝12步	喜左衛門	0.196	1.4
8		上々田 9畝步	28間	11間	1反9步	茂兵衛	1.545	1.4
9	五反田	上田 1畝步半	9間	3間	27間	喜左衛門	0.126	1.4
10	同所	上田 3畝23步半	14間	10間	4畝21步	太右衛門	0.658	1.4
11	同所	上田 2畝15步半	12間	8間	3畝6步	同人	0.448	1.4
12	五反田	上田 1畝22步	9間	6間	1畝24步	太右衛門	0.252	1.4
13	宮ノ下	上田 6畝22步	22間半	9間半	7畝3步	茂兵衛	0.994	1.4
14	同所	上田 6畝12步	20間	11間5尺	7畝27步	五郎兵衛	1.106	1.4
15	宮ノ馬場	上田 2畝17步	10間	9間	3畝步	喜左衛門	0.42	1.4
16	馬場崎	上田 5畝4步半	16間半	11間	6畝3步	藤右衛門	0.854	1.4
17	わさじ	上々田 3畝22步	15間	10間	5畝步	長次郎	0.75	1.5
18	池尻	上々田 8畝10步	37間	8間	9畝27步	仁左衛門	1.485	1.5
19	池下	上々田 8畝1步	50間	6間半	1反24步	長次郎	1.62	1.5
20	池尻	上々田 8畝20步	40間	7間	9畝9步	嘉左衛門	1.395	1.5
21	池尻	下田 14步	6間	3間	18步	嘉左衛門	0.06	1
22	前川原	上田 2畝20步	14間	13間	6畝3步	藤右衛門	0.854	1.4
23	牛ノ墓	上々田 8畝26步半	19間半	17間		五郎兵衛	1.65	1.5
24	門ノ前	上田 5畝23步半	27間	7間	6畝9步	嘉左衛門	0.882	1.4
25	同所	上田 2畝10步	12間	6間半	2畝18步	茂兵衛	0.364	1.4
26	わさじ	上々田 4畝13步	15間半	11間	5畝21步	孫兵衛	0.855	1.5
27	わさじ	上田 3畝33步	13間	11間	4畝24步	孫兵衛	0.672	1.4
28	御焼田	上田 4畝8步	15間	11間	5畝15步	藤右衛門	0.77	1.4
29	同所	上田 7畝14步半	18間	14間半	8畝21步	五郎兵衛	1.218	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米(石)	斗代(石)
30	はいさき	上田	3畝8歩	30間半	4間半	4畝18歩	加右衛門	0.644	1.4
31	同所	上々田	8畝1歩半	53間	5間半	9畝21歩	清右衛門	1.455	1.5
32	同所	上田	3畝15歩	23間半	5間半	4畝歩	嘉左衛門	0.56	1.4
33	わさじ	上田	5畝10歩半	17間	10間	5畝21歩	清右衛門	0.798	1.4
34	館田	上々田	9畝5歩半	19間半	16間半	1反21歩	五郎兵衛	1.605	1.5
35	しば原	上田	5畝20歩	30間半	5間半	5畝15歩	甚太郎	0.77	1.4
36	しば原	上田	3畝20歩	22間	7間	5畝3歩	長次郎	0.174	1.4
37	門ノ前	上田	4畝26歩半	14間	10間半	4畝27歩	藤右衛門	0.686	1.4
38	同所	上田	3畝27歩	11間半	11間半	4畝12歩	喜左衛門	0.616	1.4
39	さかのかいと	上田	5畝8歩	18間	11間	6畝18歩	藤右衛門	0.924	1.4
40	池ノ内	上田	1反2畝10歩半	26間半	16間半	1反4畝18歩	嘉左衛門	2.404	1.4
41	同所	上田	2畝19歩半	3間半	2間1尺	2畝6歩	同人	0.308	1.4
42	池ノ内	上田	3畝16間半	23間半	5間2尺8寸	4畝6歩	嘉左衛門	0.588	1.4
43	同所	下々田	2畝7歩	23間	2間5尺	2畝6歩	同人	0.198	0.9
44	同所	上田	7畝24歩半	27間	9間	8畝3歩	喜左衛門	1.134	1.4
45	さが乃垣内	上田	8畝20歩	22間半	12間半	9畝12歩	仁左衛門	1.316	1.4
46	しば原	上田	9畝7歩半	27間	11間半	1反9歩	藤右衛門	1.442	1.4
47	同所	上田	1畝15歩半	9間	5間2尺	1畝18間	仁左衛門	0.224	1.4
48	しば原	上田	2畝29歩	11間	8間5尺	3畝6歩	藤右衛門	0.448	1.4
49	同所	上田	2畝16歩	9間2尺	9間	2畝24歩	太郎兵衛	0.392	1.4
50	平	上田	8畝15歩半	18間	15間	9畝歩	藤右衛門	1.26	1.2
51	平	中田	1反1畝23歩	20間	18間	1反2畝歩	孫兵衛	1.44	1.2
52	同所	下田	2畝29歩	10間	8間	2畝21歩	藤右衛門	0.27	1
53	清水	下田	4畝歩	11間	9間	3畝9歩	同人	0.33	1
54	清水	下田	4畝7歩	12間	9間	3畝18歩	仁左衛門	0.36	1
55	同所	下田	25歩	7間2尺	4間	1畝歩	長次郎	0.12	1.2
56	同所	下田	8畝15歩半	23間半	10間	7畝24歩	喜左衛門	0.78	1
57	清水	上田	7畝21歩	27間	11間	9畝27歩	仁左衛門	1.386	1.4
58	同所	上田	7畝19歩	25間	11間	9畝6歩	加左衛門	1.288	1.4
59	同所	中田	7畝23歩	24間	12間	9畝18歩	孫兵衛	1.152	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
60	ふけノ川	下田	9畝13歩半	20間	16間	1反21歩	孫兵衛	1.07	1
61	同所	中田	9畝6歩	20間半	15間5寸	1反9歩	嘉左衛門	1.236	1.2
62	同所	下田	5畝1歩半	18間	8間半	5畝3歩	仁左衛門	0.51	1
63	ふけノ川	中田	5畝6歩	16間	9間半	5畝3歩	仁左衛門	0.612	1.2
64	同所	中田	9畝25歩	30間	10間	1反歩	茂兵衛	1.2	1.2
65	山そへ	中田	3畝27歩	18間	8間	4畝28歩	嘉左衛門	0.576	1.2
66	山そえ	中田	1畝22歩	19間	4間	2畝16歩	嘉左衛門	0.3	1.2
67	同所	下々田	26歩半	17間半	2間半	1畝15歩	同人	0.135	0.9
68	同所	下々田	5歩半	4間	2間半	9歩	喜左衛門	0.027	0.9
69	山添	下々田	2畝9歩半	13間	2間	27歩	茂兵衛	0.081	0.9
70	同所	下々田	10歩半	9間	1間1尺5寸	12歩	同人	0.036	0.9
71	長田	上田	6畝1歩半	35間	5間半	6畝12歩	太郎兵衛	0.896	1.4
72	山添	上田	2畝7歩	12間半	7間	2畝27歩	太郎兵衛	0.406	1.4
73	同所	中田	2畝9歩	6間	5間	1畝歩	同人	0.12	1.2
74	西浦	中田	2畝3歩半	8間	8間半	2畝9歩	嘉左衛門	0.276	1.2
75	西浦	上田	6畝20歩	31間半	7間	7畝9歩	嘉左衛門	1.022	1.4
76	同所	上田	5畝22歩	31間	6間	6畝6歩	太郎兵衛	0.868	1.4
77	同所	下田	14歩半	6間	3間	18歩	同人	0.06	1
78	山田	下々田	1畝6歩半	19間	2間1尺	1畝12歩	五郎兵衛	0.126	0.9
79	西浦	中田	4畝2歩半	13間	6間半	2畝24歩	太郎兵衛	0.336	1.2
80	同所	上田	2畝28歩半	19間	5間	3畝6歩	同人	0.448	1.4
81	西浦	上田	7畝26歩半	18間	14間	8畝12歩	茂兵衛	1.176	1.4
82	同所	上田	8畝3歩半	22間	12間	8畝24歩半	仁左衛門	1.232	1.4
83	ふろのや敷	上田	2畝22歩	13間	7間	3畝歩	太郎兵衛	0.42	1.4
84	西浦	上田	3畝8歩半	26間半	5間半	4畝27歩	藤右衛門	0.686	1.4
85	同所	上田	8畝17歩半	25間	11間	9畝6歩	同人	1.288	1.4
86	同所	中畑	1畝12歩	7間半	7間	1畝21歩	八右衛門	0.17	1
87	尻屋	上田	2畝21歩	17間半	5間半	3畝6歩	仁左衛門	0.448	1.4
88	同所	上田	5畝6歩	16間	11間	5畝27歩	同人	0.826	
89	同所	上田	7畝2歩	18間	14間半	8畝21歩	同人	1.218	

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
90	西浦	中田	7敵24歩半	28間半	7間半	7敵3歩	茂兵衛	0.852	1.2
91	同所	中田	4敵16歩半	16間	8間1尺5寸	4敵12歩	八右衛門	0.528	
92	同所	中田	1敵15歩	8間	3間半	27歩	同人	0.108	
93	西浦	上田	3敵20歩	14間	8間4尺5寸	4敵3歩	太右衛門	0.574	1.4
94	大木	上田	5敵2歩半	17間半	10間	5敵24歩	仁左衛門	0.812	
95	同所	上田	1敵18歩	10間半	5間半	1敵27歩	同人	0.266	
96	大木	中田	8敵12歩	30間	10間半	1反15歩	仁左衛門	1.26	1.2
97	同所	中田	8敵21歩	50間	5間	8敵9歩	藤右衛門	0.996	
98	中の町	上田	29歩	13間	2間4尺5寸	1敵6歩	喜左衛門	0.168	1.4
99	中の町	上田	7敵26歩	24間	12間1尺5寸	9敵24歩	喜左衛門	1.372	1.4
100	同所	上田	6敵22歩	51間	5間	8敵15歩	同人	1.19	
101	同所	上田	6敵29歩半	23間	11間	8敵12歩	太郎兵衛	1.176	
102	中の町	上田	8敵12歩	28間	11間	1反9敵	茂兵衛	1.442	1.4
103	同所	上田	5敵28歩半	52間	4間2尺7寸	7敵21歩	同人	1.078	
104	同所	上田	7敵1歩	21間	11間2尺	7敵27歩	藤右衛門	1.106	
105	中の町	上田	3敵21歩	29間	5間2尺5寸	5敵6歩	藤右衛門	0.728	1.4
106	同所	上田	3敵22歩	16間	8間	4敵9歩	同人	0.602	
107	同所	上田	6敵20歩半	25間半	11間半	9敵24歩	同人	1.372	
108	中の町	上田	9敵1歩	20間	18間	1反2敵歩	仁左衛門	1.68	1.4
109	同所	中田	6敵27歩半	33間	9間	9敵27歩	同人	1.188	1.2
110	同所	上々田	4敵11歩	23間	7間半	5敵24歩	同人	0.87	1.5
111	柿か坪	上々田	3敵21歩	15間	8間半	4敵9歩	五郎兵衛	0.645	1.5
112	同所	上田	4敵2歩半	19間半	10間	5敵24歩	仁左衛門	0.812	1.4
113	同所	上田	8敵29歩半	29間	12間	1反1敵18歩	喜四郎	1.624	1.4
114	油田	上田	7敵19歩半	57間	5間	9敵15歩	五郎兵衛	1.33	1.4
115	柿か坪	上田	6敵4歩	25間	10間半	8敵21歩	弥兵衛	1.218	
116	同所	上田	5敵16歩半	19間	12間	7敵18歩	藤右衛門	1.064	
117	柿か坪	上田	7敵5歩半	23間半	13間	1反6歩	茂兵衛	1.428	1.4
118	同所	上田	7敵5歩半	23間	12間	9敵6歩	長次郎	1.288	
119	切山	上田	1反3歩半	24間半	17間	1反3敵27歩	茂兵衛	1.946	

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
120	切山	上田	3畝8歩	13間	13間	5畝18歩	茂兵衛	0.784	1.4
121	同所	上畑	2畝10歩	11間	6間	2畝6歩	同人	0.264	1.2
122	同所	中畑	2畝歩半	12間	7間半	3畝歩	同人	0.3	1
123	切山	上田	6畝18歩	21間	15間半	1反27歩	五郎兵衛	1.526	1.2
124	同所	上田	1反2畝2歩半	21間	16間	1反3畝6歩	同人	1.568	
125	たかいと	下田	7畝24歩半	31間	7間4尺	7畝27歩	仁左衛門	0.79	1
126	下ノふけ	下田	4畝19歩	14間	10間半	4畝27歩	吉兵衛	0.49	1
127	同所	下田	5畝3歩	16間	12間	6畝12歩	藤右衛門	0.64	
128	古垣内	中田	6畝20歩	17間	14間	7畝27歩	嘉左衛門	0.948	1.2
129	古垣内	上田	9畝10歩半	54間	6間2尺	1反1畝12歩	嘉左衛門	1.596	1.4
130	同所	上田	1反1畝12歩半	26間	14間	1反2畝3歩	次兵衛	1.694	1.4
131	清水畑	上田	5畝2歩	22間半	7間	5畝6歩	孫兵衛	0.728	1.4
132	清水畑	中田	2畝19歩	24間	3間5尺	3畝3歩	平三郎	0.372	1.2
133	同所	上畠	2畝11間	16間	5間2尺	2畝24歩	藤右衛門	0.336	1.2
134	同所	上畠	2畝25歩	16間半	6間	3畝9歩	嘉左衛門	0.396	1.2
135	清水畑	上畠	3畝歩半	16間	6間半	3畝15歩	五郎兵衛	0.42	1.2
136	同所	中田	6畝16歩半	25間	11間2尺4寸	9畝15歩	藤右衛門	1.14	1.2
137	片原	中田	5畝22歩	20間	11間半	7畝21歩	孫兵衛	0.924	1.2
138	上川田	下田	4畝16歩半	21間半	6間	4畝9歩	孫兵衛	0.43	1
139	同所	下田	4畝6歩半	30間	4間半	4畝15歩	太郎兵衛	0.45	1
140	同所	中田	5畝17歩半	33間	7間5尺	8畝18歩	五郎兵衛	1.032	1.2
141	畠ヶ田	中田	9畝27歩	20間	10間	8畝21歩	五郎兵衛	1.044	1.2
142	上川原	中田	4畝28歩	14間	11間2尺	5畝9歩	藤右衛門	0.632	1.2
143	同所	上畠	4畝8歩半	16間	9間	4畝24歩	喜左衛門	0.576	1.2
144	柳原	中畠	2畝28歩	21間	5間	3畝15歩	茂兵衛	0.35	1
145	同所	中畠	28歩	18件	5間	3畝歩	太郎兵衛	0.3	1
146	同所	中畠	2畝15歩	16間	5間半	3畝歩	五郎兵衛	0.3	1
147	柳原	下畠	1畝15歩	17間	8間半	5畝歩	茂兵衛	0.4	0.8
148	上川原	中田	3畝11歩半	20間	6間半	4畝9歩	太郎兵衛	0.516	1.2
149	同所	中田	9畝8歩	25間	13間1尺	1反1畝歩	茂兵衛	1.32	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
150	上川原	中田	8敵18歩半	22間	12間半	9敵6歩	嘉左衛門	1.104	1.2
151	同所	中田	7敵21歩	24間半	12間半	1反6歩	次兵衛	1.222	
152	同所	中田	3敵25歩半	16間	8間	4敵9歩	加左衛門	0.516	
153	上川原	上田	3敵26歩	29間	4間5尺	4敵21歩	喜左衛門	0.658	1.4
154	同所	上畠	2敵12歩半	22間	3間半	2敵18歩	清右衛門	0.321	1.2
155	同所	上畠	2敵12歩半	22間	3間1尺5寸	2敵12歩	仁左衛門	0.288	1.2
156	上川原	上畠	3敵15歩	30間	2間5尺	2敵14歩	五郎兵衛	0.336	1.2
157	たばた	上畠	2敵26歩	22間	4間1尺5寸	3敵3歩	弥兵衛	0.372	
158	たばた	中田	1敵26歩半	10間	6間	2敵歩	仁左衛門	0.24	1.2
159	たばた	上畠	4敵14歩	25間	6間1尺5寸	5敵6歩	藤右衛門	0.624	1.2
160	同所	中畠	2敵6歩	29間	2間	1敵17歩	同人	0.19	1
161	下川田	下田	8敵10歩	20間	15間	1反歩	五郎兵衛	1	1
162	下川田	下田	8敵10歩	33間	7間4尺8寸	8敵18歩	太右衛門	0.86	1
163	同所	下田	7敵7歩半	16間	15間	8敵歩	長次郎	0.8	
164		中田	1反4敵26歩半	35間	14間半	1反6敵27歩	藤右衛門	0.228	1.2
165	たばた	中田	2敵18歩半	11間	5間	1敵24歩	太郎兵衛	0.216	1.2
166	下川田	上畠	3敵22歩半	23間半	7間	5敵15歩	同人	0.66	1.2
167	たばた	上畠	1敵19歩	12間	4間1尺5寸	1敵21歩	同人	0.204	1.2
168	たばた	上畠	1敵14歩半	12間	4間	1敵18歩	仁左衛門	0.192	1.2
169	同所	上畠	6敵6歩	27間6寸	7間5尺	7敵3歩	同人	0.852	
170	下川田	中田	6敵1歩半	33間	6間	6敵18歩	同人	0.792	
171	下川田	中田	2敵10歩半	14間	5間	2敵9歩	太郎兵衛	0.276	1.2
172	しま	上畠	1敵15歩	14間	4間2尺	2敵歩	同人	0.24	
173	同所	中田	1敵歩	14間2尺	2間4尺	1敵9歩	同人	0.156	1.2
174	下川田	上田	1反1敵29歩半	33間	13間	1反4敵9歩	茂兵衛	2.002	1.4
175	同所	中田	7敵9歩	42間	6間半	9敵3歩	藤右衛門	1.092	1.2
176		中田	8敵23歩半	33間	11間	1反1歩	仁左衛門	1.32	1.2
177	下川原	上畠	1敵4歩半	14間	3間1尺	1敵15歩	長次郎	0.18	1.2
178	同所	上畠	3敵11歩半	20間半	6間半	4敵12歩	加左衛門	0.528	1.2
179	同所	上畠	2敵27歩	20間	5間3尺	3敵21歩	茂兵衛	0.444	1.2

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
180	下川原	上田	1畝20歩	20間	2間半	1畝21歩	茂兵衛	0.238	1.4
181	たはた	上畠	8畝21歩半	26間半	11間	9畝21歩	仁左衛門	1.164	1.2
182	出垣内畑	上畠	4畝15歩	33間半	5間2尺	5畝27歩	五郎兵衛	0.78	1.2
183	出垣内畑	上畠	6畝8歩半	33間半	7間	7畝24歩	藤右衛門	0.936	1.2
184	下川原	上畠	5畝11歩半	16間2尺	13間	7畝3歩	嘉左衛門	0.852	
185	同所	上畠	14歩	5間半	2間1尺	12歩	孫兵衛	0.048	
186	中川原	上畠	2畝14歩半	14間半	6間	2畝27歩	茂兵衛	0.348	1.2
187	同所	上畠	1畝8歩	10間半	4間	1畝15歩	長次郎	0.168	
188	堤ノ下	上畠	2畝9歩	18間半	3間2尺4寸	2畝3歩	五郎兵衛	0.252	
189	堤ノ下	上畠	1畝28歩半	17間	3間	1畝21歩	九郎右衛門	0.204	1.2
190	同所	上畑	1畝5歩半	8間半	4間	1畝3歩	五郎兵衛	0.132	1.2
191	同所	下畑	24歩	5間半	2間1尺2寸	12歩	藤右衛門	0.032	1.2
192	堤ノ下	中畑	2畝9歩	17間	6間	3畝12歩	喜左衛門	0.32	1
193	かうし畑	上畠	2畝24歩	38間	2間	2畝15歩	太郎兵衛	0.3	1.2
194	同所	上畠	3畝9歩半	35間半	3間	3畝15歩	茂兵衛	0.42	
195	かうし畑	上畠	3畝4歩半	34間	3間	3畝15歩	太郎兵衛	0.408	1.2
196	同所	上畠	2畝8歩	14間半	5間半	2畝21歩	藤右衛門	0.324	
197		上畠	6畝17歩半	22間	11間	8畝3歩	五郎兵衛	0.972	
198	中川原	上畠	6畝1歩	22間	9間	6畝18歩	孫兵衛	0.792	1.2
199	同所	上畠	4畝2歩半	30間	4間1尺	4畝6歩	長次郎	0.504	
200	同所	上畑	4畝2歩半	24間	6間2尺	5畝3歩	嘉左衛門	0.612	
201	たはた	上畑	3畝16歩半	16間半	7間5尺	4畝9歩	仁左衛門	0.516	1.2
202	同所	上畑	3畝歩	20間5尺	4間半	3畝3歩	伝右衛門	0.372	
203	同所	上畑	3畝歩	22間	4間4尺	3畝12歩	九郎右衛門	0.408	
204	たはた	上畠	2畝歩半	12間	5間半	2畝6歩	茂兵衛	0.264	1.2
205	中川原	上畠	2畝3歩	10間	6間4尺5寸	2畝6歩	嘉左衛門	0.264	
206	同所	上畠	1畝5歩半	7間半	6間	1畝15歩	七左衛門	0.18	
207	杓田	中畠	2畝24歩	23間半	5間半	4畝9歩	喜左衛門	0.43	1
208	同所	中畠	3畝23歩	26間	6間	5畝6歩	藤右衛門	0.52	
209	山畠	中畠	9歩	6間	1間半	9歩	喜左衛門	0.03	

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
210	山畑	下田	9歩	6間	1間半	9歩	次兵衛	0.03	1
211	山田	下田	3歩	3間	1間	3歩	同人	0.01	
212	同所	下田	5歩半	5間	1間1尺2寸	6歩	同人	0.02	
213	山田	下田	2歩半	3間	1間	3歩	吉兵衛	0.01	1
214	山島	下々畑	6歩半	5間	1間1尺2寸	6歩	甚助	0.014	0.7
215	同所	下々田	2歩	3間	1間	3歩	次兵衛	0.009	0.9
216	山田	下田	2歩	3間	1間	3歩	吉兵衛	0.01	1
217	同所	下田	3歩半	3間	1間	3歩	同人	0.01	1
218	同所	下田	7歩	12間	3尺	6歩	太郎兵衛	0.02	1
219	山添	下田	16歩	9間	1間4尺	15歩	太郎兵衛	0.05	1
220	山田	下田	3歩半	3間	1間	3歩	喜左衛門	0.01	1
221	同所	下田	8歩	6間	1間	6歩	同人	0.02	1
222	山畑	中畠	1畝5歩半	12間半	5間半	2畝9歩	藤右衛門	0.23	1
223	長田	上田	6歩半	7間	3間	21歩	甚助	0.098	1.4
224	柳原	下々畠		14間	6間	2畝24歩	茂兵衛	0.196	0.7
225	柳原	下々畑		15間	6間	3畝歩	太郎兵衛	0.21	0.7
226	同所	下々畑		12間	6間半	2畝18歩	五郎兵衛	0.182	0.7
227	塚本	下田		12間	6間半	12歩	長次郎	0.04	1
228		屋鋪	1畝歩	12間	4間半	1畝24歩	五郎兵衛	0.234	1.3
229		屋鋪	2畝18歩半	12間	8間	3畝6歩	同人	0.416	
230		屋鋪	1畝11歩	9間	6間	1畝24歩	弥兵衛	0.234	
231		屋鋪	1畝9歩	10間	4間	1畝9歩	伝右衛門	0.169	
232		屋鋪	1畝1歩	7間	6間	1畝12歩	加左衛門	0.182	
233		屋鋪	2畝3歩	10間	7間半	2畝15歩	茂兵衛	0.325	
234		屋鋪	1畝25歩	9間	8間	2畝12歩	太郎兵衛	0.312	
235		屋鋪	8歩	4間2尺	2間	9歩	藤右衛門	0.039	
236		屋鋪	24歩	6間	5間	1畝歩	嘉右衛門	0.13	
237		屋鋪	7歩	4間	2間半	9歩	嘉左衛門	0.039	
238		屋鋪	29歩	7間	5間	1畝6歩	同人	0.156	
239		屋鋪	1畝14歩	10間	7間	2畝9歩	甚助	0.299	

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
240		屋鋪	1畝5步半	8間	4間半	1畝6步	次兵衛	0.156	1.3
241		屋鋪	26步半	5間半	6間半	1畝6步	茂兵衛	0.156	
242		屋鋪	1畝16步半	7間	6間半	1畝15步	孫介	0.195	
243		屋鋪	21步半	6間半	5間	1畝3步	吉兵衛	0.143	
244		屋鋪	22步	9間	5間半	1畝18步	七左衛門	0.208	
245		屋鋪	1畝5步	9間	4間	1畝6步	市右衛門	0.156	
246		屋鋪	19步半	4間	4間半	18步	市右衛門	0.078	1.3
247		屋鋪	1畝10步半	7間	6間半	1畝15步	清助	0.195	
248		屋鋪	1畝9步半	8間半	7間	2畝歩	弥兵衛	0.26	
249		屋鋪	1畝1步半	8間	5間半	1畝15步	弥兵衛	0.195	1.3
250		屋鋪	1畝1步	5間半	5間	2畝7步	宗七	0.117	
251		屋鋪	8歩	3間	2間	6歩	喜四郎	0.026	
252		屋鋪	25歩半	8間半	6間	1畝21歩	清右衛門	0.221	1.3
253		屋鋪	2畝2歩半	8間半	8間	2畝9歩	喜左衛門	0.299	
254		屋鋪	2畝16歩	10間	8間	2畝21歩	八右衛門	0.351	
255		屋鋪	26歩	7間	5間	1畝6歩	長次郎	0.156	1.3
256		屋鋪	1畝12歩	12間半	6間	2畝15歩	同人	0.325	
257		屋鋪	20歩半	6間	6間	1畝6歩	久左衛門	0.156	
258		屋鋪	1畝18歩	8間	6間半	1畝21歩	喜左衛門	0.221	1.3
259		屋敷	7歩	4間	3間	12歩	伝右衛門	0.052	
260		屋敷	2畝10歩	14間半	6間	2畝27歩	藤右衛門	0.377	
261		屋鋪	1畝2歩半	8間	5間半	1畝15歩	藤右衛門	0.195	1.3
262		屋鋪	1畝5歩半	11間半	5間	1畝27歩	仁左衛門	0.247	
263		屋鋪	1畝12歩	8間	6間半	1畝21歩	茂兵衛	0.221	
264		屋鋪	2畝歩	10間	9間	3畝歩	太郎兵衛	0.39	1.3
265		屋鋪	23歩	6間5尺4寸	6間半	1畝15歩	嘉左衛門	0.195	
266		屋鋪	2畝23歩半	8間	8間	2畝3歩	久四郎	0.273	
267		屋鋪	19歩	16間	8間2尺6寸	4畝15歩	内近	0.585	1.3
268		上々田	7反6畝22歩			9反2畝15歩		13.875	1.5
269		上田	4町5反6畝3歩半			5町4反7畝21歩		6.678	1.4

	字	等級	古検	縦	横	面積	所有	分米 (石)	斗代 (石)
270		中田	2町1反5畝18歩			2町4反3畝9歩		29.196	1.2
271		下田	8反7畝13歩			9反1畝9歩		9.13	1
272		下々田	5畝27歩半			6畝24歩		0.612	0.9
273		上畠	1町3反3畝27歩半			1町5反3畝3歩		18.372	1.2
274		中畠	2反4畝10歩			3反1畝18歩		3.16	1
275		下畠	4畝9歩			5畝12歩		0.432	0.8
276		下々畑	6歩半			8畝18歩		0.602	0.7
277		屋舗	4反9畝26歩			6反6畝24歩		8.684	1.3

(三) 安政六 (1859) 年田畑立毛内見小前帳詳細表【目錄 1 - 3】

番号	字名	等級	畝数	検見高(合)	朱字(合)	所有	朱字
1	門之前	上田	7畝21歩	3	2	弥右衛門	式合
2	門之前	上田	6畝6歩	2	2	幸左衛門	式合
3	門之前	上々田	8畝18歩	2	1	栄次郎	壹合
4	門之前	上々田	2畝6歩	2	1	同人	壹合
5	堀之尻	上々田	8畝27歩	2	1	新兵衛	壹合
6	堀之尻	上々田	4畝6歩	2	2	三右衛門	式合
7	堀之尻	上々田	4畝15歩	3	1	同人	壹合
8	堀之尻	上々田	3畝18歩	3	2	同人	式合
9	堀之尻	上々田	1反15歩	1	2	新兵衛	式合
10	堀之尻	上々田	1反歩	2	1	栄次郎	壹合
11	堀之尻	上々田	8畝12歩	1	2	市右衛門	式合
12	堀之尻	上々田	9畝9歩	2	2	三右衛門	式合
13	五反田	上田	4畝6歩	1	1	武三郎	壹合
14	五反田	上田	2畝21歩	1	2	李右衛門	式合
15	五反田	上田	5畝6歩	3	1	三右衛門	壹合
16	五反田	上田	1畝24歩	3	2	三右衛門	式合
17	五反田	上田	4畝歩	2	1	栄次郎	壹合
18	五反田	上田	4畝15歩	2	1	三右衛門	壹合
19	五反田	上田	2畝6歩	1	1	文次郎	壹合
20	五反田	上々田	7畝24歩	3	1	源十郎	壹合
21	五反田	上田	1畝3歩	3	1	武三郎	壹合
22	五反田	上田	5畝27歩	2	1	同人	壹合
23	五反田	上田	2畝9歩	2	2	文次郎	式合
24	五反田	上々田	6畝24歩	2	2	同人	式合
25	五反田	上田	3畝18歩	3	2	忠兵衛	式合
26	五反田	上田	7畝6歩	2	2	文次郎	式合
27	五反田	上田	1反1畝21歩	3	2	新兵衛	式合
28	五反田	上田	1反2畝3歩	1	1	文次郎	壹合
29	五反田	上々田	3畝18歩	2	1	栄次郎	壹合

番号	字名	等級	敵数	検見高(合)	朱字(合)	所有	朱字
30	五反田	上田	6敵28歩	0.5	3	忠兵衛	三合
31	五反田	上々田	1反24歩	1	3	文次郎	三合
32	五反田	上々田	4敵24歩	3	2	九兵衛	式合
33	五反田	上々田	4敵3歩	1	2	政次郎	式合
34	五反田	上々田	1反2敵歩	0.5	2	茂三郎	式合
35	五反田	上々田	8敵18歩	1	2	政次郎	式合
36	五反田	上田	9敵3歩	3	2	栄次郎	式合
37	灰崎	上田	7敵15歩	0.5	3	政次郎	三合
38	灰崎	上田	8敵15歩	1	3	栄次郎	三合
39	堀之尻	上田	5敵12歩	3	1	文次郎	三合
40	堀之尻	上田	8敵3歩	0.5	3	文次郎	三合
41	堀之尻	上田	1反21歩	1	1	弥右衛門	式合
42	堀之尻	上田	9敵21歩	3	2	源十郎	式合
43	わさじ	上田	9敵歩歩	0.5	2	市次郎	式合
44	わさじ	上田	9敵歩歩	0.5	3	源十郎	三合
45	大道端	上田	1反2敵12歩	1	2	源十郎	式合
46	大道端	上々田	1反1敵27歩	2	2	熊次郎	式合
47	大道端	上々田	1反9歩	1	3	源十郎	三合
48	大道端	上々田	9敵27歩	3	1	新兵衛	式合
49	大道端	上田	2敵歩	2	1	熊次郎	式合
50	大道端	上田	9敵15歩	0.5	3	茂三郎	三合
51	大道端	上々田	7敵9歩	0.5	3	栄次郎	三合
52	大道端	上々田	8敵15歩	3	2	同人	式合
53	大道端	上々田	1反1敵歩	2	2	同人	式合
54	門之前	上田	8敵18歩	0.5	2	文次郎	式合
55	池之内	上田	5敵27歩			栄次郎	
56	門之前	上田	3敵9歩	1	2	文次郎	式合
57	門之前	上田	4敵歩	1	2	弥右衛門	式合
58	門之前	上田	1反12歩	1	1	源十郎	式合
59	門之前	上田	6敵24歩	1	1	栄次郎	式合

番号	字名	等級	敵数	検見高(合)	朱字(合)	所有	朱字
60	門之前	上田	2敵6歩	2	1	同人	壹合
61	門之前	上田	9敵歩	0.5	2	弥右衛門	貳合
62	門之前	上田	4敵24歩	1	3	栄次郎	三合
63	門之前	上田	2敵6歩	1	3	同人	三合
64	門之前	上田	5敵27歩	0.5	1	文次郎	壹合
65	門之前	上田	2敵24歩	皆	1	同人	壹合
66	四反長	上田	1反24歩			三右衛門	起返
67	門之前	上田	6敵歩7歩	皆無	3	栄次郎	三合
68	門之前	上田	2敵歩	1		同人	合
69	門之前	上田	5敵18歩	皆	2	弥右衛門、政吉	貳合
70	柿ヶ坪	上田	1敵27歩	皆	2	熊次郎	貳合
71	木之本	上田	8敵歩	皆無	2	文次郎	貳合
72	清水	上々田	3敵18歩	1	3	弥右衛門	三合
73	大井池	中田	4敵24歩	皆無	3	源十郎	三合
74	大井池	上田	4敵12歩	皆無	2	武三郎	三合
75	大井池	上田	3敵12歩			源十郎	起返
76	古垣内	中田	1反1敵歩	皆無	1	文次郎	壹合
77	大井池	中田	8敵6歩	皆無	1	栄次郎	壹合
78		上田	1敵9歩			文三郎	起返
79	大井池	上田	2敵24歩	皆無	3	武三郎	三合
80		上田	9敵歩			弥右衛門	起返
81	大井池	下田	2敵24歩	皆無	3	文三郎	三合
82	古垣内	下々田	2敵6歩	皆無	1	文次郎	壹合
83	古垣内	下田	5敵4歩5厘	皆無	1	政次郎	壹合
84	古垣内	下田	5敵4歩5厘	皆無	1	源十郎	壹合
85	橋之下	下田	5敵歩	皆無	0.5	文次郎	五夕
86	橋之下	下田	3敵歩	0.5	1	同人	壹合
87		中田	3敵21歩			栄次郎	起返
88	橋之下	中田	3敵21歩	0.5	2	政次郎	貳合
89	川田	中田	21歩	0.5	2	九右衛門	貳合

番号	字名	等級	敵数	検見高(合)	朱字(合)	所有	朱字
90	川田	中田	9敵9歩	皆無	2	栄次郎	式合
91	しま	中田	7敵27歩	皆無	1	源十郎	壹合
92	しま	下田	5敵7歩	皆無	0.5	同人	五夕
93	上川原	中田	3敵21歩	1	2	九兵衛	式合
94	上川原	中田	3敵歩	1	2	善三郎	式合
95	山ぞへ	下田	1敵18歩	1	1	源十郎	壹合
96	山ぞへ	下田	1敵3歩	1	1	幸左衛門	壹合
97	山ぞへ	下田	2敵歩	0.5	1	源十郎	壹合
98	西浦	下々田	1敵24歩	0.5	1	文次郎	壹合
99	池之内	下々田	2敵24歩	0.5	1	弥右衛門	壹合
100	池之内	下々田	1敵2歩	0.5	1	武三郎	壹合
101	山ぞへ	下々田	1敵歩	0.5	1	たき	壹合
102	山ぞへ	下田	1敵26歩	皆無	1	文次郎	壹合
103	清水	下田	8敵歩	皆無	0.5	栄次郎	五夕
104	清水	下田	3敵15歩	皆無	2	弥右衛門	式合
105	清水	下田	6敵12歩	皆無	2	同人	式合
106	清水	下田	6敵15歩	皆無	2	弥右衛門	式合
107	古垣内	中田	5敵15歩	0.5	3	文次郎	三合
108	川田	中田	21歩	皆無	2	九右衛門	式合
109	川田	下田	9敵歩	皆無	1	栄次郎	壹合
110	川田	下田	3敵21歩	皆無	0.5	同人	五夕
111	清水	上田	6敵12歩			栄次郎	起返
112	清水	上田	2敵24歩	0.5	3	源十郎	三合
113	古垣内	上田	4敵20歩	1	2	同人	式合
114	古垣内	上田	4敵歩	1	2	市次郎	式合
115	古垣内	下田	1敵7歩	1	1	たき	壹合
116	たばた	中田	1反9歩	皆無	1	三右衛門	壹合
117	上川原	中田	5敵18歩		1	徳次郎	壹合
118	上川原	中田	4敵21歩		1	栄次郎	壹合
119	上川原	中田	2敵12歩		1	三右衛門	壹合

番号	字名	等級	畝数	検見高(合)	朱字(合)	所有	朱字
120	百度	中田	9畝21歩		1	源十郎	壹合
121	古垣内	中田	3畝24歩		1	同人	壹合
122	上川原	中田	7畝9歩		1	文次郎	壹合
123	橋之下	下田	1反9歩		0.5	文三郎	五夕
124	川田	中田	9畝歩		0.5	栄次郎	五夕
125	古垣内	上田	5畝12歩		1	同人	壹合
126	百度	中田	1反1畝24歩		2	文次郎	貳合
127	百度	中田	1反21歩		2	幸左衛門	貳合
128	上川原	上畑	3畝歩		1	善三郎	壹合
129	たばた	上畑	8石(反力)3歩		0.5	弥右衛門	五夕
130	門之前	上田	4畝6歩		2	弥右衛門	貳合
131	門之前	上田	7畝12歩		1	市右衛門	壹合
132	門之前	上々田	8畝11歩		1	源十郎	壹合
133	門之前	上田	9畝12歩		2	栄次郎	貳合
134	五反田	上田	3畝15歩		1	源十郎	貳合
135	五反田	上田	4畝18歩		1	源十郎	壹合
136	五反田	上々田	4畝3歩	同断申早稲方		同人	是迄 未年早 稲方
137	五反田	上々田	5畝3歩		3	同人	三合
138	五反田	上々田	1反2畝12歩		3	熊次郎	三合
139	五反田	上々田	3畝21歩		2	栄次郎	貳合
140	五反田	上々田	1反2畝1歩		2	栄次郎	貳合
141	五反田	上々田	7畝6歩		1	次助	壹合
142	わさじ	上々田	6畝6歩		2	弥右衛門	貳合
143	わさじ	上田	8畝9歩		3	三右衛門	三合
144	わさじ	上田	8畝歩		1	同人	壹合
145	大道ばた	上々田	5畝9歩		2	市次郎	貳合
146	池之内	上田	6畝9歩		3	弥右衛門	三合
147	池之内	上田	8畝15歩		1	栄次郎	壹合
148	池之内	上田	1反12歩		2	政次郎	貳合

番号	字名	等級	畝数	検見高(合)	朱字(合)	所有	朱字
149	深ノ川	上田	28歩	皆無	2	文次郎	式合
150	大井池	下田	2畝2歩3厘	皆無	1	栄次郎	吉合
151	深ノ川	上田	1畝21歩		1	文次郎	吉合
152	たばた	上畑	2畝6歩	皆無		源十郎	
153	たばた	上畑	2畝6歩	1	1	源十郎	吉合

第六章 関連論考

第六章 関連論考

各年度調査分の関連論考を作成した。

第一節 平成二六年度調査分関連論考

(一) 江津村検地帳と地名・耕地

東昇

一 畿内の延宝検地

三山木村井氏旧蔵歴史資料(資料群一)には、江津村の耕地の基礎資料である検地帳の写が二冊現存する。いずれも延宝七年(一六七九)六月の検地帳を、一は文化一〇年(一一八一三)、二は寛政四年(一七九二)、今中源十郎が写している。

この延宝検地は、延宝三年の全国的な飢饉に対して、農民の経営安定・年貢増徴を目標に、畿内近国八ヶ国と備中等の幕府領で実施された。検地では、六尺一分を一間、三百歩を一反、田畑の等級は上・中・下になが・下々を加えて五段階と統一した。そして太閤検地を古検、延宝検地を新検として村高の基準としたとある(一)。

検地担当者は、石川主殿頭家臣の検地惣奉行石川伊織、検地本伴九郎左衛門、同加藤善太夫、検地奉行加藤武兵衛、同生田兵左衛門、山脇八太夫である。石川主殿頭は、当時の淀藩主石川憲之(一六三四〜一七〇七)である。同様の検地惣奉行による検地は、「山城国綴喜郡高木村検地帳」(二)、「山城国葛野郡朱雀村検地帳」(日本銀行金融研究所貨幣博物館所蔵)などがあり、石川家家臣によって山城国内の検地が実施されたことがわかる。

二 二冊の江津村検地帳

江津村検地帳には、一筆ごとに字名、田畑の等級、古検・新検の面積、縦横の間数、分米高、所有者、斗代が記される。先述した検地帳の特徴と一致する。延宝七年の検地帳写の二冊は、耕地の筆数や合計石高、庄屋名が違い、同じ字でも等級や面積が一致しない。一は四八三筆(字不明・屋敷地を除く)、一八八石、庄屋次兵衛、二は二二七筆、一五二石、庄屋嘉左衛門である。これは当時の複数領主支配である相給を表しており、領主別の検地帳といえる。一の表紙右端上に「御蔵」とあるので、幕府領であった可能性が高い。田畑の等級別の石高をみていくと、いずれも上々田のみ共通して、石高全体に占める割合が一五%であり、相給間で調整していたと考えられる。

三 江津村の延宝期の耕地状況

江津村の二つの検地帳を合計すると七一〇筆となる。まず字別の石高を示したものが図一である。宮ノ下の三〇石をはじめ、清水・古垣内・上川原が二〇石を超えており、村の南部が多いといえる。

全体の七割を占める田は四九八筆ある。等級別にみると上々田五四(二一%)・上田二二〇(四四%)・中田一三三(二七%)・下田七五(一五%)・下下田一四(三%)となり、全体的に上田以上が過半数を占める。畑は二二二筆、上畑一四二(六七%)・中畑三七(一七%)・下畑一九(九%)・下々畑一四(七%)となり、これも上畑以上が七割近くとなる。他村と比較しても収穫量の多い村であったと考えられる。後述するように自噴する水と池掛かりによって、当時から収穫は安定していたといえる。

また現在の字と比較して一致している検地帳の字の耕地構成をまとめたものが表である。現在の西外島・東外島以外の一五字と一致する。この検地帳が、全村分ではないので、はつきりとは言えないが、現在の集落部分となる佐牙垣内は耕地が少ない。また木津川堤に近い上河原・中河原・下河原は、現在と同じく全耕地の中で畑が多い。

四 聞き取りによる現在の地名・耕地

江津村の延宝期との比較として、現在の江津地区の地名や耕地・用水について聞き取りを実施した。平成二六年一二月一五日午後、調査者は東・竹中・松本、話をうかがった話者は林市郎(昭和一二年生)・川島勲(昭和二〇年生)・木原治男(昭和二四年生)の三人である。聞き取りの内容の後に、延宝期の検地帳との比較を考察している。

①耕地と字

・河原 堤防沿いはいわゆる「いかき田」で、水をためても吸い込む砂地であった。対して古垣内の収穫はよかった。
・油田(あぶらでん) 柿ヶ坪と清水の間、奈良街道の側にあり、洗濯や餅米などを洗う洗い場。神社の十人衆が草刈りをする。

・百々(どど) 切山の南ノ鍵状の川の内。

・ふけのかわ(深の川) 古垣内の北、清水川の東の斜めの耕地付近。

・たばた 上河原と中河原にまたがる。

・じじん 清水の南、奈良街道、古垣内と中の町にまたがるところ。

・かみだ 宮ノ下・灰崎、近鉄車庫あたりをいう。

・木津川の堤防は、中堤から現在の堤防に移った。

◎検地帳にあり現存しない字の内、油田・百々・ふけのかわ・たばたや、収穫状況などを確認できた。古垣内の収穫については、延宝期でも田三七筆中、上田一五・中田一一・下田一・下々田一と田の等級が概して高い。

②用水と池

・自噴 清水・柿ヶ坪・切山あたりは、竹を指すと水が湧く。清水は泥田で胸までつかっていた。

・大木の（株） よしみね京都工場のところに池があった。

・鯉や鯰 春になったら鯉が用水に来ていた。淀川の鯉は油くさかった。田植えて鯰がたくさん田に来て卵を産んでいた。鯰は食えることはなかった。

・宮池 冬一二月に水抜きしている。釣り道具屋が魚を入れ、ブラックバスなどが増えるので困った。現在はボーリングを使い、池の水を使わなくなった。池は四〇年前くらいに改修し、当時はトロッコで土を出していた。池がかりは宮ノ下・灰崎と、柿ヶ坪の奈良街道側の一枚。

・水番 宮池は田植えの時期など、水が必要なときのみ実施した。年番で担当し、宮ノ下、灰崎の耕地所有者のみであった。昔は泳いで柱（一本）を抜いて水を出した。二〇年前に改修した。現在でも菱田の水番は金土日、宮ノ口は毎週実施して大変と聞く。宮池の水が足りなくなると、緑池から水を

引く。緑池は、普段は江津と出垣内で半々使う。利水権は江津、土地は三山木持ち。

・川田川 川田と下河原の間の川、上流は菱田で田越しの水がたまり、川となる。

・しんがわ（新川） 上川原・中川原の堤防沿いの用水。菱田付近に池があり鮒がいた。じゃこを採る船があった。木津川の堤防に穴が開いて、池になったと聞いている。

・いであげ 井路川付近を堰で止めると、中川原付近の水がたまる。清水川の切山付近を堰で止めると、鍵状の川（百々）へ水が逆流し、川田付近の水がたまる。

・用水を川という。井路川いじがわは、元は木津川へ流れず北流していた。「いじボタル」がいて、他より大きかった。

・耕地にかかる経費としては、圃場整備後にポンプ、ボーリングの電気代がかかるようになった。昭和までは在所の下水風呂や洗濯の水が田に入り込んでいた。平成の初めに下水がついて改善された。

◎水が自噴していた清水・柿ヶ坪・切山は、延宝期においても収穫は安定していたと考えられる。清水は田四二筆中、上田一〇・中田一七・下田一五、切山は田一一筆すべて上田、柿ヶ坪は田一三筆中、上々田一・上田一二である。

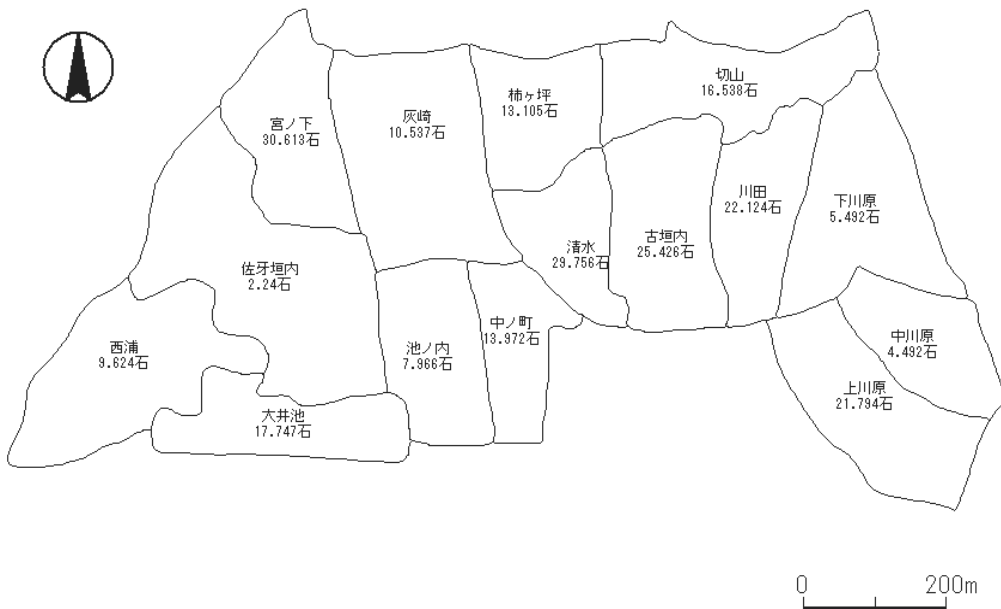
◎宮池の池がかりとなる宮ノ下・灰崎・柿ヶ坪は、延宝期においても良田が多い。宮ノ下は田三〇筆中、上々田一一・上

田一八・下々田一と、圧倒的上田以上が占めている。また上々田の数が一番多い字である。灰崎も田九筆中、上々田五・上田四である。いずれも宮池からの安定した水供給により、ほぼ上々田・上田の地域であった(図一)。

註

- (一) 『国史大辞典』北島正元「延宝検地」
- (二) 『田辺町近世近代資料集』四九〜六九頁

図一 延宝検地帳による江津村各字の石高



図一 延宝検地帳による江津村各字の田の等級割合

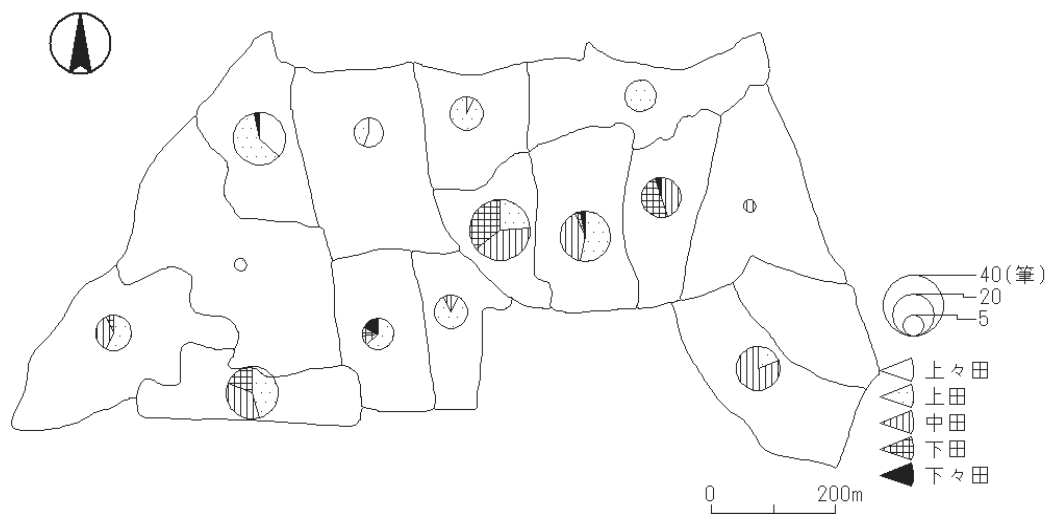


表 延宝期の字別耕地構成

	字	上々田	上田	中田	下田	下々田	上々畑	上畑	中畑	下畑	下々畑	石高 (石)	筆	平均 (石)
1	池ノ内		7	1	1	2						7.966	11	0.724181818
2	大井池		14	11	6			1		1		17.747	33	0.537787879
3	柿ヶ坪	1	12									13.105	13	1.008076923
4	上川原		4	17				18	3	1	1	21.794	44	0.495318182
5	川田			8	9	1		9			1	22.124	28	0.790142857
6	切山		11					3	8	9		16.538	31	0.533483871
7	佐牙垣内		2									2.24	2	1.12
8	清水		10	17	15			5				29.756	47	0.633106383
9	下川原			2				13	1			5.492	16	0.34325
10	中川原							7			7	4.492	14	0.320857143
11	中ノ町	1	11	1								13.972	13	1.074769231
12	西浦		8	5	1				1			9.624	15	0.6416
13	灰崎	5	4									10.537	9	1.170777778
14	古垣内		15	11	1	1		1	1			25.426	30	0.847533333
15	宮ノ下	11	18			1		6	10	1		30.613	47	0.651340426
16	油田		4									5.46	4	1.365
17	田畑		1	8				36	2	2		18.254	49	0.372530612
18	百々		2	1								3.05	3	1.016666667
19	ふけノ川			4	5							8.694	9	0.966

注：16-19は聞き取りによって確認できた字、平均は1筆当たりの高。

(二) 佐牙神社の銘文資料から

竹中 友里代

平成二六年十月十二日佐牙神社祭礼で、三山木の山本地区にある同神社お旅所で行われる百味の御食の祭礼を見学した。この祭礼については、井上頼寿『京都古習志』、小泉芳孝氏の『稻作民俗の源流』や『京都民俗』で詳細に報告されている。当日拝見した木箱は、先の報告等に掲載されない新出の資料である。この銘文は四「佐牙神社祭礼用木箱等銘文(山本村)」(二五二頁)に記録した。

木箱①の蓋表には「盛相・引盃」と大きく墨書されている。盛相とは、物相とも書き表し、社寺に供える飯を盛って型に抜く器で、ふつう円筒形の曲げ物のことである。饗応や茶事の膳で客人ひとりひとりに配る盃が引盃である。蓋裏にあるように、他家からの養子や婚姻などの家督相続で、村内に披露目のための酒飯を振舞う席で使用する物相と盃を収納した木箱であることがわかる。

蓋裏の書き込みから振舞の仕方をみていくこととする。昼飯後におそらく宮座の座員十八人を招き、三合五尺の赤飯を物相でかたどり、紙を敷いて出す。酒肴は、三献まであり、初献は、四ツ目の小さな盃で一献、肴は、醤油で味付けした牛蒡のしたし物である。二献目は、三ツ目盃で、肴は、かますを二切れとなますで、三献目は、汁椀に蛸とかまぼこを二

切れずつを肴に出す。

次に夕飯後には村中の男を招待して、酒肴を振舞うが、先程の十八人を招待した時よりは、手軽にする。

婚礼の時に限っては、この後四ツ時(夜十時頃)に村中の女を招待して、二合入りの赤飯の物相飯と子供には一合の赤飯の物相飯を用意し、酒肴も同様に三献まで振舞う。婚礼振舞には、子供連れにも物相飯を用意し、新婦が村の女社会に入ることを考慮していることが興味深い。

この振舞は家の大小にかかわらずなく行われ、中分以上の家は、持ち高一石に付銀五分を出すことになっている。

こうした取り決めは、文政十二年(一八二九)十一月に宮座の一臈(困治老太夫)・役人・中老の名で定められ、山本村の構成員として認知してもらったために、この振舞で使用する物相五組と二十人前の引盃は村で共有する道具として保管されていた。

箱の蓋・側面に「七」と番付された貼紙に「八幡宮鈴・大鈴一・小鈴一」とあり、後に別の物を入れる収納箱として転用され、現在は、神棚に供える榊立一对に土器や盃などが収納されている。

つぎに②の装束箱は、明治三四年に新調したものであろう。箱に収納物が書き上げられ、当時どのようなものが入っていたか見てみよう。

「練立精好黄袍正服」の練立精好とは、絹糸のなかで生糸

(原糸)に対して、化学処理してセリシンを除去し光沢ある練糸を使って、経に細い糸、緯に太い糸を使って精密に織った平織の生地である。この張りのある生地で仕立てた斎服が、いわゆる袍という上衣で、神主が祭事に着用する正装の装束である。

「袖紅生羽二重」は、斎服の袖口から赤色の布を見せ、肌触りの良い羽二重の生地が袖口部分に使用され、身は紅晒の単衣の下着である。

次の「表地暑寒平裏キヤリコ差抜」は、表地が暑寒平(しよかんひら)という袴地の一種で、経糸に絹糸、緯糸に麻糸を用いて織り上げた四季何れでも用いることができる。裏地はキヤリコ(薄くて光沢のある白木綿)を用いている。差抜(指貫)は、長大な袴の裾口に紐を通して内に折り上げ袋状にし、足首で括る、ゆったりとした袴で、斎服の下に着用する。

また神主が儀礼時に威儀を正す「笏」も備えていた。

「朱棲折袋共本式仕立傘」は、朱色で貴人に差しかける傘で、人を傷つけないように骨の先を内側に折り曲げ、野立て傘としても用いられるものである。

「紅本金欄(但肩掛仕立 四ッ房付)祝詞袋」は、祭礼の当日に読み上げられる祝詞を入れる袋である。赤色の本金欄の華やかなもので、肩から掛けられるように房飾りのある紐を通していた。他に河内木綿で仕立られた白丁の上下の衣服に烏帽子が入

っていた。

調査した祭礼当日の神主の装束は、狩衣に神宮用袴で、箱内に収められていた装束より略式で活動しやすいものになっている。明治期、当神社の神主は、現在より礼装の装束で祭儀を行っていたことは興味深い。

以上箱の墨書の文字情報を簡易にまとめたものである。

(三) 佐牙神社現地銘文調査報告

竹中 友里代

52.1×192.7 額縁巾6.9 縁厚3.2

嘉永三年庚戌十有二月吉辰

多賀玉舟、同梅村、狛里梅丸、寺田文七、佐山専枝、江津甚山、高木柳

支、水取南嶺、江津富貴ほか六十句に

發起春眠、同儿三、執筆亀卜の三句を掲げる

☆嘉永三年〓一八五〇年

調査日…平成二六年十二月十五日

調査者…京都府立大学准教授 東 昇

同 特任講師 竹中 友里代

京田辺市教育委員会 松本 勇介

佐牙神社総代 林 善嗣(敬称略)

一 拝殿絵馬・扁額等銘文

①絵馬 伊勢参り図 75.2×105.5 額縁巾5.4 縁厚3.9

「奉掛御宝前 □□長筆(印)

天明九歳己丑正月吉辰 江津村郷中」

☆天明九年〓一七八九年

②絵馬 騎馬武者図 165.8×121.2 額縁巾10.5 縁厚6.5

「雨請願成就

皇都□□□

□□□□(九戌か)九月」

☆九年戌〓天保九年か(〓一八三八年)

③扁額 奉納御廣前四季発句集

④相撲番付額 119.0×76.4 額縁巾6.5 縁厚4.0
縁「奉納」明治廿一年十一月十六日晴天一日相撲」

「川島平右衛門敬白」

☆明治二十一年〓一八八八年

⑤絵馬 源平合戦図 120.0×165.8 額縁巾7.0 縁厚4.5

「奉納御宝前 平安村上真寮

諸願成就皆令満足

寛政九年丁□ 吉日 池田山本村」

☆寛政九年〓一七九七年

⑥神輿台

上部横木(台部)長さ210.3 高さ89.8 脚部二股下部開き巾56.5

上部横木(台部)裏

「 神主 山本村善三郎

奉寄進

江津 喜六

二 境内石灯笼等石造物 銘文

① 石灯笼 (参道入口、石鳥居前)

(右)

表「奉燈佐牙社」 裏「寛政十戊午年八月」

側面「願主池田庄山本村」

(左)

表「奉燈佐牙社」 裏「寛政十戊午年八月」

右側面「願主池田庄江津村」

左側面「木原孫右衛門、今中源十良、川島政右衛門」

☆寛政十年 一七七八年

② 社名石標

表「式内佐牙神社」 裏「大正元年十月建之」

左側面「三山木村字宮津鎮座」

☆大正元年 一九一二年

③ 石灯笼 (参道石階途中左)

「世話人小西次太夫」

④ 石灯笼 (手洗横)

「寛文十二壬子年」

奉寄進 觀音御「」

十一月吉祥日 十三人□敬白」

☆寛文十二年 一六七二年

⑤ 石灯笼 (参道石段上左右)

(右) 表「天神宮」 裏「明和六己丑龍集十一月吉日」

(左) 表「吉田大明神」 裏「明和六己丑龍集十一月吉日」

☆明和六年 一七六九年

⑥ 石灯笼 (境内地左へ三山木廢寺方向への道)

(右) 「享保十七年 「」小右衛門

天満宮 講中 今中 六右衛門

今中 久右衛門

子正月吉日 林 善右衛門

(左) 「^{梵字}□雨奉「」

☆享保十七年 一七三二年

⑦ 石灯笼 一对 左右銘文同文 (惠日寺平面地)

表「奉燈 氏子安全」

側面「万延元年庚申五月」

裏「願主山本村木村宗七 京都伏見屋太吉」

☆万延元年〓一八六〇年

三 境内神輿蔵内

①神輿鏡 各4面 (神輿四方に飾る鏡)

「辛寛文十一歳

山城國江津村

上菱屋弥兵衛

亥九月吉辰

「辛寛文十一歳

山城國江津村

森理右衛門

亥九月吉辰

☆寛文十一年〓一六七一年

②神輿瓔珞

「山城國山本村」

③木箱 神輿鏡・瓔珞などを収納

蓋表「佐牙神社幕箱」 箱身側面「大正五年十月新調」

☆大正五年〓一九一六年

四 佐牙神社祭礼用木箱等銘文 (山本村)

【木箱①】

(蓋表墨書)

「盛相

引盃」

(蓋裏墨書)

「養子 振舞仕方之事
婚姻

一昼飯後十八人呼

赤飯盛相

但し三合五勺入紙を敷く
しるしものを付て出すへし

酒^{肴方}□引盃^ニ而^ニ老盃宛盛切なり

盃 初献 四ツ目 肴 したし物
醤油牛蒡

引 あとも
出し置へし

同 式献 三ツ目 同 かます式切ツ、引落し
但しなますニ而も出すへし

同 三献 汁椀 同 たこ
かまぼこ

式切ツ、引落し
但し老分五厘方
式分位まで

若したこ無之候ハ、

有合之肴ニ而も苦しい苦しからず

万端右ニ準し随分手軽ニ致へし

以上

一 夕飯後村中男呼

(箱身側面墨書)

赤飯盛相 但し式合五勺入

「文政十二年

酒盃右ニ同事 肴同事

但し十八人呼方者
少々手軽ニ致へし

己丑十一月

以上

山本村

一 四ツ時分村中女呼 但し婚礼事也

惣中

赤飯盛相 但し式合入 尤子供盛相壹合入

酒盃 同事 肴 初献

したし物
牛 莠

式献

かます式切
引落し

(箱身側面墨書)

「引盃

式拾人前

三献

数之子
なます

引落し

但し女衆ハ酒ハ随意ニ

山本村中

いたすへし

以上

盛相

右之通大小家無差別振舞いたすへし

五組

但し中分以上ハ持高老石ニ付銀五分ツ、出銀可有之事

(異筆)

「圍治老」太夫

【木箱②】

文政十二_丑年十一月定

役人

(箱蓋表墨書)

中老

「佐牙神社什物

此盃諸事酒振舞ニ用へし肴も

御装束箱

〔貼紙〕
「ナ」改メ神前幕入」

〔箱蓋裏墨書〕

〔異筆〕
「二祭神 佐牙ノ彌豆男ノ神 佐牙ノ彌豆女ノ神」
一練立精好黄袍正服 尙

一袖紅生羽二重 身紅晒 単 尙

一表地暑寒平裏キヤリコ差抜 尙

一笏 尙

一朱褙折袋共本式仕立傘 尙

一紅本金襴但肩掛仕立 四ッ房付祝詞袋 尙

一河内木綿仕立上下白丁 尙

一烏帽子 尙

〔異筆〕

「一蛙又ノふくる鳥は男根を表現し、蛙又の花は女根を現す

明治三十四年十月調之

〔箱身内底墨書〕

「明治三十四年十月

佐牙神社什物」

【木箱③】

〔蓋表墨書〕

「 佐 牙 神 社

神酒徳利箱」

〔蓋裏墨書〕

「昭和五庚午年 寄附者 小泉嘉一郎」

【箱④】 (蓋ブリキ製、箱身厚紙製)

〔蓋表墨書〕

「昭和参年拾弍月

冠 箱

山本座中」

〔箱身外底 印刷〕

「天理教庁御用達

有職御装束司

富森誠志商会

奈良県丹波市町三島

振替大阪六三七〇番」

(四) 佐牙神社の祭りと南山城の諸社

竹中 友里代

はじめに

平成二六年度調査では、佐牙神社秋の例大祭で百味の御食や神楽の調査を行い、またそこで山本村の祭礼箱の銘文を記録し、別稿で報告した。これらの内容をまとめ、若干の考察を加えて報告する。

山本村祭礼用木箱から

先に報告した祭礼用の木箱①の蓋裏には、養子・婚姻振舞仕方の墨書があり、十八人衆(太夫・中老)と男衆に女衆の献立が記されていた。とりわけ婚姻によつて、新婦が村の女性社会に受け入れてもらうための心配りがあること、また振舞う赤飯には子供用も用意されており、村社会の次世代に配慮していることに触れた。

文政十二年十一月「神役記録」(二)には、この銘文に関連する行事の詳細が記されている。例祭の御供の準備のほかに、赤飯には、一番が太夫衆、二番が中老衆、三番が男衆、四番が女衆、五番が子供と大小五種類の物相の寸法等が記されている。本箱①の側面の銘文にも「引盃式拾人前・物相五組」とあるように、この赤飯を盛る五つの型の物相を収納する箱であったことが判明し、古文書の記述を裏付けるものであつた。

た。

このことは文政八年(一八二五)「諸色献立覚」(三)と題する江津村の記録からも知ることができる。これは今中源兵衛が自身の太夫成や嫁を迎える際など村の行事で振舞う献立の参考にするために、村内の諸行事の献立を合わせて書き留めたものである。文政七年十一月十一日書き手の源兵衛の太夫成で、宮座の太夫や中老をもてなす献立が詳細に記録されているが、それに加えて勝手献立として、酢あへ・汁・平・猪口・焼物・吸物が記録されている。勝手方の女房衆にも振る舞いがあつた。

また西十一月の「六右衛門嫁入よひ衆朝勝手膳出し」として酢あへ・汁・猪口などの献立が記されている。そこには「女中茶よひ」として赤飯や白飯が用意されていた。茶よひの献立が宮座や男衆の後に記されていることから、茶呼び衆とは、勝手方で働いた女たちをねぎらったものである。山本村だけでなく江津村でも裏方として働いた女衆が宮座の行事に参加していたことは明らかである。

江津村の年違と子供

江津村今中源重郎が文化四年(一八〇七)四月から書き留めた「氏神年行事諸書留」(三)には、その表題の通り、氏神佐牙神社の一年間の祭りが記録されている。四月十五日に「年違」として、次のような記述がある。

年違

一、十五日 林蔵子死去 年違 長十郎・浅次郎・善七・宇兵衛・

弥兵衛・久次郎・おこよべ七人 三才

五月十日宮登ル

一、年違 定次郎子 武八子、宮右衛門子 新七子五才死去

これら年違の記述をまとめたものが別表である。四月から七月まで、二才から八才までの亡くなった子供と子供をもつ親の名が書き上げられている。「年違(としたがい)」とは、亡くなった子供と同年齢の子の死を避けるため、その年齢の数だけ豆や餅を食べる風習がある。江津村では、豆や餅を食べたかは記されていないが、六月十日九左衛門の子供の年違には、宮へ上がり、献灯していることから、同年齢の子供を連れて氏神へ参詣していたか、あるいは神社でお祓いなどを行っていたのであろう。表をみると四月十五日に林蔵の三才の子供が亡くなり、その時同年齢の子は七人いたが、同月二十六日におこよの三才の子供が亡くなり、五月十七日には弥兵衛の子三才が亡くなる。三才の子が四人となる。書き上げた子供の数は合わないが、ふた月に三人の三才児が亡くなっている。五才が五月に三人であったのが、七月には二人である。四月から七月までの記録しかないが、この四ヶ月間に九人の幼児が亡くなり、二才児が八人であるのに、五才児は二

人、八才児は三人と成長するにつれて少なくなり、当時の死亡率の高さを示している。神事の呼衆に子供と母親となる女を加えているのは、子供が村の構成員となるまで無事に成長するようお願いが込められていた。

白川門人帳をめぐる幕末維新期の南山城の神社

こうした近世に行われていた神社や宮座の行事は、明治維新期に大きな変容を遂げる。次に白川門人帳から南山城の神社をめぐる情勢を見よう。

白川家とは、平安時代末頃より花山天皇の皇子清仁親王の後裔頼広王以降代々神祇伯職を世襲し、禁中の祭祀を職務として、伯王家・白川伯家等と称した。近世には吉田神道が寛文五年(一六六五)の諸社禰宜神主法度の第三条により、無位の神主の装束着用には、吉田家の裁許状を要し、地方の神社が神職身分を吉田家の裁許状に求めるようになる。これ以降全国の郷社・村社などの地方の神主を支配下に置き、神祇管領吉田家の宗源神道は、神祇伯白川家の神道祭祀を圧倒していた。それに対して、白川家では、世俗とは距離を置き、禁中祭祀にのみ傾注していた。ところが、江戸中期国学の勃興によって、復古思想が興起し、世俗化しない白川家に対して国学者だけでなく吉田神道からも憧憬をもって見られるようになる。折しも伯家の財政難を打開するため庶民にも白川家入門できるよう、門戸が開かれる。入門をめぐって、各

地で白川家か吉田家かいずれの神道を選択するかの争論が起る。こうした時に全国の門人把握のために作成されたのか、「白川門人帳」^(四)である。

甲乙丙丁の四冊に首巻の古帳写し一冊、そして四冊に続き慶応四年（一八六八）から明治二年（一八六九）までを記録した尾巻がある。

文化十三年（一八一六）古帳写の「諸国門人帳」には、山城国の宝暦十四年（一七六四）からの入門者が書き上げられている。明和四年（一七六七）五月廿五日には石清水八幡宮の社家の東竹久丸が入門している。東竹家とは、田中召清が寛文元年（一六六一）に田中家を要清に譲渡して再興した社家である。祠官家系図^(五)によると、召清、象清、充清、好清、延清、容清と続き、この容清が久丸である。容清は、田中正清の次男で天明八年（一七八八）に没している。近世東竹家については、僧体で妻帯し一家を相続する社務三家に対して、社務検校に就任しない家柄で、社家として放生会など祭礼には、童形で参列する以外その営みはほとんど不分明である。石清水の仏事を統括し、神領を支配する社務田中家から養子として傍流東竹家を継承した容清が神祇伯白川家に傾倒していたことは本家田中家が吉田家の宗源神道の一翼を担っていたことに比して興味深い。

南山城では、安永三年（一七七四）五月十五日宇治田原町の建藤大明神の神主に宇治田原上禪定寺村の岡兵庫・平行光

が白川家の裁許で就任している。文政十三年（一八三〇）二月六日には、この建藤神社の神主岡兵庫は、継目として平憲行が神主として風折烏帽子と浄衣を頂戴し相続している。文政十一年八月二十七日宇治田原郷荒木村大宮神明宮の祠官である五百磐（イニワ）弥次兵衛こと豊後・平憲良は、白川家に初入門し、風折烏帽子と浄衣を礼金五百疋で頂戴し、同時に妻勝子も同社の巫女として初入門し、忌衣の一種である千早をもらい受けている。嘉永六年（一八五三）四月三日俵の五百磐越後・平定良が継目として神拜式作法と風折烏帽子・浄衣指貫を、妻の民江・平晴子も巫女として神拜式と千早を親と同様に頂戴し、村の神社の神主を相続している。宇治田原郷では、建藤神社・大宮神明宮ともに、白川家に二代にわたって入門していた。

宇治田原郷では、文政十一年建藤神社と同様に平岡村の春日大明神社祠官の麻和（アサナギ）志摩・平憲忠も初入門しているが、そこには、入門の事情が記されている。少し長文であるが、次に掲出しておく。

右大宮神明宮・春日大明神等、宇治田原郷七ヶ村之氏神之处、是迄守護人者称宮守、右弥治兵衛先年御門人之列ニ被召加置、中臣祓斗被授置候处、此度氏子中依願、祠官職并改名被仰付、本許状被下之、又麻和と申者、唯称号而已ニ而、平岡村家柄之百性年番ニ宮守役相勤来、是迄何方江も不附属、仍之此度一緒ニ本許状

相願、即年番之者称志摩、神役可相勤旨申渡、且同郷之内外二八幡宮在、是ハト家配下之由、元来右三社宇治田原郷十一ヶ村惣氏神之由也、右願二付、氏子七ヶ村庄屋并郷中大年寄連印之願書差出
御殿申次 御門人 湯浅大和

宇治田原郷の大宮神明宮・春日大明神は、宇治田原郷七ヶ村の氏神で弥治兵衛が白川家に入門を許され、中臣祓を授与されただけであつたが、氏子中の願いによつて神主の職と名が許状によつて得られた。平岡村の年番百姓は、宮守役を勤めていたが、どこにも属していなかつた。そこでこれを機会に白川家の許状により、年番が神主名の「志摩」と称して神役を勤めることとなつた。そもそもこの二社のほかに八幡宮を含め三社は宇治田原郷十一ヶ村の惣氏神である。これは、元来吉田家配下であつたが、この七ヶ村庄屋年寄が連印して白川家に入門の願書を出したという。吉田の神道伝授が長期に及ぶ修養と多大な費用を要したのに対して、白川家入門は礼金と簡便な手續であつたことによる。五百磐の入門をきっかけに、宇治田原郷七ヶ村では、宮座の百姓が年番で勤める氏神の神役は、一年限りの宮守役であつても、白川家が認めた神主名に改名して、神役の勤めを果たすのである。氏神の神役が白川家によつて容易に神主の地位に箔をつけられた。

京田辺市の神社では、明治元年四月十四日に綴喜郡山本村の木村惣右衛門が白川家に初入門し、神拝式作法を礼金百足

で伝授されている。宇治田原郷で見たように、木村惣右衛門も年番神役を勤めるために入門したとも考えられよう。しかし、維新の改革は、京市中や周辺の大社だけでなく、南山城の小社にも及んだ。明治元年三月二日に神号神体の仏教色を払い、同年三月十七日には別当社僧復職令、同年四月一日には八幡の菩薩号を廃止し、八幡神と改称するなど、矢継ぎ早に神仏分離令が出されている。神仏習合の石清水八幡宮には四月一日には、境内地の梵鐘や三具足などの仏教的装飾品の取り除きが命ぜられている。この木村惣右衛門は、山本村の庄屋を勤めていた^(六)。山本村にこれらの通達がいつ届いたかは、明らかではないが、維新後の神仏分離令にいち早く対応するために還俗するか宮寺を去るか選択を迫られていた恵日寺住職に代わつて佐牙神社の神主として勤めを果たそうとしたかかもしれない。

同年四月廿日綴喜郡大住村御霊宮神主奥大膳規善は、白川家に初入門し、神拝式を伝授されている。この奥大膳は、復饗とあり、大住氏神社(現月読神社)の境内の神宮寺の住僧であつたろう。同年閏四月の御役所への伺書^(七)によると大住氏神境内には、本社・拝殿・御鳳輦神事具入のほか薬師堂・籠堂があり、当社には往古より神主・禰宜はなく、別当奥之坊が守護してきたという。この伺い書を提出した奥之坊の別当権大僧都法印空善が還俗して、このたび奥大膳と改名し、神祇官附属の神主となつたのである。

なお、大住社は、慶応四年正月鳥羽伏見の戦いで、敗軍の幕府軍は放火しながら立ち退き、五日に淀が兵火に見舞われ、翌六日男山に兵火が迫るにつれて、戦禍を避けて社務やおもだった神人が供奉して八幡神を大住の当社に遷座した。その時神宝は薬師堂に納め、社務・御殿司や神官等は奥之坊に旅宿し、翌日薩・長・因の三藩が警固し、また村方の主だった者も供奉して無事に還御した。その時人足の差配や兵糧等賄の手配した大住村の鎮守に対して謝礼として永世献米を社務三家が申し出ている^(八)。

その後大住社では同年十月九日には、倅の奥左近善乗が継目入門し、神拝式と葬祭式を礼金五百疋で授けられ、神主職を相続した。

綴喜郡松井村の八幡大神社と天満宮両社は、現松井天神社であるが、同年十二月十四日この神主仲左近が神拝式伝授で初入門したが、白川家への紹介者は、隣村大住村の神主を相続した奥左近である。大住村は石清水との関係から神宮寺の僧侶が還俗して神官に転身、隣村の松井村にも白川家へ入門者を紹介していた。

同年十月九日久世郡田井村の加藤縫殿介藤原正壽は、神拝式伝授により、白川家に初入門しているが、紹介者は、八幡社司紀大隅守であるという。紀大隅守とは、石清水八幡宮の神前で神事を司り、紀氏を名乗る三家(俗別当・神主・檢知)のうちの神主である^(九)。僧体の社務田中家が、吉田家に入

門していたのに対して、石清水の神事は、伯家神道でも祭祀が行われていたとも考えられる。いずれにせよ白川家ではこの時期に南山城でも門人を確保していたことは明らかである。

維新期の京田辺や周辺の村社は、人的ネットワークで白川家入門し、明治新政府の神社祭祀の在り方を模索していたのであろう。

註

- (一) 小泉芳孝『稻作民俗の源流』一三六頁、平成十三年
- (二) 文政八年十一月「諸色献立覚」(江津村文書13号)京都府立京都学・歴史館蔵
- (三) 文化四年九月「氏神年行事諸書留」(江津村文書5号)京都府立京都学・歴史館蔵
- (四) 近藤喜博編『白川門人帳』昭和四十七年、清文堂出版
- (五) 石清水八幡宮『石清水八幡宮史』首巻、祠官系図(東竹)四六頁、平成九年、続群書類従完成会
- (六) 田辺町『田辺町近世近代資料集』昭和六十二年、一四六頁、五四(年未詳)「飯岡村千貫岩切取普請差止嘆願書」、年未詳ではあるが、元文五年の関連文書とされる。
- (七) 前掲(六)、四二四頁、一八八、慶応四年、大住村氏神に付奥之坊空善伺書
- (八) 前掲(六)、四二三頁、一八六、慶応四年石清水八幡宮より大住村鎮守へ永世献米の証文
- (九) 拙稿「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分」(『京都府立大学学術報告書』人文 六十七号、二〇一五年)

別表

月日	亡くなった子	人数	同年の子を持つ親
4月15日	林蔵子死去、三才	7人	長十郎・浅次郎・善七・宇兵衛・弥兵衛・久次郎・おこよ
4月26日	おこよ子三才死去	7人	宇兵衛・善七・浅次郎・義兵衛・政右衛門・久次郎・弥兵衛・
5月10日	新七子五才死去	3人	定次郎・武八・宮右衛門
5月17日	弥兵衛子三才死去	4人	宇兵衛・久兵衛・義兵衛・浅次郎
6月5日	浅次郎子八才死去	3人	義右衛門・源蔵・小右衛門
6月7日	記述なし	3人	長次郎・彦兵衛・又七
6月10日	年四才 九左衛門子死去	5人	喜左衛門・庄七・政五郎・友次郎・源十郎
6月12日	年弐才安兵衛子死去	8人	長次郎・定次郎・六右衛門・文七・惣次郎・吉蔵・小右衛門・宮右衛門
7月28日	定次郎死去五才	2人	宮右衛門・定八

文化4年「氏神年行事諸書留」(京都府立京都学・歴史館蔵、江津村文書)より作成

(五) 京田辺市所在旧佐太来迎寺末五ヶ寺の歴史

松本 勇介

一 はじめに

京田辺市には五ヶ寺の旧佐太来迎寺(さたらいこうじ)末寺が存在する。具体的には高船地区の極楽寺、打田地区の西明寺、江津地区の正福寺、東地区の念仏寺、上地区の慶照寺であり、現在は極楽寺と西明寺が西山浄土宗(西山派)、正福寺と慶照寺が浄土宗西山禅林寺派(西山派)、念仏寺が浄土宗(鎮西派)である。綴喜郡五ヶ寺に関する先行研究はほとんどなく、『田辺町郷土史 社寺篇』^(一)で各寺の概要を簡単に紹介し、『京田辺市の仏像』^(二)で各寺の仏像を紹介している程度である。そこで、本稿では、江戸時代には大念仏宗佐太派、明治五(一八七二)年からは浄土宗佐太派、昭和一〇年代(推定)からは浄土宗西山派(念仏寺除く)と、時代と共に宗派を変えてきた歴史を持つ各寺について、まとまりに留意して論じることとする。本論の構成は、二章では近世の綴喜郡五ヶ寺のありようを見るために、各寺の基本事項を述べた後に、大念仏宗佐太派としての綴喜郡五ヶ寺について組合等の項目を立てて論じ、三章では近代の綴喜郡五ヶ寺のありようを見るために、浄土宗への改宗および浄土宗西山派への改宗(念仏寺除く)について論じ、時代の流れに即して綴喜郡五ヶ寺のありようを具体的に明らかにしていく。

二 近世の綴喜郡五ヶ寺のありよう―大念仏宗の時代
二―一 各寺の基本事項

ここでは本論の前提として、近世・近代の各寺の基本事項についておおまかに述べる。

極楽寺 山号は八王山、所在地は高船村字里で、山地部に立地した。明治一三年の記録^(三)によると、境内は一一四坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂兼庫裏(三間半×五間半)等が存在し、境外所有地は存在しなかった。当時の檀家数は一六三人。開基年は不詳である。ちなみに、同寺が所在した近世の高船村は淀藩領で、石高は一四二石(天保五年)であった^(四)。

西明寺 山号は無量山、所在地は打田村字宮本で、山地部に立地した。明治一三年の記録^(三)によると、境内は一四二坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂(四間×三間半)、庫裏等が存在した。境外所有地として、田地九ヶ所(打田村内)、畑地一ヶ所(同前)、山林三ヶ所(同前)、藪地一ヶ所(同前)を有した。当時の檀家数は三〇五人。開基年は不詳である。ちなみに、同寺が所在した近世の打田村は淀藩領で、石高は四六八石(天保五年)であった^(四)。

正福寺 山号は和光山、所在地は江津村字佐牙垣内で、丘陵部に立地した。明治一三年の記録^(三)によると、境内は四九一坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂、薬師如

来を安置する薬師堂、庫裏、長屋門、薬医門等が存在した。境外所有地として、田地二ヶ所(菱田村内)を有した。当時の檀家数は三一二人。開基年は不詳である。ちなみに、同寺が所在した近世の江津村は朝廷・幕府・淀藩が支配する相給村で、石高は六二二石(天保五年)であった^(四)。

念仏寺 山号は専修山、所在地は東村字鍵田で、平地部に立地した。明治一三年の記録^(三)によると、境内は二〇四坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂、地藏菩薩を安置する地藏堂、庫裏、薬医門、物入等が存在した。境外所有地として、田地二ヶ所(東村内)を有した。当時の檀家数は三八九人(八三戸)。由緒は康永年間(一三四二―四五)に法明(大念仏寺七世で来迎寺一世の師僧)が創立し、寛文一〇(一六七〇)年に仁雲が再建し、文化年間(一八〇四―一八)に字北屋敷より移転したと伝わる。ちなみに、同寺が所在した近世の東村は淀藩領で、石高は五七八石(天保五年)であった^(四)。

慶照寺 山号は普賢山、所在地は上村字御所ノ内で、山間部に立地した。元治二(一八六五)年の檀家数は二〇世帯、八二人(男四二人、女四〇人)であった^(五)。明治一三年の記録^(三)によると、境内は一三九坪で、建物は本尊の阿弥陀如来を安置する本堂、庫裏等が存在した。境外所有地として、田地二ヶ所(上村内)、宅地一ヶ所(同前)、山林一ヶ所(同前)を有した。当時の檀家数は二四五人。開基年は不詳だが、

享保一五年(一七三〇)に謙芳が再建したと伝わる。なお、天明五(一七八五)年に住職・庄屋・年寄の連名で、京都町奉行所に宛てて修復願が出され、藁葺きから瓦葺きへの変更などを願い出ている^(六)。時代が下って昭和四八年には、本尊の像内から、正徳四(一七一四)年に京仏師の前川市兵衛が修理した旨の文書が発見されている^(七)。ちなみに、同寺が所在した近世の上村は朝廷・幕府が支配する相給村で、石高は三四九石(天保五年)であった^(四)。

以上の前提を踏まえて、二節では綴喜郡五ヶ寺全体を論じていく。

二―二 大念仏宗佐太派における綴喜郡五ヶ寺

本山と末寺 ここでは本山・教義・末寺の三点から本山と末寺について論じる。

一点目に、本山について述べる。大阪府守口市佐太中町(寝屋川市境の淀川堤防付近)にある浄土宗紫雲山聖聚院佐太来迎寺は、明治五(一八七二)年一月以前には、大念仏宗(融通念仏宗)佐太派の本山であった。近世の大念仏宗には三本山あり、摂津国東成郡平野庄(現大阪市平野区)に所在し大坂城の南南東約七キロメートルに位置した大念仏寺、河内国茨田郡一番村佐太に所在し大坂城の北東約一一キロメートルに位置した来迎寺、摂津国西成郡南浜村(現大阪市北区)に所在し大坂城の北西約三・五キロメートルに位置した源光

寺である。各寺の開山について、大念仏寺開山は良忍（一二世紀）、来迎寺開山は大念仏寺七世法明の弟子・西願（一四世紀）、源光寺中興開山は法明（一四世紀）とされ^(七)、事実なら系図上は法明を通して各寺ともつながりがあることになる。各寺の本尊は、大念仏寺が十一尊来迎図（天得如来）、来迎寺と源光寺が三尊来迎図（天筆如来）である^(七・八)。各寺の寺格は表一に示した通り、大念仏寺は「御白書院独礼―御闕之内式置目」、源光寺は無規定である。無本寺三二ヶ寺を寺格で六つのグループに分けたうち、大念仏寺は上から一番目のグループ、来迎寺は上から二番目のグループに属し、両寺とも無本寺の中では寺格が高かったといえる。また、両寺とも皇室から紫衣の着用を許可される寺格であった。

二点目に、教義について述べる。大念仏宗三本山のうち、来迎寺と源光寺は浄土依準である。浄土依準とは「法度をはじめ、学林、經典、法式等々万事浄土宗に準拠すること、来迎寺はしばしば私文書で「浄土依準大念仏宗」と称していた^(九)。言い換えれば、大念仏宗佐太派は「自宗僧すら他宗檀林（浄土宗西山派と鎮西派）の修学者」であり、「西鎮混住状況の大念仏宗」であった^(九)。このような特異な性格について、大念仏宗と浄土宗は共に浄土教、すなわち念仏によって死後に浄土に往生して仏果が得られると説く教えなので親和性があり、可能だったといえる。ちなみに、大念仏宗

は一二世紀に良忍が開宗し、一人の念仏が万人の念仏と融通しあつて往生できると説く。一方、浄土宗は一二世紀に法然が開宗し、ひたすら念仏を唱えれば往生できると説く^(一〇)。このような両宗混淆の特異な性格を持つ宗派に属していたという点が近世の綴喜郡五ヶ寺を考える上で重要となる。

近世には、前述のような仏教諸派の混淆だけでなく、神仏混淆も見られた。来迎寺の本尊は石清水八幡宮ゆかりの阿弥陀三尊来迎図であり^(一一)、本山の本尊という宗派の根幹に石清水八幡宮に関する神仏混淆が見られた。

三点目に、末寺について述べる。まず、各本山に属する末寺数を確認すると、文政期（一八一八―三〇）の『続三緑山志』^(一二)には、大念仏寺末は約四〇〇ヶ寺、来迎寺末は約六〇ヶ寺との記載があるが、源光寺末は無記載である。但し、『大阪府全志二・三』^(一三)によると、源光寺末には玉円庵・提法寺・西念寺の三ヶ寺が存在したとされる。このように、大念仏宗寺院は八割強が大念仏寺末で、来迎寺末は一割強に過ぎなかった。では、来迎寺末について詳しく見ていく。宝暦七（一七五七）年の「条々」から作成した表二―一を見ると、末寺は河内国二四ヶ寺・摂津国一ヶ寺・大和国一七ヶ寺・山城国一九ヶ寺、計四ヶ国に六一ヶ寺が存在した。表二―二で整理したところによると、六一ヶ寺のうち一九ヶ寺（三一％）が山城国、五ヶ寺（八％）が綴喜郡の現京田辺市域に所在した。また、現在の宗派は浄土宗の鎮西系が三二ヶ寺（五

二%)、西山系が二四ヶ寺(三九%)、単立一ヶ寺、廃寺四ヶ寺であり、鎮西系と西山系に二分されており、現代のありようは近世のありようを反映していると考えられる。詳細については、後述の「鎮西派修学閥と西山派修学閥」を参照されたい。

なお、末寺になった経緯については、一般的に各宗の本末制度は一七世紀前期に整備されたとされているが(二四)、綴喜郡五ヶ寺が来迎寺の末寺になった経緯を示す史料は管見の限り見当たらない。

組合 次に、組合について述べる。『宗教制度史』(二五)によれば、組合(組寺)とは地域的に接近した数ヶ寺の同宗寺院が連帯・警戒・検察・扶助を行うために結合した集団で、訴訟・寺産の処分に際して互いに連署すべき義務を負っていたとされる。近世の綴喜郡五ヶ寺については、高船村極楽寺と打田村西明寺は大和国添下郡(現奈良県生駒市)の生玉寺(田原村)と阿弥陀寺(高山村)、すなわち来迎寺末近隣四ヶ寺で一つの組合を形成していた。また、江津村正福寺、東村念仏寺と上村慶照寺は来迎寺末近隣三ヶ寺という単位で一つの組合を形成していた。これは、宝暦七(一七五七)年に本山役所が諸末寺に下した「諸末山江申渡条々并連判」の連判順から推定される(八)。

a 諸末山江申渡条々 まず、組合の役割について、本山触から考える。前述の宝暦七年に本山役所が諸末寺に下した

「諸末山江申渡条々并連判」(八)の二条目を見る。

一末山住職之節、組中添翰之儀、今般文言相改案紙差出候条、寺毎二書留置、向後右案紙之通、文言無相違添翰可差出候、能分住職願之節者、其僧出世之儀於組合急度相糺、相違無之儀致究竟候上、可有添翰之沙汰候、且又西堂者相続之檀林書出シ、平僧者師席而已可書出事

ここでのポイントは、①末寺住職になる時は組合の添翰を本山に提出する点、②能分・西堂・平僧で添翰の内容が異なる点、すなわち能分は出世を組合で糺し、西堂は相続の檀林を書き出し、平僧は師席を書き出す点、である。①および②(能分)から、新たに住職を置く場合は、組合の承認が必要で連帯保証していたことがわかり、組合の役割の大きさがうかがえる。

ちなみに、本筋からは逸れるが、右の条には、能分(b)の④と⑨にも登場)・西堂・平僧の三種類の身分が見える。辞書(二〇)には、西堂は住職以外の上首、平僧は位のない普通の僧とあるが、能分についてはいずれの辞書にも見当たらない。派は異なるが、大念仏寺末常念寺の日鑑の元治元(一八六四)年の記事(二六)には、「老上人様御遠忌御執行被在候二付、御香儀之義、能分方金百疋已上、中位僧金三朱、平僧方同式朱、御身分相応之義、并御且中ハ右二順出精被差上候」とあり、位の高さは「能分—中位僧—平僧」の順であること

がわかり、能分は出世後の高位僧であると考えられる。

b 正福寺住職相続一件 次に、組合（組寺）の実態について、文政期における江津村正福寺の住職相続一件から考える。以下、あらずじを四つの段階に分けて詳述する。

住職の死去 文政六（一八二三）年に正福寺住職（白重）が病死したので、正福寺檀家（喜左衛門と善右衛門）が本山役者に死去届を提出し、相続手続きが開始した（二七）。

念仏寺主導の相続手続き 続いて、同年九月に檀家総代（孫右衛門と源十郎）が連印し、「組寺惣代念仏寺」が奥印して本山役者に書付A（「乍恐奉願上候口上事」（二七））を提出した。ここでは、正福寺が無住なので、廻向帳・寺印・諸什物を「組寺」と檀家が立会って確認したところ、従前の通りであったことを報告し、無住中の廻向帳・寺印は「組寺」に預からせ、諸寺役は「組寺」に代行させたい旨を要望した。ここで留意すべき点は、①組寺が無住中の廻向帳等を確認して預かったこと、②組寺に諸寺役を代行させること、③組寺総代が奥印したことの三点であり、①と②は組寺による扶助、③は組寺総代による監督・保証といえる。

加えて、同年九月に檀家総代（孫右衛門と源十郎）が作成し、「組寺惣代念仏寺」が奥印し、本山役者に書付B（「乍恐奉願上口上事」（二七））を提出した。ここでは、正福寺が無住なので、本山に相応の住職を配置してもらいたい旨を要望した。ここで留意すべき点は、書付Aと同様に、本山への書付

に組寺総代が奥印したことであり、組寺総代による監督といえる。

しかし、正福寺檀家（源十郎と善右衛門）が本山に提出した上記の二通の書付は、組寺総代として念仏寺が奥印している問題から受理されず、差し戻された。

慶照寺主導の相続手続き 差し戻しを受け、同年九月に、書付Aと類似の内容の書付C（「乍恐書付を以御届ケ奉申上候」（二七））、そして書付Bと同内容の書付D（「乍恐奉願上候」（二七））の二通を檀家総代（善右衛門と源十郎）が作成し、書付Cについては「組寺惣代慶照寺」が奥印し、本山に提出した。なお、書付Aと書付Cの違いは、奥印者の他に、寺印と廻向帳の確認ではなく過去帳と祠堂田地の確認、借財がない旨の追加などである。再提出した二通の書付は本山に受理され、正福寺の相続手続きは滞りなく進められた。ここで留意すべき点は、組寺総代として、念仏寺が奥印すると受理されず、慶照寺が奥印すると受理された点である。先述した通り、大念仏宗佐太派は本末の住職共に、浄土宗鎮西派もしくは同西山派の修学者が本末の住職を務める特異な宗派であり、念仏寺の住職は代々浄土宗鎮西派修学閥、慶照寺の住職は代々同西山派修学閥と推定される。正福寺の住職は代々西山派修学閥と推定され、念仏寺主導の相続手続きでは、新たな住職に鎮西派修学者が配置される可能性が高く、後述の文化一一（一八一四）年に制定された本山の「規則」を破るこ

となり、派内の西山派修学閥の末寺の反発が予想される。そのため、寛政三（一七九一）年以降は鎮西派修学者が住職を務めていた本山といえども（二八）、念仏寺主導の相続手続きを認める訳にはいかなかったとも考えられる。なお、両修学閥の対立と和合については、後述の「鎮西派修学閥と西山派修学閥」で詳しく述べる。

住職の入山 同年一〇月八日に、摂津国島上郡原村（現高槻市）の浄土宗西山派の浄円寺の住職の推薦により、山城国紀伊郡吉祥院村（現京都市南区）の浄土宗西山派の持宝寺から怠然が正福寺に入山した（二七）。そして、一二月二日に正福寺は「組寺惣代」の慶照寺と「法類」で西山派修学寺の宝寿寺（現精華町）を伴い、本山に挨拶に向き、住職就任を了承された。そして、帰村後の四日に、正福寺は組寺と法類を招き宴を催した。ちなみに、法類とは同宗同派で親しい関係にある寺のことである。ここで留意すべき点は、本山への正福寺の入山挨拶に組寺総代が同席したことであり、組寺総代による監督・保証といえる。また、浄土宗西山派寺院の僧侶の推薦で西山派寺院の僧侶が正福寺に入山し、西山派修学閥の組寺総代と法類が入山挨拶に同席しており、西山派一色の入山手続きといえる。

以上のような経緯で、正福寺住職の相続手続きが行われた。そのような中で見られた正福寺と組合各寺の相互関係を整理する。まず、正福寺と念仏寺の関係を見ると、無住中の廻

向帳等の確認と保管、寺役の代行といった組寺（組合）としての扶助、そして無住届や新住届への奥印といった組寺（組合）総代としての監督・保証が見られた。次に、正福寺と慶照寺の関係を見ると、前述の念仏寺の関係と同様のものが見られた。加えて、本山への入山挨拶への同席といった組寺（組合）総代としての監督・保証も見られた。以上のように、組合の役割は多岐にわたり、組合内寺同士の関係も密接であったといえる。

本尊御巡回 佐太派には本尊御巡回という特異な行事が存在した。まず、近世に作成された「佐太来迎寺年中行事覚（仮題）」（二九）を見ると、「山城・大和・河内三箇国 本尊御巡回」に当たって、本山は「高船村極楽寺」等の来迎寺末寺四ヶ寺と「清滝村且方中」等の末寺不存在村の且方中八組に対して、例年十月六日から本山の本尊を持って各村を巡回するので送迎や供養等のしきたりを守って対応するように命じている。宛名順は表三―一で示した通りで、仮に宛名順と巡回順が同じだとするならば、綴喜郡五ヶ寺のうち極楽寺と西明寺の巡回順は全四九番のうち六く七番目で、前後を掲げると、「高山村（現生駒市）阿弥陀寺↓高船村極楽寺↓打田村西明寺↓柘榴村（現精華町）極楽寺」となる。また、正福寺と念仏寺、慶照寺の巡回順は二七く二九番目で、前後を掲げると、「北稻八妻村（現精華町）↓江津村正福寺↓東村念仏寺↓普賢寺村慶照寺↓穂谷村（現枚方市）西雲寺」とな

り、ここにも組合の枠組みが見られる。ちなみに、表三二二で示した通り、来迎寺末六一ヶ寺のうち三箇国本尊御巡回に含まれていないのは来迎寺近辺の一〇ヶ寺と大和国山辺郡・式上郡の一〇ヶ寺であり、その理由については今後の課題としたい。

さらに、本尊御巡回を掘り下げるために、前掲の宝曆七（一七五七）年の「諸末山江申渡条々并連判」の一条目に着目したい。

一 例年本尊御巡回之節、各門外迄送迎可有之候、尤多者送迎等疎略無之由ニ候得共、希ニ称先格一向不送迎寺茂有之由、粗相聞候間、右申渡候、恭敬第一之事ニ候間、饗応者可任先規候、於恭敬者毛頭疎略有之間敷事附供奉之代僧先達而御宿寺江到着之節者、門内迄可有出迎事

ここでのポイントは、①例年の本尊御巡回で各寺は門外で送迎していること、②稀に先格と称して全く送迎をしない寺があつて本山が問題視していること、③供奉の代僧が事前に宿寺に到着した時は門内で出迎えること、の三点である。三点とも本尊御巡回の作法に関することである。②では前掲の「佐太来迎寺年中行事覚（仮題）」と同様に、末寺が本尊御巡回一行に礼儀を尽くすことを命じている。また、①と③を比較すると、本尊御巡回一行は門外まで、供奉の代僧は門内まで送迎するという格差を設けて、本尊の権威を高めている

といえる。

このように、近世には本山が本尊阿弥陀三尊来迎図（天筆如来）を持ち出して綴喜郡五ヶ寺を含む三ヶ国の末寺や檀家を巡回しており、佐太派にとつて本末関係を強化する上で欠かせない行事であつたといえる。なお、起源については、貞享期（一六八四―一八八）の「和州秋篠村出入覚」に「来迎寺三拾一代之住持、毎年虫供養ニても十月毎ニ四ヶ国之末寺を廻来候」とあり、一七世紀後期には御巡回が行われていたと考えられている⁷⁰。残念ながら、綴喜郡五ヶ寺が本尊御巡回をどのように迎えていたのかを示す史料は、管見の限り見当たらないので、実態は不詳である。ちなみに、近世における御巡回（御回在）は来迎寺だけでなく大念仏寺や源光寺といった大念仏宗本山にも見られ⁷¹、この特異な行事は大念仏宗に共通したものだつた。

浄土宗鎮西派修学閥と同西山派修学閥 先述した通り、近世の大念仏宗佐太派は浄土依準大念仏宗であり、浄土宗の檀林（僧侶育成機関）で修学した後、本山の本尊の前で大念仏宗に転宗し、本末の住職に就任するという慣行であつた。なお、近世の浄土宗は鎮西派・西山派・長楽寺流・九品寺流・一念義の五流のうち前二者が優勢で、大念仏宗佐太派の住職もほとんどが前二者の修学者であつたと推察される。ちなみに、鎮西派の拠点は知恩院（現京都市）と増上寺（現東京都港区）、西山派の拠点は光明寺（現京都府長岡京市）である。

こうした特異な慣行により、派内に浄土宗鎮西派修学閥と同西山派修学閥が混在することになり、主導権を巡る両修学閥の対立を招き、派内に不安定性を生み出していった。

先述の表二―二を見ると、近世の末寺六一ヶ寺の現代の宗派は、浄土宗の鎮西系が三二ヶ寺（五二％）、西山系が二四ヶ寺（三九％）、単立一ヶ寺、廃寺四ヶ寺であり、鎮西系と西山系に二分されている。また、現代の宗派を旧国別で見ると、河内・摂津国は鎮西系一九ヶ寺・西山系六ヶ寺、大和国は鎮西系一二ヶ寺・西山系三ヶ寺・単立一ヶ寺・廃寺一ヶ寺、山城国は鎮西系三ヶ寺・西山系一三ヶ寺・廃寺三ヶ寺となる。近世の修学宗派と現代の宗派が連続している可能性が高いとすると、近世には鎮西派修学寺と西山派修学寺に二分され、鎮西派修学閥が優勢で、河内・摂津・大和国は鎮西派修学寺が多く、山城国は西山派修学寺が多いと想定される。ちなみに、綴喜郡五ヶ寺のうち、極楽寺・西明寺・正福寺・慶照寺は西山派修学寺、念仏寺は鎮西派修学寺と推定され、西山派修学寺が八割を占める。

一八世紀後期になると、鎮西派修学閥が西山派修学閥を押さえ込むようになった。まず、明和六（一七六二）年に来迎寺三六世慈寛が定めた「本山誓約三箇条」^(三〇)の一条目を見る。そこには、①本山住職就任予定の年少者は関東鎮西派の檀林で修学すること、②佐太派以外から本山住職就任予定者を招く場合は鎮西派修学者に限ること、が記されており、本

山住職は明和六年以降鎮西派修学者が就任することが明文化された。続いて、本山住職だけでなく末寺住職も鎮西派修学者にするために、寛政三年に来迎寺三八世に着任した万戒は、「宗門内末寺に住職中の西山僧を一掃、住職は鎮西相統を厳守と申渡」した。その根拠とされた「奉行所申渡しの鎮西相統とは、本山人来迎寺住職に限るか否かは曖昧ながら、貫主万戒はこれを楯に、宗内全末寺にまで一氣に及ぼそう」としたように^(三一)、西山派修学閥を顧みない万戒の強権ぶりがうかがえる。さらに、来迎寺住職の浄土宗鎮西派修学者の相統を揺るぎないものとするために、万戒は浄土宗鎮西派の関東一八檀林の一つ深川靈巖寺（現東京都江東区）と「深川盟約」を結び、今後の来迎寺住職は靈巖寺から招くことになった。

しかし、両修学閥の対立が激化したため、文化一一（一八一四）年に本山は末寺に対して「被仰出候口上書」^(三七)を下した。

一同入和合論者仏刹之随一二候、若寺末不和合之筋有之候而者、宗門之衰廢者不及申、他門之間も可恥事二候、此度御交代二付、門末一統和熟候様申談、以後於本山も西鎮偏頗之沙汰無之候間、末山一同被得其意候而、宗門興隆可為專要候（後略）

ここでのポイントは、①今回本山住職が交代するので派内は和合すること、②今後本山は鎮西派修学閥と西山派修学閥

を公平に扱うこと、の二点であり、本山住職の交代を機に両修学閥を公平に扱うので和合することを命じている。そして、この命令に対する末寺の「御請書」(七七)には、書付の趣旨は承知したので、今後は宗派の規則を守り本山に服従する旨が記されている。さらに、両修学閥を公平に扱うことに実効性を持たせるため、末寺は本山に対して規則の制定を求めた。文化一一年に制定された「規則」(七七)には、①末寺住職の選定の際は組寺と檀家が帰依している僧を本山住職が任命すること、②歴代の本山住職は鎮西派もしくは西山派修学者が務めてきたので本山の役者も両修学閥から一人ずつ任命すること、が記されている。ここからは、派内の両修学閥の対立を和らげるために、鎮西派修学閥に一定譲歩させることで、西山派修学閥の不満の解消を図ろうとしたことがわかる。ちなみに、「被仰出候口上書」等は、文政八(一八二五)年に正福寺が西山派修学寺の想善寺(現大阪府交野市)から借用して書写したものであり、西山派修学閥にとつて同書は風化させてはならない重要な文書であったといえる。

以上のように、近世の佐太派内には本山と親しい多数派の浄土宗鎮西派修学閥と、本山と疎い少数派の西山派修学閥が存在し、一八世紀後期以降西山派修学閥が押さえ込まれることで両修学閥の対立が激化し、派内が不安定化したが一九世紀前期に本山が鎮西派修学閥に譲歩させることで、派内が和合したといえる。

三 近代の綴喜郡五ヶ寺のありよう―改宗の時代

三― 浄土宗への改宗

綴喜郡五ヶ寺の本山である大念仏宗(融通念仏宗)来迎寺は明治五(一八七二)年に浄土宗に改宗した。その経緯を詳しく述べると、明治五年九月一日に太政官は府県に宛てて第二七四号布告を出し、法相宗・華嚴宗・律宗・兼学宗・融通念仏宗の五宗各派、並びに他の諸宗の中で、別派独立本山および無本寺等はそれぞれにふさわしくかつ希望する宗内の総本山から所轄を受けることになったので、各府県はこの命令を心得て、管内の各寺院へ通達し、各寺院からの願書を取りまとめ、所属の処分については教部省へ伺い出ることを命じた。しかし、政府の意向に反し、願書の取りまとめは難航し、明治六(一八七三)年四月一七日に教部省は府県に宛てて布達を出し、昨年の一二月晦日までに差し出すように通達したが、まだ差し出していないところもあり、色々と差し支えるので、五月一五日までに漏れなく取りまとめ差し出すことを命じた(三三)。ここからは、政府の宗教統制が現実と乖離していて、各寺院からすれば受け入れがたいものであったことがわかる。なお、このような布告が出された理由について、九月に教部省が太政官に宛てた上申書によると、古宗や兼学の宗および他の諸宗の中で、別派として独立している寺院が従来のまま据え置かれたならば、将来における宗派

の改正や教導職の選出方法に甘さが生じて、政府の意向が行き届かなくなるので、右の宗派はそれぞれにふさわしい宗内の総本山から所轄を受ける必要があるからだという^(二二)。つまり、政府は仏教全体を徹底的に統制するために同布告を出したのである。

そして同布告と十月三日に教部省が天台宗・真言宗・浄土宗・禅宗・真宗・日蓮宗・時宗の七宗の教導職管長に宛てた、以後、各宗派の教導職管長は一宗一人とするという通達により^(二三)、法相宗等は七宗の内のいずれかの総本山から所轄を受けなければならなくなった。その結果、大念仏宗（融通念仏宗）本山佐太来迎寺は浄土宗の所轄下に置かれた。他にも、法相宗は真言宗の所轄下（明治一五（一八八二）年独立）、華嚴宗は浄土宗の所轄下（明治一九（一八八六）年独立）、律宗は真言宗の所轄下（明治三八（一九〇五）年独立）に置かれる等した^(二四)。ここで注目すべきは融通念仏宗三グループの所轄の受け方であり、浄土依準の融通念仏宗本山佐太来迎寺と融通念仏宗本山浜源光寺は共に浄土宗の所轄下に置かれ（未独立）、天台依準の融通念仏宗総本山の平野大念仏寺は天台宗の所轄下に置かれかけた^(二五)。このように、依準先が異なると所轄先も異なることが注目される。なお、この間、来迎寺では四三世隆堂と執事の光林寺住職・広沢圭隆が対応に当たったが、詳細については行論文^(二六)を参照されたい。

以上のように、政府の強圧的な宗教統制により、明治五年に本山来迎寺が改宗したのに伴い、綴喜郡五ヶ寺も大念仏宗（融通念仏宗）から浄土宗に改宗した。なお、浄土依準大念仏宗という近世の浄土宗との密接な関係が、明治期の浄土宗への改宗につながったといえる。

三―二 浄土宗西山派への改宗（念仏寺除く）

浄土宗への改宗後の来迎寺末の動向について、行氏によれば、「明治九（一八七六）年浄土宗西山派の分離独立により、浄土宗内唯一の西山派として、残留する結果となった佐太派西山部寺院は、孤立感からか、教団鎮西部への対立感が募り、^(中略)、西山相続の慣行剥奪を恐れ、西山派宗務院の存在をうしろ盾に本山来迎寺との地位保全交渉を、執拗に繰返し、^(中略)、派内野党として分派行動する」ようになり、昭和一六（一九四一）年前後には西山部寺院の一斉離脱に至ったとされる^(二七)。

綴喜郡五ヶ寺のうち西山派修学閥の四ヶ寺（極楽寺・西明寺・正福寺・慶照寺）が改宗した経緯を示す史料は管見の限り見当たらないので、参考までに、近隣の西山派修学寺の慈光寺（現交野市）の改宗のケースを見たい。まず、慈光寺が浄土宗から浄土宗西山派へ改宗した経緯を『慈光寺重要書類綴り（仮題）』^(二八)から見る。昭和一七（一九四二）年三月二七日に浄土宗管長・郁芳随円が「承認書」を作成し、二九

日に浄土宗西山派管長・柴田隆明が「承認書」を作成し、慈光寺が浄土宗西山派に所属宗派を変更することをそれぞれ承認した。また、三月に浄土宗西山派宗務長・田村歆陽が「同意書」を作成し、慈光寺が浄土宗来迎寺末から浄土宗西山派光明寺末に本寺替えることに同意した。そして、二九日に光明寺住職・高木徳準が「承認書」を作成し、慈光寺が光明寺末に加入することを承認した。このように、慈光寺は昭和一七年に浄土宗と浄土宗西山派の両管長の承認の下に浄土宗来迎寺末から浄土宗西山派光明寺末に改宗した。綴喜郡四ヶ寺も昭和一〇年代に、同様の手続きを経て浄土宗西山派に改宗した可能性が高い。そして、改宗と同時に、西山派修学閥だった正福寺と慶照寺は、鎮西派修学閥だった念仏寺との組合を解消し、同じく西山派修学閥だった極楽寺や西明寺は、鎮西派修学閥だった生玉寺や阿弥陀寺との組合を解消したと考えられる。

ちなみに、本筋からは逸れるが、極楽寺と西明寺に関係があるので、参考までに慈光寺が浄土宗西山派に改宗する際に新たに設けた「寺院規則」(『慈光寺重要書類綴り』)を取り上げたい。昭和一七年三月に慈光寺は浄土宗西山派管長・柴田隆明と大阪府知事・三辺長治に「寺院規則」の承認を願った。構成を見ると、七章(五三ヶ条)と「附則」(二ヶ条)と「別表」からなり、寺院運営の多岐にわたる事柄について細かく定めている。ここでは、第五章第二節の「法類」に着

目したい。法類とは同宗同派で親しい関係にある寺院を意味するが(二〇)、同規則の第三二条(法類は相互に寺院と住職を援護すること)や第三四条(法類総代は住職の諮問に応じ助けること)を見ると、法類は前述の「組合」と近似の機能を持つ組織でもあることがわかる。慈光寺の法類寺院について、「別表」によると全九ヶ寺で、内訳は、旧来迎寺末が光明寺(現交野市)、想善寺(同上)、須弥寺(同上)、弥勒寺(現四条畷市)、十念寺(現大東市)、極楽寺(現京田辺市)、西明寺(現京田辺市)の七ヶ寺、その他が万福寺(現大阪市天王寺区)、安養寺(現京田辺市)の二ヶ寺であり、慈光寺の法類に現京田辺市域からは三ヶ寺が名を連ねていることが興味深い。

以上のように、綴喜郡五ヶ寺のうち西山派修学閥の四ヶ寺は、昭和一〇年代(推定)に來迎寺末の他の西山派修学寺と同様に浄土宗西山派に改宗し、数百年に及ぶ來迎寺との直接的な関係は途絶えたと考えられる。このように、大念仏宗佐太派の一部に見られた浄土宗西山派相続の慣行という近世の浄土宗西山派との密接な関係が、昭和期の浄土宗西山派への改宗につながったといえる。また、派内に不安定性を抱えた大念仏宗佐太派の、明治期の政府による浄土宗への強引な改宗が、昭和期の浄土宗西山派への一部の改宗を招いたとも考えられる。

四 おわりに

本稿では、近世には大念仏宗佐太派に属し、明治五年から浄土宗佐太派、昭和一〇年代（推定）から浄土宗西山派（念仏寺除く）と時代ごとに異なる宗派に属していたという特異な歴史を持つ綴喜郡五ヶ寺の近世および近代のありようについて、そのまとまりに留意しながら叙述した。

本文の内容を簡単にまとめると、まず、二章では「近世の綴喜郡五ヶ寺のありよう―大念仏宗の時代」と題して二節を設け、「各寺の基本事項」の節では綴喜郡五ヶ寺の土地・建物といった本論の前提を述べた。そして「大念仏宗佐太派における綴喜郡五ヶ寺」の節の「本山と末寺」の項では、①本山、②教義、③末寺を取り上げた。①では来迎寺は大念仏宗三本山の一つで高い寺格を有したこと、②では佐太派は浄土依準大念仏宗で、さらに石清水八幡宮との神仏混淆も見られたこと、③では末寺六ヶ寺は城和摂河に所在し浄土宗鎮西派修学閥と西山派修学閥に二分されていたこと、を指摘した。続いて「組合」の項では諸末山江申渡条々と正福寺住職相続一件を取り上げ、組合の役割は多岐にわたり、組合内寺同士の関係も密接だったことを明らかにした。そして「本尊御巡回」の項では佐太派にとって本尊御巡回は本末関係を強化する上で欠かせない行事だったことを指摘した。さらに、「浄土宗鎮西派修学閥と西山派修学閥」の項では本山と親しい多数派の鎮西派修学閥と、本山と疎い少数派の西山派修学閥

との間に対立と和合が見られたことを明らかにした。このように二章では綴喜郡五ヶ寺は組合という結び付きと修学閥という結び付きを軸にしながら佐太派における諸関係を構築していたことを述べた。

次に、三章では「近代の綴喜郡五ヶ寺のありよう―改宗の時代」と題して三節を設け、「浄土宗への改宗」の節では政府の強圧的な宗教統制により、明治五年に本山来迎寺が浄土宗へ改宗したのに伴って綴喜郡五ヶ寺も浄土宗に改宗したことを論じた。続いて「浄土宗西山派への改宗（念仏寺除く）」の節では近世から浄土宗西山派と密接な関係にあった極楽寺等四ヶ寺は昭和前期に浄土宗西山派に改宗して来迎寺との直接的な関係が途絶えたと考えられることを指摘した。このように三章では二度の改宗の過程で綴喜郡五ヶ寺の多くが来迎寺の支配を離れ、新たな枠組みに移行していったことを述べた。

以上のように、本稿では、綴喜郡五ヶ寺の近世・近代のありようについて、史料的制約からその全貌を解明するには至らなかったものの、初めて綴喜郡五ヶ寺の歴史を一括してとらえ、具体的に叙述することができたので、その目的は一定果たせたと思う。

今後の課題としては、本稿で叶わなかった近世・近代に本山であった来迎寺と、現代の本山である光明寺や禅林寺が所蔵する文書の研究や、綴喜郡五ヶ寺所蔵文書及び各寺が所在

する村文書の研究を通して、本山や地域の視点から近世・近代・現代の綴喜郡五ヶ寺のありようを詳細に紐解くことであり、今後の研究の深化が俟たれる。

註

- (一) 村田太平編『田辺町郷土史 社寺篇』(一九六三年)
- (二) 京田辺市教育委員会編『京田辺市美術工芸品調査報告書 京田辺市の仏像』(二〇〇七年)

- (三) 京都府『綴喜郡寺院明細帳』(一八八〇年、京都府立京都学・歴史彩館所蔵)

- (四) 平凡社編『京都府の地名』(一九八一年)

- (五) 「大念仏宗門御改寺請并二家数人別牛馬員数帳」(田辺町近代誌編さん委員会編、『田辺町近世近代資料集』、一九八七年)

- (六) 田宮尚武『慶照寺を支えた人々』(一九七一年)

普請之御願

河内佐太来迎寺末寺 城州綴喜郡上村 願主 慶性寺

(絵図省略)

右絵図墨引之通、当寺地内ニ寺建来候処、屋根葺葺ニ而候、度々朽損候次第、此度瓦葺ニ仕度有之、続テ古壁裏方庇下縁相止メ、式室ニ仕、是又部屋屋根縁押入並柴小屋及破損次第、修繕仕度、朱印之通本願主御制禁之处、作事御願申上候、隣家合計境目相談、何レモ承知仕候間、願之通御赦免成下度奉懇願候、以上

上村 大念仏宗 慶性寺

願主 大浄 ㊦

庄屋 利三郎 ㊦

年寄 安左衛門 ㊦

天明五年 正月二十五日

御奉行様

- (七) 稲城信子「中世末から近世における融通念仏信仰の展開」(近世

仏教研究会編、『近世仏教二』、一九八八年)

- (八) 財団法人元興寺文化財研究所編『法会(御回在)の調査研究報告

書』(一九八三年)

- (九) 行昭一郎「大念仏宗寺院の近世的変容―河内本山来迎寺の場合―」

(奈良文化女子短期大学編、『紀要二六』、一九九五年)

- (一〇) 新村出編『広辞苑 第三版』(一九八三年)

- (一一) 守口市史編纂委員会編『守口市史本文編一』(一九六三年)

- (一二) 浄土宗開宗八百年記念慶讃準備局編『浄土宗全書一九』(一九七一年)

七一年)

- (一三) 井上正雄『大阪府全志二・三』(一九二二年)

- (一四) 圭室文雄『日本仏教史近世』(一九八七年)

- (一五) 豊田武『宗教制度史 豊田武著作集五』(一九八二年)

- (一六) 乾常光編『融通念仏宗飛鳥常念寺日鑑』(一九九四年)

- (一七) 「正福寺病死二付佐太御本江山無住届ケ案紙御願留帳」(一八二

三年、京田辺市所蔵三山木村井氏旧蔵歴史資料)、「正福寺入院

二付諸書留帳」(同上)、「被仰出候口上書」(一八一四年、同上)

(二八) 行昭一郎「取建人」万戒 佐太本山一代記—寛政年間の紫衣

丈内役者 聞階

吟味—(奈良文化女子短期大学編、『紀要二七』一九九六年)

(後略)

(二九) 寝屋川市史編纂委員会編『寝屋川市史九』(二〇〇七年)

(二二) 文部省宗教局編『宗教制度調査資料二』(一九七七年)

(三〇) 守口市史編纂委員会編『守口市史史料編一』(一九六二年)

(二二) 行昭一郎「増補壬申の宗難と本宗の維新史」(融通念仏宗編、『大源五三』、二〇〇四年)

本山誓約三箇条

一 当山者浄土依準鎮西派の係脈に候故、鎮西檀林相統の規格に候

(二三) 行昭一郎「明治年間浄土依准大念仏教団の終末について—宗教法令を中心として—」(奈良文化女子短期大学編、『紀要二三』、一九九二年)

所、慈泉上人・慈天上人両代者、格別の由緒有之、西山派御相

(二四) 財団法人交野市文化財事業団編『交野市史研究紀要二四 慈光寺』(二〇一一年)

統に候得共、先達而鎮西派の規則に御改、蓮社号・阿号御授与

の上、当山御住職之事に候、然に当後住弟子慈雲儀、西山派相

統に候処、格別の所以有之、如先格鎮西派之規則に相改、蓮社

号・阿号授与の上、当山後住弟子に相極候、然所他派相統の儀

は彼是相障儀有之候間、此後代々後住弟子相極候はゞ、稚児立

の時者關東鎮西派の檀林之為致掛錫、若他僧の弟子後住に相定

候時は、鎮西派相統の僧に相限、全交他派申間敷事

(中略)

右三箇の条々本末且越一同に合心、本尊及開山前に深奉誓言之相

定置候条、後來堅違乱有之間敷者也

明和六乙丑年

四月十五日

本山来迎寺三十六世住持信阿慈寛(花押)

後住 妙阿慈雲(花押)

役寺 真福寺

同 正覚寺

表1 無本寺の寺格一覧

寺名等	所在地・宗派	処遇	
田中・新善法寺・善法寺	八幡、新義真言宗	御白書院独礼—御闕之内式昼目	
永源寺	江州高野村、禪宗臨濟派本寺	高	
大念仏寺	摂州平野郷、融通念仏宗惣本寺		
伽耶院	聖護院御門跡院家、播州		
国泰寺	越中国、禪宗		
金光院	讃州金毘羅権現別当、古義真言宗		
来迎寺	河州佐太、大念仏宗本寺		御白書院独礼—御闕之外式昼目
若王子・住心院	聖護院御門跡院家		御白書院独礼—御闕之外式昼目
喜多院	南都興福寺、法相宗		
宝蔵院	南都興福寺内、法相宗		
戒壇院	南都東大寺山内、花厳宗律宗		
遍照心院	京六孫王社大通寺、律宗真言三論兼学		
成就院	京都一乗院御門跡末京清水寺、法相真言兼学		
実性院	南都一乗院御門跡末京清水寺修行、法相宗		
知足院	南都東大寺山内、法相律	御白書院独礼—御闕之外三昼目	
四聖坊	南都東大寺山内、花厳宗本寺	低	
招提寺 ※1	南都、律宗		
金剛院	南都西大寺中、真言律惣本寺		
法隆寺 ※1	南都、法相三論律真言四宗兼学		
山上惣代	八幡三十六院、真言宗		
豊蔵坊	八幡三十六院之内、真言宗		
岩本坊・滝本坊・井坊關伽	八幡三十六院之内、真言宗		
法輪寺	山城国嵯峨、唯真言宗		
恵心院	城州宇治、真言宗		
多田院	摂州河辺郡、真言律宗		
報恩寺	紀州、日蓮宗	御白書院御次	
松梅院	京北野、天台宗		
彦山座主	豊前国		
龍松院	南都東大寺山内、三論宗本寺		
興福院	南都、浄土宗		
池坊	京六角堂頂法寺、天台宗		
報恩院・釈迦院 ※2	三宝院御門跡院家、京醍醐		
上之坊	相州岩本院寺中		
下之坊	相州岩本院寺中		
実方院	熊野那智山、天台宗		
惣代	醍醐五十一坊	大広間独礼	
岩本院	京御室直末相州江島別当、真言宗		

出典：『寺格帳』（江戸時代、『続々群書類従12』所収）

※1 住職ではなく惣代が参上した場合。

※2 住職ではなく代僧が参上した場合。

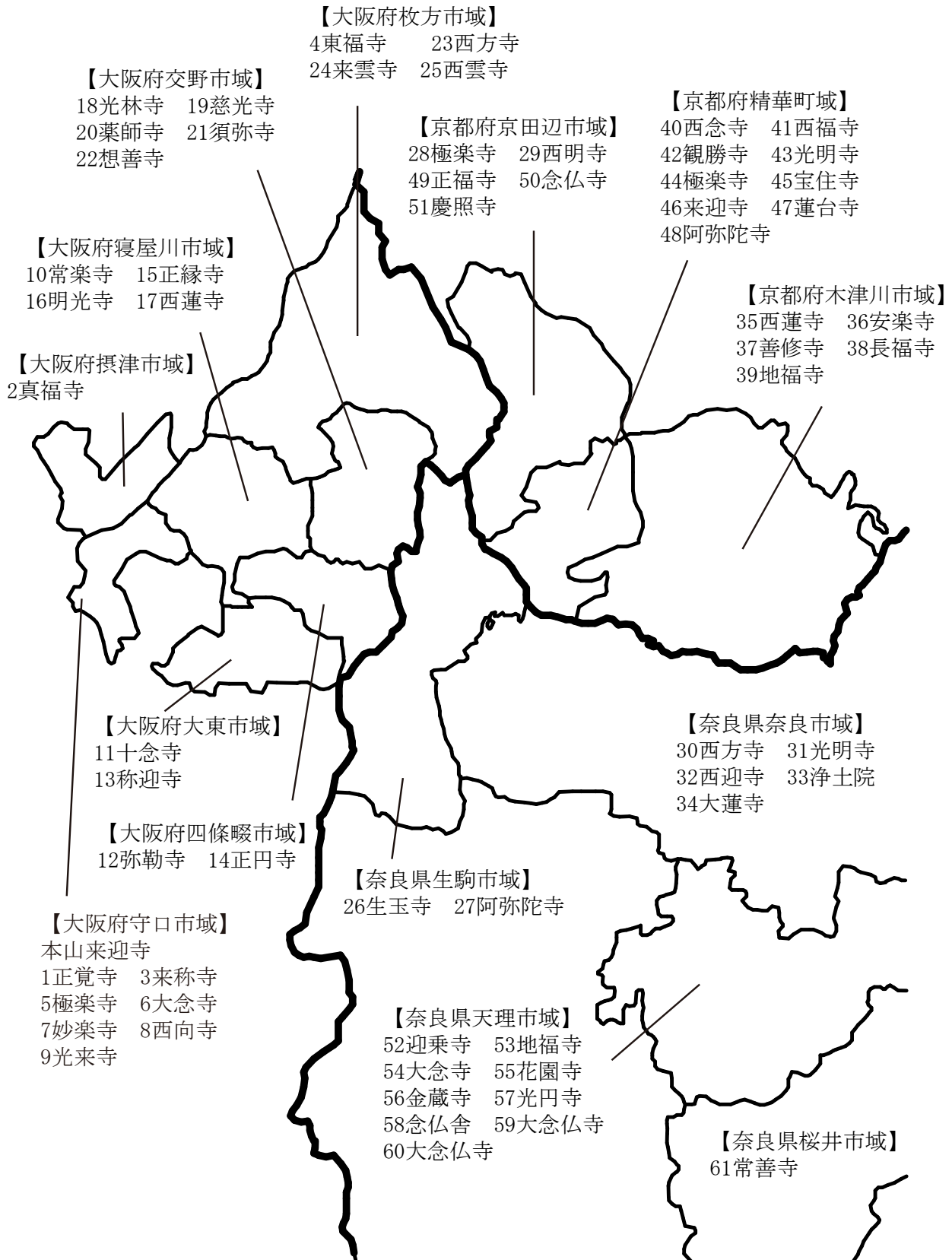
表2-1 来迎寺末寺一覧（宝暦7（1757）年）

連判順	寺名	所在地	国郡	現代の市町村	現代の宗派
	来迎寺 (本山)	一番村佐太	河内国茨田郡	大阪府守口市	浄土宗
1	正覚寺	七番村	河内国茨田郡	大阪府守口市	浄土宗
2	真福寺	鳥飼野村	摂津国島下郡	大阪府摂津市	
3	来称寺	北十番村	河内国茨田郡	大阪府守口市	
4	東福寺	走谷村		大阪府枚方市	
5	極楽寺	藤田村		大阪府守口市	
6	大念寺	梶村			
7	妙楽寺	北村			
8	西向寺	六番村			
9	光来寺	小高瀬村			
10	常楽寺	仁和寺村		大阪府寝屋川市	
11	十念寺	北条村	河内国讃良郡	大阪府大東市	西山浄土宗
12	弥勒寺	畑村 (南野村)		大阪府四條畷市	
13	称迎寺	龍間村		大阪府大東市	浄土宗
14	正円寺	馬場村 (中野村)		大阪府四條畷市	
15	正縁寺	灯油村	河内国交野郡	大阪府寝屋川市	
16	明光寺	打上村			
17	西蓮寺	寝屋村			
18	光林寺	星田村		大阪府交野市	西山浄土宗
19	慈光寺				
20	薬師寺				浄土宗
21	須弥寺	森村			西山浄土宗
22	想善寺	私部村			
23	西方寺	杉村		大阪府枚方市	浄土宗
24	来雲寺	尊延寺村			
25	西雲寺	穂谷村			
26	生玉寺	田原村	大和国添下郡	奈良県生駒市	
27	阿弥陀寺	高山村			
28	極楽寺	高船村	山城国綴喜郡	京都府京田辺市	西山浄土宗
29	西明寺	打田村			
30	西方寺	押熊村	大和国添下郡	奈良県奈良市	浄土宗西山禪林寺派
31	光明寺	中山村			
32	西迎寺	秋篠村			
33	浄土院	西大寺村			浄土宗
34	大蓮寺	北新村			単立
35	西蓮寺	小寺村	山城国相楽郡	京都府木津川市	西山浄土宗
36	安楽寺	相楽村			
37	善修寺	相楽村北之庄			
38	長福寺	吐師村			
39	地福寺				廃寺
40	西念寺	山田村		京都府精華町	西山浄土宗
41	西福寺				廃寺
42	観勝寺				
43	光明寺	乾谷村			西山浄土宗
44	極楽寺	柘榴村			浄土宗西山禪林寺派
45	宝住寺	菅井村			西山浄土宗
46	来迎寺	植田村			
47	蓮台寺	南稲八妻村			
48	阿弥陀寺	北稲八間村			
49	正福寺	江津村	山城国綴喜郡	京都府京田辺市	浄土宗西山禪林寺派
50	念仏寺	東村			浄土宗
51	慶照寺	上村			浄土宗西山禪林寺派
52	迎乘寺	丹波市村	大和国山辺郡	奈良県天理市	浄土宗
53	地福寺	山口村			
54	大念寺	布留村			
55	花園寺	石上村			
56	金蔵寺	岩室村			
57	光円寺	田井庄村			
58	念仏舎	田村			
59	大念仏寺	下長岡村	大和国式上郡		
60	大念仏寺	上長岡村			廃寺
61	常善寺	穴師村		奈良県桜井市	浄土宗

出典：『慈寛上人御代諸末山江申渡条々并連判』（宝暦7年、来迎寺文書、『法会（御回在）の調査研究報告書』所収）

※国郡および現代の市町村の項目は『大阪府の地名』・『京都府の地名』・『奈良県の地名』から補った。現代の宗派の項目は『大阪府宗教法人名簿』・『京都府宗教法人名簿』・『奈良県宗教法人名簿』から補った。

来迎寺末寺分布図（宝暦7（1757）年）



出典：「慈寛上人御代諸末山江申渡条々并連判」（宝暦7年）
 ※図中の寺番号は表2-1と対応。

表2-2 来迎寺末寺の構成 (近世)

区分		寺数	百分率	
国郡別 (近世)	河内国	茨田郡	9	15%
		讃良郡	4	7%
		交野郡	11	18%
		小計	24	40%
	摂津国	島下郡	1	2%
		小計	1	2%
	大和国	添下郡	7	11%
		山辺郡	7	11%
		式上郡	3	5%
		小計	17	27%
	山城国	綴喜郡	5	8%
		相楽郡	14	23%
		小計	19	31%
合計		61	100%	
府市別 (現代)	大阪府	守口市	7	11%
		摂津市	1	2%
		枚方市	4	7%
		寝屋川市	4	7%
		大東市	2	3%
		四條畷市	2	3%
		交野市	5	8%
		小計	25	41%
	奈良県	生駒市	2	3%
		奈良市	5	8%
		天理市	9	15%
		桜井市	1	2%
		小計	17	28%
	京都府	京田辺市	5	8%
		木津川市	5	8%
		精華町	9	15%
		小計	19	31%
	合計		61	100%
	宗派別 (現代)	浄土宗	32	52%
西山浄土宗		18	29%	
浄土宗西山禪林寺派		6	10%	
単立		1	2%	
廃寺		4	7%	
合計		61	100%	

※表2-1から作成。

表3-1 山城・大和・河内三箇国本尊御巡回（10月6日～24日）の回文の宛名一覧

記載順	末寺名	国郡	現代の市町村	御巡回日	記載順	檀中名	国郡	現代の市町村	
1	馬場村正円寺	河内国讃良郡	大阪府四條畷市	(6日)					
						2	清滝村旦方中	河内国讃良郡	大阪府四條畷市
						3	逢坂村旦方中		
4	東田原村生玉寺	大和国添下郡	奈良県生駒市						
5	高山村阿弥陀寺								
6	高船村極楽寺	山城国綴喜郡	京都府京田辺市						
7	打田村西明寺								
8	柘榴村極楽寺	山城国相楽郡	京都府精華町						
9	押熊村西方寺	大和国添下郡	奈良県奈良市						
10	中山村光明寺								
11	秋篠村西迎寺								
12	庫坊村浄土院								
13	北新村大蓮寺								
14	乾谷村光明寺	山城国相楽郡	京都府精華町						
15	山田村西福寺								
16	山田村樋口西念寺								
17	山田村岨観勝寺								
18	相楽村安楽寺		京都府木津川市						
19	北之庄村善修寺								
20	木津村西蓮寺								
21	吐師村長福寺								
22	吐師村地福寺								
23	菅井村宝住寺		京都府精華町						
24	植田村来迎寺								
25	南稻人妻村蓮台寺								
26	北稻人妻村阿弥陀寺								
27	江津村正福寺	山城国綴喜郡	京都府京田辺市						
28	東村念仏寺								
29	普賢寺村慶照寺								
30	徳谷村西雲寺	河内国交野郡	大阪府枚方市						
31	尊延寺村来雲寺								
32	杉村西方寺								
33	私部村想善寺		大阪府交野市						
34	森村須弥寺								
35	星田村慈光寺								
36	星田村光林寺								
37	星田村薬師寺								
38	寝屋村西蓮寺		大阪府寝屋川市						
39	打上村明光寺								
					40	高宮村旦方中	河内国讃良郡	大阪府寝屋川市	
					41	小路村旦方中			
					42	砂村旦方中		大阪府四條畷市	
43	灯油村正縁寺	河内国交野郡	大阪府寝屋川市						
44	畑村弥勒寺	河内国讃良郡	大阪府四條畷市						
45	龍間村称迎寺		大阪府大東市						
					46	中垣内村旦方中	河内国讃良郡	大阪府大東市	
					47	寺川村旦方中			
					48	野崎村旦方中			
49	北条村十念寺	河内国讃良郡	大阪府大東市	(24日)					

出典：『佐太来迎寺年中行事覚（仮題）』（江戸時代、『寝屋川市史9』所収）

※国郡・現代の市町村の項目は『大阪府の地名』・『京都府の地名』・『奈良県の地名』から補った。

表3-2 三箇国本尊御巡回の回文に含まれていない末寺

連判順	寺名	所在地	国郡	現代の市町村
1	正覚寺	七番村	河内国茨田郡	大阪府守口市
2	真福寺	鳥飼野村	摂津国島下郡	大阪府摂津市
3	来称寺	北十番村	河内国茨田郡	大阪府守口市
4	東福寺	走谷村		大阪府枚方市
5	極楽寺	藤田村		大阪府守口市
6	大念寺	梶村		
7	妙楽寺	北村		
8	西向寺	六番村		
9	光来寺	小高瀬村		
10	常楽寺	仁和寺村		大阪府寝屋川市
52	迎乗寺	丹波市	大和国山辺郡	奈良県天理市
53	地福寺	山口村		
54	大念寺	布留村		
55	花園寺	石上村		
56	金蔵寺	岩室村		
57	光円寺	田井庄村		
58	念仏舎	田村		
59	大念仏寺	下長岡村	大和国式上郡	
60	大念仏寺	上長岡村		
61	常喜寺	穴師村		奈良県桜井市

※表3-1と表2-1とを突き合わせて作成。

(一) 小山捨松の京都府巡查試験と教習

「明治二五年「小山捨松日誌」

東昇

一 明治二五年「小山捨松日誌」

小山家六代捨松については、明治二五年（一八九二）の日記（三六）が現存しており、詳細な行動が判明する。この日記は、一一〇丁の横帳で、表紙はなく文頭に「明治廿五年分日誌」とある。各月日の後、箇条書きで行動や「出状・来状」と手紙の差出・授受が記される。末尾は明治二七年一一〇二月分、明治二八年一月分日記の一部、金銭書上などが記される。

解題でみたとおり、この時期捨松は養蚕に従事し、明治二五年八月には三八歳で京都府の巡查となっている。日記を解読すると、捨松は、年の前半、綴喜郡童仙房村に居住し、二月に行われた第二回衆議院議員選挙、府会議員選挙運動に参加している。その後、伏見に転居し、後半は、六月京都府警察巡查試験を受け採用され、二ヶ月の教習を受け、一〇月伏見警察署に配属される。京都府の巡查は、明治一九年から試験採用となり、教習に関しては明治一五年講習所が設置され、明治一九年に教習所となって本格化する^(一)。本稿では、京

都府警察の志願や巡查試験・その後の教習について詳細に記された捨松の日記から当時の巡查の実態についてみていきたい。

二 京都府巡查試験

六月二五日、午前八時五条警察署へ出願、巡查志願手続きを聞く。午後三時には、榎木町新町東入の警部吉岡久七郎方へ行き、巡查志願手続について聞き、警務要領を借り受けている。二六日には吉岡氏へ志願書を送り、二八日午前九時伏見警察署の片岡孝吉より、即刻本府警察署へ巡查志願のため出府指示通知を受けた。京都府警察部発行の明治三〇年『現行類聚京都府警察便覧』には、当時の志願の手続が判明する^(二)。「巡查志願手続」によると、試験は毎月一〇日・二〇日の二回、捨松のように市部の警察署へ出願した場合には、試験の三日前までに市部の警察署へ出願した場合には、住所・氏名、生年や履歴を記す。

同日一時には本府警察本部へ行き、午後一時から京都府療病院にて体格検査があった。検査はまず胸部、内科、つぎに外科、眼科であった。応募者六〇人の内、及第は二五人と半分以下となった。

二九日午前八時警察本部で応接検査、身元履歴書検査があり、五人落第、二〇人となる。午後は教習所において、作文

問題があり、①「殉難ノ士ヲ弔スル文」を論文体で字数三百字以上、②「私用文、巡查採用セラレザル人ヲ慰メル文」字数二百字以上の二問であった。後半の問題は、まさしく落第した応募者に対する内容といえる。

三〇日午前本部へ出頭し、落第者九人が掲示され、残り一人となる。午前一時より習字、行書楷書で字数三〇字、地理と算術が各三問、午後一時から歴史の書き取りと法律各三問が出題された。午後三時には全員の合格が発表され、教官部から、一週間以内に身元引受証を提出すること、八月下旬から教習所へ入場することが達せられた。捨松は直後に吉岡の所へ行き、及第したことを話、借用した袴を返却し、身元引受人を依頼し承諾してもらった。七月九・一〇日には身元調に巡查が訪問した。

試験についても、『現行類聚京都府警察便覧』の「巡查採用試験手続」に詳しく記される^{三三}。当時の試験科目は、法律・歴史・地理・算術と同じだが、作文は仮名交じり論文と普通往復文とあり、出題数はそれぞれ二題と相違している。各科目の内容は、法律が刑法・刑事訴訟法・警察法規とあり、歴史と地理は、日本の歴史や地理の大略、算術は加減乗除である。その他、試験中の質問禁止や、点数も平均六〇点以上、一科目でも五〇点未満だと不合格であった。「巡查試験表」の様式もあり、本籍・身分・職業・住所から、保証人や親族の情報、体格についても視力・聴力・握力・言語・精神機能

まで項目がある。身元取調についても、管轄警察署が実施するという規定がある。

三 試験及第から巡查教習所へ

その後、二〇日に童仙房へ行き、帰りの木津で暴風雨にあい木津川が出水し一丈五尺増え、木津橋が通行止めになった。二五日には京都へ行き、一緒に合格した三田村の所へ立ち寄り、同期の内三人が落第し、一六日の別の試験で一六人が及第したと聞く。

八月七日警察本部より二二日の御用召状が届く。これは葉書であり、「伏見町字両替町一丁目塩山庄之助方」とあり、当時の下宿先がわかる(三一七)。葉書には礼服用とある。一八日には吉岡氏の所へ行き、教習中の借家の斡旋を依頼したと思われる。二二日本部へ出頭し、四回志願者二五〇余名の内、この日御用召となったのは二三名で、巡查に任命され月俸五円を受けた。この時の任命書(三一八)、巡查教習所受業生指示書(三一九)が現存する。

『明治二十七年京都府警察統計表』によると、明治二五年の巡查採用試験の志願者は九〇一人であった。その内合格は二四九人、採用は一九二人、不合格六五三人、内学術試験二六七人、身体検査二五八人、その他二八人となっている。合格率二八%、採用率二二%と狭き門であった^{三四}。採用率

は、統計のある明治一八年三二%、一九年四六%、二〇年四八%、二一年四四%、二二年三六%、二三年三二%と三割以上であったが、捨松が受験する前年の二四年に一七%となり減少した。

二三日巡査教習所へ入所し、堀川通丸太町下ル丁へ寄宿し、毎日通うこととなった^(五)。教習所では、阪田洋教師、伊庭助教、西垣雇の三人から教授を受けた。この後日記の記述が途絶え、九月二〇日の学期試験、一〇月二〇・二一日の卒業試験の及第が記される。日記を記す時間が無かったのか、記せないような事情があったのか不明である。

京都府警察部発行の明治三〇年『現行類聚京都府警察便覧』によると、教習所の授業内容が判明する^(六)。「巡査教習所規則」第七条によると、教習科目は正科と副科にわかれていた。正科は「警察ノ大意及巡査職務ニ関スル心得」と「警察ニ必要ナル法律規則」、副科は、撃剣・操練・施繩術の三つであった。他条には、教習期限は二ヶ月、授業時間は七時間、休暇は一般官衙に準じるとある。第一条には試験について記され、半学期の試業試験、学期終わりの卒業試験があり、九月の試験は試業試験だと思われる。試験の成績は、一題一〇点満点で、平均六点以上、二点未満のものがあれば落第であった。落第すると巡査職を免ぜられた。「受業生心得」をみると、教室での私語・談笑・煙草の禁止、席次は成績順、五分前には着席、授業はきちんと筆記し、質問・応答は起立

するなどかなり詳細に規定されている。授業のことは他に漏洩しないようにとあることから、日記に記さなかった可能性が高い。

一〇月二二日、教師三名・生徒二三人は、桂御所を拝観し松尾・嵐山へ教歩を行った。夕方から宴会があり、卒業の祝賀会的内容であった。二三日生徒全員で警察本部へ出張し、池上勝太郎所長の立会で、三級俸となり各人の任所の辞令を受けた。日記には同期の任所、中売から宮津警察署まで一三警察署を記す。立冬に任所へ行くよう指示された。捨松は伏見警察署配属となったが、伏見に居住していたことが考慮されていた可能性がある。この時の卒業証書(三一―一〇)、俸給書(三一―一一)、伏見詰任命書(三一―一二)が現存する。

明治二二年『京都府職員録』によると、巡査教習所は所長と教官、いずれも警部である^(七)。阪田洋は保安課警部補、池上勝太郎は下京警察署長となっている。ある程度短期間で職務を移動していたことがわかる。

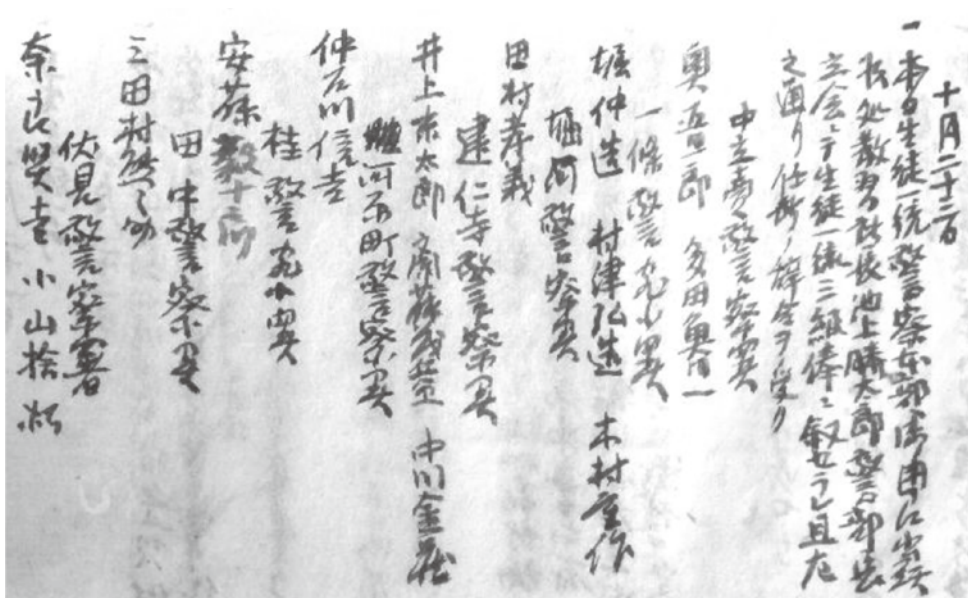
四 伏見警察署勤務

一〇月二四日捨松は伏見警察署へ行き被服を受け取り、齊藤署長から予備員に任命される。予備員は五名おり、隔日勤務で囚人伝通や取扱が任務であった。その後伏見警察署の組

織と人名が記される。署長をはじめ、巡查部長、内勤巡查、内勤主計、予備巡查（捨松）、直轄外勤巡查、特務巡查が署内で、その他京町から竹田までの一四の派出所・駐在所が列記される。伏見警察署は『明治二十七年京都府警察統計表』によると、京都市内の六警察署以外の郡部では最大の人口四三二二八人を管轄とし、巡查定員四〇人と最大規模であった。一月四日には板橋派出所詰となり、三人の巡查が甲乙丙部と受持区を決め、捨松は乙部両替町・銀座・新町・石屋町の一五町担当となった。板橋派出所は、『明治二十七年京都府警察統計表』によると、伏見警察署の三つの派出所の一つで、九一九戸、五一八五人を三人の巡查で担当していた⁽¹⁾。派出所勤務は二泊一日勤めた後、二日一泊休みであった。捨松は例えばとして勤務の詳細を記す。四日午前八時に出署し点検を受け、九時に派出所へ、甲部担当の巡查と交代し、一時と午後三時に受持区を二時間ずつ巡回し、その他は所内執務であった。午後九時に丙部担当巡查が出勤し、二時間ずつ交代、五日午前九時に巡回した後、甲部巡查が来て退所とある。

その後の記述はなく、一二月一日実母の死去で明治二五年日記は終わっている。文書をみていくと、明治二六年井手分署、二七年四月木津警察署、二八年三月稲田村駐在所、二九年一月当尾駐在所、三〇年三月笠置警察分署、六月京都市内に戻り、塩小路警察分署、六月夷ノ町巡查派出所、八月

富田町巡查派出所、三三年四月楊梅巡查派出所と移り、一二月に退職している（三二一）。



「小山捨松日誌」10月23日伏見警察署勤務

註

- (一) 京都府警察史編集委員会編『京都府警察史』二、一九七五年、京都府警察本部、六一五、六一九〜六二二頁。
- (二) 『現行類聚京都府警察便覧』一八九七年、京都府警察部、国立国会図書館所蔵 CZ-1351-69-01、近代デジタルライブラリー、九二〜九六頁。
- (三) 『現行類聚京都府警察便覧』九六〜一〇〇頁。
- (四) 『明治二十七年京都府警察統計表』一八九六年、京都府警察部、国立国会図書館所蔵 CZ-1351-69-01、近代デジタルライブラリー、四三頁。
- (五) 『京都府警察史』二、六二二頁によると、寄宿舎の整備が間に合わず下立売堀川付近に分宿していたと記される。
- (六) 『現行類聚京都府警察便覧』八六〜九一頁。
- (七) 村上勘兵衛編『京都府職員録』一八八九年、国立国会図書館所蔵 14.1.34、近代デジタルライブラリー、二二〜二三、三二頁。
- (八) 『明治二十七年京都府警察統計表』一九頁。

(二) 薪の小山捨松家と近代京田辺市の養蚕

竹中 友里代

資料群三薪村小山家文書の中には、小山捨松に関する資料があり、その中で近代の田辺地域の産業として、一時期に盛んであった養蚕についてみていこう。

薪村小山家文書三五―一は、罫紙およそ五〇枚を綴り、文書そのものに表題はないが、内容により「小山捨松親族友人知人等住所録」と文書名が付されている。罫紙に横線を引いて、職業・住所・氏名・交友関係を各段に、様式化されている。墨消し・合点・訂正が随所にみられ、小山氏自身が住所録を整理する途中の文書が残されていたようで、そのため判読できない箇所がかなりある。はじめにこの住所録を取り上げ、小山捨松の交友関係をみよう。

本資料の作成年は不明であるが、最終頁に「駐在所事故報告書」の用紙を再利用して綴り、明治三十年（一八九七）五月の日付がある。小山氏は、明治二五年八月京都府警巡查に採用された後、明治三十年三月には、南山城の笠置分署に配属され、同年六月には京都市内に転任している。このことから本資料の作成時期が類推できよう。

ここに書き上げられた人名は、およそ五〇〇名である。最下段に交友関係を分類する。項目には、警友五六人、省友四〇人、親族二二人、郷友一七人、蚕友一六人、知己一〇人、

序友六人、学友六人、郡友二人、歌友・歌宗九人、漢師二人を数える。

交友関係の中から、著名な人物を拾い上げてみる。

漢師と分類される「市村水香」は、幕末から明治初期に活躍した元高槻藩士の儒学者であり、七言絶句の妙手といわれる藤井竹外に学び、漢詩にすぐれ、藩校青莪堂の世話方などを勤めた。「錦洞小稿」「頤道堂詩鈔」など多くの編著があり、明治の文人録にもあげられる。

もう一人の漢師「沢井石芸」については、明治五年相楽郡小寺村に住み、木津郷小学校の句読師として京都府より帯刀が許され、木津の西蓮寺（木津川市木津内垣内）境内に漢詩の先生として記念碑が建てられている。

歌宗にあげられる「藤原重浪」は明治大正時代の歌人で、京都市内に居住する日本画家の吉川観方に対して幼少期に、和歌の添削を行っていたという。小山氏は和歌や漢詩などの文芸活動にも興味を持っていたようである。

小山捨松は、明治十三年東京へ赴き、明治十五年には工部省会計局に出仕した。その時の友人四〇人が省友である。住所はいずれも東京芝区・麹町・麻布などである。中央省庁の友人・知人から東京の情報も入りやすい環境であったろうか。

つぎに知己には、「奥繁三郎」の名がある。奥繁三郎は、文久元年（一八六一）石清水八幡宮社士の奥季次の長男に生まれ、京都府師範学校卒業後、地元の八幡小学校長を務める

かたわら、法律を学び弁護士資格を取得する。その後京都瓦斯会社や京津電軌鉄道株式会社の社長を歴任し、明治二一年（一八八八）府会議員に当選し、同二一年には京都府第四区衆議院議員に当選後、衆議院当選八回を数え、大正三年と同九年から十二年まで二度にわたって、衆議院議長を務めている。国政に重要な役割を果たしたとして、従四位勲一等を叙勲され、大正十三年（一九二四）に六三歳で没している。

親族の「西川義延（ぎえん）」は、嘉永元年（一八四八）交野郡長尾村の山中氏の次男に生まれ、慶応元年に田辺村の西川長十郎の婿養子となり義延と名乗る。役人と村民との調停役として人望を集め、明治十四年には南山義塾の創設に関わり、地元子弟の教育や自由民権思想の普及に尽力している。明治二三年府会議員に当選し、明治二五年第二回衆議院選挙では、普賢寺村の伊東熊夫を圧して当選した。この時小山氏は、親族である西川氏ではなく対立候補の伊東熊夫氏を支援し、選挙運動員として活動している。こうした運動を通じて、奥繁三郎等との知己を得たのかもしれない。

警察勤務による警友五六名だけでなく、府庁や郡役所などの官公庁の友人が多いが、郷友と分類される一七人は京都市内在住者である。職業は、弁護士・医師・石炭商・茶商・株式仲買人・講談師と様々な職業である。小山氏の交友が広範囲であったことに驚かされる。

次に蚕友の一六人には、細貝順吉、大森繁松・神原政辰・

神原信豊・林宗和等の名が見られる。周知のごとく生糸は、我が国の外貨獲得の輸出品として政府の重要産業として位置づけられていた。明治前期には、京都府の養蚕製糸業はどのようなであつたらうか。京都府では北部を中心に民間から養蚕製糸の改良が始まったが、産額が依然として少額で、機械製糸への機運が高まり、明治十二年宮津町で蚕業伝習所が創設されていた。そこで明治十八年東京上野で開催された全国五品共進会では、繭は、「当府列品ノ生糸ハ品質粗悪保存不良ニシテ一モミルベキモノナシ、本会列品中恐ラクハ粗ノ魁タラン、豈痛歎ノ至リナラズヤ、将来当業者ノ勤勉掛官ノ保護ニヨリ充分ナル改良ヲ要スベキハ当府下現時一日モ忽ニナスベカラザル所ナリ」とされた。生糸では、「当府列品ノ生糸ハ其数四十八ニシテ賞ニ与リタルモノ纔ニ四名ナリ、他二見ルベキモノ甚ダ尠シ、該地方ハ人皆旧慣ヲ墨守シ単ニ内地ノ需要ニノミ充ツルヲ以テ繰法極メテ拙ク束装モ区々タル云々」と我が国養蚕発祥の地でありながら、繭・生糸共に不本意な酷評を受ける。この結果を重く見た京都府では、府会決議で八郡を二区に分け、蚕種の品種改良や飼育の研究・検査の規格化をはじめ、販路の開拓に至るまで蚕業界の発達に本格的に着手することとなる。明治十九年には、田辺村に蚕糸業組合が組織された。明治二三年三月二一日の「日出新聞」には、山城養蚕伝習所が細貝順吉を教師に招き、組合長は中村英之助、所長は神原信豊、委員には神原政辰らが名を

連ね、南山城の養蚕技術指導の拠点として開設されたことが報じられている。

薪村小山家文書の三一六は、小山捨松が明治二三年六月京都府蚕糸業組合第一区養蚕伝習所で、養蚕術を習得したことの証明書である。裏には、「頭取山崎義丈・組長中村英之助・所長神原信豊・委員神原政辰・同大森繁松・同森本信富・教師細貝順吉七名に押印があり、新聞記事を裏付ける。細貝順吉・神原信豊・神原政辰は、蚕友として住所録に記されていた面々である。伝習所での師弟関係というより南山城の産業振興を共に担う同志という間柄であつたのであろうか。教師の磯貝順吉には、福島県岩代国伊達郡桑折の住所が記され、京都府が養蚕先進地域の福島県西部から招聘した技術指導員であつた。所長の神原信豊は、華岡青洲の孫弟子ともいわれ、八幡町八幡神原で開業する医師であつた。神原政辰は、八幡町長・町会議員・八幡小学校学務委員などを歴任している当地の名士である。大森繁松は、八幡三等郵便局長である。林宗和については、明治元年からの木津川付替え工事を長濱廣次とともに担当した。『山城綴喜郡誌』に「長浜花城略伝」「新枕草子拾遺」など自身の著作とともに多くの資料を提供している。いずれも石清水八幡宮の旧社士らで、明治以後は京都府貫属となつている。養蚕伝習所は、これら旧社士らが中心となり、八幡宮の旧小教院（現頓宮齋館）の建物を借用して、二〇名の生徒を募集し明治二三年四月二十日に開校、

七月一七日卒業式の予定で開設された。小山氏の証明の日付は六月であることから、講習期間は実質二ヶ月ほどであったことがわかる。

ほかに蚕友は、田辺村、草内村、祝園村、加茂村の南山城だけでなく、淀や紀伊郡吉祥院（京都市南区）など広範囲に分布している。

ここで、『山城綴喜郡誌』より本市の明治十年代の村々の物産をみていこう。大住村は、薩摩芋二七〇〇〇貫目、茶七一五〇斤、瓦三六〇〇〇枚である。薪村は、筍一〇〇〇貫目、茶二五〇貫目、西瓜二〇〇顆、梨一〇〇〇個、柿五〇〇〇個、菜種七〇石、筵二二〇〇〇枚である。石清水八幡宮放生会では、筵などの敷物を持参し祭列に奉仕する軾神人が薪村にあった。薪の筵は良質で、薪村から軾神人の奉仕は、一八世紀前半まで遡る。現在は途絶しているが「石清水祭書類綴」（石清水八幡宮発行）に一名が記され、昭和四八年までは石清水祭への奉仕が確認できる。

『綴喜郡誌』では、田辺市域の他の村々でも明治十年代には、養蚕は見られない。ところが「大住村統計書」によると、明治三八年には繭四〇石、価格一六〇〇円の記録がある。近隣では城陽市の繭産額は、明治二三年一七・六二石、明治二六年五〇石と、三年で二倍以上に増加している。京都府の統計資料でも明治二二年から明治四一年の桑畑の面積は、久世は八・三町から二九・八町に、綴喜郡は、九・一町から八一・

九町に、相楽郡では、四・四から二一四・一町と増加している。養蚕は、京都府の奨励策によって明治二十年代以降に南山城に導入されたのである。

本調査では、田辺地域と比較する資料はいまだ見出されていないが、明治四一年の地図をみると、それ以前には見られなかった大住村の木津川左岸、東薪の木津川に至る川岸や木津川左岸に桑畑の分布が見られる。『薪誌』でも、木津川沿いの砂地に昭和初年まで桑畑があり、「桑ノ木」の地名を残すという。

薪村小商家文書三八「明治二二年度山城南部蚕糸業第三小组組合員証票料徴収表」には、山城南部蚕糸業組合は、郡別に九区に分けられ、その下に小组か設置されていた。田辺地域は第三小组であったことがわかる。そこには、三六名の組合員が登録され、このうち養蚕農家三四名（内一名廃業）は、すべて等級八等である。薪村の小山捨松も名を連ね、実際に習得した技術を活かして養蚕を営んでいた。

明治十年代には、養蚕は行われていなかったようだが、数年で養蚕農家三十名以上が田辺地域に出現したことになる。他には三山木村には、蚕種製造一名と普賢寺村生糸商一名も登録されているが、田辺では製糸して生糸として販売するのではなく、おそらく長池の製糸会社や綾部の郡是など機械製糸会社に繭のまま出荷していたものである。

農家の現金収入の途であった養蚕は、茶の生産と共に急速

に広がったが、その後の養蚕の資料は今のところ見いだせていない。製茶が南山城で特産化して現在に至ったことと対照的である。

(参考)

(一) 東昇「小山捨松の京都府巡査試験と教習―明治二五年「小山捨松日誌」

(二) 田辺町近代誌編さん委員会編『田辺町近代誌』一九八七年

(三) 拙稿「南山城における養蚕・製糸長池柞蚕製糸工場」(『城陽地域の地域文化遺産―神社・街道の文化遺産と景観―』京都府立大学文化遺産叢書第六集)

(四) 京都府教育会綴喜郡部会編刊『山城綴喜郡誌』一九〇八年

(三) 田辺中筋家旧蔵歴史資料(資料群四)の絵図から

平成二八年度第三回歴史資料整理ボランティア講座で取り上げた田辺中筋家旧蔵歴史資料中の二・五・六の絵図について、まとめておく。

五「綴喜郡旧第八組絵図」には、次のような書き込みがある。

市辺村里程標ヨリ多賀村境迄百九拾九間四分

全 奈島村之内十六町迄 四百三拾四間四分

全 県道迄 四百六拾壹間五分

全 綴喜郡郷之口村境迄式千式百三拾七分

全 久世郡中村境迄 四百式拾四間四分

県道延長百九拾間

奈島村里程標ヨリ多賀村境迄 四百五拾壹間五分

全 市辺村境迄 百八拾五間五分

全 久世郡中村境迄 百三十間

全 同郡観音堂村境迄 三百五拾貳間五分

全 同郡富野村境迄 三百六拾間五分

全 綴喜郡草内村船渡場迄 八百三拾間

全 県道迄 百拾四間

県道長延式百六拾壹間五分

多賀村里程標ヨリ市辺村境迄 三百拾間五分

草内村渡船シ場迄 七百七拾五間

字上之浜県道 五百七拾三間五分

井手村境迄 六百貳拾九間五分

相楽郡田村新田迄 三千貳百間三分

奈嶋村境迄 五百四八間四分

県道延長 千四拾四間三分

明治拾四年十一月

綴喜郡旧第八組

戸長奥田助太夫(印)

現在の城陽市の市辺と奈島・多賀の里程標を基準にして、そこから近隣の村境や渡船場などへの距離を記している。絵図の凡例でも戸長役場・郵便箱・渡シ場と角柱形をかたどった里程標が記されている。絵図に描かれている市辺村には、「市辺村ノ新戸長役場 元標」とあり、奈島村には、里程標が記され、多賀村には戸長役場・里程標・郵便箱が記入されている。

さて、この里程標及び元標については、明治六年十二月に太政官四一三号で「諸街道里程取調方法並二元標及里程標柱書式ヲ定ム」の法令が出されている。東京日本橋と京都三条大橋の中心を起点、すなわち元標として各府県四達枢要の地への道の距離調査を命じたものである。測量にあたっては、

麻縄・鎖などを使って、各地の駅・郵便役所・高札場・渡船場等肝要便宜の地までの距離を分割して計測し、基準となった場所に仮の木製の標柱を建てる。明治八年には、県道管内元標及標柱書式が改定され、同年六月には、道路等級を廃止し、国道・県道・里道を定めている。絵図中でも県道・里道の別がかき分けられている。

さらにこの絵図の年紀である明治十四年四月の布達には、「本府より郡役所へ里程実測定ノ事」として本府すなわち三条の元標から各郡役所までの距離の測定が命じられている。

測定の結果は、久世郡淀までは、三里三二町一間四尺四寸、紀伊郡伏見までは、二里一八町三六間一尺二寸、相楽郡木津駅までは、八里二四町一二間三尺である。そして綴喜郡田辺村までは、六里三二町四六間五尺四寸で、京都三条から田辺まで凡そ二七・五キロ余りということになる。本絵図は、明治六年の里程標柱をもとに明治十四年三条から府下の郡役所までの距離測定に伴い、それぞれ村政の重要な地点までの距離を各戸長役場が取りまとめたものである。

ところで、現在京都府の元標は、三条烏丸交差点にあり、大正九年(一九二〇)建立の石標が立つ。綴喜郡には五基が現存し、そのうち京田辺市には、三山木村道路元標と普賢寺村道路元標の二基の石柱が残る。

次に六「綴喜郡旧第三組絵図」では、年紀は記さないが、水主村戸長村田善五郎・薪村戸長市川和吉・松井村戸長前川

宗太郎・大住村戸長沢井文三郎・岩田村戸長中野末吉の各五箇村の戸長名と押印がある。凡例の記号も先に見た絵図とほぼ同じである。図中の書き込みは次のようである。

県道第三等

△綴喜郡岩田村郵便局ヨリ同郡田辺村境迄里程三拾八町貳拾八間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡野尻村境迄里程五町三拾四間
里道老等

△綴喜郡松井村ヨリ同郡大住村県道第三等道路ニ合ス迄三拾六町五拾間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡渡船場迄里程五町貳拾六間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡水主村渡船場ヲ経テ同村中央迄三拾五町七間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡松井村中央迄里程拾六町拾七間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ松井村ヲ経テ河内国堺迄拾壹町拾壹間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡内里村境迄拾壹町拾壹間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大住村之内西村八小路ヲ経テ同村小学校迄貳拾五拾貳間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡大住村郵便箱場迄里程拾三町五拾貳間

△同郡岩田村郵便局ヨリ同郡大住村岡村迄里程貳拾貳町九間

同

△同郡岩田村郵便局ヨリ大住村ヲ経テ河内国境迄四十三町五拾間

但し絵図面 六千分ノ巻

この絵図では県道第三等に面した岩田村郵便局が起点となっている。岩田村郵便局は、明治十一年京都府行政文書にその存在が確認できる。書き込みには、岩田村郵便局から、現八幡市の野尻村・内里村と木津川の対岸水主村中央までの距離を示し、絵図には水主村に里程標が描かれている。また京田辺市の大住西村八小路を経て同村小学校や岡村・河内国境まで里程を示し、大住村には郵便箱場が設置されていた。郵便箱は、杉板を柱状に組み合わせた「黒塗柱箱」（黒ポスト）が、明治三四年鉄製の赤色丸型ポストが考案されるまで設置されていた。大住村に設置されていた郵便箱は、おそらく黒ポストであろう。

岩田村郵便局より松井村中央までの里程一六町一七間は、図中に描く里程標が松井村中央を示すのであろう。ほかに図中の薪村にも里程標が記されている。

次に二「山城国綴喜郡旧第壹組八幡庄里程実測全図 但縮尺六千分之巻…一庄四箇村共」と表題が明記されている。これまで見てきた五・六の地図記号の凡例と近似しているが、前二者が山川などに近世的な絵図様の描き方を残すのに対

して、図の名称や凡例を二重枠線内におさめ、より様式に則

い作成されたものと考える。

った清書された書き方である。描く範囲は、近世石清水八幡宮領の八幡八郷に加えて、男山の丘陵が南へ続く美濃山・幣原村が描かれている。現八幡市の上津屋・岩田・上奈良・下奈良・内里地区は含まれない。外四郷のうち美豆・生津・際目は、明治元年の木津川付替えて、木津川に隔てられている。この時淀付近で宇治川・桂川が合流して淀川となっていたが、宇治川を分離して木津川と桂川の間で流路変更したのは、明治二三年頃からである。それ以前は、本図のように木津川を渡り、旧堤防沿いの街道を淀まで進む道が利用されており、本図には年紀はないが、宇治川改修工事以前の地形を示している。

さて、図中には、買屋橋の南、城ノ内町の東側と志水町の南、現松原付近の二カ所に郵便局が、常盤道沿いの柴座町付近と橋本北ノ町の二カ所に郵便箱場が設置されている。我が国の近代的な郵便制度は、明治四年前島密の建議により全国均一の料金制が導入され、各地に郵便取扱所を設けられた。京田辺市でも明治六年十二月に山城田辺郵便取扱所が開設され、明治七年に郵便役所と改め、明治八年には山城田辺郵便局に改称されている。集配業務の効率円滑化のため同九年全国の郵便路線里程表が作成され、道路整備等により明治十四年に改訂された。先述の明治十四年里程実測に合わせたもので、この三点の絵図は、里程実測及び郵便里程標改定に伴

第三節 平成二八年度調査分関連論考

(一) 近世後期淀藩士松原家の家督相続と職務

東昇

一 松原家と稲葉家、四家

本稿では、稲葉家に仕えた淀藩士松原家と、近世後期の当主松原貞吉・貞儀の家督相続と職務についてみていきたい。淀藩士文書は、田辺家、金万家、渡辺家、上月家などが確認できるが、家や職務等の藩士家の実態についての分析はない(一)。対象とする史料は、淀藩松原家文書(資料群一二二)、特に「御番頭中当用留記」(一七)、十代松原五左衛門貞吉日記巻(二三)である。

本文書群中には、「十一代松原靱負貞儀」(二)とあることから、一一代松原貞儀期の文書が中心である。文久三年(一八六三)七月二三日「御所司代被仰蒙候節御目見并物御用控」(一六)には、「松原靱負清原貞儀写」とあることから清原氏を名乗っていた。

松原家の祖については、解題にも詳しいので「御番頭中当用留記」の本文を掲載して紹介したい。

一 稲葉家次二拙者家初之略

林宗兵衛政秀君御本国美濃之国本巢郡十七條二被成御

座候節、右松原五郎左衛門以定儀、慶長二酉年月日不相知被召出、格録共不相知、朝鮮御征伐ニ正成君御出之時御供仕候

右五郎左衛門義死去年月日法号猶篤与吟味

同人妻之儀是又吟味

一 御初代

稲葉佐渡守正成公、御本国美濃本巢郡十七條御旧里被成御座候節、松原五郎左衛門貞良被召出年月日不知候、知行千三百石被下置、御家老被仰付候年月日不知

右此時ハ地方ニ而頂戴候

前半は、稲葉家の祖の一人林宗兵衛政秀が美濃国本巢郡十七條を領していた際に、松原家の祖五郎左衛門以定が慶長二年(一五九七)に仕えたことである。その際に息子稲葉正成の供として、朝鮮出兵に従っている。後半は稲葉家初代正成との関係について記されており、正成が旧領の十七條を領した際に、五郎左衛門貞良が召し出され一三〇〇石の知行を拝領し家老になったとする。正成は、天正一二年(一五八四)小牧・長久手合戦で豊臣秀吉に仕え、文禄元(一五九二)年の朝鮮出兵では小早川秀秋に属し、五万石を領し、関ヶ原の合戦で秀秋を東軍に寝返らせたことである(三)。慶長一二年に十七條を領し、その後松平忠昌に仕え、元和九年(一六二三)忠昌の

越前移封に従わず蟄居したことから、この間のことと考えられる^(三)。

これ以降一七世紀のことは本文書にはないが、佐倉藩時代の二代藩主稲葉正知の代、享保三年(一七一八)「享保武鑑」には、松原五左衛門とあることから、稲葉家に従っていたことがわかる^(四)。その後、「御番頭中当用留記」には、つぎのように「四家」に関する記録がある。

一 寛保三亥十月廿八日付

正甫様御代方代々重ク被召出候処ヲ以、此度四家与被仰付

八太 田邊 稲葉 松原 右四人也

八太・田邊・稲葉者右御代ニハいずれニ被召出候哉、御代々者無之、余程御後代之事也

寛保三年(一七四三)、淀藩五代藩主稲葉正甫の代から、これまで代々重用された家、八太・田邊・稲葉・松原家を「四家」とする格式を定めた^(五)。また但し書き部分から、松原は八太・田邊・稲葉家よりも古くから藩主家に仕えていることがうかがえる。この格式は、「四家心得」として、一六ヶ条の規定が定められた。それは「四家ニ而ハ殿中諸士出合候ハ、ツクハイ御手ツク也、但挨拶等不及事」という、他の格の者と出会った場合の対処方法をはじめ、礼席の場所、御用

人や御年寄との面会、御用召の通達方法等多様である。

その後、天保五年(一八三四)には、城門の扉開に関する規定のなかで、塚田中務家を「向後四家並」とするとある。また天保一四年には、下興に関する各役職との対応方法が、評議の上で決定したと追加事項が記される。このように「四家」は、その後改変しながら機能し続けた格式といえる。

二 一〇代松原貞吉の家督相続

二一 家督相続

つぎに一〇代松原貞吉の日記「十代松原五左衛門貞吉日記」によつて、貞吉の家督相続から職務である京都火番の実態をみていきたい。この日記は、本人がその折々に記した日記ではなく、巻頭に「十代五左衛門貞吉凶書抜」とあるように、貞吉をめぐる吉凶事を後代にまとめたものである。記録期間は文化十一年(一八一四)二月五日〜文政二三年(一八三〇)正月二十九日と一七年分である。尅とあることや、他の記録に「天保七年正月 貞吉日記式ノ中程辺ニ相見候」と、式が引用されていることから(「御番頭中当用留記」、本来は複数冊あったことがわかる)。

日記を順に追っていくと、文化十一年二月五日からはじまり、貞吉は彦一郎という名前で登場する。この日、亡父五左衛門が病死し、彦一郎が幼年のため、番頭田邊八郎左衛門と物頭上田右仲が後見に任命された。彦一郎は表向一三歳で、

実は六歳であることから文化六年生である。七日に跡目一〇〇石を相続したが、幼年のため同心知二〇〇石は差し止めとなった。この他、席次や同席の名前などが記されている。文化一三年七月一日実父田邊采女死去の忌中届があるので、彦一郎は五左衛門急死のための養子であった可能性がある。また文政五年一二月には嫡孫承祖とあり、これは孫が、嫡子である父をこえて、直接に祖父から家督を相続することである。このことから祖父五左衛門の家督を、孫彦一郎が相続したことがわかる。

またこの家督相続を各大名家の重臣が記されている「武鑑」で確認すると、文化七年には年寄松原五左衛門、役名なしに松原典膳、文化一一年年寄松原典膳、文化一三年家老松原彦一郎とある^(一)。五左衛門と彦一郎の間に、典膳の名前が登場しており、彦一郎の親・兄弟か親類等、五左衛門の後継者がいたことがわかる。彦一郎が若年で相続していることから考えて、松原家にとって想定外の家督相続であったと思われる。

二六日には、殿様稲葉正備（淀藩八代藩主）、若殿様稲葉正發（淀藩九代藩主）へ、家督相続の御札の品と書状を送付し、一ヶ月後の翌年正月二六日江戸で披露されている。四月二日には、若年ということで当分の間、年始・五節句の藩主への御札が免除となる。六月五日、稲葉正備から高一〇〇〇石の書出を名代經由で拝領した。その際のものと思われる文

書写が日記に挟み込まれており、「御書出左之通」としてつぎのように記される。

為扶助高千石事

宛行之訖全可有所務之状

如件

文化十一年十二月七日正備（花押）

松原彦一郎殿

彦一郎は若年のため藩士の勤めに従事できないが、家柄を考慮され扶助として本知を安堵されている。二六日には後見の上田右仲が死去したため、同じく物頭奥住与次右衛門が後見に任命された。また文化一五年三月には屋敷と瓦屋根が破損し修復料二五両の内二〇両拝借している。願出の際には、職人に見積もりを取り、その帳面を藩に提出している。

文政二年五月二一日家来辻庄右衛門が病死したが、縁者がないため新町の東雲寺に、前年死亡した同人の妻とともに弔っている。辻の代わりとして七月一日には南村九左衛門組の堀池源二郎の家来雇用願いを出している。堀池は最初五石二人扶持であったが、その後加増され六石となり、季兵衛と改名している。

同年一二月二三日彦一郎は、学問出精ということで鯉を二匹拝領し、御札は名代末家松原源右衛門が勤めている。文政

三年は病気の記事が多く、三月一二歳にて疱瘡を煩い、御小性松原小三郎が使者となり干菓子を押領した。九月にも痲病を煩い同じく菓子を拝領している。当時疱瘡は子供が罹りやすく致死率の高い流行病であったため、通過儀礼と考えられ、あえて年齢を記したと思われる。文政四年八月一日には御札名代を勤めた末家松原源右衛門の屋敷が風によつて破損し、彦一郎家に同居するという届を出している。

二―二 元服と婚礼

文政五年四月七日彦一郎は、半元服の儀式「額直」を行い、藩主に御札を言上し鮮鯛を進上している。「額直」は一四歳になり、前髪を立て額のはえぎわ通りに髪を剃り、額を角ばらせた髪型であった。二年後の文政七年二月二二日淀藩一〇代藩主稲葉正守へ御機嫌伺へ行き「前髪執」の許可を得た。しかし二六日から麻疹に罹り、二ヶ月後の四月一五日元服の儀式「前髪執」を行い、藩主に御札を言上し干鯛を進上している。

そして文政八年七月朔日、登城し稲葉正守より同心知二〇〇石を押領し、計一二〇〇石となる次の書出を押領した。

今度為同心知貳百石本知合

高千貳百石事宛行之訖全

可有所務之状如件

文政八年七月朔日正守（花押）

松原彦一郎殿

この時、番頭に任命され、文書中に数多く残る稲葉家の京麟祥院への名代を勤めはじめている。

文政八年一〇月には積気を罹ったが、十一月二二日稲葉正守より年頃になったので杉原頼母の後見が免ぜられ、御紋付上下を押領する。彦一郎は、「前髪執」を行い、祖父と同じく同心知を押領し番頭に任命され、この後見が解消したことで、一七歳にして松原家当主として独立したといえる。それを象徴してか、十一月一三日には藩主が直接狩りなどで捕獲した菱食をはじめて拝領している。

当主となると次は結婚である。翌文政九年二月一三日には、稲葉酒允の娘を稲葉雅楽の妹として、彦一郎との縁談願が出され、四月朔日結納、五日婚儀となった。妻の名は臺（たい）、文化六年一二月七日生の一八歳、彦一郎と同年齢である。九月には、初の大仕事となる京都の火番の準備要請があったが、すぐに解除されている。

文政一〇年九月八日には、前回と同じく藩主が採った松茸を押領している。この年の九月二三日道範様二〇〇回忌が行われた。道範とは、現龍院殿輝宗道範大居士という稲葉正成の法号であり、淀藩稲葉家の藩祖、寛永五年（一六二八）九月一七日に死去している。この法要は稲葉家にとつて重要

な儀式であり、淀城御居間書院において四家格の当主が藩主正守と相伴しており、小性から盃・土器を渡され、藩主の前で取肴を受けた図が掲載される。文政一一年九月二十七日には膳所藩本多下総守家臣、中老川那邊十左衛門の倅熊之助へ、彦一郎の妹の縁談を願ひ出ている。同じ譜代藩七万石の上級家臣との縁談である。ただし一月二十七日は、家計が不勝手のため藩に金百両の拝借を願ひ、七年賦で借用している。そのため翌年二月朔日妹の婚礼が無事行われた。

二一三 京都火番

四月一六日評定所に呼ばれ、彦一郎他三名に対して、藩主の帰国に伴う京都火番の準備指示、手当金の話が出た。手当金以外に一〇両の拝借金、九両の貸付金を願ひ出たが、拝借金八両三年賦、貸付金七両三年賦利子付ということになった。五月一五日評定所より京都へ召し連れる人数書が提示され、徒三人・馬脇四人の他五人の計一二人が京都詰、行列のみ一二人、合計二十四人であった。これだけの人数を仕立てるのは、自分の家来だけではなく借人という他家からの応援も必要であり、経費もかかるため先の拝借金が必要であった。六月二七日には藩主より火番詰への御目見があり、初詰のため御用番が御条目を渡した。二八日は衣類方より法被などを支給され、二九日勘定所から手当金月三両、道中駄賃を受け取った。

六月晦日、彦一郎は火番のため出立、行列は城下京堤黒門辺までで、その後解散し銘々で京都へ向かった。小枝茶屋、朱雀一文字屋、千本鐘の下の町家で休憩し、再び行列を整えて松屋町御屋敷へ午刻到着した。七月朔日、京都所司代に対して火番の届を行い、前月担当の松平甲斐守（大和郡山藩柳沢家）家来と交代した。

初出動は七月四日夕、御池八幡町のあたりで煙が見えたので、数人で駆けつけたところ、商売の煙であったため引き取ったとある。最初の出動は火事ではなかった。火事によるものは七日大徳寺門前で、火の手が上がり一番・二番手そして彦一郎も出動した。その他、三条烏丸、千本えんま堂、四条幸町、平野切通で煙が見えたが大きな火事ではなかった。また七月一八日昼頃から夕方まで台風のためか、京地、淀大風雨とある。七月二十九日には八月担当の亀山藩松平紀伊守の番頭と交代し、八月朔日役目が終了し淀へ帰る。松屋町御屋敷を出立し、行きと同じ場所での休憩、淀納所町一番町竹屋善五郎宅にて行列を仕立て城下へ入り、藩主に御目見し帰城の挨拶を行った。

一月二七日二回目の京都火番に任命され、番頭松原彦一郎他、御者頭川俣小一右衛門、大野一右衛門、御纏根元健五郎、齋院権之允、水の手夏目兵次郎、桂国之助、御目付加藤園兵衛の名前が示された。暮れの晦日に淀を出立し、亀山藩松平紀伊守の番頭と交代し元旦より火番についた。この時は

元旦から小野上七軒で煙があがったが野煙であり、その他、三条両替町、下立売、二条樋口、千本十二坊、平野切通、大宮大徳寺門前、四条寺町において煙を確認している。正月一八日の新町七条の場合は、類焼三軒の火事となった。この時には、所司代、両町奉行、京都代官小堀主税、大工頭中井家からも出動があった。そして二九日亀山藩松平紀伊守の番頭と交代したところで日記も終わっている。

三 一一代松原靱負貞儀の役職

最後に一一代貞儀について、「御番頭中当用留記」から、役職などを中心に見ていきたい。先述した一〇代貞吉のその後については日記がないので不明だが、「武鑑」で確認すると、天保一一年（一八四〇）「大成武鑑」家老松原彦一郎、弘化二年（一八四五）「大成武鑑」年寄松原五左衛門とあることから、この間に改名したと考えられる（七）。

「御番頭中当用留記」によると、貞儀は、嘉永六年（一八五三）八月二日家督相続し、嘉永七年閏七月一九日、「田邊右京之通御番頭相勤候様被仰付、他所勤之事」、安政二年（一八五五）九月朔日後見御免となっている。これが貞吉と同じく一六歳であれば、家督相続は一四歳となる。「武鑑」で確認すると、嘉永七年（一八五四）「大成武鑑」家老松原五左衛門、安政三年「安政武鑑」家老松原芳之助、安政五年「大成武鑑」家老松原靱負とある（八）。貞儀は後見御免の後家老

として登場し、最初芳之助、後に靱負と改名した。安政五年三月二九日には、「明組御預ケ相組取扱」となり、安政六年四月一六日には、貞吉と同じく京都火番詰となった。貞吉は二一歳であったが、推測が正しければ貞儀も二〇歳で火番についている。

また「御番頭中当用留記」には屋敷や知行の情報も記されている。まず屋敷について、安永七年（一七七八）十一月一日に、現在居住する西ノ丸の屋敷を頂戴し引越したとある。天明五年（一七八五）六月二五日酉刻に屋敷が焼失し、一月跡地に新規の普請、また天保七年（一八三六）正月にも屋敷の普請を行っている。屋敷の図面も掲載され、南部分が斜めのため正確な長方形ではないが、縦一九間、横三六間、約五三〇坪であった。

知行については年代不明であるが、つぎのように記される。

覚

本知 物成

一高千石 百四拾五石

此内四拾五石上ケ米

同心知 物成

一高貳百石 貳拾九石

此内十四石五斗上ケ米

百七拾四石

此内五拾九石五斗上ケ米

残百十四石五斗

本知、同心知の石高は貞吉と変わらず、物成、上米が記される。物成の知行に対する割合は一四・五%、上米の物成に対する割合は一七%であり、おそらく藩財政の逼迫などによる知行借上と思われる。また慶応二年（一八六六）四月十三日の家族・召使人数も記される。家族は「叔人并家内子供」とあり人数は不明、召使は、同心若党二人、若党一人、中間三人、下女四人の計一〇人、家族人数が本人と三人の場合、合計一四人となる。弘化三年七月一日召使と思われる八幡志水町出生酒井清助を、切米一ヶ年二両三分で雇用した記録がある。

その後、貞吉は、文久三年（一八六三）二月から六月一日まで「御上洛御逗留中二條御城御警衛持切」とあり、一三代將軍家茂の上洛の際に、將軍の宿所となった二条城の警備に専従したとある。六月一日には、幕府から一二代藩主稲葉正邦が、京都所司代に任命される。稲葉正邦は、京都守護職松平容保に協力し、八月十八日の政変に際して尊攘急進派をおさえ、その後老中に昇進し徳川慶喜のもとで幕政改革を行った^(九)。

元治元年（一八六四）七月一日には「長藩入京御所辺方中京大火砲発乱妨之節ニノ手ニ而出役いたし候事」とある。

これは同日に発生した禁門の変に関する記事で、所司代稲葉正邦に従い鎮圧した際の記録である。慶応元年八月三日から、「八幡御警衛楠葉村関門江出役」とある。これは同年幕府が外国船からの京都防衛、尊皇攘夷派の取り締まりのため設置した楠葉関門への警備である。楠葉関門は、西洋式台場と関門を兼ね備えた三万平方メートルの設備であり、現在国史跡「楠葉台場跡」（現枚方市）となっている^(一〇)。この楠葉関門の警備は、閏五月二日から八月三日までは伊勢亀山藩、一二月七日に稲葉正邦が警備免除を申請し、慶応二年五月九日から、膳所藩・小浜藩に交代しており、この約一〇ヶ月間と考えられる^(一一)。

貞吉は、慶応三年七月七日に「御家老職見習相組取扱御免」となっており、家老職見習となった。約半年後の慶応四年正月五日、鳥羽伏見の戦いで、幕府軍の淀城への入城拒否した際の家老の一人かどうか、その後の記録はなく、維新後の状況も含めて不明である。

註

- (一) 京都府立京都学・歴史館、京都市歴史資料館他所蔵、『史料京都の歴史』一六伏見区、一九九一年他。
- (二) 福田千鶴『春日局』ミネルバ書房、二〇一七年。
- (三) 「寛政重修諸家譜」六〇八、国立国会図書館所蔵。
- (四) 国立国会図書館所蔵、八〇〇―四二。
- (五) この時に藩主正甫から四家へ出された寛保三年一月朔日「家訓写」が存在する（京都府立京都学・歴史館所蔵、田辺家文書甲三七六一―二）。
- (六) いずれも「文化武鑑」国立国会図書館所蔵、八〇〇―二。
- (七) 国立国会図書館所蔵、八〇〇―四〇・四一。
- (八) 国立国会図書館所蔵、八〇〇―二八・三七。
- (九) 時野谷勝「稲葉正邦」『国史大辞典』ジャパンナレッジ版。
- (一〇) 『広報ひらかた』二〇一一年四月号、一六頁。
- (一一) 「維新史料綱要データベース」、東京大学史料編纂所。

第七章 歴史資料共同調査報告会概要

第七章 歴史資料共同調査報告会概要

各年度の歴史資料共同調査の成果を市民の方々に報告するために、京田辺市教育委員会と京都府立大学文学部が主催する歴史資料共同調査報告会を行った。

第一節 平成二七年度歴史資料共同調査報告会概要

平成二七年一〇月四日(日)の午後一時三〇分から午後四時三〇分まで、京田辺市立社会福祉センターで、歴史資料共同調査報告会を行った。

第一部の調査報告では、平成二六年度に実施した京田辺市南部(主に江津地区)の歴史資料共同調査の成果を踏まえ、松本勇介が「歴史資料共同調査について」、竹中友里代氏が「近世佐牙神社の祭り」、東昇氏が「近世江津村の検地帳と頼母子講」と題して報告を行った。

第二部のパネルディスカッションでは、コーディネーターに鷹野一太郎(京田辺市教育委員会)、パネリストに東昇氏、竹中友里代氏、林正氏(薪区文化委員会委員)、上村公則氏(元田辺町総務課近代誌編さん係)を迎え、「京田辺市の歴史を語る」と題して、パネルディスカッションを行った。京

田辺市の歴史行政の回顧と展望、京田辺市の特色ある歴史について、活発に議論が行われた。
当日は約八〇名の市民の方が来場し、パネルディスカッション後の質疑応答では様々な意見が出され、地域に根ざした活気ある報告会となった。



平成二七年度歴史資料共同調査報告会の発言から

『田辺町近代誌』編さんの取り組みについて

上村 公則

私は元田辺町総務課近代誌編さん係で、現在は京田辺市郷土史会の副会長を務めています。

私の方からは、『田辺町近代誌』を編さんした時の取り組みなどについてお話をさせていただきます。

私が、郷土の歴史に興味を持つようになりましたのは、小学校の五・六年の時の担任の西川滋先生が、たいへん田辺の歴史に詳しい方でしたので、自分の住む町のいろんな歴史を教えていただいたことがきっかけであったように思います。

そんなことから、それ以降も、知らず知らずに、地元田辺の郷土史というものに興味を持つようになったのかなと思っています。

その後、田辺町役場に勤務し、私が歴史好きだったからかどうかよく分かりませんが、『田辺町近代誌』（昭和六二年）と『田辺町近世近代資料集』（同前）の編さんに、事務局という立場で関わらせていただくことになりました。もう、三〇年も前のことにはなりますが、その当時に事務局として、関わらせていただいた時のいろんな話や経験などを通して、今日はみなさんに何か一つでもメッセージを発信できれば、うれしいなと思っています。

まずは、『田辺町近代誌』と『田辺町近世近代資料集』の編さんの概要について、少し触れておきたいと思います。『田辺町近代誌』は、田辺町の近代に特化した町史として、田辺町の町制施行八〇周年、町村合併三五周年を記念して、昭和六二年三月に発刊されました。昭和五八年四月頃から編さん事業に着手し、当時の総務課に「近代誌編さん係」が置かれ、私も事務局の一員として、編さんのお手伝いをさせていただきました。編さんの組織としては、昭和五八年一月に「田辺町近代誌編さん委員会」を設置、昭和五九年一月に、当時、同志社大学教授であった今中寛司先生を編さん顧問に迎え、分野ごとに八名の「執筆委員」の委嘱を行いました。

一方、資料調査としては、昭和五九年初頭から町有文書、いわゆる合併前の旧町村役場資料を町が保管していましたので、その調査を皮切りに、同年七月には、大住・田辺・草内・三山木・普賢寺の五地区それぞれに三名、合わせて一五名の「調査委員」を委嘱し、本格的に町内の資料調査を開始しました。調査をしました文書等は、自治会や各種団体の文書約二千点、社寺文書約二千点、個人所蔵文書約一万五百点、町有文書約一千五百点、合わせまして、総点数約一万六千点でした。

当時、資料調査に当たっては、せっかく資料調査をするのだから、田辺町の古い資料は、全部調査してみようという意気込みで取り組みました。しかしながら、私たちでは私たち

の知る範囲の限られたお宅の資料しか調査できませんでした。そこで、郷土史会の役員さんや会員さんにご協力いただき、調査を進めることになりました。幸い、郷土史会の役員さんや会員さんは、田辺町内の全地区におられることから、それぞれの地区の調査委員をお願いしました。調査委員さんからの情報を元に、各地区の古文書などの所有者などに連絡を取り、場合によっては調査委員に同行していただき、所有者宅での調査を基本に資料調査を行いました。その際に調査を行いましたのは、大住地区で三二箇所、田辺地区で三七箇所、草内地区で二四箇所、三山木地区で三一箇所、普賢寺地区で二五箇所、町外で一五箇所の、併せて一六四箇所でした。

調査に当たっては、調査に協力的なお宅もあれば、そうでないお宅もありました。また、調査をいっさい拒否されたお宅もありました。私たちは、町の歴史書を作るために必要な資料であるので、協力いただきたいと説得はするのですが、やはり、所有者のお考えもあり、調査が困難なケースもありました。一方で、我が家の歴史を是非調べて欲しいといわれ、証文に至るまで、すべてを調査させていただいたお宅もありました。調査させていただいた文書は、基本的に一点一点、読み下しを行い、表題を付して、封筒に整理し、調査箇所ごとに調査目録にまとめ、保存用の段ボール箱に目録と一緒に整理し、所蔵者には「田辺町にとって、大変貴重な歴史資料であるので、大切に保管してもらいたい」旨を伝え、保存の

お願いを行いました。

当時、田辺町には、近代誌編さんに伴う資料調査で発掘された古文書等を保管・保存する施設も場所ありませんでした。田辺町で保管して欲しいとおっしゃる所有者も何人かあり、私たちも将来の資料の散逸を憂慮し、なんとか資料をお預かりし保管したかったのですが、なんともできず、特に事情のあつた一部はお預かりしましたが、大部分の資料は所有者の手に残ったままで、保存するかどうかはその所有者の判断にまかされ、三〇数年の月日が流れてしまいました。

これら近代誌編さんに伴う資料調査で発掘された古文書などは、今現在、どのような状況にあるのでしょうか。今も、時々「どうなっているのかな？」と気になることがあります。例えば、住宅の改築の際にゴミとして捨てられたり、世代交代による家に残る古い資料に対する認識の違いなどから古文書などが廃棄されるなど、三〇数年前と比較して、資料も相当数減少しているだろうなと思っています。その当時に、調査した資料をきちんと保存しておくべきではなかったかと、今も悔やまれる次第です。

このような状況を今後も放置すれば、そう遠くない時期に、京田辺市の歴史を語る上で貴重な多くの歴史資料を失うことになりかねないものと考えます。京田辺市の古文書等を調査させていただいた立場から申し上げますと、一日でも早く、京田辺市に現存する古文書をはじめとする歴史資料の詳細

な調査を改めて、京田辺市に実施していただき、貴重な資料が今後散逸しないための保管や保存などに対する適切な方策を講じていただきたいと思います。そういう意味からも、先ほど東先生や竹中先生からご報告があった京田辺市と京都府立大学さんで行っていただいている「歴史資料共同調査」の今後の進展に、大いに期待を寄せている一人です。

もうひとつ、調査・発掘した古文書などの貴重な歴史資料を保管・保存し、公開・展示できる施設の話をしたと思います。

この京田辺市に残る貴重な歴史資料は、京田辺市民みんなの宝物であると、私は思っています。従って、市民のみなさんに「京田辺市には、貴重な歴史資料がこんなにたくさんあるんですよ。このまま、ほっておいたら、みんな無くなってしまふんですよ。」というメッセージを、今のうちから市民のみなさんに発信しておかないと本当に貴重な歴史資料が無くなってしまふと思うのです。貴重なまちの宝物が無くならないうちに、一日でも早く、市民のみなさんのために、歴史資料の展示や閲覧・公開ができる「歴史資料館」を設置していただきたいと思っています。

先だつての「京田辺市文化振興計画」の最終の懇話会において、「文化施設の中核となる新たな施設の整備」方針が盛り込まれました。まだ、具体的なことは決まっていないようですが、私たち京田辺市郷土史会も以前から「歴史資料館」

の建設を強く要望していますので、将来できるその施設の中に「歴史資料館」のようなものができたらすごくうれしいなと、大いに期待を寄せているところです。

最後に、私はもうロートルですけど、これからの京田辺市を担っていくのは、このまちの子供たちですよ。

そんな子供たちに小さい頃から、京田辺市の歴史に触れ、学び、肌で「京田辺市はこんなにすばらしいまちなんや」と、感じたり思ったりできるように、私たち大人が子供たちに何かをしてあげないといけないと思うんです。例えば、私たち京田辺市郷土史会が主催して、子供向けの地元の歴史に関する勉強会をしてあげるとか、市内の史跡や伝承地に子供を連れて行ってあげて、現場でいろんな話をしてあげるとか。

それと、子供たちのために、わかりやすい京田辺の歴史読本のようなものも作ってあげたいですね。

京田辺市の歴史遺産を私たちが守ることももちろん大切なことなのですが、その遺産を引き継ぎ、未来へ伝えることのできる子供たちを育むことも、私たち今の大人に課せられた大きな使命ではないかと思っています。

第二節 平成二八年度歴史資料共同調査報告会概要

平成二八年一月一二日（土）の午後一時三〇分から午後四時分まで、京田辺市立社会福祉センターで、歴史資料共同調査報告会を行った。

第一部の調査報告では、平成二七年度に実施した京田辺市中部（主に薪地区）の歴史資料共同調査の成果を踏まえ、松本勇介が「歴史資料共同調査について」、東昇氏が「小山捨松と京都府警」と題して報告を行った。

第二部の関連報告では、調査地である薪地区を題材に、林正氏（郷土史家）が「佐川田喜六と薪村」、竹中友里代氏が「薪・田辺の資料からみた近代南山城の産業」と題して報告を行った。

当日は約三〇名の市民の方が来場し、報告後の質疑応答では色々な意見が出され、京田辺市中部の歴史を多角的に考え、掘り下げる有意義な報告会となった。

なお、今回の調査報告会では、前年度に調査した歴史資料「薪村小山家文書」（資料群三）の一部を展示し、来場者の方に調査内容を身近に感じてもらえるように努めた。



第八章 歴史資料整理ボランテイヤ概要

第八章 歴史資料整理ボランティア概要

歴史資料共同調査と並行して、市民の方々と京田辺市所蔵歴史資料の整理を協働するために、歴史資料整理ボランティアを組織し、主に歴史資料目録の作成補助を行ってもらった。

第一節 平成二六年度歴史資料整理ボランティア概要

平成二六年度の歴史資料整理ボランティアは計二回行った。第一回目は、平成二六年九月九日（火）の午後一時から午後三時まで京田辺市立中央図書館で三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）の整理を行い、市民六人が参加した。また、京都府立大学の学生等も九人参加した。講師は東昇氏と竹中友里代氏が務めた。

第二回目は、平成二七年一月一六日（金）の午後一時から午後三時まで、中央図書館で三山木村井氏旧蔵歴史資料（資料群一）及び三山木山田家旧蔵歴史資料（資料群二）の整理を行い、市民九人が参加した。また、京都府立大学の学生等も五人参加した。講師は東昇氏が務めた。

以上、平成二六年度の歴史資料整理ボランティアは、延べ一五人の市民が参加した。また、延べ一四人の京都府立大学

の学生等も参加した。整理した歴史資料は近世文書や近代の刊本が中心で、目録作成の補助を行ってもらった。初めての取組ということもあり、マスキの注目も集め、京都新聞（「市民や学生 歴史資料整理」、平成二六年九月一〇日）、日新聞（「市所蔵歴史資料を調査」、平成二六年九月一〇日）、洛南タイムス（「歴史資料目録づくり」、平成二六年九月一二日）に記事が掲載された。



第二節 平成二七年度歴史資料整理ボランティア概要

平成二七年度の歴史資料整理ボランティアは計三回行った。第一回目は、平成二七年一月二三日（金）の午後一時から午後三時まで京田辺市役所で歴史資料の取り扱いに関する講義と草内采野氏旧蔵歴史資料（資料群五）の整理を行い、市民一七人が参加した。講師は東昇氏と竹中友里代氏が務めた。

第二回目は、平成二七年二月四日（金）の午後一時から午後三時まで市役所で前回と同様に歴史資料の取り扱いに関する講義と草内采野氏旧蔵歴史資料（資料群五）の整理を行い、市民一五人が参加した。講師は東昇氏と竹中友里代氏が務めた。

第三回目は、平成二八年一月八日（金）の午後一時から午後三時まで市役所で前回と同様に歴史資料の取り扱いに関する講義と草内采野氏旧蔵歴史資料（資料群五）の整理を行い、市民一五人が参加した。講師は竹中友里代氏が務めた。

以上、平成二七年度の歴史資料整理ボランティアには、延べ四七人の市民が参加し、盛況だった。整理した歴史資料は全て近代の雑誌『歴史写真』で、その目録作成を行った。その成果については第二章に掲載している。



第三節 平成二八年度歴史資料整理ボランティア概要

平成二八年度の歴史資料整理ボランティアは計三回行った。第一回目は、平成二八年一月二五日（金）の午後一時から午後三時まで京田辺市役所で歴史資料の取り扱いに関する講義と草内采野氏旧蔵歴史資料（資料群五）の整理を行い、市民一六人が参加した。講師は東昇氏と竹中友里代氏が務めた。

第二回目は、平成二八年一月一六日（金）の午後一時から午後三時まで京田辺市立中央公民館で歴史資料の取り扱いに関する講義と田辺中筋家旧蔵歴史資料（資料群四）の整理を行い、市民一六人が参加した。講師は東昇と竹中友里代が務めた。

第三回目は、平成二九年一月二〇日（金）の午後一時から午後三時まで中央公民館で前回と同様に歴史資料の取り扱いに関する講義と田辺中筋家旧蔵歴史資料（資料群四）の整理を行い、市民一四人が参加した。講師は東昇氏と竹中友里代氏が務めた。

以上、平成二八年度の歴史資料整理ボランティアには、延べ四六人の市民が参加した。二八年度は初めてグループ別に整理作業を行ったが、ボランティア同士で意見を出し合ったり、助け合うことができ、たいへん好評だった。整理した歴史資料は近代の雑誌『歴史写真』と近代の地図で、その目録

作成を行った。その成果については第二章に掲載している。



京田辺市歴史資料調査報告書第一集

平成二六・二七年度京都市立大学地域貢献型特別研究成果報告書

京田辺市所蔵近世近代文書調査報告書一

編集・発行 京田辺市教育委員会教育部市史編さん室

六一〇―〇三九三 京田辺市田辺丸山二一四

京都府立大学文学部歴史学科

六〇六一八五三二 京都市左京区下鴨半木町一―五

発行年 平成三〇（二〇一八）年三月

印刷 株式会社昭文社

六三〇―八〇三一 奈良市柏木町一七六一